

第百六十六回国会 参議院 財政金融委員会 會議録第五号(その一)

平成十九年三月二十日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月十五日

辞任

岡崎トミ子君

補欠選任

大塚 耕平君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

家西 悟君

中川 雅治君

野上浩太郎君

大久保 勉君

峰崎 直樹君

泉 信也君

金田 勝年君

椎名 一保君

田中 直紀君

舩添 要一君

山下 英利君

池口 修次君

尾立 源幸君

大塚 耕平君

富岡由紀夫君

広田 一君

円より子君

西田 実仁君

山口那津男君

大門実紀史君

国務大臣

財務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(金融))

尾身 幸次君

山本 有二君

副大臣

財務副大臣

大臣政務官

総務大臣政務官

農林水産大臣政務官

経済産業大臣政務官

常任委員会専門員

事務局側

政府参考人

内閣府審議官

内閣府大臣官房審議官

兼内閣府計量分析室長

金融庁総務企画局長

金融庁総務企画局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

総務大臣官房審議官

財務大臣官房長

財務大臣官房長

財務大臣官房長

財務大臣官房長

財務大臣官房長

財務大臣官房長

財務大臣官房長

財務大臣官房長

財務大臣官房長

財務大臣官房長

財務大臣官房長

財務大臣官房長

財務大臣官房長

財務大臣官房長

財務大臣官房長

財務大臣官房長

財務大臣官房長

財務大臣官房長

財務大臣官房長

富田 茂之君

土屋 正忠君

永岡 桂子君

高木美智代君

藤澤 進君

浜野 潤君

齋藤 潤君

三國谷勝範君

中江 公人君

佐藤 隆文君

椎川 忍君

杉本 和行君

勝 栄二郎君

松元 崇君

石井 道遠君

丹呉 泰健君

小手川大助君

加藤 治彦君

清水美智夫君

青柳 親房君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○平成十九年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成十九年度特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成十九年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)について

(内閣府所管(金融庁)、財務省所管、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行)

○平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(家西悟君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

委嘱審査並びに平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として財務省主税局長石井道遠君外十四名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(家西悟君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員(家西悟君) 去る十五日、予算委員会から、三月二十日の一日間、平成十九年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、内閣府所管のうち金融庁、財務省所管、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行についての審査の委嘱がありました。

この際、本件を議題といたします。

委嘱されました予算について順次政府から説明を聴取いたします。尾身財務大臣。

○国務大臣(尾身幸次君) 平成十九年度一般会計歳入予算並びに財務省所管の一般会計歳入予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算について御説明申し上げます。

まず、一般会計歳入予算額は八十二兆九千八百八億円余となっております。

この内訳について申し上げますと、租税及び印紙収入は五十三兆四千六百七十億円、その他収入は四兆九千八百八億円余、公債金は二十五兆四千三百二十億円となっております。

○委員(家西悟君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員(家西悟君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

委嘱審査並びに平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、参考人として日本銀行山口廣秀君外三名の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(家西悟君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員(家西悟君) 去る十五日、予算委員会から、三月二十日の一日間、平成十九年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、内閣府所管のうち金融庁、財務省所管、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行についての審査の委嘱がありました。

この際、本件を議題といたします。

委嘱されました予算について順次政府から説明を聴取いたします。尾身財務大臣。

○国務大臣(尾身幸次君) 平成十九年度一般会計歳入予算並びに財務省所管の一般会計歳入予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算について御説明申し上げます。

まず、一般会計歳入予算額は八十二兆九千八百八億円余となっております。

この内訳について申し上げますと、租税及び印紙収入は五十三兆四千六百七十億円、その他収入は四兆九千八百八億円余、公債金は二十五兆四千三百二十億円となっております。

○委員(家西悟君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員(家西悟君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

委嘱審査並びに平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、参考人として日本銀行山口廣秀君外三名の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(家西悟君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員(家西悟君) 去る十五日、予算委員会から、三月二十日の一日間、平成十九年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、内閣府所管のうち金融庁、財務省所管、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行についての審査の委嘱がありました。

この際、本件を議題といたします。

委嘱されました予算について順次政府から説明を聴取いたします。尾身財務大臣。

○国務大臣(尾身幸次君) 平成十九年度一般会計歳入予算並びに財務省所管の一般会計歳入予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算について御説明申し上げます。

まず、一般会計歳入予算額は八十二兆九千八百八億円余となっております。

この内訳について申し上げますと、租税及び印紙収入は五十三兆四千六百七十億円、その他収入は四兆九千八百八億円余、公債金は二十五兆四千三百二十億円となっております。

○委員(家西悟君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員(家西悟君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

委嘱審査並びに平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、参考人として日本銀行山口廣秀君外三名の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(家西悟君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員(家西悟君) 去る十五日、予算委員会から、三月二十日の一日間、平成十九年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、内閣府所管のうち金融庁、財務省所管、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行についての審査の委嘱がありました。

この際、本件を議題といたします。

委嘱されました予算について順次政府から説明を聴取いたします。尾身財務大臣。

○国務大臣(尾身幸次君) 平成十九年度一般会計歳入予算並びに財務省所管の一般会計歳入予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算について御説明申し上げます。

まず、一般会計歳入予算額は八十二兆九千八百八億円余となっております。

この内訳について申し上げますと、租税及び印紙収入は五十三兆四千六百七十億円、その他収入は四兆九千八百八億円余、公債金は二十五兆四千三百二十億円となっております。

○委員(家西悟君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員(家西悟君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

委嘱審査並びに平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、参考人として日本銀行山口廣秀君外三名の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

次に、当省所管一般会計歳出予算額は二十二兆六千五百四十億円余となっております。

このうち主な事項について申し上げますと、国債費は二十兆九千九百八十八億円余、政府出資は千九百十四億円余、予備費は三千五百億円となっております。

次に、当省所管の各特別会計の歳入歳出予算について申し上げます。

国債整理基金特別会計におきましては、歳入百九十九兆二百三十六億円余、歳出百七十九兆二百三十六億円余となっております。

このほか、地震再保険等の各特別会計の歳入歳出予算につきましては予算書等をごらんいただきたいと存じます。

最後に、当省関係の各政府関係機関の収入支出予算について申し上げます。

国民生活金融公庫におきましては、収入千八百八十四億円余、支出千四百六十二億円余となっております。

このほか、日本政策投資銀行等の各政府関係機関の収入支出予算につきましては予算書等をごらんいただきたいと存じます。

以上、財務省関係の予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第でございます。

なお、時間の関係もございまして、既に配付しております印刷物をもちまして詳細な説明に代えさせていただきますので、記録にとどめてくださるようお願いいたします。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(家西悟君) 山本内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(山本有二君) 平成十九年度における内閣府所管の金融庁の歳出予算要求額について、その概要を御説明いたします。

金融庁の平成十九年度における歳出予算要求額は二百二十億五千九百九十九万九千九百九十九円と存じます。

このうち主な事項について申し上げますと、金融庁の一般行政に必要な経費としまして百五十六億六千八百万円、金融行政情報推進に必要な経費としまして二十三億四千六百万円、金融庁の移

転に必要な経費としまして十五億五千二百万円を計上いたしております。

以上をもちまして、平成十九年度内閣府所管の金融庁の歳出予算要求額の概要の説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長(家西悟君) 以上で説明の聴取は終わりました。

なお、財務省所管の予算の説明については、別途配付しております詳細な説明書を本日の会議録の末尾に掲載することとしたしたいと存じます。が、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(家西悟君) 御異議ないものと認め、さよう取り計らいます。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○山下英利君 おはようございます。自由民主党の山下英利でございます。

本日の財政金融委員会、委嘱審査ということですが、まずトップバッターとして質問に立たせていただきますと思います。予算委員会の席では尾身財務大臣にちよつとお話を伺うことができませんでしたが、今日は委嘱の審査の中で十分に御説明をいただきたいと、そういうふうな思っております。限られた時間でございますから、細かい話がなかなか通るかどうかわかりませんが、んけれども、私はまず、今回の予算における特別会計の問題に焦点を当てまして質問をさせていただきます。

特別会計というのは、やはり一般会計に比べて非常に大きい金額がありながら、国民から見ると非常に分かりにくいと常々言われてきたところでありまして、この特別会計に関する法律案につきましましては別途法律案としてまた細かい法案の中身についての審議を控えているというところでございますけれども、本日は私から、この法案の骨格と申し上げますか、この特別会計改革を進める

上での大臣としての基本的なスタンス、これを伺いながら質疑を進めさせていただきたいと思えます。

まず、今回の特別会計の改革によつて平成十九年度予算にどのような影響が出てくるか、その点につきまして簡単に御説明をちょうだいしたいと思います。

○国務大臣(尾身幸次君) 特別会計改革につきましましては、行政改革推進法に定められました特別会計の統廃合、平成二十三年度までに現行三十一会計を十七会計にするというものでございます。それから、余剰金の処理等の一般会計と異なる取扱の整理、さらに特別会計に係る情報開示を実施する法律案といたしまして特別会計に関する法律案を国会に提出しているところでございます。

十九年度の特別会計予算につきましては、現行三十一ある特別会計のうち六会計が三会計に統合され二十八会計になる、すなわち厚生保険と国民年金を統合して年金特別会計をつくる、電源開発促進対策と石油及びエネルギー需給構造高度化対策を統合してエネルギー対策特別会計をつくる、食糧管理と農業経営基盤強化措置を統合して食料安定供給特別会計をつくるという三つでございます。五年間で二十兆円程度の財政貢献という行革推進法の趣旨を踏まえまして、今回の法律案に基づきまして特別会計の余剰金等一・八兆円を一般会計に繰り入れ、財政健全化への貢献を実現することとしております。

いづれにいたしましても、今後とも国全体の歳出、歳入の合理化、効率化の観点から特別会計の徹底した見直しを進めてまいりたいと思っております。

○山下英利君 ただいま御説明いただきました。ありがとうございます。

なお、この特別会計と申しますのは、財政法上特定の歳入をもつて特定の歳出に充てる方が財政運営上効率的であるというような場合に特別会計が用いられるわけでありまして、我が国の財政需要の拡大に従いまして、どちらかというと

一つ一つの目的の区分けという中で特別会計がどんどん増えてきた、同時に改廃も行われてきたわけでありまして、総数としては増加をしてきた、そういった傾向にあります。

実際に、日本のインフラを整備する意味では、非常にこの急速な発展の中で特別会計の持つ役割というものは大変大きいものがあつた、そのように私も認識しているところであります。

与野党の皆様問わずこのところは御承知をいただいているところだと思ひますが、私も参議院の予算委員会、決算委員会の質疑に立たせていただいた中でも、いつもやはり特別会計というのが一般会計の陰に隠れてしまつていて、国民から見ても、あるいはマスコミの報道なんかを見ておると、特別な印象をぬぐえなかつたところがございます。で、やはりその目的、そしてその中身をきちつと説明することによつて、改めてこの特別会計の意味というものを国民に理解してもらわなきゃいけないのではないかと。

そういうふうな観点から、財務省に對しまして、特別会計のもつと分かりやすい資料を作つていただきたいというお願いを再三させていただいております。それで、今年の四月に財務省からようやくこの「特別会計の話」という特別会計に特化した説明書を出していただきました。これは非常に私自身有り難いことだと思ひましたし、非常に分かりやすい第一歩だと思ひます。

しかし、ここで改めて申し上げますと、興味があつて、それだけ分厚いものだと、興味があつて、それでそれなりの知識のある方にとっては非常に分かりやすいでしょう。しかし、一般の国民の皆さんが特別会計と言われたときに、テレビなんかでふわふわと流されるものに対してあれはこうだというふうな判断をされるには、ちよつとこれだけ分厚いものではないかな。もう少し、できるだけ分かりやすい形でおまとめをいただければ、うにお力添えをよろしくお願い申し上げます。

そこで、ただいま大臣の方からお話もございました、三十一特別会計を将来的には十七の特別会計にまとめまいかと、そういう話でございませう。しかしながら、特別会計は、特別会計を必要以上に拡大すること分りづらくなっている。ですから、三十一特会が十七の特会に少なくなり、また全体的な規模というものも見えにくい。そして、この平成十九年度予算における特別会計自体の歳出のベースを見ても、総額が四百六十兆円から三百六十二兆円、約九十九兆円ですか、縮小をしております。そして、純計ベースでいえば、前年の二百二十五兆円から百七十五兆円、約五十兆円少なくなっております。

言ってみれば、特別会計を整理統合することによってその歳出規模というものが縮小をすることができると、一つの目安にはなるわけですが、依然として八十兆円を超す一般会計、これだけの規模があったら何か無駄遣いの温床になっているんじゃないかなという声が出てきても、これは、ここをしつかりと説明をして、そうではないんだということに努めていかなければいけないというふうに思っております。

この問題視されている点につきましても、やはりかつて塩川大臣が母屋でおかゆ、離れで焼きと云った有名な言葉がありましたけれども、これが、特別会計自体悪いものだというふうに伝わっているところというものは否めない点で、特別会計と、あるいはいわゆる目的税化している特定財源、これがもう混同されているというように、どこも多分にあるというふうに思っております。私もできるだけというか、国民の皆さんが分かりやすい形という説明に努めていかなければいけないというふうに思っています。特別会計に関する最近の様々な批判を整理してみましたが、これはやはり歳出が巨大であって無駄が多いという批判が多い。それから、余剰資金がたまってしまう、これを活用すれば財政の再建が可能だとい

いうふうな声もございいます。しかし、一方ではこれは、先ほどちょっと申し上げたように特定財源、いわゆる目的税の部分で予算編成上の都合というか、例えばシーリングみたいなものによって余ってしまったというふうな声もあるところでありまして、これは、特別会計だけではなくて一般会計にも含まれていることなんです。この特定財源というものの見方がすなわち特別会計だというふうな考え方は、少なくともというか、むしろ多いんじゃないかなと、そういうふうに思っております。

したがって、この特別会計、非常に分りづらくて国民の監視の目がなかなか行き届かないと。だからこそ、特別会計はもういつそのこと全廃してしまつて、一般会計一本で、そして審議をやった方が分りやすいんじゃないかといったような意見、これは私は大変むしろ混乱を来すんじゃないかなというふうに思っているところなんです。

こうした批判に対して、政府として、今後この特別会計の改革を通じてどのようにこの批判にこたえていけるおつもりなのか、大臣の御所見をちょうだいしたいと思います。

○国務大臣(尾身幸次) 特別会計の在り方につきまして、いろんな今お話しのような批判があるというところは承知をしております。

まず、無駄遣いの問題について、特別会計の歳出総額が三百六十兆円ありますが、その特別会計間の資金の入り繰りなどという重複の計上分を除いたものが百七十五兆円あります。この内訳は、国債償還費、利払い費七十八・九兆円、地方交付税交付金等十四・八兆円、社会保障給付五十一・四兆円、財政融資資金への繰入れ十八・八兆円、その他十一・六兆円ということになっております。

このうち、国債償還費、利払い費七十八・九兆円につきましては、財政構造改革全体の中で財政健全化を図ることを通じて対応してきているところでございます。

地方交付税交付金等十四・八兆円につきましては、毎年度の地方財政対策の中で地方歳出の抑制などの改革を進めてきております。

社会保障給付五十一・四兆円につきましては、持続可能な社会保障制度を構築する観点から改革を進めてきております。

財政融資資金への繰入れ十八・八兆円につきましては、財政投融資改革の観点から対象事業の重点化、効率化などの改革を進めているところでございます。

その他の十一・六兆円につきましては、公共事業を始めとする事業の見直しのほか、これまで特別会計の無駄遣いとして指摘を受けたものがすべてここに含まれていたことから、特別会計という会計制度そのものを切り口として、無駄遣いの排除の観点から改革に取り組んでおります。

いずれにいたしましても、どの歳出分野にも聖域を設けることなく改革に取り組んでいくことは当然でございます。特別会計の歳出純計全体について改革を進めてまいりたいと考えております。

特別会計の余剰資金の財政健全化への活用についてであります。行革推進法におきましては、二十二年度までの五年間で剰余金等を活用して約二十兆円の財政健全化への寄与を行うことが定められておりまして、これを受けまして、今般の特別会計に関する法律案におきましては、毎年度の予算編成で特別会計の剰余金を一般会計への繰入れの対象とする共通ルールを策定したところであります。

十八年度予算では約十三・八兆円、このうち財政融資資金の利益のたまり十二兆を含んでいるわけでございますが、十三・八兆円を繰り入れました。十九年度予算では約一・八兆円を繰り入れることとしております。

今回の法案では、企業会計基準に準拠した特別会計の財務書類を会計検査院の検査を経て国会に提出することとし、その他特別会計の財務状況を示す情報をインターネット等の方法により開示す

ることとしております。

また、特別会計の統廃合につきましては、全廃をするといった議論につきまして、そのような対応は受益と負担の関係を見えにくくするといった面もあることから、政府としては、行革推進法制定の際に、事業の必要性、受益と負担の関係、事業の類似性などの観点から事務及び事業の必要性をゼロベースで精査をいたしまして、現行の三十一会計を二十三年度までに十七会計に縮減することといたしました。今回の法案は、この行革推進法を受けまして、その成果を実施に移すこととしていっております。

いずれにいたしましても、特別会計に関するこうした御批判に対しまして、政府として十分な説明責任を果たすことができるよう、今後とも特別会計改革に全力で取り組んでいきたいと考えております。

○山下英利君 どうもありがとうございます。正に今大臣がおっしゃった方針に従って特別会計の改革、これを進めていただきたいと思います。

そして、言ってみれば、今お話しもございましたように、やはり個々の事業をしつかりと精査して、そしてかつ効率を高めていく、財政上の効率を高めたならば、やはり個々の事業をしつかりと推進できる体制をつくっていくということが一番肝要というか大事だと、そのように私も思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

正しいアプローチというのは、ただ単に数を減らせばいいんだということではないというふうに重ねて私からも申し上げておきたいと思っております。そして、いわゆる会計において経理されている事務とか事業の見直しにおいては、徹底した精査をしながら無駄を省くということにはこれは不断の努力をしていかなければいけないと、そのように思っております。勘定ごとに割り振られているような、例えば人件費であるとか事務経費等経常経費等の効率化、これをどうすればできるかということは引き続き知恵を出していかなければいけな

い問題ではないかと、そのように思っております。でございます。

時間も限られておりますので特別会計の点につきましてはこの程度にとどめさせていただきます。先ほど大臣の方からの、冒頭、審議における御説明にもありましたとおり、やはり今国債というものが大変予算の中で大きな位置を占めております。金利動向によってその国債費が大きく変動すると、そうすれば予算というものにも大変大きな影響が出てくるということでございますので、この国債の管理政策についてちよつとお伺いをさせていただきます。と思います。

平成十九年度予算では引き続き多額の国債発行、いわゆる借換債も含みますが、で国の予算を賄っていかなければならない状況であります。金利変動が最も影響する部分である、そういうふうにも私も思っております。安定消化にも細心の注意を払っていかねばいけません。また、財政再建の道を付けても、この部分における細心の注意というのはまだ当分というか、これを続けていかなければ一定の方向性というものが、ルールが外れてしまうというふうな、非常に大事なポイントだというふうに私は認識をいたしているところでもあります。

その中で、国債、いわゆるJGBの国際化という、いわゆるインターナショナルの、国際化という点から外国人投資家へも拡大をしていくというお話が以前お聞きをしたところでありますが、現状まだ総発行額に対して、所有額に対しては五％程度というところにとどまっているというところでございますが、今後どの程度まで広がっていくのか。そして、外国人投資家の比率が広がるということとはまたある面じゃ別な課題もあるんじゃないかなというふうに思っております。その点についてのお話を伺い、そして一方、郵政の民営化によっていわゆる国債の大口所有者が今後民営化の方向へ進んでいく。いわゆる郵貯、簡保というところのこれらの国債保有の動向についてどうお考えになつていらっしゃるのか、またその対

策、これについても伺わせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○政府参考人(丹兵衛健吉) お答えいたします。まず、我が国の国債保有を海外投資家にどのように進めていくかという点につきまして、先ほど先生から平成十八年に五％ぐらいというお話ございました。

御案内のように、我が国の国債の保有の状況を見ますと、銀行等の金融機関の保有割合が高く、市場の状況が変化した場合に市場参加者の取引が一方に流れがちな傾向にあるとの指摘がございます。こうした点を踏まえ、財務省としては、国債の保有者層を多様化すれば様々な市場の見方や投資スタンスに基づいた国債取引が行われることとなり国債市場の安定化に資すると考えておりまして、これまで海外での説明会を行うなど海外の投資家の保有に努力してきたところでございます。

ただ、議員御指摘のように、海外の投資家の保有については保有動機は様々でございます。金利あるいはその他の市場の動向にも左右されることとございますので、私ども具体的に海外投資家の保有割合の目標については定めておりません。それから二点目として、郵政民営化に当たりまして郵貯、簡保の国債保有についてのお話がございます。

郵政民営化関連法におきましては、本年十月の郵政民営化以前に契約されました郵貯、簡保につきましては、既契約といたしまして旧勘定で取り扱うこととし、その運用は引き続き国債等の安全資産により運用することとなっております。

また、完全民営化に至るまでの移行期におきましては、保有国債等の安全資産の額の見通しを公表することとなっております。こういった仕組みによりまして、現在大量に国債を保有している郵政公社の民営化に伴いまして国債市場に不測の事態が起こることのないよう、市場関係者に予測可能性を十分に配慮した制度設計となっております。

また一方、私どももいたしましては、国債保有者の多様化を図る観点から個人向けの国債も発行しているところであり、家計の国債保有の促進にも努めているところでございます。

こういったことで、郵政民営化は時間を掛けて完全民営化に至るということ、さらに、個人国債を含めて国債保有者層の多様化の推進などを行っておりますので、郵政民営化に伴いまして国債市場への影響につきましては適切に対応できると考えております。

○山下英利君 もう時間が参りましたので私の質問をこれで終わらせていただきますが、どうか大臣、本当にまだまだ道半ばでございます。財政再建の道が付けられたといつても、それを処理するには細心の注意を払いながら財政運営をやつていかねばいけませんので、どうか引き続き財務省としまして細心の注意を払つてこの国債の管理政策を進めていただきたいことをお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○峰崎直樹君 おはようございます。民主党・新緑風会の峰崎でございますが、金融担当大臣、今日はニッコウはニッコウでもニッコウ違いの方をやりますので。

今日は政策投資銀行の小村総裁においていただきましたまして、日本航空の問題についてちよつとお伺いしたいなと思っております。この委員会でももう二回ばかり、政策投資銀行がほぼ事実上のメインバンクになっていると思ひますけれども、ちよつとやはり会計上いろんな問題があるんじゃないかというところを指摘してまいりました。その都度、個別の問題に対してはなかなか答えられませんが、今日のようなのがずっと続くんですけれども。

今日は総裁、たしか三千億円以上の、後で資料がございまして、お手元の資料を見ますと、これは〇四年の数字でございますが、政策投資銀行の融資先リストが並んでおります。上位、上から順番に、東京電力の六千六百八十七億四千四百万円以下、電力会社、航空会社、それから私鉄。本当

に日本を代表するような優良メーカーが、優良企業が並んでいるわけでありまして、その上から四番目に日本航空というのがございます。三千六百二十三億六千四百万円と。これにこのたび六百億、まあ六百億すべてじゃないと思ひますが、融資されると。DBJの、政策投資銀行のシェアが何と五割近くに達している。ちなみに、格付はBBプラスというふうになっているそうでございます。

そのことはちよつと別にいたしまして、日本航空は、今までこの日本航空に対しては、これは二〇〇四年の数字でございますけれども、幾ら融資をされてきたのか。それから、三月末までに六百億円を追加融資で調達をし、そのうち四百五十億円を政策投資銀行がその融資に充当するというふうな報道されているわけでありまして、これは事実なんではないか。

○参考人(小村武君) 私ども金融機関といたしましては、上場企業に対する融資につきましては、公表資料で発表されたもの、それに基いてお答えをするということしかできませんので、その点をお含みおきいただきたいと思ひますが、日本航空に対する私どもの貸付残高は、同社の有価証券報告書に記載されているとおりでございます。十八年三月末で三千三百七十二億円でございます。

それから、後者の御質問でございますが、先生御指摘のとおり、株式マーケット等への影響等かんがみまして、私どもから個別具体的な融資案件について御説明をするということとを差し控えていただきたいと思います。

一般的に、金融機関といたしましては、融資申込みがあり、要請があり、それに基いて私どもが審査を行い、その上で検討するということは通常の対応でございます。

○峰崎直樹君 そうすると、まだ六百億円、まあ日本航空がどうしても必要だというふうに言つて、リストとかその他様々な努力をしながら、大体六百億円めどが付いたと。そのうち四百五

十億円政策投資銀行が追加融資をするということについては、それは事実かどうかも答えられないと、こういうことなんでしょうか。

○参考人(小村武君) 具体的、個別の案件につきましては、私も、先ほど申し上げました融資の申入れがありました際には慎重に審査をし、また、言うべきことも言い、改善していただかなきゃいけないものについては具体的に要請をいたします。その結果、融資するかどうかの判断が行われます。

本件につきまして、具体的に個別の問題について申し上げますとマーケット等に対する影響等もございまして、具体的なコメントを差し控えています。していただきたいということでございます。

○峰崎直樹君 ちよつと不可思議なんですけど、政策投資銀行が四百五十億円融資をするということとは、もう新聞その他、市場の関係者はみんな知っているわけですよ。それを総裁が、いや中身を明らかにすると市場に影響があるということと、どんな影響があるんでしょうかね。ちよつと、私もちよつと想定しかねるんですけれども。

○参考人(小村武君) 私どもは、具体的な案件について、もうもろの案件について検討をしておることは確かであります。ただ、その結論も出ないうちに報道機関がいろんな報道をされたことについて、この席で私もコメントをするということとを差し控えていただきたいと思います。

○峰崎直樹君 委員長、ちよつと、出だしからちよつとこういう調子だったら、率直に申し上げて、政策投資銀行の言ってみれば国がある意味では株主になっているわけですね。ここでそのことがオープンにならないければ、いや本当に一体これはどうなっているんだろなということ、なかなかこれから十分な議論をしていきたいというふうに思っていることについてのさっぱり議論が進みませんのね。

そこは、もう既に新聞報道その他で、あれは間違いだというんら間違いだということをおつ

しゃつていただきたいんですが、私も聞いている限りでは四百五十億だというふうに聞いておりまして、三月の三十日ごろにどうもいわれる融資を実行するようだと、決定するようだと、こういうふうな聞いていらっしゃるんですが、そのこと自体もここでは話ができないと、こういうことなんでしょうか。

○参考人(小村武君) 大変申し訳ございませんが、具体的な内容について、個別の事案についてお話を申し上げることは、それは株式マーケット等に影響もございまして。ただいまのところは、私も個別の事案についてコメントをする段階ではないということをお願いいたします。

○委員長(家西悟君) ちよつと速記止めてください。

(速記中止)

○委員長(家西悟君) 速記起こしてください。

○峰崎直樹君 小村総裁ですね、これは決して個別企業をためにするためにやっているんじゃないかと、本当にそこを国民に、今から融資されるのであれば、あるいは過去も三千数百億の融資されてきて、これはもう大切な国民の財産なんです。

その財産で本当に我々が健全な企業に対する融資をしていくということは、全然これは問題ないし、必要なことだと思っておりますので、いわゆる、総裁としてというよりも、日本政策投資銀行としてその融資をするしないということについては今までも公表されたことがないんです。

か。新聞記者の皆さん方が発表されているのは、これは何に基づいてされているのか。もしそれが間違っているんだあれば、間違っていますよということとをプレスリリースとか何かをされているんですか。その辺りはどうなっているんですか。

○参考人(小村武君) 私ども、個別の事案について、融資する前に私もから発表することはまずございせん。それから、新聞報道について、これは間違っているとかそういうことをコメントし

たことも一切ございせん。これは、一対一の取引において、特に上場企業につきましてはマーケットに対する影響等がございます。例えば、私どもの銀行がある企業にお金を貸ししないというふうなことが報道されると、これは一遍に信用不安につながります。

そういう意味において、私も個別の事案について、大変申し訳ございませんが、具体的なコメントを差し控えているということでございます。

○峰崎直樹君 それじゃ、今日は、これ私、事前に五、六回質問しておりますが、何のために出席していただいたのかなと。要するに、答えられませんかというところ、以下答えがないということしか出てこないんですか。

○参考人(小村武君) 一般論として、金融機関としてどういう対応をしているかということについては、私もお話を申し上げることが可能であらうと思っております。

○峰崎直樹君 普通の、例えばもう公的融資になつてしまつた三菱UFJとかみずほとか、そういう銀行なら何となくそういう、おつちやつていうこと分からねわいじゃないんですが、政策投資銀行という正に国有の、事実上国有の銀行で、国会の場でこうして言ってみれば毎年一回いつもこういうふうにお見えになって、質問がなければ退散されるわけなんですけど、質問が国会で求められているわけですか。

それに対しては、忠実にこれを答える義務があるんじゃないかというふうに普通は考えられるんですけれども、その点については、個別企業については一切明らかにできないと、こういう考え方でこれからはずつと通されるつもりなんですか。

○参考人(小村武君) 一般論から申し上げますと、私も金融機関の一つとして機能しております。金融取引においては債務者の利益というものを考えなければいけません。そういう意味におきまして、私どもの立場から一方的に情報を公開す

るということもございせん。これは、これまで金融機関の一つの不文律として、企業機密にかかわることについては債権者からお話をするということは今までもやっておりません。

○峰崎直樹君 融資するとかしない、まあしないは別ですけれども、融資をするという方向を決めたことをここで、融資を言うことが市場にどんな影響をもたらすんですか。

○参考人(小村武君) 私どもが融資をするかどうかによつても企業の格付に影響することもございます。そういう意味において、日々のマーケットにおいてどういう影響があるかということを考えて私どもの行動が律せられると思います。私どもがここで具体的に何々企業に対して融資をしますと言いますと、それは株式マーケットにおいてどういう評価をされるか、これは計り知れない影響があると思います。そういう意味において、これはインサイダー取引等々にも利用されるおそれもあります。

そういう意味において、私も個別の企業についてのコメントを慎重にならざるを得ないということでございます。

○峰崎直樹君 ちよつとよく分からないんですよ。格付をするときは格付のアナリストは何を見ます。政策投資銀行が融資したからこれはBBBだとかダブルAだとかというんじゃないかと、それはその会社のいわゆるオープンにしている有価証券報告書や様々なその計算書類を見てそのことをアナリストが分析するんですよ。ですから、政策投資銀行が融資した、融資しないだけでその格付に直ちに響いてくるというふうにはとても思えないんですよ。

そこら辺どうも、その程度のことと言えないようだった何にも議論は進んでいかないし、今、日本航空を良くしたいというみんなの思いを持って我々も今見ているわけなんですけれども、政策投資銀行大丈夫かなと、どうしてそういうところにされているのかなというふうなことも含めてもちろん

後で聞こうと思つていたわけですが、それから辺も全然全くな話ができないということであれば、全く論議は進まないということになってしまいます。

そのいわゆる格付ということに響くというのは、もちろん決算内容が変わつたとかそういうことであれば、私当然それは起きると思います。融資をいつまでに残しますということ、それで格付に響きますかね。

○参考人(小村武君) 格付に必ず響くということをお願いしているわけではありません。そういうものにも影響を及ぼすことがあり得るということでもあります。

先生の御質問に私も誠意を持つてお答えを申し上げたいと思つておりますので、一般論としてということと誠実に答えを申し上げます。

○峰崎直樹君 一般論ということでお答えになるということなんですが、問題は、やっぱり一般論、これいつも金融担当大臣や財務担当大臣の方々と議論するんですけど、具体論のところから実は問題が起きてきているわけですから、そこに答えなかつたら全然、いわゆる我々がそのことの評価とか、あるいはそこから得る教訓とか、それは出てこないと思ふんです。

一般論でお話しなさるということで、次に、じゃ一般論的に答えになるのかもしれませんが、具体的に私の方で質問を用意しましたので質問させていただきます。

いわゆる政策投資銀行の中に設備投資研究所というのがございます。その中の研究員の方が、一ノ宮士郎さんという方らしいんですけど、日本航空の会計処理について分析をされているんですよ。その会計処理の中で、こう述べているんですよ。ほかの決算期に見られた機材購入時の値引きなどに関連する機材関連報奨額の処理や長期為替先物予約に係る為替差損の簿価算入などの問題も利益操作の疑いがあると、その一ノ宮さんという政策投資銀行の中に所属している研究員が指摘

をされているわけです。このような利益操作をしている企業に融資をするということについてはどのようにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○参考人(小村武君) この論文は、冒頭にも本人が書いておられますように、全くの個人的見解であるということでありまして、私どもの銀行の見解でも何でありません。

個人的見解につきまして私がここでまたコメントをするというのはいかなるものかと考えておりますが、一般論として申し上げれば、上場企業は今監査法人において厳密な監査がなされます。その監査報告もなされております。日本航空におきましても公認会計士による適正であるという意見が付されております。

私も、こうした財務諸表だけでなし、その企業の将来性あるいは経営者の在り方等を総合的に判断して融資を行うということとでございます。

○峰崎直樹君 監査法人がやっております。たしか新日本監査法人だというふうに向つておりますけれども、もうこの間、日興コーディアル問題を含め、まあカネボウだ、この間は三洋電機ですか、もうとにかく今の日本の公認会計士、監査法人のやつておられる監査というのは本当に大丈夫かなという思いを持ち続けていまして、余りそのことだけを、ちゃんとやっていると、報告出ているんだと言つても、うん、そうかなというふうに思わざるを得ないような状況が最近生じています。

ので、余りそこるところに、さあ新日本監査法人のいう証明もらつていんだ、大丈夫だというふうに言つても、我々は、もらつていながらゆえに逆にまたこれはちよつと怪しいぞというのがあるわけなんです。

その例として、いわゆる機材購入における値引き、百億円のジェット機を買つたら十億円までもらつた。そうしたら、今までは十億円を利益に入れて、百億円をその機材の購入費に充てたと。普通なら、九十億円を購入費に充ててやるわ

けですけれども、そういうやり方をずっと二〇〇五年まで取つてきたわけですね。もう最近ではさすがにそれはやめていられるんですね。

そういうことも含めて、非常に、粉飾がありましてよということ、まあ個人的な見解かもしれないけれども、実は粉飾決算の研究ということなんです。その研究の論文の中にそのことが挙げられているわけですね。その意味で、私は、今それは個人的な見解だから私が政策投資銀行としての見解ではないのかもしれないが、一般論として、アナリストがこれはどうも粉飾の疑いがありまして融資をすることを指摘をされた企業に一般論として融資をするということについてはどのようにお考えなんでしょうか。

○参考人(小村武君) 私どもは、監査法人の監査が適正であるということと前提に、ただそれを信じるだけでなしに、自らの能力で審査できる限りのものをやっております。御指摘の件につきましては、監査法人が、適正であるという意見が付けられております。また、先生御指摘のように、機材の問題につきましては、これは日本航空だけでなく他の航空会社も同じ処理をしており、それがまた同じ時期にその処理をやめております。

そういう点におきまして、今、日本航空におきまして財務処理が不適切である、不正である、そういうものについては私どもは心証を得て、ただ監査法人だけ、監査法人もしつかりやつていただかなきゃいけません。私どもは私どもの能力の及ぶ範囲内においてきちつと審査をいたしております。

○峰崎直樹君 これはまだ確認というのか、確かめて、これ金融担当大臣にお聞きしても、何度言つてもお答えいただけないところなんですけど、例えば、りそな銀行がJALに対するその格付を、要注意あるいは要管理だつたでしょうか、にしたとか、そういうことは事実かと言つても答えてもらえないんですけれども。

総裁、こはひよつとすると、総裁の時代の決定によつてもしこれで融資をされた場合に、実は追い貸しをしていた、もう事実上もしかすると債務超過に近い企業かもしれない。しかし、それに実はいろんなことあつてもとにかく六百億、まあ政策投資銀行は四百五十億だと言われているが、そういうことをした総裁という形で名前が残るかもしれない。そして、その責任というのは、私はやはりその当時総裁をやつておられた方々に、最高責任者に私は責任が及ぶかもしれない。もちろん、これはまだ確定にそうかどうかを言つていられない。我々はどうもそうじゃないかということ、非常に問題に、疑っているわけですが、そういうことの責任と

のことだけお答えください。

○参考人(小村武君) 一般論で申し上げますと、私どもの金融機関として御融資をする際には、責任は私にございませう。我が銀行が全体として国庫に御迷惑を掛けないように、これまで歴史上一度たりとも損失補てんをしていただいたことはございませう。公的資金の導入とかそういうこともございませう。きちつとそういう処理をし、内容について、私どもがこれまでの旧開発銀行以来培つてきた審査能力をフルに発揮してその活動をするということとでございます。

○峰崎直樹君 しつかりと私どももお聞きいたしました。

そこで、政策投資銀行、これから民営化をされるということなわけでありませう。政策投資銀行の融資先、先ほど見ました一ページ目の表を見ていただいたら、ほとんどこれ自力で資金調達できるところが上位に並んでいると、ちよつとJALはどうかなという感じがしますけれども。自力で調達できるから、社債発行だとかいろいろなことできる。去年は六月に、株主総会が終わつたら突然増資をするという、赤字企業が将来の展望もなく増資をするということが本場に許されるんだらうかということも我々は指摘してまいりました。そ

うというわく付きの企業はありますが、それ以外のところは本当に皆、格付を見るとダブルAだとかBBBとかというのをごいいますが、なかなかやっぱり格付あります。

そこで、政策投資銀行が完全に民営化をされる、すなわち政府の出資とかそういうものが、政府の保証とかそういうものがなくなつたときには、当然これは格付が国債よりも下がりますよね。そうなつてくると、政策投資銀行の格付が低下すると、これらの企業は当然のことながら、今までは政府の財投債なりそういったものによつて国債並みの低い利率で実はお金を調達していたと。

ところが、格付が下がつてくると当然それは、民営化になりますと、皆さん方は預金を取るわけじゃないですね、一般銀行と違つて預金じゃなくて、多分皆さん方は債券を発行されるんだろうと思います。そうすると利率、当然高い利率、発行せざるを得ない。ここにダブルAだとトリプルAだとAだと、そうすると、同じような格付だつたら、何も政策投資銀行からお金を借りなくても自ら社債を調達した方が早い、こういう状態になつてくるように思うんですが、そういう意味で、こういった企業に対する融資というのはこれから減つてくるというふうに見ますが、その点どのようにお考えでしょうか。

○参考人(小村武君) 私ども、各企業に御融資をするのはその企業が企業であるからという理由で行つていくわけではございません。財務大臣から中期計画を、融資方針を示され、その中に公益性のあるもの、政策性のあるもの、これを一つずつ条件が決められております。

例えば電力でありますと、原子力発電あるいは電線の地中化とか、こういったものについて着目をして御融資をしていく。あるいは、電鉄会社等ございいますが、これは、開かずの踏切対策だとかあるいは高架にするための事業だとか、そういった政策目標に従つてお貸しをしている、個々のプロジェクトについてお貸しをしているという

ところでありまして。こうしたものにつきまして、長期で固定であるということが何よりも重要な要素であります。こうしたものについて民間金融機関が対応できないから、私どもがこれまで御融資をいたしてまいりました。

先生御指摘のように、私どもが民営化すると、こちらの信用力が落ちてそんな能力はなくなるんじゃないかと、こういうお話であります。私どもとしては、でき得る限りの格付を取るといふことは当然であります。

ただ、御指摘のように、私どもの銀行は預金機能もありません、決済機能もありません、為替機能もありません。政府の保証、信用をおかりして調達したものをきつと、自らの力で調達をしていかなければならない。通常の民営化とその点では全く異なります。国鉄や日本たばこが民営化した際には、同じ業務をやり経営を効率化するために株式会社化をいたしました。私ども、同じレベルの上を走つておりましたら、これは民間企業としては成り立ちません。

そういう意味におきまして、新しいビジネスモデルを作成をし、しかもこれまで培つてきた長期性なり公益性なりあるいは信頼性等々について、このDNAを維持しながら、法案にも書かれておりますように、投融资一体となつて中期の需要にこたえられる、そういう力を付けてまいりたいと、こう考えております。

○峰崎直樹君 最後のところで、投融资一体になつてということ、投資、融資一体になつて。財投等からもう完全に民営化するから離れるわけでしょう。私が聞きたいのは、もつと先に聞いた方がいいと思うんですが、政策投資銀行が完全に民営化をしていくときのビジネスモデルというのは、昔の日本興業銀行とか長期信用銀行とか、そういう長信銀のいわゆる現代版みたいなものになつてしまふんじゃないかなと、そのおそれがあるのではないかという思いを持つていられるわけですよ。

要するに、債券をワリコードワリシンだとかそ

ういうもので調達をして、そして、それでその資金を貸し付けていくという、かつてのそういう資金繰り、構造を持つていたと思うんですね。そういうものではないものかというふうにしたらならんのだろうかというのがよく分からないんです、これ。

その意味で、皆さん方が格付が、もちろん国債並みの格付からちよつと下がるのかどうか分かりませんが、努力をされるんだらうと思うんですが、そういう意味でいくと、将来の政策投資銀行のビジネスモデルはどんなものを想定されているのか、分かる限りで結構です、教えてください。

○参考人(小村武君) 私ども、今の状態は収支相償を原則としておりまして、これは収益性というものについて求めるよりも、リスクを負担をしたるあるいは長期の需要にこたえていくという、そういう観点からの経営でございますが、民営化いたしますと、やはり収益性の要素というのは加わつてまいります。ただ、私どものこれまでの延長線上で物を考える際にも、今の先生御指摘の長期信用銀行とか、そうした既成のモデルでは当てはまらない新たなモデル等を確立していかなければ成り立つていかないと、こう考えております。

具体的に今、私どもはそのビジネスモデルの作成に取り掛かつておりますが、いかにして、これまでやってきました公益性のあるという長期インフラの事業を継続しながら、しかし収益を上げていくにはどうすればいいかと、こういった観点から今検討しております。

そういう意味におきまして、私どもの利点は、職員は千三百五十二名でございます。メガバンクの何万人という、そういう規模に比べたら大変少のうございいます。少ないのがこれがまた利点だと思います。もう一つは、やはり人材に恵まれておりますから、どういうふうにならぬ新たなビジネスを展開するかということについて、新しい金融手法、日本で私は最も優れた金融手法を持つておるぞと思つておりますが、こういうものを駆使し

て新しいビジネスモデルを確立をしていこうという段階でございます。

○峰崎直樹君 まだ具体的なものが明確になつていないんで、果たしてそれでやっていけるのかなという、ちよつと心配をしないわけでもないですが、いずれにせよ、そのビジネスモデルなるものが明確になつた段階でまた教えていただきたいし、法案が出てまいりますから、政策投資銀行に関する法案も出てまいりますので、そのときにまたその中身については詳しく話を聞きたいと思ひます。

そこで、次の資料二ページを見ていただきました。いわけであります。政策投資銀行の年次別の貸付金の償却額の中で、九九年は、苦小牧東、私、北海道ですから、苦東の北東公庫を吸収合併しながら苦東の処理をしていた。それが二〇〇〇年にはむつ小川原の処理があつて非常に高くなつてい

とところが、〇二年、〇三年も結構この償却率が高いわけでありまして。この両年には何があつてこのように高い償却になつたのか、教えていただければと思ひます。

○参考人(小村武君) 平成十一年に日本政策投資銀行が発足いたしました。これは日本開発銀行及び北東公庫を廃止をして新たに設置をされたものではあります。両金融機関の債権債務をすべて引き継ぎました。その際に、直前においてはむつ小川原それから苦東、苦東は新銀行になつてからであります。償却をいたしました。

その後の償却につきましては、バブル経済が崩壊をしたその際、私どもの銀行も最も不良債権比率が低い銀行であります。金融機関でありますからバブルの崩壊の影響がございました。その結果、先生の北海道を始めとして地域経済が疲弊をしていった、あるいは地方公共団体の財政状況が悪化していったと、こういった影響を受けて既存の新銀行になる前の債権が劣化をしていった、それを償却をいたしましたわけでありまして。これは自らの力において償却をいたしました。

○**峰崎直樹君** ということは、これは個別の企業の大きな赤字を処理したんではなくて、いろいろたくさんたまっているやつをこの両年にわたってかなりしたということなわけですね。

○**参考人(小村武君)** 細かいものを集めてという意味では、そうではございません。やはり私どもの金融機関は、民間金融機関のように何十万件、何百万件の融資を扱っているわけではございません。全体で五千社弱であります。そうした中で、やはり破綻をしたものについては大きなものもございました。そういう意味で、細かいものの集まりということではなしに、やはり地域経済に影響のあるようなものについてそういった処理をせざるを得ないものもございました。

○**峰崎直樹君** いや、恐らく第三セクターとかいふようなものが破綻をしたという、そこに融資されていたということですから、多分そういうものが加わっているんだろうというふうに思いますが、じゃ、ちよつと先に進みたいと思いますが、政策投資銀行とか商工中金を民営化に当たって、たしか自立のために最低限の移行措置を講ずると、こうあるわけでありませうけれども、これ、財務大臣あるいは経済産業省からは財務官もお見えになつていますが、どういふことをこの民営化に当たって自立のための最低限の移行措置を取られようとしているんですか、その中身は何なんでしょう。

○**国務大臣(尾身幸次君)** 政策投資銀行につきましては、行政改革推進法に基づきまして、平成二十年度において全額政府出資の特殊会社を設立した後、完全民営化までの移行期間中におきまして、当該会社に対して所要の措置を講ずる株式会社日本政策投資銀行法案を今国会に提出さしていただいたところであります。

この移行措置といたしまして、具体的には、資金の大宗を政府に依存している現在の調達体制から自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るために、移行期間内に限り政府保証債の発行や財政融資資金借入れ等が可能となるよう措置

しているところでございます。
○**大臣政務官(高木美智代君)** お答えさせていただきます。

商工中金の完全民営化につきましては、委員御指摘のとおり、平成十七年十二月に閣議決定されました行政改革の重要方針におきまして、財政基盤整備等のため最低限の移行措置を講ずるとされており、また、昨年の通常国会で成立しました行政改革推進法におきましては、円滑な運営に必要な財政基盤を確保するための措置を講ずることなどが規定されております。また、昨年六月に行なう政策金融改革に係る制度設計におきましては、政府出資のかんりの部分の準備金化や金融債の発行といった具体的な措置について決定がなされているところでございます。

今般、国会に提出いたしました株式会社商工組合中央金庫法案におきましては、これらの決定事項に従ひ、株式会社商工中金の財政基盤整備等のため、特別準備金の設置や金融債の発行等につきまして規定しているところでございます。これらの措置によりまして、商工中金が引き続き中小企業に対する金融機能をしっかりと提供していくための財政基盤等を確保することが可能となるものと考えております。

○**峰崎直樹君** 多分、政務官と私初めてだと思ふんですけども、できれば余り、原稿を非常に丁寧に読まれたんですけども、自分の言葉でしゃべつていけるようになっていただければなと思ひます。

ちよつと今の移行期間の間には金融債とか、あるいは、要するに預金を集めている銀行じゃないからその間は財投債とかそういうことを面倒見ると、こういうことなんですね。これ何年間で、五年から七年というんですけれども、政投銀は五年ですか七年ですか、あるいは商工中金は五年ですか七年ですか。どっちなんですか。

○**参考人(小村武君)** 私どもは五ないし七年、商工中金と同じでございます。

○**峰崎直樹君** いや、いいですか。ちよつとごめんなさい。
五ないし七年じゃなくて、五年と七年と両方書いてあるから、そろそろ、五年でやるのか七年でやるのか、もう決まったんだろうということでお聞きしているんです。

じゃ、ちよつと経済産業省。
○**大臣政務官(高木美智代君)** 経産省といたしまして、今御指摘ありましたとおり、おおむね五年後から七年後をめぐりしております。

これ理由につきましては、一応今考え方は、政府が保有する商工組合金融庫の株式の全部を処分したときは直ちにこの法律を廃止するための措置を講ずるものとしておりまして、その間、五年から七年、当然これはマーケットの様子等をよく勘案しながらということでございます。

○**峰崎直樹君** ということは、五年か七年かはまだはつきりしない。要するに、自分たちの持つておる株を売却するのは株式市場の状況やそういうことをよく見て、早ければ五年、遅くとも七年ではとにかく民営化をしますと、こういう理解でよろしいんでしょうか。どっち。遠慮しないで、どちらでも。

○**参考人(小村武君)** 今政務官がお答えしたとおり、これは各機関の経営状況、これも非常に大きな要素でございますが、政務官がお答えになった市場の動向というものが非常に大事であります。法律におきまして、市場の動向を見ておむね五ないし七年をめぐりして株式の処分をすると、こういうことでございます。

○**峰崎直樹君** 分かりました。
そうすると、その法案が出てきた段階でもまたそこであれですけど、五年から七年の間というかなり幅を持つて出すということですね。

それで、実はこれは今の政策投資銀行の総裁にもお聞きしたいんですが、日銀総裁が一昨年の十月に経済財政諮問会議の中で、こういう政策投資銀行を始めとする政府系金融機関のいわゆる問題点として予算主義というものの弊害を指摘されて

いるんです。
どういふふうにしゃべられたかということ言いますと、予算主義の場合には、最後の決算期末の段階で予算を使い尽くすということになると、政府系金融機関に予算上の枠が残っていると、一種のモラルハザードのようにそれを使い尽くすということになることはないか。そうすると、民間金融機関と政府系金融機関の補完関係が乱れてしまふリスクがあると。残る政府系金融機関の仕事は、決算重視にして、第三者機関によつて本当に民業補完的に行われたかどうかをチェックするというプロセスが必要ではないか。こういう発言をされて、予算主義を排除すべきだと、こういう御指摘をされているんです。

これは、これからされる民営化の企業じゃなくて、むしろ残る方の政策金融機関に対する問題を指摘されているんだろうと思うんですが、現行、こういうことについて、財務大臣、どのようにお考えでしょうか。

○**国務大臣(尾身幸次君)** この年間の予算主義につきましては、お尋ねの趣旨がちよつとはつきりしないところもあるんですが、政府関係金融機関におきましては、適切な予算執行に努めるとともに、融資に当たっては、その政策目的を踏まえまして融資の必要性とかあるいは償還の確実性等を判断した上で適切に行つていけるものと承知をしております。

そういう中で、現行の政府関係金融機関と同様に新しい政策金融機関につきましても、その予算につきましても国会の議決を要し、また決算についても会計検査院の検査を経て国会に提出することとされておりました。適切な予算執行が図られるものと考えております。

○**峰崎直樹君** 総裁、実際に運営されてみて、そういう予算主義の弊害みたいなものは感じられたことございますか。

○**参考人(小村武君)** 私どもを含め、他の政府系金融機関の名譽に懸けまして、予算主義、予算があるからお金をお貸しするということは全くござ

いけません。これは、補助金を出す場合には、これは一方的な利益の供与ですから受取手は幾らでもあります。お金を貸すということは、借りに来る人がなければ貸せないわけなんです。無理やりになたかにお願ひしてお金を貸す、そういう金融機関は私はいくつもありません。

○**峰崎直樹** 総裁、いや、私も聞いています。限りでは、民間金融機関の人たちから、政策金融機関が、私たちが本当に貸そうと思つてるところをその先回りして、しかも我々よりも有利な条件で借りられるんで困つてますということとはよく聞くんです。

そういう意味では、今のお話聞いていると、率直にもう少し民間の金融機関の方々と率直な意見交換された方がいいのかなというふうに思つたりいたします。

総裁は大体お話結構でございますんで、大臣もしよければ退席されても結構でございます。ありがとうございます。

○**委員長(家西信吾)** では、お二人退席していただいて結構でございます。

○**峰崎直樹** それでは財務大臣にお聞きしたいんですが、時間がたくさん超過してしまいましたので、この政府系金融機関の問題について、あと二点ほどお聞きしたいわけでありまして。

一つは、この政府系金融機関のシェアを調べてみたら、二ページ目見ていただきたいんですけども、借りている上位が青森、島根、沖縄、佐賀、宮崎、余り借りていない、シェアが低いのは埼玉、東京、京都、神奈川、愛媛と。この資料はお渡ししていると思うんですが、物の見事に、言つてみれば、所得水準の低いところと地域格差の逆側行つていくわけですよ。ということは、これ、政策金融機関の果たしている役割というのは、この地域間格差を少なくとも金融面ではかなり是正をしている役割があるのかなというふうに思えるんですよ。

私は別に、この政策金融機関を今回民営化すること自体に反対しているわけじゃないんですが、

こういうあれを見て、これはなるほどと、政策金融機関の持つて格差の問題に対する役割というものはこういう面ではあるんだというふうに私自身はやや認識を新たにしたいんですが、財務大臣あるいは金融担当大臣、金融面を見ておられてどのような感じをお持ちになられますか。

○**国務大臣(尾身幸次)** 今回の政策金融改革は民営補完に徹しまして、政策金融として必要な機能を限定する等の基本的な考え方に基づいて行うものであります。新しい新政策金融機関は、こうした改革の趣旨を踏まえながら、利用者の利便性の維持向上に配慮しながら、国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫が担つてきた中小零細企業の資金調達支援などの機能、これを引き続き政策金融として必要な機能をしっかりと担つていくことが重要であると考えております。

御指摘のこの政府系金融機関のシェアはこのよう資金供給の結果として表れてくるものでありまして、地域への再配分機能そのものを念頭に置いて今回の改革を行おうとするものではないと、その点について御理解をいただきたいと思ひます。

○**国務大臣(山本有二)** この政策金融機関の改革というものは、民間金融機関の補完に徹するようになお運営されることというところが目標になるかと思ひます。国民経済及び金融システムの発展にお資することが重要な改革の目標だと思つております。

こうした改革におきましても、この地域における資金調達支援の機能は引き続き新しい政策金融機関に引き継がれるものだというようには思つております。特に、峰崎委員の御指摘のように、財政力指数の弱い地域に格差是正の機能というものが、なおこれが継続してやつていただければこちらも幸いに存する次第でございますが、他方で、民間の地域金融機関が地域密着型金融を一層推進するという立場も大事な視点であろうかと思つております。

二、三に適切に対応することが、民間にも、また政府系金融機関にもともに要求されるところでありますので、こうしたことを万全にしていこうように心掛けたいというふうに思つております。

○**峰崎直樹** 地域格差を進めるために政府系金融機関が存在しているわけではないということ自身はよく分かつておりますが、結果的には、やはり地域で困つていられる地域、政府系金融機関に頼らざるを得ないような地域はやはり財政力指数が弱い地域に多いということは間違いないんじゃないかなと思つております。

この問題については最後になるんですけども、もし既にこういうものが実施されていけばいいんですけども、この財投、財政投融資関係で公表している政策コスト分析、これはあるということとはよく存じているんですけども、政府の出資や政府の補助金を受けているすべての特殊法人など、これは独立行政法人も入るんですけども、その決算に国からどれだけの財政負担額をもらつてますよと、こういう公表をすべてのそういう特殊法人等の決算に義務付けていく必要があるんじゃないかと思ひますが、この点、財務大臣、どうでしょうか。

○**国務大臣(尾身幸次)** 政策金融機関等に対する財政支出にしましては、公庫や特殊銀行である七つの機関は、政府関係機関としてその予算及び決算が国会の審議に付されておられ、毎年度の政府関係機関予算書、決算書の中に政府出資金や補助金の額等が記載されているところであります。独立行政法人については、毎年度、国会審議の便に供している冊子であります予算の説明及び決算の説明の中に、各法人別の交付金や補助金等の財源措置の額を記載しているところでございます。

また、これに加えて、各特殊法人や独立行政法人も、特殊法人等会計処理基準や独立行政法人会計基準に沿ひまして各法人の財務諸表におきまして政府出資金や補助金等の決算額を記載して公表しております。

このように、これらの機関に対する国による財政負担の額は適切に公表をされているものと考えておりますが、国による財政負担に関する公表の在り方等については、今後とも、社会経済情勢の変化等を踏まえて不断の見直しを行つていきたいと考えております。

○**峰崎直樹** その際、補助金とか出資金とかというのが出てくるんですよ。税制上の恩恵措置みたいなものはどのぐらいあるのか。つまり、本来その団体は民間企業であれば払つていなきゃいけない税負担というのはどのぐらいあるのか。それを実は減免しているわけですね。多いわけでしょう。

私はいつも思うんですよ。市町村なんかもそうなんですけれども、予算書見るときに、減税がどういうところに、本来ならば税収がこれだけあるのに実はこれはこういう方々に対して減税しているんですよ。これ、租税特別措置だとかいろいろなことを通じて、要するに表に表れた予算とか補助金とかという金額で表れるから分かるんですけども、税制上の恩恵を与えているわけでしょ、様々な、企業ももちろん与えているけれども、こういう特殊法人その他も実はそのいわゆる税収が本来ならばどれだけあるのにこれは税収が入つていないと。それは全部の私、地方自治体もそうだし、国もそうですけども、そういうところに出しているときに、それも明らかにさせた方がいいんじゃないですか。例えば固定資産税、これは、ここは地方税じゃありませんから、固定資産税でどういふところにはどれだけまけていくかと。本来これは市税として入ってくるものを、実はそれは恩恵として与えているんですよ。

そこら辺を明確に、財政収支全体を見るときに、税のいわゆる、本来税収として入つていくところを実はそれを恩恵として出しているというところも、これも入れないと、本当の意味で、ある意味では国の財政の、こういう特殊法人や独立行政法人等などのぐらゐの補助金やそういうものが行つていくのかということとは分からないんじゃない

いですが。財務大臣、どうですか、そこは。
○国務大臣(尾身幸次君) 私どもとしては、これらの機関に対する国による財政負担の額は、先ほど申し上げましたようなことで適切に公表されていると考えておりますが、今後とも、社会経済情勢の変化等を踏まえつつ検討を続けていきたいと考えております。

○峰崎直樹君 いやいや、税の世界も、つまり歳入のところで本来入るべきところを入っていないところがあるわけでしょう。そういうものも実は推計していれば出てくるわけじゃないですか、その得べかりし利益というのは、得べかりし税収というのは。そういうものも実は併せてやらないと、本当の意味じゃ分らないんじゃないですか。これからは、みな予算要求といったって予算は削られてくるのが多い。ところが税の方は、租税特別措置や様々な恩典をどうやって獲得するかというところをみんな企業の方はウの目タカの目になっている、あるいは団体だつて。だから、そういうところにも本来これは税収として入るべきものが入っていないものも、これも実は財政的な隠れた負担じゃないんですか、隠れた支出じゃないですか。そういうものを検討して出していくべきじゃないかということに対して、いや情勢をよく見ながらというんじゃないかと、財務大臣としては、そういうことまで全部国の財政の全体像の中には、私はフローの財政収支の問題では明らかにすべきじゃないかと思うんですけど、その点、もう一回財務大臣の見解をお聞かせします。

○国務大臣(尾身幸次君) 今後の検討課題としてまいりたいと思います。

○峰崎直樹君 是非検討してください。

そこで、今日は農林水産省からお見えになりました。私も、ちよつと質問がどうしても特別会計のところでは当たりそうにないんで、この機会にちよつと特別会計の問題で、実は国有林野事業特別会計というのがあって、これは平成二十二年度の改革というのが何か法律に出てきております。そこで、まず国の、要するに日本は森林国でござい

ますし、また環境問題を含めて森林というものの管理というのは非常に重要だと。今一番問題になっているのは、民有林とかそういったところが非常に荒れ放題になってきているというふう言われていまして、そういう意味で農水省にちよつとお尋ねするんですけれども、こういう一元的な管理というか一体的な管理と、それはもう要するに民有林、公有林、それから国有林ですね、そういう意味で一体的に管理をするということが必要になってきているというふうに思っているわけですが、その点、どのように認識をされているのかお聞きしたいと思います。

○大臣政務官(永岡桂子君) ただいま委員おっしゃいましたとおり、日本の国土の三分の二を占めます森林は、国土の保全ですとか水源の涵養はもちろんのこと、地球の温暖化を防止します上でも大変重要な役割を果たしております。このため、国民生活やまた国民の経済の安定を図る上で森林を適切に整備した国民の経済の安定を図る上で大変重要であると考えております。

国有林野は、脊梁山脈ですとか奥地水源地に位置いたしまして、本当に日本列島の奥深いところに位置しているわけですが、この国土の二割を占めますとともに、その九割が国土の保全などの重要な保安林としてあるわけでございます。

農林水産省といたしましては、この国有林野が有します公益的な機能が地球温暖化などの対策などを進める上で非常に重要な役割を果たすものと考えておりますので、民有林、国有林が一体となりましてその機能の十全な発揮を図る必要があることから、これまで以上に民有林の施策と連携を図りまして、森林の持ちます機能の維持増進に努めてまいりたいと考えております。

○峰崎直樹君 是非、不在、もう要するにだれのものか分からないようになっていっている森林も結構あるやに聞いておりまして、最終的には、それはもう国がきちんと責任持つて管理する以外にないんじゃないかと思ひます。

そのことはちよつともう別にして、財務大臣、その国有林野事業特別会計が二十二年度までに改革をされるわけでありまして、その方向性というのはこれから十分な議論をするわけでありまして、けれども、その際、私も地方に行くと、特に北海道のように森林が面積非常に多く、国有林の占めている割合が大きいところ、金融担当大臣の高知なんかも森林が非常に多く生えているわけでありまして、その中で、森林に対する国民の要望や期待というのは物すごくやはり広いので、深く、いろんな多面的な要素を持つておりますので、この財政的な措置というのは私は非常に重要だと思つてい

るんです。

個人的には、宇沢弘文先生じゃないですけども、社会的共通資本というふうによく呼んで、そういうところではもう国がきちんと責任持たなきゃいけない分野なんだと。まあ、昔で言えばコモンズとか入会地といったようなそういう領域になるんじゃないかと思ひますが、ちよつとそういう細かいところは別にして、そういう将来的な、国が責任を持つて、地方ももちろん一体になつて、そういう国の森林・林業を活性化をさしていくということにおけるいろんな幅広い意見を聞いて、きちんとやはり国が責任持つて財政的措置を

していくと、こういうことを進めていくべきだと思ひますが、財務大臣の御見解をお聞かせしたいと思ひます。

○国務大臣(尾身幸次君) 国有林野の適切な管理運営を確保するために必要な経費につきましては一般会計より繰入れを行つておりまして、十九年度予算におきましても前年比五・一%増の千六百四十億円を計上しているところでございまして、今後とも所要の予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

国有林野事業特別会計の見直しにつきまして、行革法二十八条におきまして、同特別会計において経理されている事務及び事業の性格に

応じ、その一部を独立行政法人に移管した上で、同特別会計を一般会計に統合することについて、平

成二十二年度末までに検討するということにされております。具体的な見直し案につきましては、この行革推進法の規定に沿ひまして、二十二年度末までに農林水産省とも十分相談しながら検討してまいりたいと考えております。

○峰崎直樹君 また議論をする機会があれば、その点については是非また議論したいと思ひます。

私に与えられた時間はあと四分ということで、格差問題をやるうと思つたんですが、財務大臣、一つだけどうしても財務大臣にお聞きしておきたいのは、質問の中に、中福祉小負担、低負担と、こうおっしゃっているんですね。財務大臣は今の日本の財政というのは中福祉低負担と、こうおっしゃっている。私は違うと思つてい

るんですが、私は低福祉極小負担と、こう思つてい

るんですが、それは別に、それを中福祉中負担にされようとしているのか、それとも小福祉小負担にしようとしているのか、どつちなのかという

ことを何回聞いても、後で議事録読み返しても余りきちんとおっしゃつてないんですよ。

これは、安倍内閣のこれから財政改革議論は格差問題を含めていろいろ多面的にやつていかなきゃいけないんですが、これからの日本の将来をめぐつて一体どんな国にされようとしているのかという

ことを非常に抽象的に表されているんですけども、どつちを財務大臣は目指されようとして

いますか。

○国務大臣(尾身幸次君) これはなかなか難しい問題でございまして、私の個人的意見を言うことは簡単なんですが、財務省としての意見を申し上げる場

でございまして、どちらにするかということは、むしろ国民的な議論を経た上で

国として決定すべきであると考えております。

そういう中で、今の財政の状況を見ますと、高齢化に伴う負担増がある、それから年金の国庫負担を三分の一から二分の一に上げる、この二つは

進路と展望に織り込み済みでプライマリーバランスの問題を議論しておりますが、なお少子化対策

を抜本的にやらないと人口が百年後に半減、三分の一になってしまうというような状況の中で、この負担というのはどうしても増やしていかなざるを得ないのではないかと考えております。

さらに、金利の負担というのが、今御存じのとおり非常に金利が低い中で、国債金利も低いわけでごさいますけれども、世界の状況を見ますと上がる可能性が高い。国ベースで見ても五百兆円以上の債務があるわけでありまして、一%上がるのと五兆円の負担増になると。そういうことを考えまして、国民の皆様にも是非考えていただきたいというふうに考えております。

○**峰崎直樹君** もう時間が来ましたんで最後に意見ですけれども、財務大臣、予算委員会ですと予算の審議を聞いておられて、かつて小泉首相が、もうこれ以上カットされるのは困ると、もうそれならば負担をしてもいいと、こういうふうな言うまでずっとカットし続けると、こうおっしゃっていました。私は、障害者自立支援法の問題、あるいは介護保険の介護の皆さんの苦労の問題、医療の現場における医師不足やあるいは看護師の問題を含めて、もうあれじゃないですか、そういう社会保障分野ではこれ以上もう切り込んでは駄目だよという悲痛な叫び声が、私、予算委員会で国民の声として上がってきているように思っています。いや、もちろんほかのカットしなきゃいかぬ分野はあるかもしれませんが、でも、もうそろそろそういう、国は、しかもまだ依然として税収不足というのは続くわけですよ。

だから、早くそういうことを回復させていくことに責任を持つために、私は、やはり税制改正を含めた展望を参議院選挙の前に出さないと、国民は、どういう国にしようとしているのか、そのためにはどれだけ負担しなきゃいかぬのかということとをまるつきり分らないままに審判を下そうとするわけですよ。

是非そういう点を、もう今更ここで言っても直ちにすぐ出てくるものではないと思いますけれども、私自身は、そういう声がもうまたにだん

だんとあふれ始めているというふうに思っていますので、是非これからもうそういう観点から財政を改革をしていくように求めたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○**西田実仁君** 公明党の西田実仁でございます。今日は委嘱審査ということで、私の方からは、特に金融面でごさいますけれども、クレジット市場におけます基本的な情報インフラとされる格付機関の行動規範につきまして今日はまずお聞きしたいと思っております。

この格付機関というのは、言うまでもなく本来的には投資家のために存在をし、投資家あるいは市場に代わって債権などの返済能力を評価する機関であるということでごさいます。最近では格付の対象は、中央政府もそうですけども、政府系金融機関とかあるいは地方公共団体とか、事業会社はもちろんですけれども、非常に多岐にわたってきているというふうに思います。

しかしながら、社債の発行自体が全般的に少なくなっていく中でいろいろな格付に、いわゆるこの機関、なぜ機関と言うのか、会社だと思えますけれども、あえて機関と訳しているわけでありまして、その格付機関が乗り出してきていると。中には、保険会社のように、会社の財務状態の判断指標がいかに販売している保険商品もお得というふうな宣伝する材料になっているケースもございまして、ちよつと本来の格付の意味合いとやや違うのかなと思うような節もあったり、あるいは、格付機関が企業に対して半ば押売販売かのように思わせるような、疑わされるような事例も漏れ聞こえてくるわけでごさいます。あるいはまた、企業なり金融機関がどの格付機関から格付を取るかということについて、旧来の銀行系列とか様々な社会的な友好度などによってある種の言葉は適切ではないかもしれませんが、談合のようなそういう体質もあるやにも聞かれています。

こうした問題点が潜在的にせよあるのではないかと

かというふうに私は思っているわけでごさいますけれども、金融庁といたしましてあるいは大臣といたしまして、この格付機関という、今の日本における格付機関のありよう、これについてはどんな問題意識あるいは現状認識をなさっておられるのかをまずお聞きしたいと思っております。

○**政府参考人(三國谷勝範君)** まず、いずれにいたしましても、格付機関が自らそういった行動規範を遵守していくことが大事であろうかと思っております。

御指摘のとおり、格付が適正に行われることは重要な市場のインフラであると承知しております。したがって、格付機関におきましては、いわゆるチャイニーズ・ウォールと申しますか、利益相反を防止する措置、こういったことが大変重要であろうかと考えております。特に、例えばコンサルティング業務など格付業務と利益相反の関係になり得る業務との間で情報等の適切な分離が行われることが重要であると考えております。

○**西田実仁君** 私が申し上げているのは、行動規範にどう書いてあるかということではなくて、現実がどういうことが起きているのかということと、まあ仮に問題点が起きた場合に、この第三者格付機関の自主性あるいは公平性ということと行政指導的な通達との関係をどのように考えておられるのかということをお聞きしているわけであり

ございます。この点いかがでございますでしょうか。

○**政府参考人(三國谷勝範君)** 現在、私どもで、企業内容等の開示に関する内閣府令におきまして指定格付制度というのを取っております。指定格付制度というのは、これは指定格付機関による格付を一定の目的のために金融行政上利用するものでございまして、金融庁が指定格付機関を規制、監督する制度ということではございません。

これを受けまして、我が国の格付機関であります格付投資情報センターあるいは日本格付研究所、それから大規模な格付機関でありますムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズあるいはフィッチと、こういった機関はそれぞれ自らの行動規範を策定、公表しているところでござい

ます。

○**西田実仁君** 今、私が最初に申し上げました様々な、漏れ聞こえてくる様々な格付機関をめぐる問題点ですね、仮にこれがあるというふうな金融庁として判断なさった場合に、その予防あるいはその是正策が必要になるのかと思っておりますけれども、その場合にはどのようなことをなさるん

でござい

ます。

○**西田実仁君** 今おっしゃったいわゆる指定格付機関というのは、五つ指定をなさっておりますけれども、これはどういう意味なんですか。

○政府参考人(三國谷勝範君) この指定でござい
ますけれども、金融庁長官がその格付実績、人的
構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行
者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期
間を定めて指定したものをいうということになっ
ているわけでございます。

これに基づきまして、例えば銀行の自己資本比
率規制、あるいは銀行等保有株式取得機構により
ます特別株式買取りの対象株式の要件、こういっ
たものにつきまして、この発行登録制度の利用適
格要件等におきまして利用をしているものでござ
います。

○西田実仁君 この指定というのは、決して監督
をするとかいう意味合いではない、あるいはその
格付機関がどういう機関かということを評価する
ものでもないかと思ひますが、である
ならば指定するのかわかるといふに逆について
おりまして、市場で市場の評価を待つ、あるいは
市場での競争原理に任せるということであるなら
ば、あえて指定をする意味がよく分からない。指
定するだけども監督はしない、あるいは評価
もしないかというところであつと意味合いが分か
らないんですが、もう少し教えていただけませ
んか。

○政府参考人(三國谷勝範君) まず一点目は、先
ほど申し上げましたように、銀行の自己資本比率
規制あるいは株式買取りの対象株式、こういった
ことによりまして一定の例えは要件の合つた対象
株式、格付をもらったものを対象株式にするこ
とがあったわけではございますが、その際
に、金融行政上、こういった指定された格付機
関、こういったものの格付というものを利用しな
がら行政上行うというものでございます。

したがいまして、私どもは、市場にいろいろあ
る情報の中で、こういったものを指定することに
よつてそれを利用している一方で、一方、指導監
督につきましまして、今申し上げましたように、こ
れを直接監督すると、こういった性格のものとし
て現在位置付けているものではございません。

○西田実仁君 しかしながら、仮の話で恐縮です
けれども、何か問題点等が起きた場合には何らか
の是正策を、是正措置をとるということなんで
しょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 格付機関は、基本
的に市場の評価によりましてその利用あるいは選
別がなされていくものであると承知してございま
す。したがいまして、基本的にはそういった市場
の評価の中でこういった格付機関が適正な業務活
動を行つていく、これが基本になるものと考えて
おります。

○西田実仁君 表面的にまだ問題が露出して
いるわけじゃございませんけれども、先ほどおつ
しやつたいわゆるチャイニーズ・ウォールです
ね、この八〇年代後半の格付機関設立に当たりま
しては、格付対象に関する情報を格付機関外部に
漏らさないという意味でのチャイニーズ・ウォー
ル原則というのの遵守が言明をされてきたわけ
ですね。

しかしながら、指定されている格付機関の中
には新聞社系の格付機関もございまして、ここにお
きましてはその新聞社の記者の方とかが出向され
ている事実もあるんじゃないかというふうに思ひ
ます。また、人事交流も格付機関と新聞各社の間
で当然ある。実際、今見てみますと、会長とか副
社長さんも新聞社から来ているわけではございま
す。

こうしたチャイニーズ・ウォールということ
と、今申し上げたような報道機関と格付機関との
人事交流ということ、この点はどんなお考えで
しょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) この格付機関の組
織構成とかそういったことについては直ちに、い
ろいろな行政上、それが容喙するものではござい
ませんけれども、先ほど申し上げましたようにこ
の格付機関、こういったものの業務の適正性を確
保するということは大変大事なことでございま
す。

したがいまして、IOSCOにおきましてもこ

ういった問題意識の下に行動規範ということを公
表いたしました。それに即しまして自の方針等を
公表してもらい、そしてそれに基づきましてはIO
SCOにおきましてもそういったモニタリング等
を行つていくところでございまして。

いずれにいたしましても、市場の信用、市場の
選択あるいは市場における競争、こういったこと
の中におきましてこの格付制度が本当に有効ある
いは適正なものとして定着していくということが
必要であらうかと考えております。

○西田実仁君 この格付機関の重要性というのは
これからどんどん増していくというふうに思ひま
すので、今後この格付機関がきちつとクレジット
市場の中で適切に機能していくことが大事
だと思つてございまして、今のちよつと議論をお聞
きいただいて、大臣の方から一言、この格付機
関、日本における格付機関の位置付けと今後のあ
りようということについて御所見をいただければ
と思ひます。

○國務大臣(山本有二君) これまでの議論で明ら
かになりましたように、市場の透明性や健全性を
確保する上におきましては格付機関における健全
性が何より大事であらうという御指摘、そのとお
りでございます。

今後、そういう観点から、この市場の一つの大
きな役割を担う格付機関に対して金融庁も注視し
ていきたいというふうに考えておるところでござ
います。

○西田実仁君 もう一つの話題ですけれども、消
費者金融につきましましてございまして、この消費
者金融についてはさきの国会でも法律が通りまし
て改正がなされるということになったわけではご
ざいます。その後の様々な影響、またフォロワーも
きちつと議決をした国会としてもしていかなきゃ
ならないというふうな思ひわけでありまして。

まず、現状でございまして、消費者金融
の今度金利規制、変更がございまして、いわゆる
大手と言われるところの収益状況ですね、明らか
に収益が悪化しているというふうな報道等も

なされておりますけれども、この現状をまずどう
評価なさつていらっしゃるのか、お聞きしたいと思ひま
す。

○政府参考人(佐藤隆文君) 御指摘いただきまし
たとおり、大手貸金業者、相次いで本年三ヶ月の
業績予想を下方修正していると、全体として大幅
な下方修正になっているというところでございま
す。例えば計数的には、大手五社で申しますと、
合計ベースで経常利益二千五百二十四億円に對し
まして特別損失が一兆八百七十六億円ということ
で、当期純利益の見通しとしては九千三百九十億
円の赤字と、こんな数字になっております。

このような貸金業者の業績修正は、御案内のと
おり足下における過払い利息の返還請求、これの
急増、そしてまたこのことに対応するための引当
金の計上と、こういう要因が大きいというふう
に存じております。

○西田実仁君 そういう中で、この大手の何社か
がまとめている数字を見ますと、いわゆる成約率
が、申込みに行つて断られるあるいは成約できる
という、成約できる場合の成約率、これがかなり
直近でいきましますと下がつてきているというふう
に報道なされておりますけれども、まずこの現状、
どう見ておられますでしょうか。

○政府参考人(佐藤隆文君) 定量的に統計的な
データを持ち合わせておりませんが、業者
から聞かえてくる話といたしましては成約率が一
般的に下がつてきている。言わば審査、貸出しの審
査が慎重になつてきていることは言えようかと
思ひます。

○西田実仁君 報道ベースですけれども、大手四
社の一月の新規融資申込み者数から申しますと成約
率は前年同期で二割ぐらい下がつて、成約率とし
て四四％ぐらいになっているというところですね。
実数でいきますと、七万六千人がいわゆる申込み
をしたけれども融資がお断りというふうなにされた
という現状があるわけではございまして。
こうした前回の改正はもう大変に重要な意義の
あるものだったわけではございますが、その影響を、

も債権放棄をするというようなことも議論をされておりましたけれども、竹中さんは、金融機関の今申し上げたような姿勢に大変疑問を持っておられました。ところが、安倍内閣になってそういう話がとんと消えてしまったんですが、これはどういうことでしょうか。

○政府参考人(竹川忍君) 竹中大臣当時の二十一世紀地方分権ビジョン懇談会で確かにそういう議論がなされたことは事実でございます。そして、私もその後も引き続きその議論を続けてまいりまして、夕張市の問題もございまして、今回、地方公共団体の財政の健全化に関する法律というものを国会に提出をさせていただいておりまして、けれども、この債務調整にかかわる問題につきましては、債権者がどういったインセンティブがあつて債務調整に応じるのかとか、あるいは裁判所が関与すべき事柄でございまして、行政権と司法権との調整をどうするかとか、いろいろ検討すべき課題が多いということがその後の研究会でも指摘をされておりました。それらの課題につきまして更に具体的に専門家によりまして検討していただくということで、新しい債務調整等に関する研究会というものを現在設けまして、鋭意検討中でございます。

(理事峰崎直樹君退席、委員長着席)
まだ結論を見ていないという状況でございます。○大門実紀史君 是非、こういうケースをよく研究して、債権放棄もさせるということも視野に入れてもらいたいと思います。総務省にこの機会に一つ申し上げておきたいんですけれども、私、そもそも今述べたいような資料とかすべて独自で入手したものでございまして、破綻をして道や国から支援を要請をしている、あるいは市民にも過大な負担を掛けられているのかかわらず、そもそも三百五十三億という赤字がどうやってできたのか、何でここまで膨らんだのかという詳細が一切市当局は明らかにしておりません。それで、私は事実関係を知るために基礎

的な資料として、どの銀行にどういう理由で幾ら借りているのかと、もう当たり前の資料なんですけれども、提出を夕張市に求めたわけですから、一切公表しないと。国の支援を要請するならば、国会に資料を、事実関係を出すのは当たり前じゃないかと私は思いますけれども、市民にも当然知らせるのが当たり前です。市民にはその知る権利があるというふうに思います。夕張市当局は一切提出を拒みまして、そのために大変な努力を掛けて、後で申し上げる資料も含めて、私は寒い中四日間も北海道の中を歩き回りました。個別の金融機関を訪ねて。実際に私が行って聞かないと教えてくれないというところで、相当の苦勞をしてこれだけの資料を手に入れましたけれども、こんなことは提出するのは当たり前だと私は思います。

総務省はどうしてこんな夕張市の姿勢を許してこられたのか、伺いたいと思います。○政府参考人(竹川忍君) この情報につきましては夕張市と金融機関の間の事柄でございまして、夕張市につきましては、一時借入金や地方債の借入先の金融機関名、借入額については、情報公開条例の非公開情報に当たるということから公表をしていないのではないかとこのように承知しているところでございます。三セク、公社の債務等につきましても同様の考え方ではないかというふうに承知しているところでございます。

私どもとしましては、財政に関する情報の開示は極めて重要であるというふうに思っておりますけれども、この具体的な運用については当事者であります夕張市が判断すべきであるというふうに考えているところでございます。○大門実紀史君 夕張市は情報公開条例で非公開と。じゃ、非公開はだれが決めるのかというのと、夕張市当局が決める。したがって、黙るつもりならいつまでも隠して隠し通せるという仕組みになつております。しかも、今や、これは普通の自治体なら分かりますけれども、国の財政再建団体、国の管理下の財政再建団体と、もう市と金融

機関という個別の話を超えているわけですね。それについて、そういう総務省の姿勢では大変困ると思いますし、もう一言申し上げれば、夕張市は私の調査の妨害までいたしました。

夕張市は、自分たちは出せないけれども、銀行がそれぞれ独自の判断で出すのは結構ですと最初言っていたわけなんです。それで、このみずほとUFJは出してもらったわけですが、途中でほかの金融機関にも出してほしいと言ったら、夕張市は出すことを了解いたしませんというふうに態度を変えまして、出てこなくなつたと。で、みずほとUFJが先に出てきて、昨日、テレビの前でたかかれてちよつとかわいそうじゃないかと思ひますけれども、ほかのところも一杯あるわけですね。こういう事態になつております。国会の調査に對して、国の管理下にある財政再建団体が調査の妨害までするというのは厳しく指導をしてもらいたいというふうに言っておきたいと思ひます。今後のこともありますので申し上げたいと思ひます。

そういう困難の中、資料の四枚目をごらんいただきましたかと思ひますけれども、やつと入手した資料によつて分かつた事実でございまして。要するに、ここまでなぜ夕張市が口をつぐむのかと。そこにはもう何かがあると思ひえないわけではございません。それで更に調べたら事実が分かりました。

実は、マウントレースイ、ホテルニューパロというのがございまして、これはさっき言つた赤字を生んだ施設でございまして。これは、松下グループの不動産開発会社であります松下興産、これ初代社長は松下幸之助さんでございましてけれども、それが今はMID都市開発となつていますけれども、そこから夕張市が大変な高い値段で買ったものでございまして。UFJはホテルニューパロの購入に十五億円融資をしております。

そこで、マウントレースイの方に話を絞りたいと思ひますけれども、どういう裏事情があつて夕張市が買ひ取つたのかということで、図解にして

あります。松下興産は二〇〇二年の三月に突然撤退を表明します。九月までに閉鎖すると宣言をするわけでございます。夕張市はこれを二十六億円で松下興産から買ひました。不良債権として二十六億円は高過ぎると。道庁の人間に言わせると十億円だつて高いというふうに言つております。

なぜ赤字の観光施設にこれだけの高額の値段が付いたのかということなんですけれども、これは夕張市長は当時、僕は六十億円だつたからその半分以下だということで安いんだということを市民に説明してはいますが、不良債権処理の常識を知者としては、半分の値段なんているのは安いわけはございません。にもかかわらず、不動産鑑定も行わないで、ろくな手続も踏まないで購入を決めた。正規の契約の手続を踏んでいないということも私の調査で分かりました。それを無理に買うために夕張市は地方債を発行しようとしたんですけれども、採算が取れる事業ではないということで、北海道庁、国も起債をオーケーしなかつたというところです。地元の信用金庫も、北海道信金に直接お会いしましたけれども、地方債の発行が許可されないものにお貸しするわけにはいかないというところで、これは大変健全な姿勢を示されたなと思ひますが、そこに登場したのがみずほでございます。

図を見てもらつた方が分かりやすいかも分かりませんが、みずほは独自の動機があつて、このマウントレースイに対する融資を行ひました。そもそも、二〇〇二年当時の状況なんですけれども、これ、メガバンクが例の竹中プランで、この委員会でもさんざん議論がありましたけれども、不良債権処理ということで追い立てられていた辺りでございまして。そのちょうど前の段階でございます。前後の段階です。

松下興産というのは二〇〇〇年には四千億もの巨額の負債を抱え込むという破綻に追い込まれておりました。その松下興産にみずほは巨額の融資をしていったという関係になります。みずほにとつ

ても松下興産というのは大変なお荷物になつてゐたわけだ。図に書いていますとおり、二〇〇二年の春には債権放棄も含めて千五百億の金融支援を松下グループと一緒にやつてゐるわけですね。ですから、要するにみずほとしてもこの不良債権の一つでありますマウントレーシーを早く処理したかつたわけですね。

そこで、みずほ銀行が、夕張市がほかから借りられないといふことで、ここで顔を出して登場して、二十億の融資をしてこのマウントレーシー、スキー場とホテルでございますけれども、を買わせたといふ構図でございます。松下興産がマウントレーシーを高い値段で売れば、これは不良債権の資金が回収できるわけですから、みずほにとつてもプラスになりますし、夕張市に対して多額の融資をすれば、その利息が入つてくるという関係になります。つまり、一石二鳥のやり方でこの赤字の原因を生んできたマウントレーシーが夕張市に購入されたといふふうな流れになります。正にみずほの自作自演ではないかと思ひます。

これに関しては、夕張市の当時の幹部、今も残つてゐると思ひますが、市長さんも知つてゐると思ひますけれども、何も知らないわけがないと。この点、こういう銀行との関係があるんで一切資料を出さないではないかといふふうに私は判断をせざるを得ない、そうでなければ資料を出すべきだと。今日もインターネットで多分質問見てゐると思ひますので申し上げたいですけれども、資料をなぜ隠すのかといふのはこういうところに原因があるんじゃないかといふふうに思つてゐるところでございます。

山本大臣、何か御感想はございますか。

○国務大臣(山本有三君) この不良債権のスキームの話はすべて個別の話でございますし、夕張市の購入するときにおける価格決定のメカニズム等、また今後検討をされることにならうと思ひます。

そんな意味で、一般的に健全な融資であるべき

ところに何か問題点があるならば、厳正に対処するしかないと思つております。

○大門実紀史君 とにかく三百五十三億円という数字そのもののなぞが一つも解明されてゐないまま市民の皆さんに大変な負担が押し付けられようとしてゐるわけで、このままでは市民の方は納得しないといふことと、総務省も含めて、金融庁の協力もいただいて真相を解明しなきゃいけないといふふうに思ひます。また、これは後々多くの自治体で同じことが起こる可能性のある問題といふことも指摘して、私の質問を終わります。

○委員長(家西悟君) 以上をもちまして、委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査の報告書の作成につきまして、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(家西悟君) 御異議ないものと認め、さう決定いたします。

午後一時まで休憩といたします。

午後零時九分休憩

午後一時開会

○委員長(家西悟君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○大久保勉君 民主党・新緑風会の大久保勉です。

最初に、尾身大臣に質問いたします。

尾身大臣はこれまで政治家として数々の実績があると思ひますが、少なくとも一つ世界一といふものがあります。それは何か分かりますか。これは質問通達しておりませんから、尾身大臣が世界一といふもの、もし分かりましたら、もし分から

なかつたら結構です。世界一の実績若しくは世界一といふものが尾身大臣はありますが、是非、分かりますか。

○国務大臣(尾身幸次君) 特別に思い当たることはございません。

○大久保勉君 済みません。質問通告をしておりませんでしたが、これはやはり世界一の発行体若しくは世界一の借金主といふことです。そういう意味で、格好よく言いましたらキング・オブ・ポンド若しくはキング・オブ・ポロアーといふことで世界じゅうが注目してゐると思ひます。

まず、質問したいのは、国の財務諸表、書類という、こういったものに關してです。ポンドを発行しようとしたら、投資家に対してこういった資料を提示しまして、本当にこの国債が償還されるのか、安全かといふことで説明をする必要があります。実はこの資料を見ました。非常によくできてゐると思ひます。このことに關しまして質問したいんですが、日本の置かれた状況を鳥瞰するのには大変優れた資料であります。また国債の販売責任者として投資家に国債の償還確実性を説明する最適の資料でもあります。国の財務諸表を作つた部下の職員に対するねぎらいの言葉がございましたら、大臣、是非ともよろしく願ひします。

○国務大臣(尾身幸次君) 大久保委員の事前の質問の通告もございまして、国の財務諸表も私もさつと目を通させていただきました。

御指摘の財務諸表の作成、公表につきまして、財政制度等審議会委員を始めとする公会計に係る実務家や研究者の方々の活発な御議論によるものであると同時に、作成、公表に至るまでの実務を實際に縁の下で支えていただいた財務省及びその他の役所の関係職員の一同の粘り強い努力の成果のためであると考えております。

国の財務諸表に關しまして私なりの見解を述べますと、一般会計と特別会計を合わせた国全体のストックとフローの財務状況につきまして、これまでの予算、決算におけるいわゆる現金主義では

なくて、企業会計で採用されてゐる発生主義的な考え方に基きまして、一覽性のある形で国の財政全般にわたる国民への説明責任を果たすという意義を有してゐると思ひます。

今後は、これまでの現金主義に基づく予算、決算とともに、発生主義に基づくこうした財務諸表の作成、公表によりまして、国の財政状況をより分かりやすく国民に説明していくのと同時に、財政の効率化、適正化に向けた財務書類の活用が図られるよう努めてまいりたいと思ひます。

○大久保勉君 この書類に關しましては非常に優れたものだと思ひます。同じような話を総務省と話をしておりましたが、まだ地方自治体に關してはこういったものが十分じゃないといふことで、是非財務省を参考に作られたらどうかと思つております。

まず一点目の質問としまして、こちらを見ましたら、これは資料の一ページ目ですが、平成十六年度と。下を見ましたら、財務省主計局、平成十八年八月といふことで、ちよつと時間が掛かり過ぎじゃないかと思ひますが、この点に關してもう少し早くこういった立派な資料を作るといふことはできないのか、この点に關して御質問いたします。

○国務大臣(尾身幸次君) この現在の財務諸表は、現金ベースの歳入歳出決算等の計数を事後的に加工して作成しております。その作成、公表までには相当の期間を要しております。省庁別財務書類の公表が翌年度の末ごろ、又は国の財務書類の公表が省庁別財務諸表を公表してから更に五か月後となつてゐるわけでございまして、このために、財務書類の作成、公表の早期化を図るためのシステムの導入について今後も検討を進めてまいりたいと思ひます。

○大久保勉君 是非頑張ってください。

じゃ、次の質問としましては、こちらの九ページ、資料として配りました資料の二ページ目なんですが、国の貸借対照表です。これを見ましたら、左側が資産の部、右側が負債の部といふこと

で、一番下を見てもらいまして、本年度、本会計年度、金額が、資産の合計が七百兆になつております。当然ながら複式簿記ですから負債も均衡しまして七百兆と、これは一緒なんです、その上を見てもらいましたら、負債の合計が九百七十六兆ということなんです。ですから、国の資産が七百兆、負債が九百七十六兆、この差額二百七十六兆円、これは何でしょうか。一般企業会計でしたら、この数字、マイナスでしたら債務超過、プラスでしたら資本金になりますが、二百七十六兆円が債務超過ということで本日に国債を買つて大丈夫なんですか。大臣、御見解をお願いいたします。

○国務大臣(尾身幸次君) 十六年度末の一般会計と特別会計を合わせた国の貸借対照表では資産、負債の差額がマイナス二百七十七兆円程度に上つておりまして、我が国の財政状況の厳しさを物語っているものと考えております。

将来世代への負担の先送りをしていないためにも、まず資産・負債差額のマイナス幅が拡大する傾向に歯止めを掛け、更なる財政の健全化に向けて歳入歳入一体改革にしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

○大久保勉君 こちら、貸借対照表を見ましたら、公債というのが五百八十一兆、恐らくは国債等が含まれておりますが、国債の投資家から考えましたら、この償還金額がどこから出てくるかと。資産を全部売却しても足りないというケースがあります。ですから、本来だったら、こういった国の国債は購入できないかもしれません。ところが、国の場合は徴税権というのがありますから、恐らくここがマイナスでありまして、いわゆる債務超過であつても国の信用力はある程度高いと思われまふ。

○国務大臣(尾身幸次君) この御指摘いただきまふ。ということ、この差額二百七十六兆円、将来の増税ということで理解してもよろしいんです。つまり、国が増税するから国債の償還は安全だと、こういう理解でよろしいんです。か。

した資産・負債差額の約二百七十兆円は一定の基準に従つて計算をいたしました資産と負債の差額を示すものでございまして、ここに示されている資産の総額には将来の税収等は計上されていません。そういうことを踏まえまして、国の貸借対照表の資産・負債差額を見ることで直ちに将来にわたる財政の持続可能性を議論することは適当でないと考えております。したがって、私どもとしては、資産・負債差額のマイナス額を埋めるということが一義的に財政健全化の目標になるものではないかと考えているわけでございまして、いずれにいたしましても、この数値から分かりますように、我が国の財政、極めて厳しい状況に置かれておりまして、財政健全化に向けて不断の努力をしていかなければならないと改めて考えている次第でございます。

このようなことから、政府といたしましては、二〇一〇年代半ばにかけて債務残高GDP比を安定的に引き下げることを目指し、まずは二〇一一年度までに国、地方合計のプライマリバランスを確実に黒字化するために歳入歳入一体改革に着実に取り組んでいく必要があると考えております。この取組が国のバランスシートの状況の改善にもつながっていくものと考えております。

○大久保勉君 分かりました。分かつたような、分らないような答弁ですが、経済学の教科書でしたら、徴税権というのは非常に大きくて、その分があるからいわゆる債務超過であつても国債等の利払いは守れます。別の言い方をしましたら、将来増税、日本国で増税するから、例えば投資家さんよ、あなたの国債の元本はちゃんと払われますと、こういうことも考えられます。

もう直接そういうことを言つた方がいんじゃないですか。逆に言つたら、資産と負債を計算しましたらマイナスなんです。こういう状況、厳しい状況というのを考えて、財務大臣として、この国の財務担当の責任者として、増税も必要である、そうしないと国債が売れませんよと、世界一の借金が返せませんよと、こういうことを

おっしゃることはできないんですか。○国務大臣(尾身幸次君) 国債を売れるか売れないかということに関しては、日本という国家に対する信用はかなり高いと思つておりますのは、この割合と低い金利でも国債を買つてくださる方が大勢いるという実情もあるわけでございまして。しかしながら、財政そのものは先ほど申し上げましたように非常に厳しい状況でございまして、負債残高がGDPの一四八%というような世界最大の債務国でございまして、そういう意味でこの財政の状況をそのまま放置するわけにはいかなければならないと改めて考えております。

○大久保勉君 金利が低いということに関して一点だけ指摘しますと、やはり、今日は日本銀行の山口理事もいらつしやいます、日本銀行の尽力もあるんじゃないですか。金利を上げたいんです。なかなか上げさせてもらえないと、だから金利が低くて国債が順当に発行できると、こういった側面もあり得るのかなと思つていますが、今日は時間がありまふので次に参ります。

この貸借対照表を見ましたら、最初に見ますのは貸倒引当金という項目です。つまり、資産の中ではどの程度腐つていふものがあるのかと、それに対してどの程度準備する必要があるかと。こちら、本会計年度にしましては貸倒引当金が二・三兆円になつています。この明細に関して質問したいと思ひます。

こちら、ページ三十五ページを見ましたら、お配りしておりますから数字だけ申し上げまふが、二・三兆円というのはなかなか大きいなというところで調べましたら、厚生労働省のものが何と二兆円あるんです。二・三兆円のうち二兆円が厚生労働省管轄です。

○政府参考人(青柳親房君) 平成十六年度の国の財務書類の貸借対照表におきまふ貸倒引当金二・三兆のうちただいま議員から御指摘ありましたように約二兆円が、これは国民年金あるいは厚生年金保険の未収保険料に対する貸倒引当金となつております。

これは本来保険料の時効期限であります二年間のうちに納められるべきものではございましてけれども、国民年金の保険料のうち将来時効によつて納付されないと見込まれるものがおよそ一・六兆円、それから厚生年金保険の保険料のうち、これは企業倒産等の事由によりまして将来においても徴収できないと見込まれるものが〇・二兆円と、これらを合計したものととなっております。

確定な保険料収納は制度の信頼確保のために重要でございますし、特に国民年金の保険料の収納率の向上は私ども喫緊の課題であるというふうに認識をしております。したがって、十分な保険料の負担能力がありながらその納付義務を果たさない方に対する差押えを含む強制徴収を徹底するなど、着実な保険料収納に取り組んでまいりたいと考えております。

○大久保勉君 分かりました。現在の社会保険庁というのはうまく働いていないということですよ。ですから、もつとときつちり徴税をしないと、保険料を徴収しないといけないということじゃないかと思ひます。二兆円というのは相当大きい数字ですから、是非ともきつちり徴収することを心掛けてください。

じゃ、こういった引当金があるということに関して、このバランスシート全体を管轄されます財務大臣はどういうふうな考えられていますか。御見解を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(尾身幸次君) この財務諸表における厚生労働省二兆円の貸倒引当金は、今お話しになりましたように、収納に至つていない社会保険料のうち最終的に回収できず未納となる見込みの額等が計上されておまして、その大勢は年金保険料に係るものと承知しております。

いずれにいたしましても、年金保険料の納付率の向上は年金制度の安定的な運営の観点から喫緊の課題でございまして、社会保険庁においては強

制徴収を含め収納対策に取り組んでいると聞いておりまして、引き続きこうした収納対策の強化を進めていくことが重要であると考えております。

○大久保勉君 ちよつと聞いていましたら、人とみたいですね。つまり、財務大臣はこの貸借対照表全体の責任がありますから、ちゃんと徴税していないんだつたら予算を削るとか、若しくは何らかの形でペナルティーを付けるとか、そういうことを行わなければならないですか。一般企業でしたら、財務担当役員は個別の部署に対してそういったことをやっております。

財務大臣、御見解を聞きたいと思ひます。
○国務大臣(尾身幸次君) そういうようなことまでございまして、社会保険庁改革も実現をし、体制をしっかりと整えていくということを私も考えているわけでございます。

○大久保勉君 分かりました。

じゃ、続きまして、貸倒引当金の二・三兆のうち、ほとんどが厚生労働省と。そこで注目したのが、上の方に貸付金というのがありまして、二百七十五兆円あります。非常に大きい金額です。通常、貸出しをするんですしたら、焦げ付きがありますから引当金を積むんです。恐らくこの二百七十五兆円の大半は財政融資特別会計だと思いますが、この財政特会関連の引当金は二・三兆円の中に含まれておりますでしょうか、質問いたします。

○国務大臣(尾身幸次君) 財政融資資金は、長期で安全な貸付けにより運用することを原則としております。

しかし、過去においては、例えば国鉄や国有林野事業に対する貸付けにつきまして、一般会計への債務承継が行われ、財投に対しては約定どおりの償還がなされたものの、結果的には国民負担が生じた事業があることも事実でございます。

こうした予期せぬ国民負担を招かないよう、平成十七年度の財投編成の際、民間準拠の財務諸表も参考に、特殊法人等が行う財投事業の財務の健全性について総点検を行いました。その際、住宅金融公庫、都市再生機構につきまして、将来の財務上の懸念を解消するため、事業からの撤退を含む抜本的対応を行うといった措置を講じたところであります。こうした取組によりまして財投事業全体の財務の健全性について確認がなされたところであります。さらに、十八年度の財投編成の際に、同様の視点に立つて、十七年度に行つた総点検のフォローアップを実施したところでございまして、現在も同様の視点で貸付事業の精査を継続しております。

財務省としては、このような取組を通じまして財投事業の財務の健全化を確認をしてきており、財政融資資金による貸付金について貸倒引当金を計上していないのが実情でございます。

○大久保勉君 最後だけ注目しました。要するに、貸倒引当金は計上していないということですね。つまり、二・三兆円には入っていないんです。

じゃ、どこから取つてきたんですか。住宅金融公庫、都市再生機構に対して債権放棄をしていまして、それはどこの官庁から取つてきたんですか。これは参考人でも結構です。

○政府参考人(丹呉泰健君) ただいま大臣が申し上げました平成十七年度のフォローアップで、住宅金融公庫、都市再生機構の将来の財務上の懸念を解消するために抜本的な改革を行いました。これは住宅金融公庫、都市再生機構から繰上償還を認めまして、その補償金をなしという形で認めたわけでございます。これは、財政融資特別会計の金利収入、将来に得べかりし金利収入を逸失するという形で行われたものでございます。

○大久保勉君 ちよつと逃げられたと思ひますが、いわゆる補償金を免除するというのをなされていますが、補償金免除というのは本来だつたら貸倒れ引き当てにすべきなのに、それを使つていないんです。つまり、財務省はポケットがあるんです。金利変動準備金というポケットがありまして、二十兆近くあります。そこを使つてい

いうことです。

じゃ、どうして貸倒引当金にあえて持つていかないか。もし持つていきましたら、こちらの二・三兆の引当金が約二十兆以上になります。どうしてそういうことをしないのか。企業だつたらそういうにします。違ふのは、貸倒引当金を使うというのでしたら融資が焦げ付いたということとを認めるんです。融資が焦げ付くということは相手先の経営が悪かつた、経営責任を取らないといけな

いということ。ここで問題なのは、住宅金融公庫とか都市再生機構、だれが責任を取つてどういう扱いになつたかということなんです。もちろん、これは組織は変わりましたが、事実上はだれ一人として責任を取つていないように見えます。こういったことを平成十九年度もまたやろうとしているんです。ここを指摘したいと思ひます。

今年度予算関連法案に財政特会から地方自治体への五割以上の高金利貸出し最大三・三兆円の期限前返済を受け入れ、同特会が事実上五千億円の損失を負担することになっております。これは債権放棄ということなんです。このことに対してだれも責任取ろうとしないんです。だれか、責任取るべきは貸手たる財務省、そして借り手たる地方自治体、さらにそこを監督しています総務省、あいまにして五千億円の事実上の国の資金を無駄に使用しております。このことが問題じゃないでしょうかということ。財務大臣、どう思われますか。

○国務大臣(尾身幸次君) 御指摘のように、今般この十九年度から三年間の臨時特例措置といたしまして、財政状況の厳しい地方公共団体に対する高金利の財政融資資金の貸付金の一部につきまして、新たな行政改革の実施等を要件として、補償金を免除した繰上償還を認めることとしており、その規模は最大で三・三兆円程度、補償金免除相対額は最大五千億程度と見込んでおります。

これは、過去に高い金利で貸し付けたものを約束をしているわけですが、補償金なしで繰上償還を認めたわけでありまして、確かにそこから得られるはずの将来の高い金利に基づく金利の収入が失われることになりまして、現在の貸付金自体については全額回収されて、貸倒れとなつて

いるものではございません。なお、この措置につきましては、財政審財投分科会におきまして補償金を免除する際の要件として設定されました抜本的な事業の見直し、繰上償還対象事業の勘定分離、経営改善計画、最終的な国民負担の軽減の四条件に適合するかどうかを御議論をいただき、御了承いただくとともに、今国会に提出されている地方交付税法等の一部を改正する法律案に規定し、御審議をいただいております。

○大久保勉君 大臣、がっかりしました。多分全体像をお分かりになつていないと思ひます。財投改革が行われまして、高金利の貸出しを期限前に返済する場合には補償金というのが必要なんです。それを免除するためには、簡単に免除させないために法律改正をしないといけないという形になつてい

るんです。ですから、今回の法律改正があるんです。その意味を考へてほしいんです。どうして法律改正までして、国会に法案を提出してまで補償金免除をしないといけないのか。やはり、そういう補償金免除するためには国民の税金を事実上使つてい

るんです。それに対する責任関係をはつきりさせないということなんです。じゃ、実際地方自治体が債権放棄をした場合に総務省はどういう責任を取るんですか。たまたま都道府県に財務局長として出向していましたが、その人がある程度権限を持つて地方自治体を見ていたとしたら、その人が責任を取りまして、場合によつては外部の人がその職に就くべきじゃないですか。そういったことをせずに、国のいわゆる財融特会の五千億のお金

一度質問します。

○国務大臣(尾身幸次君) これは、先ほど申しましたような四条件に適合するかどうか、適合するものについて補償金なしで返済を認めると、こういうことでございますし、またそのために必要な法律案を御審議をいただいているところでございます。現実には借換えをすればもっと低い金利で借りられるにもかかわらず、約定をしているからといって高い金利でこれからも借りていなければならないというのは、現実の経済感覚としてはちよつと合わないところもあります。そういうわけで、今の四つの条件を基にして国会での審議をいただく、この法律案に規定をしていただいてこのようなことにしたわけであります。

したがって、事態を知らないという批判は当たらないんじゃないかと私は思っております。

○大久保勉君 例えば、もう少し具体化するために、じゃ財融特会から七%以上でお金を借りている団体、どこがあるかといいましたら、東京都が二千二百三十億、横浜市一千八百八十億、大阪市六百十一億、福岡市六百億、名古屋五百二十三億、こういったところが七%の資金を返したいと。じゃ、どうするか。もう財融特会は返済原資として再融資はできないんです。じゃ、東京都がもしこの制度を利用しようとしたら、東京都は民間の都市銀行からお金を借りてきます。それで、実際の金利でしたら二%以下で調達できます。で、二千二百三十億を財融特会に返します。七%の金利ですから、事実上七%と二%の金利差、五%浮きます。このことは東京都にとつてはいいことかもしれないが、財融特会は七%で過去に資金を貸したときには七%で恐らく当時は財投債を発行するとか、若しくは郵貯、簡保から資金を調達しているんです。ですから、七%に見合った資金調達をしておりますから、そちらの方が浮いてしまつて、その分が逆ざやになつてしまふんです。こういったことを是非勉強された方がいいと思います。その上で、どうしても地方自治体に対して再建のために何らかのいわゆるミルク

補給が必要だったら、それはやるべきなんです。が、本当に国民に知らしめて、勝手にやるべきじゃないと思つています。もつとここに關しては議論すべきだと思います。

○国務大臣(尾身幸次君) これは勝手にやつていくわけではなく、四つの条件を満たしていただいたところについてやるということで、しかも地方交付税法等の一部を改正する法律案に規定をして国会での承認をいただいてやるということでありまして、

○大久保勉君 四つの条件に關してまた別途話をしますが、ここに關して問題が多いということをお指摘して、次の質問に行きたいと思つています。

続きまして、ページ十六ページと十七ページ、こちら資料を付けておりますが、いわゆる偶発債務というところで、その中で保証債務です。国が保証しているものに対してすべて付いております。質問としましては、国の保証債務の合計金額は幾らであり、また保証債務のリスク管理は適切に行つていのか。もし国が保証するんでしたら保証料を取るべきだと思つていますが、これは保証料を取ることにによりまして被保証機関や関係省庁に経営効率化の意識の向上を図らしめることができると思つています。ですから、是非とも保証料を取つた方がいんじゃないかと思つていますが、大臣の御所見を伺いたいと思つています。

○政府参考人(丹兵衛健君) まず、御質問の保証債務の合計金額について申し上げます。平成十六年末現在の国の財務書類に計上されております政府保証債務の金額は、政府保証国内債で四十六兆一千三百七十七億円でございまして、政府保証外債が三兆七千六百十八億円で、政府保証借入金が八兆二千十億円で、合計で五十八兆六千六百五十五億円でございまして、

今先生の方から、この政府保証に際して政府保証料を導入してはどうかという御質問でございます。確かに、政府保証によりまして保証先機関の資金調達を容易化するという面に着目すれば、その

対価として一定の保証料を徴求することにも合理性があると考えられますが、この政府保証の主たる目的が保証先に対する財政援助にあることを踏まえると、保証料を徴求することが政策として矛盾しないかといった面もあり、現在保証料を徴求しておりません。引き続き検討していくべき課題であると認識しております。

○大久保勉君 保証料を取ることに關しては、まあ財務省としては行つていになります。ところが、幾らの保証金額を徴求して、またそれと同じ補助金をこれらの機関に渡すかということ、一般会計にこういった金額がつてきます。そのことを通じまして説明責任が上がつていくんじゃないかと私は考えております。是非とも検討をお願いしたいと思つています。

続きまして、こちらの国の財務諸表の十七ページに、「係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なもの」ということでリストがございまして、

そこで質問いたします。請求金額が十億円以上の係争中の訴訟の件数、合計損害賠償金額を伺いたいと思つています。もし訴訟に負け、国に損害賠償責任が生じた場合には、財務省は関連省庁にどのような責任を課すのか。さらには、人事措置が困難な場合は予算編成において当該省庁等に何らかの責任を課すことも一案であります。大臣の御所見を伺いたいと思つています。大臣にお願いします。これは、いや、尾身大臣、これは訴訟の話ですから、尾身大臣にお願いします。

○政府参考人(松元崇君) ちよつと私の方から事実関係だけまずお答えいたします。

請求金額が十億円以上の係争中の訴訟の件数及び損害賠償請求額の合計額ということでございまして、平成十六年度末におきまして、件数は十九件、金額は合計で約一千八百億円と把握しているところでございまして、

○国務大臣(尾身幸次君) この係争中の訴訟に係るものうち国の財政に大きな影響を及ぼす可能性のあるものについては、財務省としても関係省

庁から必要に応じて直近の状況について報告を受けており、今後ともその状況を的確に把握していくこと等により適切な財政運営を行つてまいりたいと考えております。

なお、係争中の国家賠償訴訟等の結果いかんにより、人事措置や予算編成等の面で各省庁にペナルティーを科すことに關しては、こうした国家賠償訴訟等により国が賠償の責めに任ずる場合には、事件当時、公務員が一定の注意を払つておなかつた場合も含まれることから、原因となつた行政を担当する各省庁に対し一律にペナルティーを割り振ることが適切でない面もあることを御理解いただきたいと思います。

したがって、このような事態に対応するため、国家賠償制度は政府全体としてかかる賠償の責めに任ずることを予定しているものであり、仮に賠償の責めに任ずべき行政行為を行つた公務員に故意又は重過失があつたときには、国はその公務員に対し請求権を有することとされております。

○大久保勉君 分かりました。

一点だけ追加質問で、公務員が過失があつた場合は請求権が発生すると。じゃ、省庁若しくは組織ですね、課とか若しくは局に過失があつた場合も同じと考えていいんです。念のため聞きます。

○政府参考人(松元崇君) お答えいたします。

国家賠償制度におきまして、各それぞれの公務員に故意又は重過失があつたときは国はその公務員に対して請求権を有するということでございまして、それぞれの省庁におきまして公務員につきましてその要件が判断されるということになつております。

○大久保勉君 済みません、はつきりしませんでしたので、それは組織でも過失をした場合には当然責任を負うということでもいいですね。公務員の構成体というのは組織ですから。

○委員長(家西悟君) 端的にお答えいただければ

と思います。分かりやすく。

○政府参考人(松元崇君) お答えいたします。

公務員に故意又は重過失というものがあつた場合に、国がその公務員に対して求償権を有するという事になつております。これは国家賠償法に定められてゐることでございます。

○大久保勉君 同じことを答えないでください。

私は、その説明にのつとつて、公務員の集合体である課若しくは局が問題を起した場合はどうですかということですから、それに対して質問しております。

○政府参考人(松元崇君) この国家賠償法に規定

しておりますのは、それぞれの公務員が故意又は重過失があるかということでございまして、故意又は重過失がある場合に、この公務員に対してその損害につきまして求償権、これは国といたしまして求償権を有するということでござい

ます。それぞれの公務員についての監督責任ということについて各官庁でどういふに判断するかということとは、それぞれの各官庁におきまして御判断されるということにならうかと考えております。

○大久保勉君 まあ分かつたような分かんないよ

うな。

どうしてこういうことを聞くかといひましたら、こういった裁判に關しましては十年とか二十年掛かる場合もあります。そのときには実際の担当者はいません。ですから、もう担当者はいないから、うやむやになつてしまふことに對して懸念があるんです。ですから、ちゃんと組織としてこういった責任を取るべきじゃないかと私は思ひます。

これは指摘して、次に行きます。

ページ九ページ、貸借対照表でもう一つ面白いといひますか氣になつたことは、資産サイドの未収金という金額があります。こちら、十兆円という数字があります。この内訳を調べてみましたら、こちら、ページ三十九ページ、これは資料をお付けしてありますが、十兆円のうち、数字を見ま

したら、八・九兆、ほとんど大半を占める数字がありまして、よくよく見ましたら財務省所管で、内容は国税収納金整理資金未納税収と、で、相手先は納税者と。何のことはない、税金の滞納分じゃないかなと思ひまして、財務省に質問します。

平成十六年度の税収は約四十五兆円です。ですから、九兆円というのは約二〇％。二〇％が未収金というのは非常に問題じゃないかなと私は感じました。次第なんです。焦げ付きがこんなに大きくなつていいんですか。

また、この九兆円の中には回収見込みはどのくらいあるんですか。もし回収見込みがなかつたら欠損処理をすべきじゃないかと思ひますが、このことに関しまして財務大臣にお尋ねします。

○国務大臣(尾身幸次君) お尋ねの二〇〇四年度の

の国税収納金整理資金未収税額、約八兆九千八百三十二億円の中には、制度上直ちに徴収する必要のないものが入つております。具体的に言いますと、そもそも履行期限が未到来の相続税に係る農地等の納税猶予上のもの等が約五兆五千八百億

円、履行期限が到来してゐるものの、納税が猶予される相続税の延納、それから物納申請中のもの等が約一兆四千億円、合せて七兆四角余りが含まれてゐるわけでございまして。これらを除く一兆九千七百六十六億円が二〇〇四年度末に滞納となつてゐる国税等でありまして。

なお、翌年の二〇〇五年度末のこの滞納残高は、同年度中に新規発生滞納額一兆四百三十五億円を加へましても一兆九千二百二十八億円と七年連続で減少してゐまして、滞納残高のピーク時でありました一九九八年度の二兆九千二百二十六億円から一兆九千八百億円減少してゐるわけでありまして。徴税当局においては、滞納残高の圧縮に最大限努力してゐるところでございまして、引き続き確実な徴収に努めてまゐる所存であります。

○大久保勉君 よく分かりました。事実上は一・

九兆円ということ、九兆円の中で本当に問題なのは一・九兆円と。この一・九兆円というのは過

去に比べて少なくなつてゐるということで、国税の皆さんには非常に頑張つてゐるということで声援申し上げます。

じゃ、続きまして、主税局関連の質問に参りたいと思ひます。

まず、上場株式等の配当、譲渡益にかゝる軽減措置の一年延長、そして翌年度は廃止ということとでございまして、その理由はどのような理由からかということでお尋ねします。

○委員長(家西啓君) どうか。

○大久保勉君 財務大臣、お願いいたします。

○国務大臣(尾身幸次君) 株式等の配当及び譲渡益に対する課税につきましては、勤労性所得に対する税負担とのバランス、預貯金の利子との課税の中立性の確保、簡素で分かりやすい税制の構築といった観点が必要であります。こうした観点から、金融所得課税につきましては、上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率を廃止し、二〇〇

％定率課税による課税方式の均衡化を図ることが、金融所得間の損益通算範囲の拡大を図ることが重要である、図ることが課題となつております。

こうした中で、十九年度改正の議論におきましては、軽減税率の廃止に關しまして、金融所得間の損益通算範囲をどのように定めるか、また軽減税率の廃止による市場への影響に關してどういふ措置をとるかといった点が論点となりまして、これについて更なる検討をし、一年この期限を延長いたしまして、その延長期間の間に金融所得間の損益通算範囲の拡大策や市場の混乱を回避するための特例措置等を検討の上で廃止することにしたものでございまして。

○大久保勉君 じゃ、来年度は廃止ということですね。

○国務大臣(尾身幸次君) 一年間そのような検討をした上で、一年後に廃止するというところでござい

ます。

○大久保勉君 もう廃止するのを決めてゐるん

だつたら、検討する必要はないんじゃないですか。

○国務大臣(尾身幸次君) 先ほど申しました、こ

の一年の間に金融所得間の損益通算範囲の拡大、それから、この廃止によりまして市場の混乱を回避するための特例措置について検討をする、その検討の上で一年後にこれを廃止して、通則二〇〇％にするということとでございまして。

○大久保勉君 金融市場の動向だつたら、じゃ株価が下がつた場合に、大暴落した場合には廃止をしないんでしょうか。大臣に、もし株価が今年急激に下落した場合には、軽減措置の廃止を来年やらないでしようか。

○国務大臣(尾身幸次君) 私どもとしてはそのよ

うな事態は想定をしておりませんで、私どもとしては一年後に先ほど申しました二つの問題についてのめどを付けた上、廃止するという考え方でござい

ます。

○大久保勉君 分かりました。

じゃ、続きまして、政府が常々主張してあります貯蓄から投資へという言葉がございまして、この関連で御質問いたします。

米国等におきましては、同様に保有期間が長期の株式の場合は軽減税率を適用するということになつておりますが、将来的に貯蓄から投資を促進するために、長期保有の株式等に関してキャピタルゲイン課税を軽減するとか配当を軽減する、こういういったお考えはないんでしょうか、御質問いたします。

○国務大臣(尾身幸次君) 貯蓄から投資というのは大きな流れとして大変大事だと思つておりますが、長期保有の株式の譲渡益課税を優遇するといふことにつきましては、株式の保有期間によつて適用される税率を異なるものにいたしますと、金融商品の間の課税の中立性が損なわれるという問題、それから株式の保有期間を厳格に管理する必要が生じるということなど制度が複雑になりまして、税務当局のみならず納税者や特定口座を管理する証券会社にとつて事務負担が増加するといふこと、それから株式の長期保有を税制上優遇することになると市場の流動性を阻害するおそれがあるといふことがありまして、そういう点でそ

う方向を考へることはなかなか難しいんじゃないかと考へております。

○大久保勉君 分かりました。

では、続きまして、移転価格税制に関して御質問します。

過去三年の申告漏れの所得金額及び件数、そして見込み税収等に関して教えてもらいたいと思ひます。ただ、税収の計算にしましては非常に複雑でありますから、前提を置きまして、これらの企業がすべて黒字企業でありまして、仮に法人税率が三〇％という前提で計算をお願いします。

○政府参考人(加藤治彦君) お答え申し上げます。

国税庁の調査課で所管しております資本金一億円以上の大規模法人につきまして我が国が移転価格課税を行った件数、これは、二〇〇三年事務年度で六十二件、二〇〇四年事務年度で八十二件、それから二〇〇五年事務年度で百十九件でございます。それから、同じくその課税による増差所得金額は、二〇〇三年事務年度が七百五十八億円、二〇〇四年事務年度が二千六百六十八億円、二〇〇五年事務年度が二千八百三十六億円となっております。

なお、先生御指摘の追徴税額につきましては、それぞれの企業の他の所得等の関係がございまして、そのものずばりの集計はできませんが、先生御指摘の今の、全くの仮定ということで、先ほど説明しました増差所得金額に単純に三〇％を掛けた金額ということでございますれば、二〇〇三年事務年度は二百二十七億円、二〇〇四年事務年度は六百五十億円、二〇〇五年事務年度は八百五十億円となっております。

○大久保勉君 ありがとうございます。

ここで分かりましたのは、移転価格税制というのは非常に大きいということなんです。さらには、二〇〇三年、二〇〇四年、二〇〇五年と金額が毎年毎年大きくなっております。これはただ単に大きくなっているだけではなくて、やはり国税当局の努力もあるんじゃないかと思ひます。

現在、政府の方では法人税率を上げるとか下げるとか、そういった議論がございしますが、実は企業自身が国際化しておりますから、法人税率を下げる議論をする前にきつちり税金を取るということが重要じゃないかと思ひます。そのためには、移転価格税制をきめ細かく分析し、さらにはより透明な制度をつくっていくことが必要だと思ひます。

最近、移転価格税制に関しては非常に巧妙化しまして、最初は親会社から子会社に物を輸出するときの販売価格が若干低めにするというところで税金逃れをしていたケースがございしますが、最近の特許とか若しくはロイヤルティーとか、こういったものに関して親会社から例えばタックスヘイブンの国に移転してそこに収益を落とすという、こういう巧妙化しております。こういったことに對してきつちり状況を把握することがまず第一だと思ひますし、またそれなりの人が必要だと思ひます。

そこで質問したいのは、移転価格税制に関する実務指針並びにQアンドA、事前確認窓口をつくり、課税の透明性を促進すべきであると私は考へております。今後の取組方針を知りたいと思ひます。また、そのために人材育成や専門性を持った税務官の人材確保を万全にし、高度化する国際税務、企業財務等に対処すべきではないかと思ひますが、このことに対して国税庁の御意見を承りたいと思ひます。

○政府参考人(加藤治彦君) お答え申し上げます。

移転価格税制につきましては、納税者の予測可能性を確保するために、これまで法令解釈通達等の整備、改正、公表を通じて、適用基準や執行方針の明確化を図ってきたところでございしますが、更なる御要請もございしますので、現在、特許、ノウハウ等の無形資産を伴う取引の課税上の取扱を中心といたしまして、これまでの課税実績等に基づく事例集を作成するなど、更なる明確化に向けた作業を進めておるところでございます。

さらに、事前確認制度につきましては、その事前確認制度の活用のために、事前に国税当局が相談を受ける事前相談の利用環境整備を図るということを考えておまして、そのために事前相談というものの周知、それから、すべての国税局に担当の窓口を新たに設ける準備もいたしております。

いずれにいたしましても、今後とも、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制の円滑な執行に資するよう引き続き努力をまいりたいと思っております。

それから、二点目の御指摘の国税当局としての職員の体制整備の問題でございますが、御案内のとおり、大変私どもの事務量も増加しておりますので、やはり国際的な課税問題を担当する国際税務専門官の設置、それから、複雑高度な国際的課税問題に的確に対応できるよう高度な専門知識を有するための研修の実施など、人材育成を努めております。なお足らない問題につきましては、やはり定員の増加等もお願いをしております。

それから、必要に応じまして、国際金融、法務などの専門知識を、経験を有する民間の人材の活用をするということも大変重要だと思っております。現在その方向で民間のそういう方々の任期付き採用等についても準備をしておるところでございます。

○大久保勉君 分かりました。この分野に関しては、是非とも頑張っていたいただきたいと思います。

続きまして、金融庁に質問いたします。

国税庁の職員が、公務員制度上、専門職として相応の処遇をされておりますが、もし国税庁の職員が金融庁に出向し企画・監督部門に携わった場合はどのような処遇になるのか、質問いたします。また、証券等監視委員会など、いわゆる国税庁と同じ執行部門に従事した場合の処遇に関して御質問いたします。

○政府参考人(中江公人君) お答えをいたします。

各府省庁の職員の給与につきましては、一般職の職員の給与に関する法律におきまして、職務の種類に応じまして適用される俸給表が定められております。

委員御指摘のとおり、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員につきましては、原則、税務職俸給表というものが適用されております。これに對しまして、金融庁並びに証券取引等監視委員会に勤務する職員には、制度上、一般の多くの国家公務員と同様、行政職俸給表(一)というものが適用されております。したがって、国税庁の職員が金融庁並びに証券取引等監視委員会に出向してきた場合には、適用される俸給表も税務職俸給表から行政職俸給表(一)に替わることになります。

○大久保勉君 この問題だと思ひますね。例えば、証券等監視委員会というのは非常に重要な機能だと思ひます。証券不祥事が増えておりますから、ここを強化するために何らかの措置を考へるべきだと思ひます。私としては、証券等監視委員会も税務署も同じような執行部門というところで、また、証券市場の公正性をつかさどる重要な職務であることをかんがみまして、いわゆる国税と同じような処遇をすることを是非とも検討すべきじゃないかと私は考へております。

せっかく能力のある国税職員が、証券等監視委員会に出向しても給料が下がるから早く国税に戻りたいということで、なかなか人材が居着かないと、こういった現象が起きていると聞いております。

そこで、是非とも、ここは金融担当大臣にお尋ねしますが、俸給表の新設等を関係省庁と検討する、若しくは要請することをしていただこうかと思ひますが、大臣の御見解をお尋ねいたします。

○国務大臣(山本有二君) 金融庁に出向してこれら業務で培った専門性を金融機関等の検査、有価証券報告書の提出者の検査、課徴金調査、犯則事件の調査等に発揮してもらっているところでございます。

まして、大変有効に職務を全うしていただいております。

また、大久保議員御指摘のように、専門性を有する国税出身の職員に金融庁で長期間勤務してもらうことは、金融庁の業務に従事する職員の専門性を高める上でも極めて重要であるというように考えております。このような長期間にわたる勤務を促す上では、金融庁等の職員に適用される俸給の在り方ではかなり減額されることでございまして、人材確保という高い視点から考えた場合、幅広い検討がおつしやるとおり必要であらうというように思っております。

○大久保勉君 この運用は非常に難しいということと聞いておりました、是非とも山本金融担当大臣の力を期待したいと思っております。

では続きまして、金融庁に質問したいと思っております。これは、公正で透明な市場をつくるための質問であります。

まず一点目としまして、山本金融担当大臣に質問します。

最近、マスコミ等で報道されている大臣の東京市場のシティー構想というのはどういうものでしょうか、御質問いたします。

○国務大臣(山本有二君) 東京をシティーにするという表現で私が申し上げておりますのは、ロンドンのように高度な金融機能を集積させることによりまして日本全体の発展につなげていきたいという思いを述べたところでございます。

少子高齢化が進み、人口減少時代の到来を迎える中で、今後とも我が国が経済成長を続けていくためには一人当たりの所得の向上を目指す必要があろうと考えております。この観点から、これまでのように製造業だけに頼ることなく、高付加価値を生み出す金融サービス業を中核的な産業として位置付けていくことが必要であらうと思っております。また、グローバルな市場間競争が激化する中で我が国金融資本市場の国際的な競争力を強化するためには、貯蓄から投資への流れをより一層確かなものとして、内外の投資家が安心して投

資できるような魅力ある市場を構築することが重要でございます。

こうした問題意識の下で、先般、金融審議会に、我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループを設置いたしました。金融制度に関する議論にとどまらず、人材、専門サービス、インフラ等、多岐にわたる課題につきまして幅広い観点から議論を行っていただいているところでございます。金融庁としては、こうした議論も踏まえまして、我が国市場の国際競争力の強化に向けた方策について検討してまいりたいと考えております。

○大久保勉君 分かりました。続きまして、先週三月十五日に、平野委員の質問に関連しまして伺います。

日銀政策決定会合中、二月二十一日、ブラックアウト期間中に情報漏えいが起こったことは、東京市場がまだまだ二流の市場であると見られかねないと思っております。また、海外の新聞等ではそのことを指摘しております。このことに関して、日本銀行及び市場関係者は大変な危機感を持っておりま

す。また、インサイダー取引や不正取引等の経済犯罪の温床になる可能性がございしますので、非常に問題だと私も思います。

そこで、山本金融担当大臣に、このことに関する御所見を伺いたいと思っております。

○国務大臣(山本有二君) 情報漏えいが起こったという報道があることは承知しております。特に、日銀総裁が当委員会、報道は憶測に基づくものではないかというように答弁されているところでもございまして、報道のみを手掛かりとしてコメントをしていくことは差し控えるところでござい

ます。一般論として申し上げれば、内外の投資家が安心して投資できるように市場を構築するためには、市場参加者がルールを遵守すべきことは当然でございまして、金融庁といたしましては、引き続き、市場の公正性、透明性の一層の確保に努めてまいりたいと考えております。

○大久保勉君 大臣の方が、報道は憶測ではないかという指摘があったということは御紹介されましたが、別のところでは、じゃNHKに抗議しないのかということに対して、福井総裁は、報道機関の在り方を我々の方から批判的に申し上げる前に、何といつても情報元は我々なので、その情報元の管理を念には念を入れてきちんと締める、そこからスタートしていると、こういう重要な指摘があるんです。憶測かもしれないけど、まず身内から情報が漏れたんじゃないかと、こういうこと

もあるわけなんです。このことを是非指摘したいと思っております。

また、そのことを踏まえまして質問いたします。

まず、政策決定会合室というのは、携帯の持込みは日銀役員に関してはすべて禁止されていると聞いております。その意味では、少なくとも二月二十一日九時から十三時半の投票までの期間中に日銀の役員から政策決定会合の情報は漏れることは一切ないと思いますが、そのことはいかがでしょうか。山口理事に伺います。

○参考人(山口廣秀君) 私どもでも一応の確認をしております、その結果といたしましては、私どもの方から情報が漏れたという事実はないというふうに思っております。

○大久保勉君 この指摘は非常に重要なんです。日本銀行からいただいた資料、二月二十一日九時から一時三十分まで会合がありました。一時三十八分からは二十時十五分までまた会合がありました。一時三十分から一時三十八分、ここは中断ですが、このときに投票しているんです。このことをまず念頭に置いておいてください。

日銀政策決定会合室というのは非常に遮断されておりますから、そこに入室できる人は非常に限られておりまして、日銀の役員です。それ以外に入室が認められているのは、財務省と内閣府から派遣された二人の政策委員だけだと聞いております。一点目は、これで間違いがないのか。二点目。当然、携帯電話の持込みは日銀役員

同様禁止されておると思いますが、そのことに関する質問です。

二点、質問します。日銀の理事、お願いします。

○参考人(山口廣秀君) お尋ねの二月の政策決定会合には、政府の方、お二人が出席されております。

それからもう一点目でございますが、携帯電話の持込みについてでありますけれども、これは先ほど先生の方からお話がありましたが、日銀の出席者につきましては会合への携帯電話の持込みは原則として禁止しております。それから、政府からの出席の方につきましては、本省等との連絡調整ということが必要となる場合がございますので、携帯電話の所持自体を禁止するということにはいたしていません。ただ、政府からの出席者におかれましては厳格な情報管理に努めておられると、かように思っております。

○大久保勉君 日銀職員はもう携帯を全部渡しているから、政策決定会合室には持っていないということですね。政府委員二人は持っている。これは連絡に必要だということですね。

じゃ、そこで政策決定会合に出席している政府委員の氏名と役職を教えてください。

○参考人(山口廣秀君) 御承知のとおり、二月の政策決定会合につきましては、二十日と二十一日の両日開催されたわけでありまして、そのうち二月二十一日の会合に出席されましたのは、田中財務副大臣と浜野内閣府審議官、お二人でござい

ます。○大久保勉君 はい、分かりました。続きまして、これはブルームバーグという情報機関の記事なんです、ブルームバーグといいますが、創業者がニューヨークの市長さんです。非常に世界的に成功した報道機関であります。こういうたのものを参考にして申し上げますと、二月二十一日零時四十三分、いわゆる政策決定会合の二日目に、零時四十三分、これを覚えておいてください。零時四十三分にNHKのテロップで、日

銀総裁金利引上げを提案。続いて、零時四十四分に、先ほど福井総裁が追加的な金利の引上げを提案し、金利の引上げが決まる見通しと伝えたと報道されております。

採決により議事が中断されたのは、記録によりましたら、さっきの記録です、一時三十分でありますから、本当に零時四十四分の以前に日銀総裁は実際金利引上げを提案しているのか私は非常に疑問があります。事実関係を知りたいと思います。山口理事、お願いします。

○参考人(山口廣秀君) 政策委員会の議長であります福井総裁が金融市場調節方針について提案を行いましたのはNHKの報道後であります。時刻としては午後一時少し前というふうに考えております。

○大久保勉君 あつ、そうですか。つまり、NHKのテロップで、零時四十四分に、先ほど福井総裁が追加的な金利の引上げを提案したと。その後に実際には福井総裁は提案したんですね。これは大変なことですね。初めて聞いてびっくりしました。このことで間違いないですね。もう一度確認します。

○参考人(山口廣秀君) 間違いないです。

○大久保勉君 そうですか。ちよつと僕自身緊張しています。これは非常に重要な情報ですね。恐らく、このことから二点が分かっています。今分かつと思います。

まず、NHKの報道は、事実ではなく推測による虚偽報道である点です。そうですよね。四十四分には日銀の福井総裁は提案も何もしてないんですから。一時前ということですから。空白の十数分、この期間は虚偽なんですね。こういうことをNHKが報道したということに関しては、私は非常に遺憾です。遺憾に思います。

また、だれがNHKにそのような推測による虚偽報道を流す決断をさせたか。恐らくは、NHKさんといえども勝手に推測だけではやりませんよね。何らかの、あつ、これは本当だという情報 came 来たから、じゃテロップに流そうという決断

をしたわけでしょう。このことが私は疑問です。じゃ、そこで日本銀行に質問しますが、じゃNHKニュース報道の数分前、つまり零時四十三分の数分前から十数分前にトイレ休憩若しくは何らかの用で政策決定会合室から出た人はいったかどう御存じでしょうか。このことに関して御質問いたします。もし山口さんで分かんなかったら、福井総裁に後日質問することも考えております。

○参考人(山口廣秀君) お答えいたします。十二時半過ぎということになりますと、政策決定会合自体は小休憩となつておりました。その間、会議室から退室した方はいらしたということでございます。

○大久保勉君 十二時半に退室された方がいたんですね。何人いらつしたんですか。だれとだけですか。

○参考人(山口廣秀君) 退室した方がどなたであるかというのは確認できておりません。

○大久保勉君 でも、日銀で調査したんですね。だったら、調査したんだつたらちゃんとだれが出たかというのは調べるべきじゃないんですか。

○参考人(山口廣秀君) 私どもの政策決定会合におきましては、出席者が会議室を離れることができませんのは、会議室に隣接する区域だけに限定されております。非常に限られた区域に限定されているということでございますので、それについて格別のチェックは行っていないということでございます。

○大久保勉君 ということは、近くというのはブラックアウトルールが守られるところということとで、例えば控室というのがあります。政府委員のお付きの人が控えているところには行けないということでしょうか。若しくは、政策決定委員の中には自室を持っている人がいますから、そこに行つてパソコンとか何かでメールをするとか電話をするとか、そういうことはできないんですかね。

○参考人(山口廣秀君) まず、日銀側のお話とし

て申し上げますと、政策委員が自室に戻ることは、これは許されておられません。エリア外ということになりますので、そこには行けないということになっております。

それから、政府の方につきましては、政府のための控室がございますので、そこに戻られることについては許されております。

○大久保勉君 分かりました。じゃ、日銀は全く問題ないんだけど、政府の方で問題があるのかなと。まあそこは分からないですが。

そこで、じゃ、政府委員というのは二人しかいらつしやらないということですから、その人から漏れるしかないんですね。一人は田中財務副大臣、一人は浜野内閣府審議官、いずれかですよね。

じゃ、ここで質問します。まず、浜野審議官に伺いますが、浜野内閣府審議官は二十一日に携帯電話を十二時三十分以降に使われたことはありますか、若しくは審議の内容に関しましてはお付きの方に漏らされたことはございますか。御質問いたします。

○政府参考人(浜野潤君) お答えいたします。

第一問は、私が携帯電話を十二時三十分以降使つたかということでございますか。

○大久保勉君 はい。

○政府参考人(浜野潤君) それは使っております。

それから、私と随行者の者が控室にいたしましたけれども、私どもは、議長提案がなされた後、政府側から中断を求め、議長の御了解を得た上で経済財政担当大臣に連絡を行ったという事実がございます。

○大久保勉君 じゃ、整理しますと、十二時三十分はまだ提案されておられませんから、この段階では携帯も使つていなくて、かつ、お付きの方にも何も言っていないということですね。ただし、議長提案、議長が採決を提案した後一時中断があるんです。これは恐らく一時ぐらいです。その段階ではお付きの方に内容を話をしたと、こういう理

解でよろしいでしょうか。確認します。

○政府参考人(浜野潤君) そのとおりでございます。

○大久保勉君 ということは、NHKのテロップが流れた零時四十三分とか四十四分には日銀からは流れていないと、で、内閣府からも流れていないということですね。分かりました。

じゃ、もう一人の方を、といいますのは田中副大臣。実はこの質問通告は先週の金曜日に通告しました。で、是非、田中副大臣をお呼びしたいということでした。昨日、財務省から電話がありまして、実は土曜日に外遊されたということなんです。で、今日の出席は難しいということと、たまたまということで、私はまあ本人の名誉及びあらぬ疑いを掛けられることがないことを望みますから、是非、田中副大臣の上司に当たります尾身大臣がしつかり情報漏えいになつたかということを確認して、もしできましたら田中さんと話をされまして確認されて、後日報告してください。このことをお願いいたします。じゃ、このことでよろしいでしょうか。

○国務大臣(尾身幸次君) 私は、田中副大臣とももちろんこの今日の会合の前に御質問とは関係なしにこの話をいたしました。が、休憩時間に提案がありましてから私どもの方に連絡がありまして、私どもとしては、検討した末にいわゆる議決延期請求権は使わないということを決めて田中副大臣に電話を連絡を入れたところでございます。

○大久保勉君 もう少し厳密に言いますと、休憩は二回あります。十二時三十分の段階と、日銀福井総裁が提案する前に待ったと政府委員が言つて、本庁と連絡しますと、恐らく一時、この段階です。で、後者に関してはそれは今問題じゃないんですが、前者なんです。

今まで日銀さんの説明でしたら、日銀職員は携帯もないし、自室に入ることがないから外部と連絡が取りようがないです。内閣府に関しましては、十二時三十分の休憩に関しては携帯使っていないと。で、お付きの方とは話をしていないとい

うことだから、まあこれ以上はもう追及しませんから、若しくはそれ以外の要因がありますから、その辺りに関しましては、後日分かりましたらお知らせください。

○政府参考人(勝栄二郎君) お答えいたします、事実関係でございますので。

まず、第二回目のコーヒープレークですけれども、その件に関して申し上げますと、十二時四十分、

○大久保勉君 第二回目の休憩に入りましたのは何時でしょうか。何時ですか。

○政府参考人(勝栄二郎君) コーヒープレークは実際に何時かというのはいずれも……

○大久保勉君 そうしたら意味がありませんから、十二時三十分か。

○政府参考人(勝栄二郎君) 十二時四十分過ぎに田中副大臣ですけれども政府側控室に戻りまして、それで議長から事務方に対して議案の作成指示があったということで、そのための休憩に入っていると言われてきました。それで、それを受けまして、随行者から経過報告を行うべく本省に連絡したところ、その本省の相手方の職員から既にNHKで報道が行われているという返事がありました。それで、慌ててテレビをつけましてそれで確認いたしました。したがって、当該連絡の時点で既に、議員が問題視されておりますその報道ですけれども、それは始まっていたということでございます。

以上でございます。

○大久保勉君 分かりました。参考に承ります。つまり、二回コーヒープレークが若しくは中断の中断のことを描写してもらいましたが、前者に関しては一切コメントがなかったという理解でよろしいですね。ですから、今問題なのは十二時三十分、つまりNHK報道の前にだれがどういう形でNHKに伝えたかということなんです。ここに

願いますが、それ以外でしたら結構です。

○委員長(家西悟君) 答弁求めますか。

○大久保勉君 答弁ありましたらお願いします。

○政府参考人(勝栄二郎君) 政策委員会決定会合でございますけれども、各委員は円卓を囲んでおりまして、行動はある意味では容易に把握できる状況でございます。したがって、その状況の下で委員が外部と連絡取るといことはなかなか想定しにくい状況でございます。

○大久保勉君 分かりました。よく実態が分かりました。つまり、十二時三十分の後の休憩のときには何をしているか分からないが、みんな席に戻ってきたら何をしているか分かりますということですね。ですから、今の十二時三十分から何分かに何らかが行われたと。それで、十二時四十分分に日銀総裁金利引上げを提案と、まだ提案をしていないのに提案したということなんです。

そこで、金融担当大臣に質問したいと思っております。公正な市場取引を守るために風説の流布やインサイダー取引は証券法が禁じるところと承知しております。この場合、NHKが流したのは事実

に反しています。推測ですから、メディアなどの公共報道機関が推測による虚偽報道を流すことは例外として扱われますか。金融担当大臣にお尋ねします。金融担当大臣、イエスかノーでお願いします。大臣、お願いします。

○政府参考人(三國谷勝範君) 個別の事案につきましては言及することは差し控えていただきます。たいと思っております。

証券取引法におきましては、それぞれの市場の公正性のために各般の規定がございまして、その制度に基づきまして市場が適正に運用されるところでございます。

○大久保勉君 ちょっと時間の無駄ですよ、それは時間の無駄ですよ。これが、一般的な質問しているんですよ。メディアは証券法の対象外か対象外じゃないかということです。

○政府参考人(三國谷勝範君) メディア自体がそれがゆえに直ちに対象外ということではございませぬけれども、証券取引法の各規定はそれぞれの要件

件というのがございまして、それぞれに基づきまして個別に判断されるということでございます。

○大久保勉君 証券法はすべての人にかかりますから、メディアも当然かかるはずなんです。このことで山本金融担当大臣、このことをコンファームしてください。

○国務大臣(山本有二君) メディアも例外ではございません。

○大久保勉君 では、続きまして、国営放送であるNHKがブラックアウト期間にかかわらず推測に基づいた虚偽の報道を行うことは非常に私は遺憾に思います。

財政金融委員会には是非NHKを参考人として呼ぶことを委員長にお願いしたいと思いますが、是非御検討をお願いします。

○委員長(家西悟君) 理事会で協議いたします。

○大久保勉君 続きまして、ブラックアウトルールは、政府委員及び情報をもらった財務省職員及び内閣府職員にも適用されるべきであると考えますが、念のため日銀の見解をいただきたいと思

います。

○参考人(山口廣秀君) お答え申し上げます。まず、ブラックアウトルールそのものにつきま

してですが、金融政策決定会合の二営業日前から会合終了当日の私どもの総裁の記者会見終了時刻までの期間、この間につきましては原則として金融政策及び金融経済情勢に関して外部に対して発言しない、こういうルールでございます。

このルールにつきましては、市場の混乱回避という観点から、金融政策を決定する私どもの政策委員が申し合わせたものでありまして、政策委員が守るべきルールであるというように考えております。

一方で、会議そのものの内容につきましては、私どもの総裁の記者会見、それから議事要旨、さらには議事録といった一定のルールに則しまして公表する段取りとなっております。この点につきましては、これまでも政策決定会合の都度、議長から出席者に対して注意喚起を行ってきたところ

でございますし、政府からの出席者につきましても厳格な情報管理に努めておられると、かように思っております。

○大久保勉君 分かりました。

日銀及び政府出席者はそうなんです、政府出席者から情報を受けたいわゆる政府に問

題というケースもございまして、政府でもブラックアウトルールを是非遵守してもらいたいと思

います。このことに関して、財務省及び内閣府にできるということを確認したいと思

います。まず、尾身大臣お願いします。

○国務大臣(尾身幸次君) 財務省関係者は金融政策について適正な情報管理を行っていたところ

でございます。会合出席者にもその趣旨は徹底されております。

日銀のブラックアウトルールは、市場の混乱回避の観点から、日本銀行が自らの所管である金融政策について申し合わせたものと承知をしておりますが、政府におきましては、金融政策以外にも市場に大きな影響を与える可能性のある情報や極めて機密性の高い情報を有しております。それらを含めて一律に国家公務員法におきまして守秘義務を規定しているところでございます。したが

いまして、金融政策に関する情報に限ったルールを設ける必要はないと考えております。

財務省といたしましては、引き続き職員の守秘義務に万全を期してまいりたいと考えております。

○大久保勉君 じゃ、内閣府。

○政府参考人(齋藤潤君) お答え申し上げます。金融政策決定会合に関する情報につきましては、内閣府としても厳格な情報管理を行っており

ところでございまして、今後ともその点については徹底してまいりたいというふうに考えております。

それから、国家公務員法の守秘義務の違反につきましては、国家公務員法の規定に基づいて厳正に処分、処罰されるものというふうに考えております。

お尋ねの政府でもブラックアウトルールを作るべきではないかという点でございますけれども、日本銀行の金融政策に関する決定につきましては、金融政策決定会合において審議の上で議案が作成され、決定されるものでございまして、議案の内容を政府側があらかじめ承知しているということではございません。したがって、内閣府としましては、その前の期間についてブラックアウトルールのようなものを設けることは必要はないのではないかと考えております。

それから、会合で議案が作成された後でございますけれども、日本銀行から決定内容の発表があるまでの間につきましては内閣府の出席者が外部の人間と接触することは基本的にはあり得ないこととでございます。ただし、もちろん、先ほど申し上げましたように、重要な政策事項についての提案がなされた場合には、その後、会議の中断を求めて議長の了解を得た上で内閣府の出席者から経済財政政策担当大臣へ電話連絡を取る場合がございますが、その場合におきましても情報の管理については徹底しておりまして、対外的に情報が漏えいすることはあり得ないものというふうに考えております。

以上でございます。

○大久保勉君 分かりました。公務員に関しては一般守秘義務があるから大丈夫ということだということですが、私は実はそれだけでは不十分だと思っております。

前々回と更に前の会合で情報がリークしたんじゃないかと言う人もいます。どういうことかといいましたら、日銀の中ではきつちり情報管理をされておりますが、重要な政策の提案がなされた段階で一時中断します。そうしたら、政府委員が財務省と内閣府に対して連絡をします。そのときに受ける人の周りにマスコミがうろろろして、何かおたおたしているから何か重要な政策決定がなされたんじゃないかと、こういう状況が指摘されることもあります。

私は、本当かうそか分かりませんから、だつた

ら、出す方もきつちり情報管理しているんだつたら、電話で受ける方も少なくともマスコミからはシャットアウトすると。で、この情報はだれが受け取って、だれとだれがこの情報を共有しているかと、こういった情報管理リストを作るべきなんです。そういったことが全くなされてないことが私は遺憾に思っています。

一つ提案ですが、少なくとも政府委員は携帯電話を持ち込むことは禁じた方がいいと思うんです。じゃ、本庁との連絡ができないと。ちゃんと電話を設置してください。録音を付けて、録音機付きの電話を付けて、きつちりだれが受け取るかも決めます。そうしたら、少なくとも情報を受取った人、受け取った人が分かれます。その人が次にだれに流したかも分かれますから、それがいわゆる国際的な常識なんです。情報管理の。それを一般公務員の守秘義務ということで事実上は何もしていないとするならば、これは問題なんです。よく東京市場は二流であるということを言われていますが、情報管理に關してもまだ一流じゃないと思います。

そこで、山本金融担当大臣に最後の質問にしますが、やはり東京市場がロンドン・シティー並みに国際化され信頼されるためには、情報管理もきつちりやる、そして公務員自らがきつちり情報管理をする、このことが必要であります。市場関係者も当然です。是非このことを表明していただきたいと思ひます。

○国務大臣(山本有二君) 貴重な御意見と受け止め、真摯に検討したいと思っております。

○大久保勉君 ありがとうございます。是非よろしく願ひします。

じゃ、続きまして地方債に関する質問をしたいと思ひます。これは金融庁です。

資料としましては、資料三。こちら、「地方債の購入をご検討の方へ 総務省」というものがございます。これに関連して質問したいと思ひます。

これは、地方債の購入を御検討の方ということ

ですから、投資家向けのいわゆるパンフレットだと私は理解していますが、まず、このパンフ、何部発行し、またその費用は幾らであつたか。また、発行の目的は何で、だれにどういう形で配付したか、このことを総務省にお尋ねしたいと思ひます。

【委員長退席、理事峰崎直樹君着席】

○政府参考人(権川忍君) 御質問のパンフレットでございますけれども、総務省が地方債に関する制度を概説をいたしまして、地方公共団体が発行する市場公募債等について理解を求めめるために発行しているものでございまして、御質問の発行部数は十八年度で一万部、発行に要した費用は三十六万八千七百六十円でございまして、使途でございますけれども、総務省が共催しておりますIR活動での配付でありますとか、地方公共団体を通じて配付、あるいは金融機関、調査研究機関等に希望に応じて配付をしているところでございます。

○大久保勉君 金融機関というのは投資家も含んでいますですね、確認します。

○政府参考人(権川忍君) 私どもが直接にお配付するとすれば、IR活動の中で金融機関のほかに投資家の方々もごく一部交じつておられる場合がございますので、そういう方々にも配付をされておると思っておりますし、間接的には金融機関にお配りしたものが窓口等で提供されているということもあると思っております。

○大久保勉君 IRという言葉は御存じでしょうか。IRのために使つたと。英語で言つたら何でしょうか。

○政府参考人(権川忍君) ちよつと記憶が定かたございませんが、インフォメーションリリースンシップですか。

○大久保勉君 これは基本的には投資家に対して出すものですから、もうこれ以上言いませんが、基本的にはこれは投資家に対して、インベスターズリリースンシップということなんです、実は。あえてそれを分らないふりされているのかどうかは知りませんが、一応御指摘します。

要は、投資家に対してこういった資料を配つていらつしやるということなんです。

で、次のページで、十一ページを見てくださ

い。私、これ、元証券会社におりまして、何か非常に読みづらい内容だつたもので、読んでみたら、一つ気になる言葉があります。下線を引いてありますが、Qの1、民間企業と同じで、財務状況の悪い地方公共団体ほどデフォルトリスクあるのではないですか。要は、ここであらゆる書いてありますが、地方債はデフォルトすることはありまじと断定的に書かれております。これは、地財計画とかいろいろな問題がありますが、デフォルトすることはありまじとということなんです。Qの4、これも下の方を見て下さい。アンサーとして、地方債は、どの地方公共団体が発行するものも、課税権や財政保障制度、早期是正措置としての起債許可制度、起債制限制度、財政再建制度を通じてデフォルトが生じない仕組みとなつていきます。いわゆるデフォルトがないということなんです。非常にいい社債ですね。

でも、私、証券界に十年以上いましたが、いろんな、こういうものを目論見書と言いますが、デフォルトしないというものは一回も見たことないんです。これが初めてなんです。世界銀行のトリプルAとかいろんな発行体でも、デフォルトしないという文句はないんです。国債でもデフォルトしないというワーディングはないはずなんです。だから、非常にびつくりしちゃいまして、そこで今回質問したいと思ひます。

じゃ、どうして地方債はデフォルトを起こさないのか。地財計画に關して、財務省との協議、閣議決定、三権分立との関係で伺いたいと思ひます。

もし、十年債がある地方が発行しようと思ひます。じゃ、十年後に地方債の償還がありますが、どうしてこれがデフォルトをしないと言えるんです。どうか。このことに関して総務省に聞きたいと思ひます。

地方財政計画の策定及び地方交付税の算定を通じて元利償還に要する経費について所要の財源を確保しているわけでありますから、今御指摘、事例のありました十年債ということについても、具体の話として適用され、その間にきちつと償還されるというのがこの制度としての保障であります。

じゃ、今年が二〇〇七年とします。十年後、二〇一七年に、もし百億としましう、百億の地方債がどうして償還されるのか。もしその地方自治体が財務上おかしくなりましたら、地方交付税を出すからいいんじゃないかとおっしゃるかもしれないが、財務大臣、二〇一七年に地方交付税をちゃんと付けますか、又は閣議決定をするんですか。私どもいろいろ分かちませんが、衆議院と参議院でこの予算案が通るかどうか、だれがコミットするんですか。デフォルトしないということとは、確実に予算案が通るということでしょう。このことに関して、財務大臣、十年後、二〇一七年に、私、尾身大臣としてきっちり予算案を通しますと言えますか。

いづれにいたしましても、地方債の償還につきましては、地方債の元利償還金が地方財政計画に公債費として計上され、これを含めた地方の歳出全体に対して地方税、地方交付税などの財源が確保される仕組みとなっており、また個別の団体について、赤字が一定限度を超えた団体に対する財政再建制度等が設けられているといった現行制度の枠組みにより担保されているものと考えております。

○大久保勉君 私は、百歩譲って、安全ですということに対してはイエスと言います。国が一生懸

よく似た事例としましては、銀行がありました。戦後日本の銀行はデフォルトを起こさないと、いわゆる不倒神話というのがありました、日本債券銀行とか長期信用銀行とか、こういったところも絶対にデフォルトをしないとみんな思っていたんです。その子会社、クラウン・リースとかいろいろなノンバンクがありました、そこに對して親銀行は、ちゃんとあなたの債務は知っていますよと、何か起こった場合はちゃんと親会社が面倒を見ますよと、もしそのノンバンクが債務超過過になったら資本を入れますよという約束をしました。経営指導念書といいます、若しくはキープウエルといいます。

地財計画というのは、正にそれと同じなんです。つまり、国がおかしくなつたらもう面倒を見切れないという状況も発生しますから、ですからデフォルトを起こさないということは絶対に言えないんです。国でも言えないはずなんです。ですから、ここは是非注意すべきだと思います。

そこで、次の質問に参ります。
 じゃ、金融商品取引法が可決されました。現段

階では証券法ですが、こういった法律上、虚偽告知による証券勧誘はどのような罰則がごいますか。つまり、デフォルトをするのにデフォルトしないよといって債券を売ることに關して罰則を聞きたいと思います。お願いします。

○政府参考人(三國谷勝範君) 現在の証券取引法及び金融商品取引法で虚偽の表示に対してどういう制度があるかということにつきまして、制度論としてお答え申し上げたいと思います。

まず、現行の証券取引法の下では、証券会社等に対する行為規制といたしまして虚偽の表示等

次に、これからの本格施行を目指しております。金融商品取引法におきましては、投資者保護のため横断的な販売勧誘ルール、これを整備する中で、金融商品取引業者に対します行為規制として、虚偽告知の禁止等の規定を整備しているところでございます。この禁止規定に違反した場合には一年以下の懲役、三百万円以下の罰金という刑事罰の対象になり得るほか、行政処分の対象にもなり得るといふ、そういう制度になっております。

機関に渡したと、で、金融機関を通じて投資家に渡ったと、これは金融機関イコール証券会社でしよう。じゃ、証券会社はこれを投資家に渡し、大丈夫ですという証券を販売したら、業務改善命令、業務停止ですよ。これから金融商品

取引法が発生したら一年以下の懲役、三百万円以下の罰金と、もう大変なことですよね。ですから、きっちりこういった書類を作る場合には、是非金融庁と相談されて作られた方がいいと思います。

これは一万部このパンフを作ったわけでしょう。じゃ是非回収しないとまずいんじゃないでしょうか。これは回収すべきと思いますが、このことに關して、じゃこれは総務省にお尋ねします。

○政府参考人(推川忍君) 先ほど政務官から地方債はデフォルトをしないという御説明をしたわけでございますけれども、若干補足をさせていたただきますと、まず税財源の面からいいますと、地方財政計画の策定を通じて、公債費を含めて収支が償うように地方税財源の確保を全体として行うという仕掛けがございます。さらに個別の地方団体に對しましては、地方交付税の算定を通じまし

て元利償還費の一部を交付税の基準財政需要額に算入をするというをしているわけでございます。

しか、これだけではございませんで、公償費負担等が一定の限度を超えまして地方公共団体に對しましては起償許可制度に戻して行く、あるいは一部の起償を制限するといいました早期是正措置を講ずることといたしております。さらに、こういう起償の償還費が膨らむ、あるいは他の歳出が大きくなつてまいりまして収支全体が赤字になるような団体が出てまいりました場合には、この赤字が一定限度を超えた場合には財政再建制度というのを設けておりまして、これらの制度が全体として機能することによりまして、地方公共団

体が地方債の返済不能にならないよう、なることがない仕組みとしているわけでございまして、このことは政府全体としての見解でございます。こういうものをパンフレットに記載しておりますので、これを回収する必要はないものと考えております。

○大久保勉君　そうですか。じゃ、総務省が財務省の権限を越えて予算をつくるんですね。もう私も要らないですよ、参議院も衆議院も。三権分立はないんじゃないですか。

○政府参考人 椎川忍君　現在の地方交付税法は毎年国会で御審議をいただいているわけでございますけれども、この交付税法の第一条あるいは第七条にこの地方財政計画というものが位置付けられておりまして、交付税の総額の確保につきまし

ても、例えば財源不足が生じた場合にはこの交付税率の見直しでありますとか地方行財政制度の見直しを行う旨の規定が六条の三第二項ということになります。

こういうものが機能いたしましたして財源保障ということを行っているわけでございまして、ただいま私が申し上げましたことは、現行の交付税法に基づく制度として認められているものと考えております。

○大久保勉君 全然論点かみ合いませんが。じゃ、十年後も法律は同じなんでしょうか。つま

り、社債といふのは、今年じゃないんですよ、長いものは二十年とか。二十年先のことをだれが決めることができるんですか。法律は変わりますが、財務大臣はいつも尾身大臣ですと、若しくはいつも財務省は予算をつくりますと、国会でいつも通りますと。じゃ、私も要らないですよ。もう総務省だけで決めて決めたらどうですか。そうしない限りは、デフォルトがないとは言えないんです。デフォルトになる可能性は極めて少ないとは言えますが、デフォルトではないとは言えないんです。もう一度質問します。

○政府参考人(椎川忍君) 私どもが勝手に言うというのではなくて、現在国会でお決めたいたいた交付税法の趣旨にのっとつてこの地方財政制度というものを運用していくという趣旨でございます。

○大久保勉君 ここはもうやり取りになりますから、政治家として判断すべきです。単にパンフレットを回収するのが嫌だから無理やりへ理屈を言っているように聞こえますから、一万部ぐらい回収したらどうですか。若しくはこれを変更すればいいでしょう。新しいやつ作つて、デフォルトの可能性は極めて少ないですと。

○大臣政務官(土屋正忠君) 現行制度における説明をしたパンフレットであります、貴重な御意見でございますので今後よく、御意見として承つておきたいと存じます。

○大久保勉君 是非よろしく願ひします。済みません。あと、日銀の山口理事はもう結構でございますから、今日はありがとうございました。

○委員長(家西信君) 山口理事、どうぞ御退席ください。ありがとうございました。

○大久保勉君 じゃ、次の質問に参りますが、現在、債務調整、高金利融資の補償金なし期限前返済が議論されておりますし、現実のものになっております。これは、地方財政法上は、一年を超えてる借金にしましては地方債といふんです。ですから、高金利融資の補償金なし期限前返済、これは

財務特会から期限前返済するのはいわゆるデフォルトなんです。ですから、もう実際に起ころうとしているんです。

じゃ、このことに関して質問しますが、じゃ、今、地方債のリスクウエートは現在ゼロ%でございます。少なくとも財政融資特別会計で債権放棄が応じられた後はゼロ%のリスクウエートを見直すべきじゃないかと思いますが、このことに関して金融担当大臣にお尋ねします。

○国務大臣(山本有二君) 今般、十九年度から三年間の臨時特例措置として、地方公共団体に對する高金利の財政融資資金の貸付金の一部につきまして補償金を免除した繰上償還を認めることとして承知しております。今回の措置の對象となります地方公共団体は、現時点で債務の履行が困難ということではなくて、貸倒れも生じていないと承知しております。また、今回の措置は、あくまでも国と地方の間における財政融資資金に関する臨時特例措置でございます。国と地方の間におきましては、元々、地方交付税等を通じて国から地方へ税収入の一部を配分する制度的な枠組みが存在しておるところでございます。

したがって、今回の措置が民間と地方公共団体との債権債務関係に直ちに影響を与えるとは考えておりませんが、民間銀行から地方公共団体への融資等に係るリスクウエートの見直しを行う理由になるとは考えておりません。

いずれにいたしましても、地方公共団体をめぐる今後の動向には引き続き十分注視してまいりたいと考えております。

○大久保勉君 分かりました。引き続き注視してください。総務省の方では、地方公共団体の債務調整、いわゆる再生法制に関して研究会が進んでおりますので非常に重要だと思つております。じゃ、時間もございませんで次に参ります。最後の項目ですが、財務省理財局関連の質問をしたいと思ひます。平成十九年度の国債発行は百四十三兆円であり、先ほど申し上げましたように、世界最大の

債券発行体としてそれに見合った権限、陣容、インフラ、IR体制、技術革新を身に付けているかどうか非常に疑問に思つております。そこで、どのような改革を財務省内で行うのか、またこれまでもどういうことをやってきたのか、このことに関して是非財務大臣にお尋ねしたいと思ひます。よろしく願ひします。

○国務大臣(尾身幸次君) 国債発行当局の体制につきましては、近年累次の定員拡充が認められ、さらに二〇〇四年七月におきまして、国債企画課、国債業務課の二課体制化、国債担当審議官や市場分析官の新設、市場分析官を始めとした民間の金融専門家の登用等、その強化が図られているところでございます。さらに、定期的に市場関係者や学者、有識者との意見交換会を実施し、外部の意見、助言を取り入れるように積極的に取り組んでおります。また、設備等につきましても、マーケットの情報を適時的確に把握するための情報機器の充実も図つてきたところでございます。

こうした努力もありまして、現在の国債管理政策につきましましては市場からの高い評価を得ているものと考えておりますが、金融分野での技術革新は急速に展開をしており、国債発行当局といたしまして、これらの動きに適切に対応していく必要があると考えております。

今後の国債市場の進展や金融技術の向上に合わせ、引き続き専門性の向上や人的、物的体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

○大久保勉君 じゃ、続きまして、海外IRに関して質問します。

海外IRを開始しまして、海外投資家比率が1%伸びて五・1%に達しました。こちらは資料二を見たら分かると思ひます。この数字から判断して、IRの成果は十分と言えるでしょうか。今後の課題は、このことに関して財務大臣にお尋ねします。

○国務大臣(尾身幸次君) 我が国の国債保有構造におきまして、海外投資家の割合が諸外国と比較しましても低くて、これを促進するために二〇〇

五年一月以降、延べ六回、二十数都市にわたりまして、欧州、米国、アジア等において国債に係る海外の説明会を実施しているところでございます。

説明会におきましては、日本経済と財政構造改革の現状や今後の展望、さらに、最近の国債管理政策について海外投資家に対して直接説明し、これらについて正確な理解が得られるよう努めております。海外投資家の我が国国債への関心が高まっております。保有額及び国債全体に占める保有割合も着実に増加しているとともに、流通市場における海外投資家による取引量も相当程度増えており、国債の流通市場全般における流動性が向上していると認識をしております。

こうした変化のすべてが海外説明会の効果とは限らないわけでありましても、その一助になつていくという認識は持つております。

○大久保勉君 続きましては、現場に関して質問します。

これまで財務省は、IRとか若しくは投資家との懇談会、いろんなことをやつていらつしやいますし、また超長期国債の発行も検討されていっていると聞いています。四十年債とか、若しくは金利スワップの導入、非常に努力はされていて、非常に高く評価しております。

ただ、実際、債券を発行している現場はどうかというところで、実は民主党の同僚議員とともにトレーディングルームを視察しました。財務省のトレーディングルーム。そこにはいろんな機械がありまして、そこで発行の決議をするような部屋なんです。ガラス張りの部屋なんです。そこに参つて驚いたのは、世界最大の発行体に比べまして非常に貧弱で、入っている機械も本当に古く、また数も少なく、最初に思つたのはかわいそうだなと思ひました。現場がかわいそうだなと。逆に言つたら、よくこういった職場環境でこれだけ、百数十兆円の資金調達をしているのかという気がしたんです。こういったことに関して、まず大臣は、通告し

ておりませんが、トレーディングルームを視察されたことはございますか。

○国務大臣(尾身幸次君) 今お話を伺って、私もトレーディングルームを視察、すぐにでもしなかりやいかぬなという思いを持っております。

先ほど申し上げましたとおり、国債発行当局の人数、設備については、様々な制約がある中ではあります。相当思い切った充実を図ってきたところである。このペーパーには書いてありますが、今お話を伺いますと、更に改善の余地があると思っておりますので、今後とも努力してまいります。

○大久保勉君 是非よろしく願います。いや、ここはもう非常に大臣と話が合いましたね。一回見てください。このルームよりも、の三分の一ぐらいなんです。いわゆる大銀行の若しくは証券会社のトレーディングルームはその数十倍あります。ですから、もつとコストを掛けましたら、もつと低いコストで資金調達をできるんです。年間百兆円資金調達をしていまして、〇・一％下げたら幾らになりますか。これは一千億です。期間は大体十年ですから、更に十倍しますから一兆円です。もちろん〇・一％下がることはなかなかありませんが、その十分の一、〇・〇一％下がることは十分にありますから、費用対効果を考えましたら一番力を入れるべきところなんです。

是非、大臣にお願いして、まず大臣が現場に行くことが一番重要だと思いますから、是非ともお願いしたいと思います。

じゃ、最後の質問かと思いますが、まああと二、三問ございいますが、最後の質問、大きい質問をします。

さきの国の財務書類でも議論しましたが、国のバランスシートを管理し、資産、負債を一体的に管理することは極めて重要なことです。財務省の外局若しくは内局は別にしまして、資産負債管理庁をつくり、目的の明確化、権限強化、専門家の育成、民間人の登用等を本格的に検討する時期ではないかと私は考えています。

財務省の内局というのはいわゆる理財局の権限強化ということでありまして、外局というのはその下に別組織をつくって民間の人を活用しやすくするとか、それなりのインセンティブを設ける制度なんです。ヨーロッパの国、例えばイギリスとかフランスにはこういう国債管理庁とかそういったものもございいます。

是非そういった海外の事例も踏まえまして、財務省としても検討する時期にきたのかなと思いますが、大臣の御所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(尾身幸次君) 簡素で効率的な政府の実現を目指す観点から、単年度の歳入歳入だけではなしに、資産、負債の全体を念頭に置いて財政運営をすることが重要でございまして、財務省におきましても、理財局が国有財産、財政投融資、国債といった国の主な資産、債務に係る政策の企画立案等を総合的に行う任に当たっております。現在、理財局におきましては、国債管理部門で民間の金融専門家を受け入れるとともに、国有財産の有効活用、財政融資資金貸付金の証券化に当たりましたも民間の知見を積極的に活用しているところでございます。

さはさりながら、更に改善の余地もあると思いますので、これに積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○大久保勉君 これに関連しまして、日本はGDPの二五〇％の債務があります。その二五〇％の債務は自然と、簡単に管理されるものじゃないと思うんです。やはり、日々、現場の方が国債を発行し、要らない資産を売却するとか、そういうことを通じまして何とか管理されていると思うんです。失敗する可能性も十分ありますから、私は財務省にとって最も重要な部分だと思っております。是非、大臣の理解をいただきたいと思っております。

もう少し時間ありますから、次の質問します。じゃ、財務省におきましては、財政機関等への貸出債権のいわゆる財融特会ですね、財融特会の

証券化を検討していると聞いております。そのメリットはどこにありまして、実現可能金額はどのくらいか、このことに関して御質問いたします。

○国務大臣(尾身幸次君) 基本方針二〇〇六におきましては、国の資産規模の対GDP比半減との目標実現のため、財政改革の継続、財政事業の一層の重点化、効率化に加えまして、証券化を実施することにより財政融資資金貸付金残高を圧縮していくこととされております。このうち、証券化につきましましては、メリットがコストを上回る場合に実施することとされておられ、この証券化のメリットについては、経済財政諮問会議の下に設けられた専門調査会においては、金利変動リスク等を軽減するといった効果が指摘されているところであります。

これらを受けまして、財務省といたしましては、金利変動リスクの軽減といったメリットがある場合に証券化を実施することを考えており、今通常国会において所要の法的手当をお願いするとともに、平成十九年度において最大二千億円程度の証券化を実施しよう、所要の予算を計上したところでございます。現在、有識者等による検討会を開催しており、コスト低減の方策やメリットの具体的内容について市場関係者よりヒアリングを実施しつつ検討を行っております。

二十年度以降の実施規模につきましては、現時点では確たることを申し上げられる段階にはございませんが、いずれにせよ、市場の状況、コスト抑制の観点等も踏まえつつ適切に実施してまいりたいと考えております。

○大久保勉君 分かりました。証券化に関しては二千億実施されるということですが、まあ主な目的が金利変動リスクを減らすと。実は財融特会の金利リスクを分析しました。非常に厳密に管理されています。すばらしいと思います。これは日本の銀行若しくは生命保険会社にも負けないくらい、若しくはそれ以上に管理されておりますから、その辺りは十分じゃないかと

思っています。実は、次のステップとしましては、いわゆる信用リスク、貸倒れリスクを是非とも検討してもらいたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございます。

○広田一君 民主党・新緑風会の広田一でございます。

まず、尾身大臣、予算委員会、また今日は財政金融委員会と、連日大変御苦労さまでござい

ます。大臣の姿を見ていると、我が国財政に対する責任感の重さとか財政再建に懸ける熱意というものを私自身ひしひしと感じておりますので、是非とも私の質問に対しまして率直に御答弁をしていただければと、このように思うところでございます。

まず、公債特例法に関連しまして、国債の利払い費についてお伺いしたいと思っております。この問題につきましては、去る十三日の予算委員会におきましても御質問させていただきました。私、この件に対する問題意識といいますのは、平成十八年度の補正予算におきまして、既定経費の節減ということで一兆一千三百七十二億円の減額補正を行っております。そのうちの四分の三に当たる七千六百八十六億円が国債の利払い費の減額ということで、大変巨額の減額を行っているわけ

でございますけれども、こういった状況というのはこの平成十八年度に限ったことではなくて、小泉政権ができました二〇〇一年度から見まして、毎年大変巨額の減額補正を続けております。特に昨年度、平成十七年度の補正予算では何と一兆九百九十六億円もの減額であります。

○・二%から○・三%、いわゆる上げ潮じゃなくて上げ底、のりしろを付けて計上しているんじゃないかというふうに思うんですけども、冒頭申し上げたように、尾身大臣の率直な御意見をいただければと思います。

○国務大臣(尾身幸次君) 戦後の国債発行が開始された昭和四十年以降、国債利払い費の不足が生じたことはございません。したがって、そのために国債市場に動揺を来したということはないと考えております。

従来から、毎年度の予算編成に当たりましては、予算編成時点での経済金融情勢等を勘案しつつ、利払いについて予算額の不足を来したり、あるいはそのような懸念をマーケットに持たれて不測の混乱を招くことがないよう十分な予算上の措置を講じているところでございまして、そういうことによつてマーケットに動揺を及ぼさない、心配をさせないということも大変大事であるというふうに考えております。

○広田一君 先ほどの大臣の、十分な予算上の措置をとるべきだということの、この十分なというところがのりしろじゃないかなというふうに私自身も思つてしまふわけなんですけれども、いずれにいたしましても、要するにマーケットに予算の不足が生じてマーケットに不測の混乱を招いてはいけないと、そういうふうな思いからだと思ひますが、先ほど尾身大臣がおっしゃったように、しかし現実問題として過去、利払い費の予算の不足額を生じたことはないわけではございません。

私自身も多額の予算不足が生じることを是とするわけではありませぬけれども、この予算の不足は国債市場に不測の混乱を招くというふうに大臣は言い切つていらっしゃるわけなんですけれども、どのような理由でそのようなことが言い切れるのか、もう少し具体的に御説明をしていただきたいと思ひます。

○政府参考人(松元崇君) 十九年度の予算積算金利についての御質問でございしますが、十九年度の

予算金利、まあ高過ぎるのではないかとといった観点からの御指摘かと思ひますが、十八年の五月には七年ぶりにこの国債の金利が二%を超えたことがございます。また、過去十年に限って見ましても、十一年度予算編成時における直近の金利が○・九%であつたのに対して十一年度の平均金利が一・七%と、○・八%ポイントも上昇したという、こういった事例がございまして、そういったことから、十九年度予算編成時点での直近の金利一・八%程度に對しまして二・三%と設定したということでございます。

○広田一君 申し訳ございませんが、私はその積算についての質問をしたのではなくて、もう一度繰り返し言ひますけれども、利払い費の予算の不足を来したらマーケットに對して不測の混乱を来したらということについて、過去幸いにもそういった事例はなかつたんですけれども、であれば、その国債マーケットに不測の混乱をもたらすというふうな理由をやつぱり具体的に説明をしていただかなければ、過去にこういう事例があつたと言へばすつきり分かるんですけれども、事例がない中でそのようなことを言い切る具体的な根拠をお話をいただきたいということでございます。

○政府参考人(松元崇君) お答え申し上げます。過去にということでございますが、ただいま御説明したところでございしますが、十八年の五月には一時二%を超えたということがございます。また、十一年度の予算編成時点における金利、この○・九%に對して○・八%も十一年度の平均金利が上昇したということがございます。こういったことを踏まえまして、この予算積算金利につきましても機械的なルールに従ひましてこれを算定してきたというところでございまして、この算定方法のつとつて十九年度予算編成においても金利を設定させていただいておるということでございします。

○広田一君 少し委員長にお願いしたいんですけども、ちょっと私の質問に答えていないんで

す。先ほど、おっしゃるように、まあマーケットでございしますので金利の上下はあろうかと思ひます。そして、その具体的な事例を示されているんですけれども、私が聞いているのは、予算不足によつて国債市場に混乱を来すという具体的な根拠を示してほしいということなんで、ちょっとこれ質問に答えていないんで、整理して御答弁いただくようにお願いしたいと思います。

○委員長(家西悟君) では、尾身大臣。

○国務大臣(尾身幸次君) 今まで、いわゆるその利払い費が不足をしたことがあるということとはございせん。で、これは私は大変大事なことであると思つておりまして、ある程度何かあつても大丈夫なような体制を取つておくということが、この国債に對する市場の信頼を確保するために極めて大事であるというふうに考えているわけでございます。

で、これは予算上そういう金利をきちつと計上をしておりますが、だからといってこれを、高い金利のお金を借りるということではございせん。で、先ほど来のお話にもありますように、できるだけ低い金利でこの資金調達をしますと、こういう、これはまた厳しくやつていくわけではございまして、結果として補正の段階でお金が余るという現象も生じる場合が多いわけではございますけれども、しかし、これは財政の健全性を守り、国の財政に對するマーケットの信頼を確保するという意味から見ると極めて大事な方針であるというふうに考えておりまして、万が一にもその利払い費が不足するというようなことのないように私どもとしては考えて、細心の注意を払つてその前提を決めていくということでございますので、ここは是非御理解をいただきたいと思ひます。

○広田一君 大臣のその御決意というからお考えは私も理解するところでございします。そういう中で、御答弁の冒頭の方でもおっしゃつたように、やはりそう考えますと、実際やつぱり財務省の皆さんが様々な経済指標を使つて十九年度の想定金利を出すわけではございしますけれども、しかしそ

れ、その堅めの数字より、ある程度のりしろを付けて皆さんは想定金利を設定していると、こういうふうな理解でよろしいんでしょうか。

○国務大臣(尾身幸次君) 私どもとしては、客観的な経済の状況を踏まえながら適切に前提条件としての金利を置いていくことでございまして、そのしつかりとした金利を予算上計上していることがこの国債政策についてのマーケットの信頼を確保する上で極めて大事だということでございます。

○広田一君 そうすると、平成十九年度、我が国の長期金利というものは二・三%付近まで上昇すると、そういうふうに予想されているということでもよろしいんでしょうか。

○国務大臣(尾身幸次君) 二・三%まで上昇するかもしれないということで、そういう場合でも大丈夫なように金利をきちつと計上しているということでございます。

○広田一君 そうすれば、政府参考人の方で結構なんですけれども、平成十八年度、皆さん、想定金利二%で予算計上しているわけなんです、実際は一・七三%でございしました。これは当初予算のときに、長期金利というのは、御承知のとおり、経済成長率と期待インフレ、そしてリスクプレミアムが加味されて想定されるわけなんですけれども、どういった数値的根拠でこの二%というふうな数字が出されたのか。しかし結果として、○・二六四%も下回つていくわけではございしますけれども、それはどういうふうな原因でそうなつたのか。ちょっと参考までに教えてください。

○政府参考人(松元崇君) お答えいたします。

十八年度の積算金利でございしますが、十八年度につきましても、その前提となります経済指標等が十七年度の場合と同様であつたということで、十七年度と同様の二・〇%ということで積算いたしております。

○広田一君 それでは、結果として○・二六四%下がつたというのはどういうことなんでしょうか。

○政府参考人(松元崇君) この実際の金利がどうなるかということにつきましては、ただいま財務大臣から御答弁申し上げたとおりでございますが、予算の積算につきましては、この利払い費の計上に当たりまして、国債が国の信用を背景に発行されるとともに、我が国の金融市場の中核を成すものであることを踏まえ、その利払いについて予算額の不足を来したり、あるいはそのような懸念を市場に持たれて不測の混乱を招かないよう、十分な予算上の措置をとるべきとの考えの下、計上しているものでございます。

○広田一君 お聞きになって分かるように、非常にあいまいな根拠というか、非常に具体的な積算数字に基づいてはじき出されたものではないということがお分かりになったというふうに思いますので、そうした中で一点だけ確認をしたいんですけれども、尾身大臣がおっしゃったように、予算に不足が生じたときにはマーケットに懸念が生じるというふうなところは私も先ほど言いましたように理解するところなんですけれども、そのことと、予算上の不足というものが即、我が国が国債の利払い費を払えない、こういうことに直結するわけではないですよね。

○国務大臣(尾身幸次君) これは、私どもとしては、国債利払いについては絶対に間違いないように払いますということを明確に言える、また、先ほど言いましたマーケットに不測な不安を抱かせないということも含めて客観的な水準で考えていかなければならないというふうに思いますが、どうしてもやはりこの信託をしつかりと確保するということは、これは極めて大事でございまして、そういう意味から妥当な数字を出しているというふうに確信をしている次第でございます。

○広田一君 もう一点、私のこの国債の利払い費についての問題意識の一つは、尾身大臣がおっしゃっておりますように、国債といったものが我が国の信用を背景として発行されることでありまして、また我が国の金融市場の中核を成すものであると、こういう理解は私も共有するところでございます。

ございます。そのような重要な長期金利の想定が同じ政府の中で、内閣府の方が二・一%、財務省が二・三%とばらばらであること自体が問題ではないでしょうか。この件に関する御所見をお伺いできればと思います。

○政府参考人(松元崇君) お答えいたします。

内閣府の金利につきましては、日本経済の進路と戦略の参考試算におきまして、経済の相互関連を考慮した計量モデルを基に作成しておられるというところでございまして、経済成長率や物価上昇率とともに内政的に決定されたものと承知いたしております。それに対して、予算の積算金利は、予算編成における事務的な必要性から、予算編成時点での経済・金融情勢等を勘案しつつ、過去の金利の平均を用いる機械的な手法を基本に設定しているものでございます。したがって、互いにこれは性格を異にするものということでございまして。

○広田一君 性格が異なるものであるのならば、どうも仕方がないというふうなことだと思えますけれども、まさしくこの長期金利というのは、経済にも大変な影響を与える、また我が国の財政にも甚大な影響を与えるというのは共有できるといふふうに思うわけでございまして。

そうであるとするんだと、大臣、これはちよつと質問通告していないので恐縮なんですけれども、是非とも、内閣府、財務省等が中心になりまして、統一的な見解を持って、数字を共有した上でやはり利払い費の計上、予算に反映させるということが予算と経済政策の信頼性を私は高めることになるんじゃないかと。内閣府と財務省で性格が異なるというても、繰り返しになりますけれども、長期金利というのは経済、財政両方に多大な影響を与えるのでやはり統一見解を出すべきだと思えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(尾身幸次君) このいわゆる進路と展望は、これは政府として正式に決めたものではございませんで、参考試算としての見通しを決めた

ものであり、先ほど言いましたようないわゆるシミュレーションによりますエコノミストの予想を中核として構成されているものでありまして、それに對しまして、私どもの予算の積算根拠は、絶対にいわゆる金利を払えなくなるような状態は起こしてはならないということであり、国の財政に對しての信頼を確保するという観点から、この数字を客観的なデータに基づきながら信頼性の確保ということを第一に考えて決めたものであり、閣議決定を経た数字でございまして数字の重さが違ふと思っております。

○広田一君 数字の重さが違ふということでございますので、是非とも、そうであるんだと、内閣府の方も論破をして二・三%というふうな巻き込んでいただければというふうに思います。いずれにしても、是非とも、経済、財政に大変影響のある数字でございまして、できるだけ統一見解を持てるような御努力をしていただくように御要望を申し上げまして、ちよつと時間もございまして、次の項目に行きたいと思っております。

次は、所得税法等の改正に関連して御質問をさせていただきます。政府の方は本格的な税制改革論議といったものを十九年度秋以降に開始をするというふうにおっしゃっております。峰崎委員の方から午前中、これはやっぱり参議院選挙前にするんじゃないかというふうな御指摘もあつたわけでございまして、いづれにいたしまして、まずお聞きしたいのは、その税制改革論議の中において、いわゆる給与所得控除の縮減といったものは検討対象になるんでしょうか。

○国務大臣(尾身幸次君) 近年、サラリーマンが就業者の八割強を占めるという状況になり、また正規労働者の割合が低下する中で、パート、派遣等の非正規労働者の割合が急速に上昇するなど、雇用形態の多様化が進んでおります。サラリーマンの給与収入に対して適用される給与所得控除につきましては、勤務費用の概算控除と被用者特有の事情に配慮した他の所得との負担調整のための

特別控除という二つの要素が含まれているものと整理されているわけでございますが、このような就業構造や雇用形態の変化等を踏まえて必要に応じた見直しを検討していくことが重要であります。

政府税調におきましては、このような就業構造、それから雇用形態の変化を踏まえ、給与所得控除の二つの要素に関し、他の所得との負担調整のための特別控除という要素については、雇用関係の有無だけをもって給与所得者と個人事業者を一律に比較することは困難となつてきており、給与所得者であることを理由として、所得の計算上、特別の配慮を行う必要性が乏しくなつてきているという点が一。それから、勤務費用の概算控除という要素については、事業所得に係る必要経費の取扱いの見直しと併せて、給与所得者の控除や申告の在り方について、勤務の実態に即して経費が適切に反映されるような柔軟な仕組みを構築していくべきであるという提言がなされているところでございます。

いづれにいたしまして、本年秋以降の抜本的、一体的な税制改革を議論する中で、政府税調の指摘も踏まえ、給与所得に対する課税の在り方についても、事業所得などとともに公平、中立、簡素、さらに活力といった税制の基本的な原則に照らして幅広く議論してまいりたいと考えております。

○広田一君 確認なんですけれども、その幅広く検討というのは、給与所得控除も今回の税制の抜本改革論議の検討対象となるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(尾身幸次君) 所得税、法人税あるいは資産課税、消費課税など、いろんな税項目につきまして、財政全体の在り方、国の将来の在り方等々も含めまして抜本的な検討を聖域なしに進めていきたいと考えております。

○広田一君 聖域なく検討していくということでございますので、給与所得控除もその中に入るといふことでございまして。

そうすると、御党が政権公約として出しました、分かりやすく言えば、サラリーマン増税について検討すると、こういうことですね、大臣。

○国務大臣(尾身幸次君) 自民党がサラリーマン増税はしないということを選挙のときに申し上げたわけでございますが、いわゆる給与所得控除等の見直しにより、いわゆるサラリーマンに対して給与所得が把握しやすいことに着目して、ねらい撃ち的に負担増を求めるという考え方は取らないというものであるというふうに考えております。

○広田一君 いわゆるサラリーマンをねらい撃ちにしたサラリーマン増税は行わないということ、私は、私は二つの解釈ができるんじゃないかなと思っております、額面どおりに、少なくともサラリーマンだけをねらい撃ちにできる増税はないと。具体的に言いますと、給与所得控除の縮減とか退職金課税は行わないんだという解釈と、先ほどちょっと尾身大臣がにじませた、給与所得控除の縮減とか退職金課税の強化も行うんだけれども、消費税などほかの増税も同時に行うので、サラリーマンだけをねらい撃ちにしたサラリーマン増税には当たらないと、そういうふうな解釈もできると思うんですけども、大臣、これどっちの解釈に立てばよろしいんですか。後者でしょうか。

○国務大臣(尾身幸次君) 発言の調子によってアクセントが付いているように理解をされるのは甚だ心外でございます、私としては、秋以降、所得課税、法人課税、消費課税、資産課税などなど、すべての税目について抜本的な検討をする。先ほど申しました政府税調の考え方の問題も、その中で当然入ってくるというふうに思っています、まだどういうふうな方向になるかということについての方向性は全く出ていないわけでございますけれども、聖域なく検討をする、そして財政の歳入、歳入を両方考えて、かつ日本の財政状況、経済状況等も考えた上で抜本的な改革を行うと、こういう考え方でございまして、予断を持って、こ

ういうふうにするとか、ああいうところにアクセントを置いてやるのかというところは、現在のところは全く本心に考えていないということでございます。

○広田一君 本当に今は考えていないということでございますけれども、本心にそうなのかなというふうな感じもするんですけども。

予断を持っていないということなんです、是非ともちょっと予断を持っていただきたいのが、給与所得控除も含めて、所得税の見直しをするときに、私はやはり可処分所得の動向というものは是非見ていかなければならないんじゃないかなというふうに思うわけでございます。

大臣、御承知のとおり、可処分所得が増えない中で所得税に対する課税強化がなされたときの経済的影響、税収に与える影響等も是非とも勘案して議論を進めていただきたいと、このように考えるんですけども、いかがでしょうか。

○国務大臣(尾身幸次君) 今後とも増加する社会保障給付、あるいは国庫から年金負担を三分の一から二分の一に上げるといような問題につきましては、既に進路と展望の中の試算に入っており、イマリーバランスの予想をしているわけでございます。

しかし、他方、例えば少子化対策を充実させなければならぬという問題や、あるいは金利の動向等についての展望は入っていない、計算に入っていないわけでございまして、そういうわけで、今後増加する社会保障給付や少子化対策への対応などにつきましても、国民が広く公平に負担を分かち合うという観点に留意をしつつ、基礎年金の国庫負担割合の引上げのための財源も含めまして、安定的な財源を確保するために、本年秋以降、抜本的、一体的な税制改革を議論する必要があるというふうに考えております。

その中で、給与所得に対する課税の在り方のか、事業所得など給与所得以外の所得への課税も含めまして、公平、中立、簡素、さらに活力といたした税制の基本的な原則に照らして幅広く議論

をしてまいりたいというふうに考えております。その際、活力という観点からは、可処分所得の増加が消費の拡大等を通じて経済の活性化に寄与するといった面もある点は、考慮を払う必要があるというふうに考えております。

○広田一君 つまり、先ほど言いましたような社会保障等に関する財源確保に比較すれば、可処分所得の動向というものは検討する材料としては優先順位が低いと、それよりもっと大事なものがあると、こういったような今現時点での御認識をお持ちなんですか。

○国務大臣(尾身幸次君) どことが大事かどうかというについては、私どもの方からは今申し上げる立場にございせんが、こういう委員会の議論を通じて、是非いろいろな意味で幅の広い御意見を伺えれば大変有り難いと思います。

○広田一君 是非とも、今、格差というふうなことが議論をされている中で、本当に大変地域間格差、個人の格差が広がる中で、所得に関する課税強化の議論については、先ほど来繰り返し申し上げているように可処分所得の動向というものを是非とも重要視していただきたいと、このことを強くお訴えをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○富岡由紀夫君 民主党の富岡由紀夫です。よろしく願います。

まず、尾身財務大臣にお伺いしたいと思えます。尾身財務大臣におかれましては、本当に、群馬県で同郷でありまして、私の尊敬すべき、そして群馬県の誇りとする大臣でございまして、今日は尊敬の念を持って質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まず最初に、所信表明の中で述べられたことについてお伺いしたいと思います。財政の状況を述べられた中で、長期債務が非常に残高が大きくて先進主要諸国の中で最高水準にある一方で、国民負担率は非常に低いということ

で述べられておりまして、このような状況が樂觀できることではないということで述べられております。

これをちょっと文脈から見ると、国民負担率が低いことが何か悪いことのように受け止められるんですけども、この国民負担率が低いことは本当に悪いことなのかどうか、どう御認識なのか、まず基本的な考え方を伺いたいと思えます。

○国務大臣(尾身幸次君) 日本の財政、残高ベースでGDPの一四八%でございまして、世界一高い、このGDP、国、地方の債務残高の高い比率でございまして。二番目がイタリアで一二〇%、ヨーロッパやアメリカの国々は大体五〇%から六〇%程度となっているわけでございます。

そういう中で、この国民負担率であります、日本は三九・七%で実質的に世界一低い。日本より低いのが三二%のアメリカでございまして、これは国民皆保険がないためにそうなっております、この国民皆保険を負担率に換算いたしますと大体八%ぐらいになるというのが定説でございまして、アメリカが要するに負担率約四〇%、日本とほぼ匹敵する水準でございまして。他方、例えばイギリス四八%、ドイツ五一%、フランス六一%というふうなことになっておりまして、いわゆる社会福祉の国スウェーデンは七〇%ということになっております。

したがって、所得百万円の方は、日本の場合には約四十万円を、健康保険の掛金とか医療保険の掛金とか雇用保険の掛金に払って、税金も払いますと四十万円、残りの六十万円が可処分所得になるわけでございまして、いわゆる福祉の国スウェーデンは残りの可処分所得が三〇%しか、三十万しか残らないと、こういうことになっているわけでございます。

そういうわけで、財政制度審議会におきましても、日本は中福祉低負担の国である、こういうふう言われておりまして、この状況の中で、財政非常に厳しい折でございまして、歳入歳出改

革を今後抜本的に推進をしていかなければなら
ないと考えているとでございます。

○富岡由紀夫 端的に言うと、国民負担率が低
いということがいいことじゃないと、少し上げた
方がいいんじゃないかというお考えなんではな
い。その辺を教えてください。

○国務大臣(尾身幸次君) 債務残高、国、地方を
合わせた債務残高が一五〇%で世界一、国民負担
率は実質世界一低いということになるわけでござ
います。だからといって、直ちに負担増をする
というのでは国民の理解と納得が得られない
。したがって、今後とも財政については、
厳しい切り込みをして無駄を省いていく等々のつ
らい仕事もやっつけていかなければならないとい
うふうに考えております。

そういう中で、この秋口以降、十八年度の決算
の状況が出ますし、医療保険制度改革の結果とし
てどのくらいの数値になるかという実績も出ま
す。それから、年金の国庫負担も三分の一から二
分の一に上がるという二兆五千億の負担増もある
わけでございまして、そういうことを踏まえまし
て、抜本的な歳入歳出改革を進めていきたいと考
えているところでございます。

○富岡由紀夫 国民負担率を一気に上げるのは
国民の納得が得られないので、まず歳出の改革で
できるところからまずやっつけていこうという、本
格的な議論は秋口からということでございますの
で、分かりました。

今出ましたその秋口の改革についてなんですけ
れども、税体系の抜本的な見直しを行うというこ
とでお話をいただいております。この抜本的な改
正をどのような形にするのかということと、ちよ
つと教えていただきたいというふうに思っており
ます。

具体的には、税制改革法案を平成二十年度の税
制改正案として提出するところまで具体的に
話を考えていらっしゃるのか、それとも、何とい
うんですか、概要というのか、ある程度の結論を見
いだすだけで終わってしまうのか、その辺のこ

ろをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(尾身幸次君) 基本方針二〇〇六、そ
れから、これからの進路と展望におきましても財
政再建のプロセスについていろいろと議論をし、
方向性を示しております。

今そういう状況の中で、二〇一一年までにプラ
イマリバランスを黒字化し、二〇一〇年代の半
ばにGDP対比の比率を下げるという方向で財政
再建を進めていきたいと考えている次第でござい
まして、社会保障の見直し、あるいは国民年金に
対する国の国庫からの注入なども含めまして議論
をしているところでございます。

これをどういう内容にするかということにつ
いては、これはまだ方向性が出ておりません。しか
しながら、歳入歳出を一体として考えた抜本的な
対応はこの秋口にかけて中身を詰めてまいりたい
と。詰まった上で、これに対する考え方を提示し
ていきたいというふうに考えております。そんな
に私ども時間的ゆとりがあるとは考えておりませ
ん。

○富岡由紀夫 今のはどういうふうに理解した
らいいのか、ちよつとあれですけども、二十年
度の税制改正にも織り込む可能性があるというこ
とでございすか。

○国務大臣(尾身幸次君) 十九年度を目途に消費
税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく取
り組んでまいりたいということでございます。今
後法案の提出につきましても、このような方針
の下で具体化してまいりたいと考えております。

○富岡由紀夫 まだ明確にお答えいただけない
ということだというふうに思います。

ちよつと話はそれと違うのか、変わるんですけ
れども、この税体系の見直しを行うところがどこ
で行うのかという、抜本的な見直しをどこで行
うのかということとちよつと教えていただきたいな
というふうに思っております。

いろんなものをいろいろ人から聞いたり、いろ
いろと教えてもらったりすると、政府の税制調査
会というものと自民党の税制調査会というのがあ

りまして、自民党の税制調査会ではいろいろ議論さ
れたことが大綱として出てきて、それがそのまま
ほとんど同じような内容で政府の改革案、税制改
革案になってくるというふうになっておりまし
て、辞められた本間前税調会長なんかも、本間に
そういう形が望ましい形なのかどうかといったこ
とをいろいろなお話をしていらつしやる
んですけれども、その自民党の税調と政府の税調
とのまず関係について、どういう関係なのか教え
ていただきたいと思っております。

○国務大臣(尾身幸次君) 政府税制調査会では、
学者や実務家を中心に選ばれた委員によりまし
て、主として理論的、専門的見地から税制のある
べき姿について調査審議が行われているわけでござ
います。

他方、自民党と言うよりも与党と言った方がい
いかもしませんが、与党の税制調査会におきま
しては、国民から選ばれた国会議員の方々によつ
て、納税者の理解と納得が得られるかという観点
も踏まえまして、具体的な税制改正案について御
審議をいただいているものと理解をしております。
こういう政府それから与党の税制調査会の審
議を踏まえまして、税制改正法案を政府として決
定し、国会に提出しているところでございます。

なお、こういう委員会の場を通じましても、是
非委員の皆様今後の税制についての御意見など
を率直に聞かしていただければ、私としては大変
有り難いと考えております。

○富岡由紀夫 順番はどっちが先なんですか。
与党の改革案が出てから大体政府の税調が出
てくるというふうに認識しているんですけども、
そういうのはおかしくないというふう
にお考えなんでしょうか。

○国務大臣(尾身幸次君) これはどっちが先かと
いうのもなかなか難しいんですが、ほぼ
同時期に考え方がまとまってくるというところで
ございます。これを総合的に考えて政府としての提
案をしていくと、こういうことではございます。

○富岡由紀夫 同時というのはまああれなんです
けど、ちよつとほかのいろんな部門、いろんな
法案なんか見てもみますと、大体政府が法案、改
正案等々を出されて、それで各党が、まあ与党も
そうだと思うんですけども、いろいろと具体的に
なその中身について議論されたり審議をしたりす
るというのが普通のパターンだと思うんですけど
も、この税制だけはちよつと違うような感じが
するんですけれども、その点について何か改めた
方がいいという、まあ本間さんなんかは言ってい
ますけれども、その辺はどういうふうにお考えで
しょうか。

○国務大臣(尾身幸次君) 私も財務大臣就任以前
は自民党税制調査会の副会長でございまして、十
数人の副会長の一人としてずっと十数年にわ
たりまして税制改正の議論に携わってまいりまし
た。ですから、政府税制調査会の方があえて言え
ば理論的、専門的見地からの意見を取りまとめる
のに対して、与党税制調査会の方は、むしろ払う
人の立場をかなり、有権者といえますが、そうい
う方々の立場をいつもいつも考えながら議論をし
ているように私は自身は感じております。

いずれにいたしまして、これは国家の根幹に
かわる問題でございまして、与党、野党を通じ
た幅広い議論を聞かしていただきながら方向を決
めていきたいというふうに考えております。

○富岡由紀夫 ということは、いろいろとこの
場でのいろんな意見等々もある程度酌んでいただ
けるということと理解させていただきたいと思
います。

ちよつと財務省さんの、大臣というよりは財務
省さんとの自民党の、与党と言ったらいんです
か、自民党の税制調査会との関係なんですけれ
ども、多分あそこまで自民党の改正大綱ができるの
は、まあ自民党さん力があるからできるのでもし
れませんが、かなり財務省さんなんかも初
期の段階から携わっているんじゃないかなという
ふうにお考えなんでしょうか。

○国務大臣(尾身幸次君) もちろん財務省の職員

の皆様、官僚の皆さんも国家の在り方として極めて真剣にどういふ税制がいいかという議論、勉強したり取り組んだりしているところでございますが、要は、国民の代表である国会がこの点について最終的に決めるというのが私自身も考えている基本でございます。そういうことを視野に入れないで、しかし私たちの子供や孫たちに借金ツケを残すわけにいかない、そういう点をこれから皆様にも訴えながら方向付けをしていきたいと考えております。

○富岡由紀夫君 是非、自民党の税制調査会の幹部の人たちだけで決まるというんじゃないで、広く皆さんのいろんな方面からの声も聞いていただいて、税制改正に反映していただきたいというふうに要望いたします。

続きまして、先ほど基本方針の二〇〇六の中で、今お話出ていましたけれども、二〇一一年度にプライマリバランスを黒字化させると、そのためには要対応額というのが示されておりました。ところが、昨今の税収のいろんなものを、反映を見直してみますと、要対応額というのが十六・五兆円から十三兆円になったということが報告をされております。この要対応額、十六・五兆円だったのが十三兆円になったと。十六・五兆円をどうやって対応するかということが示されていたのが、歳出削減で十四・三兆円から十一・四兆円、するというのが当初示されておりました。今年度も、平成十九年度も三・五兆円の改革を行うということを示されております。

この分でいくと、歳出削減だけで十四・三兆円ぐらいできくやうということになると、要対応額十三兆円ですから、歳出削減だけで済んでしまうんじゃないかというふうにも理解できるんですけども、そういうふうに見てよろしいんでしょうか。

○国務大臣(尾身幸次君) 進路と展望について今いろいろ議論をし、経済成長なくして財政再建なしということで、経済の活性化、発展を非常に重点を置きながら、いろいろとこの枠組みを考え

ているところでございます。

進路と展望におきましては、今の数字、プライマリバランスがどうなるかという計算をしておりますが、この前提条件がどういう前提かというと、高齢化が相当進むという点が一点、それから、年金の負担を、財政の方から三分の一から二分の一に年金の国庫負担を増やすと、これで二兆五千億掛かるわけでございますが、その二点を中心として、あと成長率とか物価がどうなるかということを含めまして議論をしているところでございます。

さはさりながら、実はこれに二つの要因を私は考えていかなければならないと考えております。一つは少子化対策でございます。

少子化対策については、今、人口問題研究所等で試算をいたしますと、このまま何もしないでいると、今一億二千八百万の人口が五十年後には九千万を切る、百年後には四千五百万を切る、こういう想定になっているわけでございまして、これをこのまま放置しておくわけにはいかないと。人口増加といいますが、少子化対策に抜本的に取り組まなければならぬ。

よく調べてみると、三十年前には日本とフランスの出生率は同じ水準でございました。ところが、三十年後の現在になると、フランスの出生率は二・〇、日本の出生率は一・二四というようになことで、三十年間に物すごく格差が開いて、フランスは人口がわずかながら増加をしている、日本は減少しているということになってきております。

どこが違うんだと。いろんな制度の違いがございしますけれども、一つは、やっぱり財政支出、どのくらい負担をしているかということの違いもございまして、フランスはGDPの三・〇％を少子化対策に使っております。日本は〇・七％しか使っていない。つまり四分の一しか使っていないというのが実情でございまして、少なくとも、フランスまで行けるかどうかは別として、人口対策、少子化対策を抜本的にやるためには、やはり

この財政負担をある程度覚悟していかなければならないという点が一点でございます。

それから、先ほど来お話にありますように、金利の動向でございしますが、日本は公定歩合が非常に低い中で、世界的な金利の動向から見ると非常に低い水準にあります。長期的にはこの金利はもうちょっと上がるということを想定をしていかなければ、長期にわたる財政の問題は考えられない。今、五百兆を超える債務があるわけでございしますから、金利が１％上がりますと、それに見合っ

て幾らか借換えでいきますから、すぐにはいきませんが、五兆円ぐらいの、一％で五兆円の負担増になる、二％上がれば十兆円の負担増になるというところでございまして、この点も長期的には我々として覚悟していかなきゃならないというふうに考えております。

その金利の点と少子化対策の点を考えると、現在の日本の財政状況は、長期的な観点から見て決して安心できるものではないというふうに考えておられます。これを総合的に考えて、例えば百年後の日本の国の姿が人口四千五百万でいいのかどうかということも含めて、そういう中で全体として国の姿の在り方を検討した上で財政再建をその中に織り込んでいくと、こういうふうになければいけない。財政だけで、お金だけが国、将来にツケを残してはいけないということだけではなしに、子供の数が少なくなつて人口が減るといふツケも将来に残していくわけにいかないと。このこと

でございまして、そういうことも含めて、総合的、立体的な国の在り方も含めた財政健全化路線を貫いていきたいというふうに考えているところでございします。

○富岡由紀夫君 そういうことは、増税が不要だという考えだけでは済まされないだろうということだというふうに理解いたしました。

政府の内閣の中にも大田経済財政担当大臣なんかは増税なき財政再建を目指すということをおっしゃったり、中川自民党の幹事長なんかは増税は要らないんじゃないかといった声もありますけれども

も、財務大臣のお考えとしては、今言った少子化対策とか金利の上昇リスクを考えてやはり増税というものは必要だということで整理させていただいてよろしいんでしょうか。

○国務大臣(尾身幸次君) 今の段階でそれを申し上げますとまだいろいろと問題も起こりますので、歳入歳出一体改革の中で国の在り方も含めて、是非、与党、野党を問わず、国民全体として真剣に考えていただきたいということを申し上げているわけでございます。

○富岡由紀夫君 よく分かんないんですけど、煙に巻かれたような、まあ余り、同じ意見なんですから以上言いませんけど。

あと、二〇一〇年代半ばまでにGDP対比の公債残高の拡散を防ぐようなことも同じ計画の中で述べられていらっしゃるんですが、このときまでの要対応額というのはまだ出されていらつしやらないでしようか。

○国務大臣(尾身幸次君) これは、今進路と展望、経済財政諮問会議でもいろいろ議論をしておりますが、この点につきましては、先ほど申し上げましたプラスアルファの二つの要因も考えて要対応額を考えていただきたいというのが私の考えでございますが、これはまだ政府部内で固まつた考え方ではございません。これから政府部内における審議の状況、またいろんな方の御意見を踏まえた上で方向を出していきたいというふうに考えております。

○富岡由紀夫君 秋の抜本的な改革の前に今ありました基本方針の見直しというのがあるかと思うんですけども、例年、これ七月に出されているんですけども、今年もやはり七月の、具体的に言うのと参議院選挙の前に出していたのかどうか、その辺はお伺いできればと思います。

○国務大臣(尾身幸次君) この進路と展望につきましては、大体今年の半ば、六月ごろには出すというふうに現在なっております、内容どういふふうになるかまだ決まっておりますが、いろいろ

近年 この特例公債の発行額は、高齢化の進展や社会保障関係費の増加によりまして、あるいは景気の低迷に対応してかなり大きくなってきているわけでございまして、この公債の着実な縮減が財政健全化のために極めて重要であると認識しております。

この国会会におきますいろんな議論、福祉を切り捨て過ぎるではないかと、高齢者をどうするんだとか、サラリーマンに対する税をどうするんだとか、あるいは道路をちゃんと自分のところに造れとか、教育費をしつかり出せとか、あらゆる議論がほとんどお金があれば全部解決することばかり

ます。が、国の債務としましては、普通国債、財投債、借入金、政府短期証券等の残高見込みの単純合計額、これを予算参考書類でございます。国債及び借入金現在高によつて申し上げますと、平成十九年度末には約八百九十二兆円というふうに見込まれております。これに、地方債等の地方の長期債務残高につきまして、これは総務省の方からの債務残高によりまして、平成十九年度末の見込みは約百九十九兆円でございます。このうち国との

この金額を、非常に何か九兆円といつても、九兆五千億円といつてもなかなかぴんとこないん

で、今まで財務省さんは、これを一日当たり幾らとか一時間当たり幾らという数字は示されていたんですけれども、今年の資料にはなかつたんで自分で計算してみたら、また改めて確認したんですけれども、一日当たりすると二百六十億円ですね。一時間で十億円、一分で千八百万円という金額でございます。今、私、今回九十分いただいておりますけれども、九十分の間で十六億二千九百万円の新たな利息が発生しているという現状でございます。この数字を具体的に見ると、本当にやつぱり大変なんだという感じはいたします。

先ほど、それで、尾身大臣は、一%金利が上がると五百兆の場合は五兆円だと、二%で十兆円だと、三%で十五兆円、そのとおりだと思います。GDPが一%増えてもそれだけ税収が増えるかと、それに見合うだけ増えるかというところ、決して増えないんじゃないかなと思います。そういう意味で、金利上昇リスクというのは非常に厳しいと。それで、先ほど言った増税が不要だということはないんだというお話になるのかというふうに思いますけれども、その辺のところもしっかりと議論をして、更に、何というんですか、財政の悪化が進まないようにしていただきたいなというふうに思っております。

この話はおいておきまして、今年度の、十九年度の税制改正と格差の問題についてお伺いしたいと思います。

いろいろなところで、答弁の中でお話を伺っているんですけども、改めて整理してこの十九年度の税制改正と格差は正との関係について教えていただきたいと思えます。尾身大臣に。

○国務大臣(尾身幸次君) 税制改正につきましては、所得税は累進税率になっておりまして、公平、簡素あるいは活力という点でバランスの取れたものになっておりますが、一つは、所得再配分効果というのがあります。つまり、累進課税になつていくわけでございます。いわゆる所得の格差を累進構造で是正する効果がある。他方、格差の是正を、ある程度は必要だと思いますけれども、

も、しかし余りにも、何といいますか、平等、結果の平等ということになりますと、例えば勤労意欲が失われてくる、そういうことも考えていかなければならない。その辺りのバランスをどう取るかということが大変大事だと思っております。

それから、格差の問題について言いますと、社会保障制度がございまして、これは支出の方でございますが、支出の方でやはり恵まれない人に対する支援をいろんな形でやっているわけでございます。税における累進構造とそれから社会保障支出とを総合的に考えて国としての程度の格差に対する手当てをやるか。それから、他方、どう経済あるいは生活の、国全体としての活力を維持するかという、その辺りのバランスをどう取るかというところが大変大事なのではないかというふうに考えております。

○富岡由紀夫君 今の税の関係でいうと、累進税率のところが今年度の、十九年度の税制改正が格差是正に寄与するというところでよろしいんでしょうか。

○国務大臣(尾身幸次君) この所得の税をどうするかというのは、先ほど言いました所得税そのものが累進課税になっておりますが、これと活力を維持するというところのバランスをどうするかというところで、今私が例え話を申し上げたんです。消費税などなど全部一体としてどう考えるかというところで議論をしたいというふうに思っております。格差は正が税の目的であるというふうには考えておりません。いろんなバランスを考えたい上で、どういうふうにあるべきかということ。外国の状況も踏まえながら適切に決めていくというのが私どもの今の考え方でございます。

○富岡由紀夫君 十九年度税制のところは格差とは切り離して考えていらつしやるということなんですか。

○国務大臣(尾身幸次君) 私自身はそのとおりだと考えております。

○富岡由紀夫君 今回の税制は格差是正に全く関係ないということですか。

○国務大臣(尾身幸次君) 十九年度税制というのは、つまり税制改正という意味で申し上げますと、所得税についてはほとんど改正をいたしませんでしたが、法人税についても、幾つかの改正ございましたが、法人税については減価償却を外国並みに九五%までしか認めていなかったのを一〇%まで認めたということと、それから中小企業の留保金課税について撤廃をしたと、こういうことがございます。ただ、所得税とか消費税とか資産課税とか、そういうものについては今年の税制改正では大きな変更はないというふうに考えております。

○富岡由紀夫君 分かりました。今までのいろんなところのちよつと資料を見たら、格差是正に寄与するというような御答弁もあつたように思つたんです。ちよつと聞いたんですけれども、一応今回は切り離して考えていらつしやるということでございますか。

【委員長退席、理事峰崎直樹君着席】
ちよつと、それでは、先ほど、今出ました所得税の累進税率についてお伺いしたいと思えますけれども、定率減税が廃止されて、元に戻つたわけですが、定率減税が導入されたときに、所得税の今大臣がおつしやられました最高税率、これが五〇%のところから三七%、そして四〇%のところも三七%に引下げが行われましたけれども、このそれぞれ、五〇%から三七%になった人、四〇%から三七%に所得税が引き下げられたそれぞれの階層の人が何人ぐらいいるのか、教えていただきたいと思えます。また、全人口に対する比率も併せてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(石井道遠君) お答えを申し上げます。今御指摘のとおり、平成十一年度の税制改正におきまして、個人所得課税について、その改正前の所得税、住民税合わせた最高税率の水準が六五%と主要先進国の中で最も高い水準となつてお

りましたので、これが個人の勤労意欲を阻害しかねない指摘されていたことを踏まえまして、最高税率を六五%から五〇%に引き下げたところがございます。所得税につきましては最高税率を三七%にしたということでございます。

今お尋ねのその数字でございますが、平成十七年度税務統計を基に推計をいたしますと、所得税の最高税率三七%の適用を受けている人数は全体で二十七万人程度でございます。このうち、五〇%から三七%に引き下げられたこととなる階層に属する人数は約八万人程度、それから四〇%から三七%に引き下げられたこととなる階層に属する人数は約十九万人程度と見込んでおります。

○富岡由紀夫君 それは、日本、一億二千七百万人ですか、人口に対して比率はどのぐらいですか、それぞれ。

○政府参考人(石井道遠君) 全人口に占める割合でございますが、平成十八年九月一日の推計で人口が一億二千七百七十四万人で今の数字を割り算をいたしますと、三七%の適用を受けている人数全体で〇・二一%程度の割合。それから、その内訳をいたしまして、五〇%から三七%に引き下げられたこととなる階層に属する人数の割合が〇・〇六%程度、四〇%から三七%に引き下げられたこととなる階層に属する人数で〇・一五%程度と見込んでおります。

○富岡由紀夫君 これ引下げがなぜ行われたかというところ、勤労意欲をそがないようにというお話でしたけれども、勤労意欲をそがないように引き下げられた人たちというのは、五〇%から三七%に下がった人は八万人、国民全体からすると〇・〇六%、そして四〇%から三七%に下げられた人は十九万人で〇・一五%ということでございます。

こういった人たちは、要は非常に大金持ちですよ。本当に限られた日本の上位〇・〇六%の所得の大金持ち、そして次の〇・一五%の大金持ちの方ということでございます。こういう大金持ちの人のところだけを勤労意欲をそがないようにという理由で下げられた。このことはどういうこと

なんでしょう。お金持ちだけ優遇したということにこれはなるんですか。

財務大臣、もしお答えいただければお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(尾身幸次君) 十九年度の税制改正でございすが、これは最高税率を下げたのは、日本の最高税率がほかの国と比べて極めて高い水準にありましたのをほかの国並みにというか、並みまで行っていないのでありますけれども、したと。こういうことでございまして、例えば、先ほど申しましたように住民税、所得税を合わせて五〇%にしたわけでございすが、アメリカはそのときに四五%、イギリス四〇%、ドイツ四七%、フランス四八%ということで、下げた結果におきましても所得税の税率は日本が一番高いと、こういうことに、まあほかの国に近寄つてまいりましたけれども高いということになってゐるわけでございまして、そういう意味で恒久措置としての最高税率の引下げというのをやつたということでございます。

○富岡由紀夫君 諸外国に、何というんですか、照らし合わせるということという説明なんですけれども、結果だけ見るとお金持ちの人だけ優遇された、最高累進税率が引き下げられたということしか私は、ということはそれは紛れもない事実だということに思ひますので、これはもう本当にお金持ちの人は非常に優遇されたということでございます。

一方で、低所得の人が、何というんですか、いろいろとそういう税の低減措置がとられたり、若しくはそういう人たちが非常に所得が増えるようないろいろな政策が取られてゐるんであれば、まあこれも何も文句を言うことはないんですけれども、今言われているように、もう格差、一生懸命働いても働いても所得を上げられない人がたくさん出てきてゐると。そういう中で、このお金持ちの人たちだけを優遇するような恒久税制改正が行われたということは、私はちよつと、国民の立場から国の在り方を考える政治家として、これ

は決して好ましいものじゃないんじゃないかなと私は思つてゐるところでございます。

ちなみに、ちよつとお伺ひしますけれども、平成十五年度のときに相続税率の最高税率も引き下げられました。七〇%のところを五〇%に引き下げられましたけれども、これも同じように、この階層の人が年間何人いたのか、そして全人口に対する比率を同じように、同様に教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(石井道遠君) 今お話ございましたように、平成十五年度の税制改正におきまして、相続税に關しまして最高税率が、個人所得課税の最高税率との格差、あるいは諸外国の最高税率の例を踏まえて七〇%から五〇%に引き下げられましたほかに、税率の刻み数全体を簡素化するなどの税率構造の見直しも行つてゐるところでございます。

今お尋ねの数値について申しますと、これは平成十六年度の税務統計を基に推計をいたしますと、相続税の最高税率に關しまして、七〇%から五〇%に引き下げられたことになる階層に属する人数は、法定相続人ベースで年間五十人程度でございます。したがしまして、全人口一億二千七百七十四万人でこれを割りますと極めて僅少な率になるということでございます。

それで、今お話しした全体の相続税のそのときの改正でございすが、これは最高税率の引下げの効果が及ぶ者の数からいへば少ないことは事実でございますけれども、今申しましたように、個人所得課税の最高税率を下げたこととのバランス、あるいは全体の税率構造につきまして、税率の刻み数につきましても九段階から六段階に簡素化をいたしております。したがしまして、全体として、その上の階層のみならず、全体として税負担が緩和されるような税率構造の見直しを同時に行つておるわけでございまして、一部の富裕層のみの方を優遇した引下げではございません。○富岡由紀夫君 今、最高税率が七〇から五〇に引き下げられて、恩恵を受けた人が五十人という

お話を伺ひました。日本全体のうちの五十人のためにこれをやつたということでございます。これでは本当にいいのかと。五十人の人たちは、お金持ちの人たちは非常にこれは有り難い話だと思ひますけれども、五十人の人のためにそういう税制が行われたということでございます。

これが金持ちの人を優遇する政策でなくて何と言つたらいいのか教えていただきたいと思ひますけれども、今事実だけお伺ひしましたので、ちよつと私がお配りした参考資料、この間、去年のときも使つた資料と同じでございますけれども、これはアメリカの格差でございます。アメリカは本当にごく一部の、日本の格差よりはるかに比較にならないくらい非常に格差が広がつてゐる社会だと私はこれを見て思ひました。三億人の人口があるんですけれども、そのうち上位一%ですね、三億人のうちの世帯、一億一千万世帯の一%の人がアメリカ全体の富の三三%、三分の一を占めてゐると。金融資産に至つては三九・七、四割を所有しているというのが実態だということが読み取れます。上位五%まで、この図でいうと①と②を含めると、富の全体でいうと約六割、金融資産でいうと約七割近くが、わずか百人のうちの五人の人がこの資産を占めてゐると。極めて私は偏つた社会だと思ひます。さつき尾身大臣がお話ありました所得の再分配機能とか資産の再分配機能というのがアメリカで本當にこれで機能しているのかというふうに思ひます。

それともうだと思ひますけれども、いろいろとレーガン大統領以降、累進税率というのはいくらもいふとアメリカは下げられてきております。お累進税率のカーブが緩くなつてきております。お金持ちが優遇されるような、そして相続税もブツシユ大統領はもうなくなつてゐることが決定してゐるといふふうに向つております。要は、そういう資産や所得の再分配機能が機能していない。アメリカはどんどん低下してゐると。その結果がこういう社会になつてゐるのではないかなと思つております。

それと併せて、今お話ありました国際的なイコールフッティングということで、日本もそれに合わせていろいろな税制改正を行つたというお話でございますけれども、このまま行くと日本もアメリカと同じような格差社会になつてしまふんじゃないかというのが当然考えられるわけでございまして、この点について財務大臣はどう御感想をお持ちいただいたのか、伺へばと思ひます。

○国務大臣(尾身幸次君) 先ほどの相続税につきましても、最高税率を下げましたけれども、この刻みを九段階から六段階にして、全体としての引下げをやつております。したがしまして、一番上の層だけを最高税率を下げたということではございませんので、この点については付け加えていただく次第でございます。

日本における格差につきましては、ジニ係数で見ますと、今、日本は中くらいというふうなことでございすが、高齢化の進展に伴ひまして、どうしても高齢者の場合には格差が大きという特徴がございまして、それに伴ひましてジニ係数がやや上がつてゐるということであるといふふう聞いております。

それから、資産の格差につきましては、実はいろいろな調査がございすが、おしなべて日本は資産格差が一番少ない、世界的に見て少ない国であるといふことでございまして、ほかの国と比べて、もちろん格差がないとは申しませんが、少ないといふ点の全体としての特徴はあるように私は考えております。

それから、格差については、結果の平等、だれでも平等であるという、そういう意味の格差をゼロにするという考え方は安倍政権は取つておりませんで、機会の平等が必要である。それから、格差が不公平、不公正な原因によつて格差が生まれることは良くない、それからまた格差が固定する、これは良くない、したがつて、再チャレンジをしたり活性化をしていくということが大変大きな流れの中で大事であるといふふうと考えて、そ

う方向でやっていきたいと考えております。

○富岡由紀夫君 相続税率、最高税率だけが引き下げられて、その階層の人たちだけが恩恵を受けておられないということを今お話しただいたんですけれども、そもそも相続税が課税される人というのは今四％台しかないんですよね。元々資産を持っている人たちが亡くなっても、相続税が非課税の人がほとんど、九五％ぐらいいる中で、わずか五％の人を今の議論で、何というんですか、相続税率の軽減が行われたということですが、けれども、それ自体余り胸を張って、お金持ち優遇、お金持ちの人だけを優遇したんじゃないということ、意味合いで胸張って説明をいただけるような内容ではないんじゃないかと私は思っております。

それはそれとして、今ありましたように、おっしゃられた、安倍総理大臣もおっしゃっておりますが、いろいろな機会の均等というか、そういうチャレンジするときの格差がないようにする、それは当然だと思えます。ただ、余りにも富が偏在してしまふという形になると、これはもう予算委員会でもさんざん議論されておりますけれども、お金がある人はちゃんと塾行ったり高等教育を受けられますけれども、お金がない人はそういった機会もなく、そもそもスタート台に立つときから、もう最初から、何というんですか、格差が出ているというのが実態だと思います。

それをなくすために、先ほど尾身財務大臣もおっしゃられたように、所得税の累進税率とか相続税の累進税率、これによっていろいろな資産の所得の再分配が行われる、それが国の果たす役割、税の果たす重要な役割の一つだと思っておりますけれども、それが今非常に低下させられてきていると。これ世界的な潮流でそうなってきたというところを、私はこれは問題だというふうに思っております。

ほかの国が、アメリカがそうだから日本もそれでいいんだという形になると、地球全体がアメリカと同じような富の偏在国家になってしまうおそ

れが私はあるんじゃないかなと思っております。アメリカのお金持ちの人は何兆円という一人で資産を持っている人がいると。そういった人たちが、まあ後で質問したいと思いますが、いろいろなヘッジファンドにお金を出したり、いろいろなM&Aにヘッジファンドを通してお金が回ったり、そういった形で経済の攪乱にも、そういったところまでいろいろな影響を及ぼしておるということを考えると、全世界的にこの資産再分配機能の低下、これは私は改める必要があるんじゃないかなと思っております。

G7、G8等でもしそういう機会があれば、是非、私はこの世界的な富の偏在、富の一部の人たちに集中する、これをなくすために先進諸国が同じような土俵で、この累進税率の見直し、所得の再分配機能の見直し、これを是非私は提案していただきたいなと思っております。

(理事崎崎直樹君退席、委員長着席)

ほかの国がやっているから日本もそれに合わせる、そうするとどうなるかということ踏まえた上で、そうならないように、世界的な議論の中でこれを私は是非取り上げていただきたいなというふうに思っております。アメリカが累進税率を低下させているから日本もそれに倣ってやればいいんだと、相続税も日本もどんどん簡素化、簡素化というんじゃないで、税負担を少なくすればいいんだと、そういう議論になっちゃうと、世界的なところが私は非常に心配だというふうに思っております。

そういった意味で、そういった観点で、諸外国、ただ右へ倣えでやるだけじゃなくて、日本が世界を逆にリードするような税の提案とか提言をしていただきたいなと、是非そういったことも議論していただきたいなと思っております。尾身大臣であれば、そういった機会をたくさん持つておりますので、是非それは要望としてお願いしたいと思っております。

もし御意見賜れば、お願いしたいと思

○国務大臣(尾身幸次君) いろんな種類の税目につきまして、先ほど申しました、公平、公正、中立そして簡素という原則を踏まえまして、また関係の皆様の御意見も聞きながら適切な結論を出していきたいと考えております。

○富岡由紀夫君 済みません、金融担当大臣にもお伺いしたいと思っております。

今の格差に関連して、株式売却の今回の税制改正の中で、二〇％を一〇％にするという税制が一年延期されたわけでございますけれども、これがやはりお金持ちの人の優遇じゃないかという御議論がありますけれども、これに対してそうじゃないかというところを、ちょっと御意見あれば伺いたいと思っております。

○国務大臣(山本有二君) 委員おっしゃるように、富の偏在というのは理想からすればできるだけ正した方が私は公平感があつていいだろうというふうに思います。特に、生活に困窮するといふような方々がいるとするならば、必ずそこに分配機能が働いてほしいという願いはございます。さて、そういう理想とまたこの税制とが現実社会で必ずしも一致するわけではございませんが、その証券税制において、一〇％について延長をいただきました。このことは、貯蓄から投資へという政府の基本的な方針があること、また配当、譲渡益の二重課税の問題があること、諸外国の金融・証券税制との比較等踏まえて、我が国金融・資本市場の国際的な競争力を確保するためにも証券税制の軽減税率の延長が必要であるということから実現したものだと思っております。このことは、金融・証券・資本市場の我が国の機能を低下させないという意味においては、私は大事なことでありうというふうに思います。

他方、これによって富を更に得られる人がいた場合に、さて、先ほどの理想を追う、富の再分配機能、こういった観点からすれば、更に考えを尽くして、すべての人たちが貧しさから解放されるという世界をつくり出すということはもちろん考えなきやならぬことだろうというふうに思っております。

ります。

○富岡由紀夫君 株式売却の所得を確定申告した人の調査結果が、先日発表されました。これは、国税庁さんの申告所得税標準調査という結果が出ておりますけれども、これを見ると、確定申告した所得金額二兆六千五百八十八億円のうち一兆二千七百二十八億円、四八％、これが総所得二億円超の人、人数でいうと二千三百三十三人ということ、この標準調査の中のわずか〇・七％の人でございまして、ものであつたといった結果が出ております。

要は、わずか〇・七％の人が株式、そういった売却によって得た所得の四八％を占めているといった実態でございます。これだけを見ると非常に税金の軽減が、恩恵が受けられるわけですが、要は、そういった二〇％とか一〇％下げられたり株式のいろんなところが恩恵を受ける人は、結果としてやっぱりお金持ちの人だけがいい思いをしているというか、恩恵を受けることが金額ベースでいうと非常に大きくなっているんじゃないかというふうに思うんですけれども、その点についてはどうなんですか。どうお考えでしょうか。

○国務大臣(山本有二君) 実際、この証券税制において四八％の富を担う人がいるようでございますが、多角的に考える必要があろうというふうに思っております。単にキャピタルゲインによつて短期的な投資で富を得たならば、それについては私は再分配の必要があろうというふうに思っていますし、この中身については創業者利得であつたり様々な要因があるというふうにも聞いておるところでございます。その意味におきましては、ジャパンドリームというふうなことに、更に夢を持つて企業活動に邁進しようとする経営者が何人も出てくるといふ効果もあろうというふうにも思っております。

しかし、いざにいたしましても、富岡委員のおっしゃるとおり、富はきちつと貧しさから解放

されるように分配される必要があるというように私も思っておりますので、こうした国際的な資本市場、また東京の金融機能というのが十五年前よりも三分の一以下に低下している中で、さらに、アジアの方がどんどん活況を呈している中に証券税制における税率構造というものもあるということを考え合わせたときに、一つの調和点、言わばベストポイントを探しながらそういった点の調整を図っていくことは大事だろうというように思っております。

○富岡由紀夫君 私に別に、ちよつと誤解していただきたくないんですけど、全員が同じ、何というんですか、所得というか資産になれということじゃなくて、やつぱりそういった勤労意欲というか、一生懸命努力したり才能を磨いたり、努力された方はそれなりの報酬を得るのは、それは当然だと思っております、ただ、それが一人で年間に百億円を稼いだり、まあ何十億円稼いだと、そういうところについては課税を強化してもいいんじゃないかなと、そういう意味合いでございます。

まあちよつとイメージからいうと、年間の所得が一億円以上の人は累進税率をもう少し上げた方がいい、部分については上げた方がいいんじゃないかとか、五億円については更にもう一段階上げると、十億円以上については更にもう一段階上げると、そういうレベル感でございます。だから、今一億円未満の人のところまで一遍にばつと上げるというんじゃないくて、ある程度の日本全体のレベルからいって、何というんですか、特に高額所得者と言われている人たちに對してはそれなりの応分の国に對する責任も果たしていただきたいと、そういう思いでございますので、是非そういうことも頭の中に入れていただければ有り難いというふうに思っております。

あと、この間の貸金業法の改正のときに山本大臣からお話いただいた株式の参加、株式投資をしている人たちが、個人投資家のうちの二五%が専業主婦だとか、二六%が高齢者というお話が

ありまして、貯蓄から投資へということで非常にいい方向に行っているということでこういうお話をしていただいておりますけれども、ちよつとこれにも注意していただきたいというふうに思っております。

これは参加人数であればそうかもしれませんが、けれども、投資金額の額からいうと、さつき言ったように一部のお金持ちの人が大量にお金を入れておりまして、一部の人がお金をマーケットから引けばかなり市場も攪乱されると、混乱するということがありまして、結果としてそれが一番被害を受けるかという点、一般のそういった主婦であったり高齢者であったり、そういった余り今までそういった株式投資等々に経験のなかった人が結局はばばを引くという点、損害を被るということがありますから、野方図にだれでもかれでも貯蓄から投資へということでお勧めするの私はいかなるものかなというふうに思っております。あのライブドアの判決出ましたけれども、あれもいろいろと損害を受けた一般の人たちがたくさんいますので、そういったことも踏まえて、そういった観点で、貯蓄から投資への流れについても一方的にだれでもかれでもやりなさいよというんじゃないくて、そういったところは注意しながらやるようにということでお考えいただきたいというふうに思っております。

もし、そういった何か御意見あればちよつと伺い、御感想でもいただければと思います。

○国務大臣(山本有二君) 富岡委員御指摘の、私の以前申し上げました個人投資家の二五%が専業主婦、二六%が高齢者という数字は日本証券業協会の数字でございます。また、そうした人たちが保有する資産額についての数字はございません。恐らくそれ以上に機関投資家のシェアが大変高いだろうというふうにも思っております。また、証券市場、もうかつたときには非常に華やかでございますが、また損失を受けた人たちも大勢いるわけでございまして、その意味におきまして考慮も必要なのかもしれません。

また、そうした意味で、我々としては、常に政治家としての考え方としては貧困からの脱却というものは何より大事なこととございまして、そうした富の配分における税制あるいは予算というものの對しては、委員おっしゃるような大所高所からの判断が必要だろうというふうに思っております。

○富岡由紀夫君 ありがとうございます。ちよつとまた税制改正の身についてちよつと戻ります。質問させていただきたいと思っております。再チャレンジ支援金、再チャレンジ支援寄附金税制とありますけれども、ちよつと簡単に概要をお伺いできればと思います。

○政府参考人(石井道遠君) 今回の十九年度税制改正におきます再チャレンジ支援寄附金についてでございます。これは、国民一人一人が持ち味を十分発揮し、努力した人が報われる公正な社会を構築していくことが重要な課題であると。このため、多様な機会が与えられ、仮に失敗しても何度でも再チャレンジができ、勝ち組、負け組を固定させない社会、また働き方、学び方、暮らし方が多様で複線化された社会の仕組みが必要であるという基本的な考え方に基づきまして、十九年度税制改正におきまして、地域において障害者の雇用など再チャレンジ支援に取り組む民間企業等に対する寄附金について税制上の優遇措置を設けることといたしております。これによりまして、民間による自発的な形で再チャレンジ支援の取組が促進されることと期待されるところでございます。

本税制の対象となる寄附金でございますけれども、高齢者等の雇用に積極的な企業に対する寄附金あるいは若者の採用機会の拡大に取り組む企業等に助成を行う公益法人に対する寄附金というものの對して税制上の、寄附金上の優遇措置というものを与えることにしております。

○富岡由紀夫君 今の説明の中で障害者とか母子家庭のお母さんの雇用に対する企業についてのお話なかつたんですけども、この点についてはどう

なんですか。

○政府参考人(石井道遠君) 今申し上げましたが、企業が実際に行われるその事業の本身といったしまして、高年齢者の定年延長、積極的雇用を行う企業のほかに、障害者を積極的に雇用する企業、あるいは母子家庭の母を積極的に雇用する企業、こういう企業に對して寄附金が拠出される場合に寄附金の優遇対象とするという仕組みでございます。

○富岡由紀夫君 財務省さんに事前にこの話を説明受けたときに、障害者とか母子家庭のお母さん、母親を雇用する企業に對する寄附金が税制の優遇が受けられるというお話だったんですけど、何でこれが再チャレンジなのかなと。今のお話ありました再チャレンジというのは失敗した人に再チャレンジの機会を与えるという話ですけれども、これは障害者とか母子家庭の母親を再チャレンジというお話ですと、非常にこれは失礼な表現ではないかと私は思うんですけども、これをもつて再チャレンジという表現は私は改めるべきだというふうに思うんですけども、財務大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(尾身幸次君) 再チャレンジという表現が適切かどうかはちよつと確かに別でございますが、やはりこういう思まれない状況にあつても頑張る人を支援することについての税制をつくる、それを支援しやすいようにするということは全体として大変大事なことでありと考えております。

○富岡由紀夫君 これは是非必要なことでありますけれども、これは安倍総理大臣が再チャレンジと言ったから、何でもこれも再チャレンジに当てはめちゃえばいいというふうな安易なところが透けて見えるもんですから、是非それは、当該者にしてみると非常に気分を害する話も多々あると思いますので、是非その辺は注意していただきたいというふうに思います。

続きまして、一人オーナー会社の役員給与の損金算入の適用除外基準が引き上げられましたけれども

ども、これはそもそも、一人オーナー会社の損金算入の適用除外というか、これはなぜ導入されたのか。そもそもその適用、何というんですか、除外をするというを導入した当初の目的はどうか、ちょっと教えていただきたいと思っています。

○政府参考人(石井道遠君) 御指摘の今の一人会社オーナーの件でございます。

これは、個人事業主が、いわゆる法人成りを行うことによりまして、法人段階でオーナーの給与、これは損金算入されるわけでございますが、一方でそのオーナー給与に更に給与所得控除が適用をされるという、いわゆる経費の二重控除が発生いたします。この二重控除に対応する措置といたしまして、昨年度の、平成十八年度の税制改正におきまして、個人事業主との負担の公平を図るための課税の適正化措置ということで設けたものでございます。

この本措置の導入に当たりましては、昨年五月施行の会社法におきまして、資本金一円でも株式会社の設立が可能になると、設立が非常に容易になるということを踏まえまして、このような個人事業者の節税目的の法人成りのインセンティブを抑制するという観点から制度設計をいたしました。

具体的には、個人所得課税と法人課税の税率構造が違います。所得税率が累進税率である。一方、法人課税の場合には基本的に比例税率であるということから、所得水準がおおむね七百万程度以下の場合には所得税率が低いために法人成りのメリットが生じないということを基本といたしまして、それに中小零細企業の配慮も加味いたしまして、法人所得とオーナー給与の合計額が八百万以下の場合には本措置の適用対象から除外をするということをや昨年度の税制改正で決めていたのだ

たわけでございます。

一方、今般、この十九年度の税制改正におきましては、この八百万以下という基準を千六百万というところに引上げをいたしております。その引上げの考え方でございますけれども、これは、昨年七月の経済成長戦略大綱等におきまして、地域や中小企業の活性化に思い切った取り組みが重要であるとの指摘がなされていることなども勘案いたしまして、中小企業の活性化に重点を置いた改正を行う一環として、この起業の更なる促進あるいは活力ある中小企業の負担軽減ということをより重視いたしましてこのような引上げを行ったわけでございます。

具体的なこの千六百万という水準でございますけれども、これは、一人オーナー企業におきまして節税メリットが発生したといたしまして、法人所得とオーナーの給与の合計が黒字中小企業の平均的な水準に達するまでの対象につきましては本措置の適用除外にすることから、現在統計を見ますと、資本金二千以下の黒字中小企業の平均の法人所得とオーナー給与の合計額が約千五百七十万でございますので、この黒字法人の中小企業の平均値まではこれを除外、新たにしようということでは八百万を千六百万に引き上げたというのが今回の改正でございます。

○富岡由紀夫君 引上げ前の実績は、課税額と対象人数は幾らですか。

○政府参考人(石井道遠君) これは、昨年度の税制改正、要するに十八年四月一日から開始する事業年度の法人について適用があるものですから、実績はまだ出ておりません。

そこで、昨年、制度導入時におきまして、この具体的な適用対象の見込みを私どもこの場でも申し上げております。今般の改正前における本制度の適用対象企業数は約五、六万社、税収額は約二

百九十億円ということをや昨年、制度導入時には申し上げた経緯がございます。

今回、先ほどのように、八百万を千六百万に引き上げることによりまして、適用対象企業数はこの五、六万社から約二、三万社に減ると、それから税収も当初二百九十億と見込んでおりましたのが約百六十億円ということになるものと見込んでおります。

したがって、適用対象企業一社当たりの平均課税額につきましては、この今の税収額を対象社数で割りますと、一社当たり平均で、制度改正前が四十八万円から五十八万円と見込んでおりましたが、改正後は一社当たりの課税額の平均が五十三万円から八十万円程度になるというふうに見込んでおります。

○富岡由紀夫君 十八年度決算を見て秋口に税の抜本的改革をする。これは、十八年度決算の実績を見た後社会保障給付の実績を見たり、そういったものを踏まえて本年度の秋以降見直しをするということでは先ほどお話ししましたけれども、今のお話ですと、この一人オーナー会社の損金算入のところはまだ実績も出ていないといった中で見直しをするというお話でございますけれども、何かどうも納得いかないんですけれどもね。導入したばかりでまだ実績も出ていない、そういった中で見直しをする、非常に理解し難いんですけれども、財務大臣、この点についてはどうお考えでしょうか。財務大臣にちょっと、今数字の中身はお伺いしましたんで、その実績がない中で今回の改正に出てきたというお話、秋口の見直しとの関係でどういうふうにか考えたいのか教えていただきたいと思っております。

○国務大臣(尾身幸次君) 今般の改正は、中小企業の活性化をより重視するという政策の下、本制度の適用除外基準を見直すものでございまして、

制度の影響度合いについての昨年の見込みが間違っていたから改正を行うものではないというふうに考えております。

○富岡由紀夫君 いや、見込みじゃなくて実績が出ていない中で改正するという理由を教えてください。

○国務大臣(尾身幸次君) 昨年の経済成長戦略大綱におきまして、構造改革の中で経済状況や成長力の回復に遅れが見られている地域や中小企業の活性化に思い切った取り組みということが重要であるという指摘がなされていること等も勘案をいたしまして、中小企業の活性化に重点を置いた十九年度改正の一環として、起業の更なる促進や活力のある中小企業の負担軽減の観点により重視した結果でございます。

○富岡由紀夫君 活性化、今のお話ですと、そもそも、じゃこれを適用しなかった方がよかったのかというふうなふうにも理解できるんですけども、その辺のところがよく理解、どういうふうに整理したらいいんですか。

○国務大臣(尾身幸次君) 我が国の経済を担う中小企業の活性化という点が特に安倍政権において大きな課題になっておりますので、そういう点を踏まえて今回の改正をしたものでございます。

○富岡由紀夫君 ちょっとよく、議論これしてもあれなんでもうやめますけれども、要は、そもそも課税逃れの導入目的と中小企業の活性化の今回の引上げというところがよく、余りまだ実績もない中で行われるということがどうなのかなといったことでちょっと質問をさせていただきまして。それと、ちょっともう時間もないんで、今回いろいろと減価償却制度の見直しがありました。これ国際的なイコールフットリングということではない、日本の、何というんですか、法人税率につい

ても今いろいろと御議論がされていらつしやるというふうに向つておりますけれども、この法人税率の引下げ若しくは引上げも検討の中に入るかどうか分かりませんが、この法人税率の考え方について尾身財務大臣の御意見を伺いたいと思います。

○国務大臣(尾身幸次君) 企業が国を選ぶ時代になりました。つまり、経済がグローバル化する中で、どの国に経済活動の拠点を置くか、どの国に本社を置くかということも含めまして企業が国を選ぶ時代になった。そのときに、日本という国家が企業活動の拠点として選ばれようという魅力ある国にならなければならない。これは外国の企業も日本の企業もそうでありまして、そういう考え方を取っているわけでございまして、そういう意味で、少なくとも税制については諸外国とイコールフットイングの税制を提供することが大変大事だということふうに考えております。

その観点から、現在四〇％を超えている法人税率を持つている国はアメリカと日本とドイツでございまして、ドイツはこれを近く三〇％程度下げるといふふうに決めているというふう聞いております。そういう中で、特に経済関係者から税率を下げるという要望が昨年もかなり強くございました。

さはさりながら、私どもといたしましては、この財政厳しい状況の中で、現段階で基本税率を下げることは適切ではないと、下げるゆとりもないということと据置きということに判断をした次第でございまして。

○富岡由紀夫君 法人税率を下げると、いろんな経済団体からのそういうお話もあったということなんですけれども、先ほどの格差に関連してちよつと、ちよつと質問をして答えてもらつてかと思つたんですけれども、いただいた資料で見

ますと、そもそも法人税を納めている企業というのがどのぐらいの数あるのかといったことをやっぱり考えておく必要があるんじゃないかと思ひます。

利益を上げている法人が、いろんな調査によつて、昨日いただいた資料に見ますと、そもそも利益を計上している法人が三二％ぐらい、六七％、三分の二は欠損法人だといったことが、昨日いただいた国税庁の調査の資料ですか、いただいております。国税庁かな、税務署さんの、いただいた資料でいただいております。大体三割ぐらいしか利益を上げていないといったところでございまして、その利益を上げた企業だけが法人税率の引下げのやつぱり恩恵を得るということとございまして、何かあたかも日本全体が、中小企業がみんな法人税率の引下げを望んでいるかという、私は決してそういう状況じゃないんだと思つております。

それより先にもつとやらなくちやいけないことがあると。まずは、法人税を納めるだけ利益を上げるような環境にしてほしいというのが中小企業の私ほもつと切なる望みだといふふうに思つております。利益を上げていもう利益処分に困つちやつていけると、そういうところは法人税率下がつた方がそれはもう喜びますけれども、ほとんどはもうそんなことは全然関係ないんですね。七割ぐらいの企業はみんな赤字企業だと、これが実態でございまして、勝ち組だけを更に優遇するのいいんですけれども、それよりもまずこういう赤字企業をなくすような、解消するような、そういう仕組みづくりの方が私は必要じゃないかなといふふうに思つております。

あと、これも今回質問しようと思つたんですけれども、雇用者報酬は二〇〇一年度から二〇〇五年度まで、いろんなところで議論されております

けれども、減少しております。ところが、大企業を中心とした役員報酬とか配当金は、これは非常に高い率で増えております。これは要は、何というんですか、大企業の一生懸命利益を上げられる、どうして上げられるかという、そういうった雇用者、働いている人たちが犠牲になつた上で利益を上げていけると。利益を上げて、それがどこに行くかという、役員報酬に行つたり、株主の配当に行つてしまつていける。これは非常にちよつと日本全体の社会を見たときにおかしな状況じゃないかなと思つております。

大企業の中では従業員は非常に痛手を負つていけるし、大企業と下請企業、中小企業との関係を見ると、下請企業はみんな、何というんですか、利益を出せないような、いろんな大企業からの圧力を受けているといったことがあろうかと思ひます。こういった日本全体の構造全体を私は見直さないと、幾ら国際競争力、競争力といつても、国民の、従業員の犠牲とか中小企業の犠牲の上に成り立つ国際競争力というのは、私は決して望ましい姿ではないんじゃないかといふふうに思つております。

国際競争力の名の下にリストラが堂々とやられて、中小企業いじめが、下請いじめが堂々と行われている社会、これは決して私は美しい国ではないといふふうに思つております。これを改めるもつと抜本的な観点からの私は日本の転換を図るべきだといふふうに思つております。何でもかんでも、先ほどお話ししましたけれども、欧米とか、アメリカとかヨーロッパの国のやり方をまねしてやつていくだけで本当にいいのかといったところを、日本のやつぱり、日本独自で本当に目指すべき社会はどういうものなのか、こういった観点をやつぱり私は大切にしていかなければならないんじゃないかといふふうに思ひます。

この点を指摘させていただいて、最後、両大臣にちよつと御意見、簡単に御感想をいただきます。私の質問を終えたいと思ひます。

○国務大臣(尾身幸次君) 経済を活性化していく、経済のグローバル化の進捗の中で国際競争力を付けていくということが私は大変大事だと思つております。そして、そのことによつて、いわゆる設備、債務あるいは雇用の過剰が解消して、経済が順調な回復過程に入りつつある。その結果として、失業率の低下、有効求人倍率の上昇に見られるように労働需給がタイトになりまして、それがそこで働く人たちの給料の上昇にも跳ね返り、それがひいては、また幅の広い消費増大を通じて経済が順調に進んでいくと、発展をしていくと、こういう状況が望ましいと考えておりまして、昨今、初任給の引上げや、あるいは雇用増大、特にニート、フリーターと言われている人数が減りつつあるという好ましい現象が出てきておりまして、そういう状況が国全体に均てんをすることによつて、日本社会、経済全体がバランスの取れた発展を実現をしていくということを私どもとしては期待しているところでござい

ます。

○国務大臣(山本有二君) 先生御指摘のように、配当や役員報酬に企業の蓄積された富が分配され過ぎて、雇用者に対しての労働分配率が低減するという傾向は全世界的なトレンドになりつつあります。そこに大きな批判があることも世界的なことであらうと思つております。

特に、アメリカでも最近極端な役員報酬に対する批判が出ておるわけでございまして、そんな意味で、どのような手段が各国あり得るのかというのはこれからの工夫の出し方ではないかなといふように思ひます。

また、私の知るところによるグローバル企業の

金融関係の企業では、ボーナスを八か月、去年の六月には空前の利益が上がったことに対してきちつと反映するというをやっておる企業がございまして、株主の会社でもない、そして役員の人でもない、従業員の会社だと、堂々と社長さんが言われて、そういうことをやられる企業もございます。

そんな意味では、経営者の個別の判断でもありますが、そういうことが大きな価値を占めていくような、そんな経済社会になっていくことが最も大事だろうというように思っております。

○富岡由紀夫 ありがとうございます。

これで質問を終わります。

○委員長(家西悟君) 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時二分散会

(参照)

平成十九年度一般会計歳入予算並びに財務省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算に関する説明

第百六十六回国会(常会)

平成十九年度一般会計歳入予算並びに財務省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算について御説明申し上げます。

まず、一般会計歳入予算額は、八十二兆九千八百十八億八百万円でありまして、これを前年度当初予算額に比較いたしますと、三兆二千二百二十七億八千四百百万円の増加となっております。

以下、歳入予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、租税及印紙収入は、五十三兆四千六百

七十億円でありまして、これを前年度当初予算額に比較いたしますと、七兆五千八百九十億円の増加となっております。

この予算額は、現行法による租税及印紙収入見込額五十三兆五千三百億円から、平成十九年度の税制改正による減収見込額四千九百億円を差し引き、電源開発促進税を一般会計に組み入れることによる増収見込額三千四百六十億円を加えたものであります。

次に、各税目別に主なものを御説明申し上げます。

まず、所得税につきましては、十六兆五千四百五十億円を計上いたしました。

法人税につきましては、減価償却制度の見直し等による減収額を見込んだ上で、十六兆三千五百九十億円を計上いたしました。

消費税につきましては、十兆六千四百五十億円を計上いたしました。

以上申し述べました税目のほか、相続税一兆五千三百億円、酒税一兆四千九百五十億円、たばこ税九千二百六十億円、揮発油税二兆三千三百五十億円、印紙収入一兆二千九百九十億円、及びその他の各税目を加え、租税及印紙収入の合計額は、五十三兆四千六百七十億円となっております。

第二に、その他収入は、四兆九千八百八百万円でありまして、これを前年度当初予算額に比較いたしますと、千七百四十七億八千四百百万円の増加となっております。

このうち主なものは、日本銀行納付金四千九百二十七億円、日本中央競馬会納付金二千六百五億六千三百百万円、特別会計受入金一兆九千八百五十億二千三百百万円等であります。

最後に、公債金は、二十五兆四千三百二十億円であります。これを前年度当初予算額に比較いたしますと、四兆五千四百十億円の減少となつて

おります。

この公債金のうち、五兆二千三百十億円は、建設公債の発行によることとし、残余の二十兆二十億円は、特例公債の発行によることといたしております。

なお、特例公債の発行につきましては、別途、「平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」を提出し、御審議をお願いいたしております。

次に、当省所管一般会計歳出予算額は、二十二兆六千五百四十億五千百万円でありまして、これを前年度当初予算額に比較いたしますと、二兆二千三百九十九億六百万円の増加となっております。

これは、国債費が二兆二千三百七十二億四千七百百万円増加しましたが、他方、産業投資特別会計へ繰入が二百七十七億六千八百百万円減少したこと等によるものであります。

以下、歳出予算額のうち主な事項につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、第一に、産業投資特別会計へ繰入につきましては、二百二億八千六百万円を計上いたしておりますが、この経費は、「日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」に基づく産業投資特別会計への繰入に必要なものであります。

第二に、国債費につきましては、二十兆九千九百八十八億七百万円を計上いたしておりますが、この経費は、一般会計の負担に属する国債及び借入金の償還及び利子等の支払並びにこれらの事務の取扱いに必要な経費の財源を、国債整理基金特別会計へ繰り入れるためのものであります。

第三に、政府出資につきましては、中小企業金融公庫等二機関に対し、一般会計から出資するため必要な経費として、千九百十四億六千四百百万円を計上いたしておりますが、その内訳は、中小企

業金融公庫三百二十四億円、国際協力銀行千五百九十億六千四百百万円であります。

第四に、経済協力費につきましては、二百五十九億五千八百百万円を計上いたしておりますが、この経費は、国際開発金融機関を通じて供与する開発途上国に対する経済協力等に必要のものであります。

最後に、予備費につきましては、予見し難い予算の不足に充てるため、三千五百億円を計上いたしております。

次に、当省所管の特別会計のうち主な会計につきまして、その歳入歳出予算の概要を御説明申し上げます。

まず、国債整理基金特別会計におきましては、歳入百九十九兆二百三十六億八百万円、歳出百七十九兆二百三十六億八百万円、差引き二十兆円の歳入超過となっております。

このほか、地震再保険、財政融資資金、産業投資、外国為替資金及び特定国有財産整備の各特別会計の歳入歳出予算につきましては、予算書等を御覧いただきたいと存じます。

最後に、当省関係の各政府関係機関の収入支出予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、国民生活金融公庫におきましては、収入千八百八十四億五千六百万円、支出千四百六十二億六千六百万円、差引き四百二十一億九千万円の収入超過となっております。

このほか、日本政策投資銀行及び国際協力銀行の各政府関係機関の収入支出予算につきましては、予算書等を御覧いただきたいと存じます。

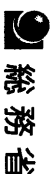
以上、財務省関係の予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

資料 3

平成 19 年 3 月 20 日 参議院財政金融委員会
民主党・新緑風会 大久保勉
出典：総務省提出資料を抜粋



地方債の購入を ご検討の方へ



地方債の安全性

① 地方債の安全を守る仕組み（概観）

地方債の元利金は、以下の仕組みのもと確実に償還され、BIS規制におけるリスクウェイトは0%とされています。

1 地方債の元利償還に要する財源の確保

■自らの課税権に基づいて地方税収入を確保

●●● P6～7●●

■地方財政計画の歳出に公債費（地方債の元利償還金）を計上

■公債費をきめた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保

■地方交付税の算定において、標準的な財政需要額（基準財政需要額）に地方債の元利償還金の一部を算入

→ 地方債の元利償還に必要な財源を国が保障

② 早期是正措置としての起債許可制度

■実質公債費比率が18%以上の地方公共団体に対する起債制限

●●● P9●●

■赤字団体への起債制限

→ 個々の地方公共団体が地方債の元利償還に支障を来さないよう、地方債の発行を事前に制限

③ 実質赤字が一定水準以上となった場合の措置＝財政再建制度（財政再建をしない場合には起債制限）

●●● P10●●

■国の管理による財政再建

（財政再建計画について、国への協議及び同意が必要。また、毎年度の予算は財政再建計画に基づいて編成することが必要。）

→ 国が予算編成に関与することにより、地方債の元利金を確実に償還

② 地方債の元利償還に対する国の財源保障

地方債の新規発行額及び元利償還金（公債費）の総額は、国が策定する地方財政計画の歳入及び歳出にそれぞれ計上し、この公債費を含めた地方財政計画の歳出を歳入と均衡させることにより、ワクロベースでの財源保障を行います。

具体的には、国は、毎年度、地方財政計画の策定過程を通じて、地方の歳入、歳出がバランスするように地方財源の確保対策を講じますが、最終的には国から地方に交付する地方交付税の総額を確保することによりバランスをとり、これを法定化します。

そして、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置します。

なお、国は、このように策定された地方財政計画の歳入に計上された地方債の新規発行額をもとに地方債計画（地方債の年間発行計画）を策定します。

Q&A

② 下線は久保田が加

Q1

民間企業と同じで、財政状況の悪い地方公共団体はデフォルトリスク(信用力に問題がある)ではないですか？

A. 地方債は、その償還財源を国の制度的に保障したうえで、早期是正措置としての起債許可制度、起債制限制度、財政再建制度等により、その安全性を維持する仕組みとされていることから、財政状況の良し悪しに関わらず、デフォルトすることはありません。特に実収支の赤字が一定規模に達した地方公共団体は、財政再建制度により国のコントロールのもと財政再建を行い、地方債の償還を確保に行うこととなりますので、これが最終的な地方債のセーフティネットであると考えています。

なお、地方債の元利償還を確保に行うことについては、片山元勲大臣も国会で以下のとおり答弁しています。

(154回参議院議員公聴会 2002/03/05 民主党中野議員の質疑に対する答弁)

「…地方債がデフォルトすることはありません。そのための許可制度です。…それから、地方団体そのものが赤字をたくさん出すことはありませんよ。…その場合には財政再建、地方財政再建制度というのがご承知のとおりありますし、だから、そういうことで、地方債そのものがデフォルトすることはありません。」

(154回参議院財政金融委員会 2002/06/03 民主党大塚議員の質疑に対する答弁)

「…地方債というのは今は許可なんですよ。18年度から協議に変わりますけれど、何で許可や協議をやるかというと、地方債というのは国が責任を持つということなんです。」

「…地方財政制度全体の中で、それは、元利償還については国が責任を持つという仕組みになっているんです。」

Q2

地方公共団体も民間企業のように破産するのですか？

A. 地方公共団体は、民間企業とは異なり、破産法の適用がなく、現行法制上は、破産することはありません。

Q3

第3セクターや土地開発公社の債務が地方公共団体の財政運営に影響を及ぼすのではないですか？

A. 第3セクターや土地開発公社の債務については、地方公共団体の債務保証や出資の範囲内において地方公共団体が責任を負うものであり、その範囲内で財政運営に影響を及ぼす可能性がありますが、無限に債務の全額を地方公共団体が負担することは法的にはありません。

Q4

各発行団体が個別に条件交渉を行うことにより、地方公共団体間の資金調達コストに差がつか、信用力の差が拡大するのではないですか？

A. 地方債は、どの地方公共団体が発行するものも、譲渡性や担保制度、早期是正措置としての起債許可制度、起債制限制度、財政再建制度を通じてデフォルトが生じない仕組みとなっています。各発行団体は、資金調達コストを最小限とするための効率的な資金調達手段を組み合わせて選択しているため、市場公募方式の条件交渉を個別に行うことによって、各発行団体の信用力に影響を及ぼすことはないと考えています。

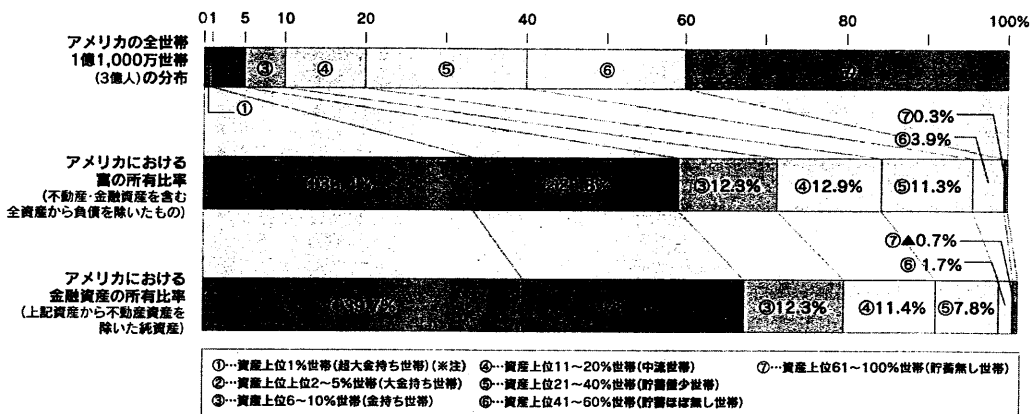
(富岡由紀夫委員資料)

平成19年3月20日

財政金融委員会資料

参議院議員 富岡由紀夫 作成

アメリカ社会における富の分布



※注…全世帯、1億1,000万世帯の資産上位1%(上記①)の中には更に次のような特権階級が存在します。

400世帯 → 純資産10億ドル(約1,200億円)以上の超特権階級
5,000世帯 → 純資産1億ドル(約120億円)以上の特権階級
350,000世帯 → 純資産1,000万ドル(12億円)以上の準特権階級

※アータウ出典: Edward N. Wolff "Changes in Household Wealth in the 1980s and 1990s in the U.S." The Levy Economics Institute of Bard College Working Paper No.407(May 2004)
※参考文献: 『富・格差社会アメリカの真実』 小林由美子 日経BP社発行

三月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、特別会計に関する法律案

特別会計に関する法律案

(本号(その二)に掲載)

三月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、増税に反対し、格差社会をなくすことに関する請願(第四〇一号)

一、格差社会を是正し、命と暮らしを守るための庶民増税の中止に関する請願(第四〇四号)
一、庶民増税の反対に関する請願(第四〇五号)
一、保険業法の見直しに関する請願(第四〇六号)
一、税金などでの生存権の保障に関する請願(第四〇七号)(第四〇八号)(第四〇九号)(第四一〇号)(第四一一号)(第四一二号)(第四一三号)(第四一四号)(第四一五号)

第四〇一号 平成十九年三月五日受理
増税に反対し、格差社会をなくすことに関する請願
請願者 大阪府枚方市船橋本町二ノ六七ノ八 神野満 外三名
紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第三八八号と同じである。

第四〇四号 平成十九年三月六日受理
格差社会を是正し、命と暮らしを守るための庶民増税の中止に関する請願
請願者 長崎市平山台一ノ一二一〇 小柳英樹 外三名
紹介議員 仁比 聡平君

政府の構造改革路線による格差社会の広がりが深刻な社会問題となっている。格差社会の主な

は、三人に一人が非正規雇用という事態の下で所得格差が拡大し、低所得者が増加していることである。格差社会の抜本的な是正のためには、正規雇用を増やし非正規雇用を減らす雇用形態の改善が必要であるが、同様に、社会保障や税制による対策(所得再分配機能の充実)が求められている。ところが、政府は、医療・介護・年金・障害者福祉・生活保護など社会保障制度の改善を進めてきた。さらに、今後五年間で国と地方の社会保障支出を一兆六千億円も削減しようとしている。今でさえ、全面的な歳出削減・国庫負担の削減と、相次ぐ保険料・利用料の大幅引上げの中、医療や介護・障害者自立支援法、さらには生活保護でも必要なサービスが受けられず、死亡事例が多発する、正に憲法第二五条の生存権や人権が否定されている。税制についても、大企業や高額所得者への減税の一方で、庶民には定率減税や公的年金等控除などの縮小・廃止により増税を押し付けてきたが、政府は更なる各種所得控除の縮小、社会保障目的税と名を変えた消費税増税を計画するなど許されることではない。

ついで、格差社会を是正し、憲法第二五条に基づき生存権を保障し、命と暮らしを守るため、次の事項について実現を図りたい。

一、この間実施された庶民増税を見直すとともに、更なる各種所得控除の改善や消費税率引上げの計画を撤回すること。

第四〇五号 平成十九年三月六日受理
庶民増税の反対に関する請願
請願者 北九州市門司区清見一ノ一一ノ四 二 井澤澄雄 外二千三十七名
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第四〇六号 平成十九年三月六日受理
保険業法の見直しに関する請願
請願者 北九州市門司区吉志五ノ一六ノ五 今仲米満 外二百二十一名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第四〇七号 平成十九年三月六日受理
税金などでの生存権の保障に関する請願
請願者 三重県松阪市飯高町栗野六〇七 原田稔 外三百七十九名
紹介議員 井上 哲士君

不況と政府・与党の悪政で富める者は一層富み、貧しい者は一層貧しくなる格差社会が広がっている。生活保護基準は、最低賃金や工賃、国民健康保険料・料の減免や就学援助などの基準になつていけるとともに、暮らしに困ったときの最後のとりでである。生活保護費を引き下げることが国民生活に上につながらず、税金は生活費に課税しない原則が確立されており、定率減税廃止、消費税引上げ、配偶者控除や扶養控除、社会保険料控除や医療費控除の廃止・削減は、この原則に反する。さらに、課税することが好ましくないとされてきた社会保障給付に税金を掛けることは不平等を更に広げる。二〇〇五年四月から就学援助のうち生活保護基準を超える世帯への国庫負担が廃止されたため、地方では支給基準が引き下げられたり、支給項目や金額が削減されている。政府は、公営住宅に入居できない世帯が増大していることを理由に、入居している世帯に対する追い出しを強めている。もともと低い入居収入基準を超える世帯と民間並みの割増家賃が課され、名義人が死亡したときなどの承継は原則として配偶者しか認めない。

ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、定率減税の廃止や消費税の引上げを中止すること。生活保護費や失業給付、障害年金などの社会保障給付に課税しないこと。住民税・所得税の各種控除の廃止・削減をやめること。

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第四〇八号 平成十九年三月六日受理
税金などでの生存権の保障に関する請願
請願者 熊本県上天草市龍ヶ岳町樋島五九三ノ六六 森本鶴昭 外三百七十九名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第四〇九号 平成十九年三月六日受理
税金などでの生存権の保障に関する請願
請願者 東京都調布市染地三ノ一ノ八七七 渡辺利男 外三百七十九名
紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第四一〇号 平成十九年三月六日受理
税金などでの生存権の保障に関する請願
請願者 札幌市北区新琴似八条一二ノ五 屈井とみ子 外三百七十九名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第四一一号 平成十九年三月六日受理
税金などでの生存権の保障に関する請願
請願者 横浜市南区三春台一一五 井野照子 外三百七十九名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第四一二号 平成十九年三月六日受理
税金などでの生存権の保障に関する請願
請願者 大阪市淀川区塚本六ノ七ノ一三 西村忠司 外三百七十九名
紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第四一三号 平成十九年三月六日受理
税金などでの生存権の保障に関する請願
請願者 福島県伊達市保原町大泉字前原内

一六四ノ一 原田一三 外三百七十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第四一四号 平成十九年三月六日受理

税金などでの生存権の保障に関する請願

請願者 北海道小樽市緑三ノ一九ノ六一〇

見上めぐみ 外三百七十九名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第四一五号 平成十九年三月六日受理

税金などでの生存権の保障に関する請願

請願者 千葉県習志野市谷津六ノ七ノ一ノ

二二三 竹内孝子 外三百七十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第百六十六回国 参議院 財政金融委員会 會議録 第五号(その二)

(本号(その二)参照)

特別会計に関する法律案
特別会計に関する法律

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条・第二条)

第二節 予算(第三条・第七条)

第三節 決算(第八条・第十条)

第四節 余剰金等の預託(第十一条・第十二条)

第五節 借入金等(第十三条・第十七条)

第六節 繰越(第十八条)

第七節 財務情報の開示(第十九条・第二十条)

第二章 各特別会計の目的、管理及び経理

第一節 交付税及び譲与税配付金特別会計(第二十一条・第二十七条)

第二節 地震再保険特別会計(第二十八条・第三十七条)

第三節 国債整理基金特別会計(第三十八条・第四十九条)

第四節 財政投融资特別会計(第五十条・第七十条)

第五節 外国為替資金特別会計(第七十一条・第八十四条)

第六節 エネルギー対策特別会計(第八十五条・第九十五条)

第七節 労働保険特別会計(第九十六条・第一百七十条)

第八節 年金特別会計(第九十八条・第二百三十三条)

第九節 食料安定供給特別会計(第二百三十四条・第二百三十七条)

第十節 農業共済再保険特別会計(第二百三十八・第二百三十九条)

第五部 財政金融委員会會議録第五号(その二)

平成十九年三月二十日

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

八条(第四百九条)

第十一節 森林保険特別会計(第五百十条・第五百七条)

第十二節 国有林野事業特別会計(第五百零八条・第五百七一条)

第十三節 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計(第五百七十二条・第五百八十一条)

第十四節 貿易再保険特別会計(第五百八十二条・第五百九十二条)

第十五節 特許特別会計(第五百九十三条・第五百九十七条)

第十六節 社会資本整備事業特別会計(第五百九十八条・第六百九条)

第十七節 自動車安全特別会計(第六百十条・第六百一十一条)

第三章 雑則(第六百一十二条)

第一章 総則

第一節 通則

第一条 この法律は、一般会計と区分して経理を行うため、特別会計を設置するとともに、その目的、管理及び経理について定めることを目的とする。

第二条 次に掲げる特別会計を設置する。

一 交付税及び譲与税配付金特別会計

二 地震再保険特別会計

三 国債整理基金特別会計

四 財政投融资特別会計

五 外国為替資金特別会計

六 エネルギー対策特別会計

七 労働保険特別会計

八 年金特別会計

九 食料安定供給特別会計

十 農業共済再保険特別会計

十一 森林保険特別会計

十二 国有林野事業特別会計

十三 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計

十四 貿易再保険特別会計

十五 特許特別会計

十六 社会資本整備事業特別会計

十七 自動車安全特別会計

前項各号に掲げる特別会計の目的、管理及び経理については、次章に定めるとおりとする。

第二節 予算

(歳入歳出予算計算書等の作成及び送付)

第三条 所管大臣(特別会計を管理する各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。))は、毎会計年度、その管理する特別会計の歳入歳出予算計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書(以下「歳入歳出予算計算書等」という。)を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

2 歳入歳出予算計算書等には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 国庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込み並びに当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについては当該事業の計画及び進行状況その他当該国庫債務負担行為の執行に関する調査

二 前々年度末における積立金明細表

三 前々年度の資金の増減に関する実績表

四 前年度及び当該年度の資金の増減に関する計画表

五 当該年度に借入れを予定する借入金についての借入れ及び償還の計画表

六 前各号に掲げる書類のほか、次章において歳入歳出予算計算書等に添付しなければならないとされている書類

(歳入歳出予算の区分)

第四条 各特別会計(勘定に区分する特別会計にあつては、勘定とする。次条第一項、第九条第一項並びに第十條第一項及び第三項を除き、以下この章において同じ。)の歳入歳出予算は、歳入にあつてはその性質に従つて款及び項に、歳出にあつてはその目的に従つて項に、それぞれ区分するものとする。

第五条 内閣は、毎会計年度、各特別会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 各特別会計の予算には、歳入歳出予算計算書等及び第三條第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入れ)

第六条 各特別会計において経理されている事務及び事業に係る経費のうち、一般会計からの繰入れの対象となるべき経費(以下「一般会計からの繰入対象経費」という。)が次章に定められている場合において、一般会計からの繰入対象経費の財源に充てるために必要があるときに限り、予算で定めるところにより、一般会計から当該特別会計に繰入れをすることができ。

(弾力条項)

第七条 各特別会計において、当該特別会計の目的に照らして予算で定める事由により経費を増額する必要がある場合であつて、予算で定める事由により当該経費に充てるべき収入の増加を確保することができるときは、当該確保することができ金額を限度として、当該経費を増額することができる。

一

2 前項の規定による経費の増額については、財政法第三十五条第二項から第四項まで及び第三十六条の規定を準用する。この場合において、同法第三十五条第二項中「各省各庁の長は、予備費の使用」とあるのは「所管大臣特別会計を管理する各省各庁の長をいう。次条第一項において同じ。」は、特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第七条第一項の規定による経費の増額」と、同条第三項中「予備費使用書」とあるのは「経費増額書」と、同条第四項中「予備費使用書」とあるのは「経費増額書」と、「当該使用書」とあるのは「当該増額書」と、同法第三十六条第一項中「予備費を以て支弁した金額」とあるのは「特別会計に関する法律第七条第一項の規定による経費の増額」と、「各省各庁の長」とあるのは「所管大臣」と、同条第二項中「予備費を以て支弁した金額」とあるのは「特別会計に関する法律第七条第一項の規定による経費の増額」と、同条第三項中「予備費を以て支弁した」とあるのは「前項の」と、「各省各庁」とあるのは「各特別会計」と読み替えるものとする。

第三節 決算

(剰余金の処理)

第八条 各特別会計における毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合において、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお残余があるときは、これを当該特別会計の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の翌年度の歳入に繰り入れるものとされる金額の全部又は一部に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第九条 所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、歳入歳出決定計算書と同一の区分による歳入歳出決定計算書を作成し、財

務大臣に送付しなければならない。

2 歳入歳出決定計算書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 債務に関する計算書

二 当該年度末における積立金明細表

三 当該年度の資金の増減に関する実績表

四 前三号に掲げる書類のほか、次章において歳入歳出決定計算書に添付しなければならないといわれている書類

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十条 内閣は、毎会計年度、歳入歳出決定計算書に基づいて、各特別会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 各特別会計の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書及び前条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 各特別会計の歳入歳出決算についての財政法第三十八条第二項の規定の適用については、同項中「一 前年度繰越額」とあるのは、「二 前年度繰越額」であるものとする。

二 特別会計に関する法律(平成十九年法律

第 号)第七条第一項の規定による経費の増額の金額」とする。

第四節 余剰金等の預託

第十一条 各特別会計において、支払上現金に余裕がある場合には、これを財政融資資金に預託することができる。

(積立金及び資金の預託)

第十二条 各特別会計の積立金及び資金は、財政融資資金に預託して運用することができる。

第五節 借入金等

(借入金)

第十三条 各特別会計においては、借入金の対象となるべき経費(以下「借入金対象経費」とい

う。)が次章に定められている場合において、借入金対象経費を支弁する必要があるときに限り、当該特別会計の負担において、借入金をすることができ。

2 各特別会計における借入金の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならない。

(借入限度の繰越し)

第十四条 各特別会計において、借入金の限度額について国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入金の借入れをしなかった金額がある場合には、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額(借入金対象経費に係るものに限る。)の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定により、借入金をすることができ。

(一時借入金等)

第十五条 各特別会計において、支払上現金に不足がある場合には、当該特別会計の負担において、一時借入金をし、融通証券を発行し、又は国庫余剰金を繰り替えて使用することができ。ただし、融通証券の発行は、次章に当該発行を行うことができる旨の定めがある場合に限り、行うことができる。

2 前項の規定による一時借入金、融通証券及び繰越金の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定により、一時借入金をし、又は融通証券を発行している場合においては、国庫余剰金を繰り替えて使用して、支払期限の到来していない一時借入金又は融通証券を償還することができ。

4 第一項の規定による一時借入金、融通証券及び繰越金並びに前項の規定による繰越金は、当該年度の歳入をもって償還し、又は返還しなければならない。

5 第一項の規定によるほか、各特別会計において、支払上現金に不足がある場合には、次章に当該特別会計の積立金又は資金に属する現金そ

の他の現金を繰り替えて使用することができる旨の定めがあるときに限り、当該現金を繰り替えて使用することができる。この場合において、所管大臣は、あらかじめ財務大臣の承認を経なければならない。

6 前項の規定による繰越金は、当該年度の納納の完結までに返還しなければならない。

(借入金等に関する事務)

第十六条 各特別会計の負担に属する借入金及び一時借入金の借入れ及び償還並びに融通証券の発行及び償還に関する事務は、財務大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十七条 各特別会計の負担に属する借入金の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、当該特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

第六節 繰越し

第十八条 各特別会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額又は支払義務の生じた歳出金で当該年度の納納の期限までに支出済みとならなかったものに係る歳出予算は、次章において翌年度以降に繰り越して使用することができる旨の定めがある場合に限り、繰り越して使用することができる。

2 所管大臣は、前項の繰越しをした場合には、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 所管大臣が第一項の繰越しをした場合には、当該繰越しに係る経費については、財政法第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

第七節 財務情報の開示

(企業会計の慣行を参考とした書類)

第十九条 所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、資産及び負債の状況その

他の決算に関する財務情報を開示するための書類を企業会計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。

3 第一項の書類の作成方法その他同項の書類に關し必要な事項は、政令で定める。

(財務情報の開示)

第二十條 所管大臣は、その管理する特別会計について、前条第一項の書類に記載された情報その他特別会計の財務に関する状況を適切に示す情報として政令で定めるものを、インターネットの利用その他適切な方法により開示しなければならない。

第二章 各特別会計の目的、管理及び経理

第一節 交付税及び譲与税配付金特別会計

(目的)

第二十一條 交付税及び譲与税配付金特別会計(以下この節において「交付税特別会計」という。)は、地方交付税及び地方譲与税の配付に関する経理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第二十二條 交付税特別会計は、総務大臣及び財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第二十三條 交付税特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

- イ 一般会計からの繰入金
- ロ 地方道路税、石油ガス譲与税に充てられる石油ガス税、自動車重量譲与税に充てられる自動車重量税、航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税及び特別とん税の収入
- ハ 一時借入金の借換えによる収入金
- ニ 附属雑収入

二 歳出

イ 地方交付税交付金(地方交付税法(昭和二十五法律第二百十一号)による地方交付税の交付金という。)及び地方譲与税譲与金(地方道路譲与税法(昭和三十年法律第百十三号)による地方道路譲与税の譲与金、石油ガス譲与税法(昭和四十年法律第百五十七号)による石油ガス譲与税の譲与金、自動車重量譲与税法(昭和四十六年法律第九十号)による自動車重量譲与税の譲与金、航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第十三号)による航空機燃料譲与税の譲与金及び特別とん譲与税法(昭和三十二年法律第七十七号)による特別とん譲与税の譲与金という。)並びにこれらに関する諸費

ロ 一時借入金の利子

ハ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ニ 附属諸費

(一般会計からの繰入れの特例)

第二十四條 第六條の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入見込額の百分の三十四、消費税の収入見込額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収入見込額の百分の二十五に相当する金額の合算額に、当該年度の前年度以前年度の年度における地方交付税法による地方交付税に相当する金額でまだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該合算額から当該前年度以前の年度において当該地方交付税に相当する金額を超えて交付税特別会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

(剰余金の処理の特例)

第二十五條 交付税特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、第八條第二項の規定は、適用しない。

(一時借入金の借換え)

第二十六條 第十五條第四項の規定にかかわらず

ず、交付税特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、交付税特別会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができ。

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七條に規定する借入金とみなして、同条の規定を適用する。

3 第一項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

(繰越し)

第二十七條 交付税特別会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

第二節 地震再保険特別会計

(目的)

第二十八條 地震再保険特別会計は、地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)による地震再保険事業に関する経理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第二十九條 地震再保険特別会計は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三十條 地震再保険特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 地震保険に関する法律第三條の規定による再保険の再保険料(第三十六條第一項において「再保険料」という。)

ロ 積立金からの受入金

ハ 積立金から生ずる収入

二 借入金

ホ 一時借入金の借換えによる収入金

ヘ 一般会計からの繰入金

ト 附属雑収入

二 歳出

イ 地震保険に関する法律第三條の規定によ

る再保険の再保険金(以下この節において「再保険金」という。)

ロ 事務取扱費

ハ 借入金の償還金及び利子

ニ 一時借入金の利子

ホ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ヘ 一般会計への繰入金

ト 附属諸費

(歳入歳出予算計算書等の添付書類)

第三十一條 第三條第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、地震再保険特別会計においては、歳入歳出予算計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入対象経費)

第三十二條 地震再保険特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、再保険金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、借り換えた一時借入金の償還金及び利子並びに事務取扱費に要する経費とする。

2 第六條及び前項の規定により一般会計から繰り入れられた繰入金(事務取扱費に係るものを除く。)については、後日、地震再保険特別会計からその繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十三條 地震再保険特別会計において、毎会計年度の利益の額が当該年度の損失及び第三項の規定により繰り越された損失の合計額を超える場合には、その超える額に相当する金額を、責任準備金として積み立てなければならない。

2 地震再保険特別会計において、毎会計年度の利益の額が当該年度の損失の額に不足する場合には、責任準備金をもって補足するものとする。

3 前項の規定により責任準備金をもって補足することができない損失の額は、翌年度に繰り越

して整理するものとする。

(積立金)

第三十四条 地震再保険特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、再保険金並びに借入金金の償還金及び利子に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、地震再保険特別会計の歳出の財源に充てるために必要がある場合には、同会計の歳入に繰り入れることができる。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第三十五条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、地震再保険特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならぬ。

(借入金対象経費)

第三十六条 地震再保険特別会計における借入金対象経費は、再保険金(借り換えた一時借入金で、その年度における再保険料、積立金からの受入金及び積立金から生ずる収入(次項において「再保険料等」という。)をもって当該年度における再保険金を支弁するの不足するためその借換えが行われたものの償還金を含む。)を支弁するために必要な経費とする。

2 第十三条第一項及び前項の規定により借入金をすることができ金額は、その借入れをする年度における再保険料等をもって当該年度における再保険金を支弁するの不足する金額を限度とする。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

(一時借入金の借換え等)

第三十七条 第十五条第四項の規定にかかわらず、地震再保険特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができ。

2 前項の規定により借換えをした一時借入金に

ついては、当該一時借入金を第十七条に規定する借入金とみなして、同条の規定を適用する。

3 第一項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

4 地震再保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

第三節 国債整理基金特別会計

(目的)

第三十八条 国債整理基金特別会計は、国債の償還及び発行を円滑に行うための資金として国債整理基金を置き、その経理を明確にすることを目的とする。

2 この節において「国債」とは、公債、借入金、証券、一時借入金、融通証券その他政令で定めるものをいう。

(管理)

第三十九条 国債整理基金特別会計は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第四十条 国債整理基金特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計及び各特別会計からの繰入金

ロ 借換国債の発行収入金

ハ この会計に所属する株式の処分による収入

ニ この会計に所属する株式に係る配当金

ホ 第四十九条第一項の規定による取引に基づく収入金

ヘ 国債整理基金から生ずる収入

ト 附属雑収入

二 歳出

イ 国債の償還金及び利子

ロ 国債の償還及び発行に関する諸費

ハ 第四十九条第一項の規定による取引に要する経費

ニ 事務取扱費

ホ この会計に所属する株式の管理及び処分に關する諸費

ヘ 附属諸費

(歳入歳出決定計算書の添付書類の特例)

第四十一条 第三条第二項第三号から第五号までの規定にかかわらず、国債整理基金特別会計においては、同項第三号から第五号までに掲げる書類を添付することを要しない。

2 第三条第二項第一号及び第二号に掲げる書類のほか、国債整理基金特別会計においては、歳入歳出決定計算書等に、前々年度、前年度及び当該年度末における国債整理基金の年度末基金残高表を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入の特例)

第四十二条 第六条の規定にかかわらず、国債整理基金に充てるため、毎会計年度、予算で定める金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

2 前項の場合において、国債(一般会計の負担に属する公債及び借入金、政令で定めるものを除く。)に限る。以下この項及び次項において同じ。の償還に充てるために繰り入れるべき金額は、前年度期首における国債の総額の百分の一・六に相当する金額とする。

3 前項の国債の総額の計算に際し、割引の方法をもって発行された公債については、発行価額をもって額面金額とみなす。

4 前三項及び他の法律の規定による繰入れのほか、国債のうち割引の方法をもって発行された公債については、前年度期首における未償還分の発行価格差減額を発行の日から償還の日までの年数で除した額に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

5 前各項及び他の法律の規定による繰入れのほか、国債の円滑かつ確実な償還を行うために必要があると認める場合には、予算で定める金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り

入れるものとする。

(剰余金の処理の特例)

第四十三条 国債整理基金特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、第八条第二項の規定は、適用しない。

(歳入歳出決定計算書の添付書類の特例)

第四十四条 第九条第二項第三号の規定にかかわらず、国債整理基金特別会計においては、同号に掲げる書類を添付することを要しない。

2 第九条第二項第一号及び第二号に掲げる書類のほか、国債整理基金特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度末における国債整理基金の年度末基金残高表を添付しなければならない。

(国債整理基金の運用)

第四十五条 第十二条の規定によるほか、国債整理基金は、国債に運用することができる。

2 財務大臣は、国債整理基金の運用に関する事務を、日本銀行に取り扱わせることができる。

(借換国債)

第四十六条 国債整理基金特別会計においては、各年度における国債の整理又は償還のために必要な金額を限度として、借換国債を発行することができる。

2 借換国債のうち当該年度内に償還すべき借換国債の発行収入金は、国債整理基金特別会計の歳入外として国債整理基金に編入するものとする。

3 前項に規定する当該年度内に償還すべき借換国債を償還するために国債整理基金を使用する場合においては、国債整理基金特別会計の歳入外として経理するものとする。

第四十七条 国債整理基金特別会計においては、翌年度における国債の整理又は償還のため、予算をもって国会の議決を経た金額を限度として、借換国債を発行することができる。

(繰越し)

第四十八条 国債整理基金特別会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年

度以降において繰り越して使用することができる。

(国債の円滑な償還及び発行のための取引)

第四十九条 財務大臣は、国債の円滑な償還及び発行のため、スワップ取引その他政令で定める取引を行うことができる。

2 前項の「スワップ取引」とは、財務大臣とその取引の相手方として財務大臣が定める要件に該当する者(以下この項において「取引当事者」という。)が元本として定めた金額について取引当事者の一方が相手方と取り決めた利率又は約定した市場金利の期間における変化率(以下この項において「利率等」という。)に基づいて金銭を支払い、相手方が取引当事者の一方と取り決めた利率等に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引(これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は通貨を授受することを約するものを含む。)をいう。

3 財務大臣は、第一項の規定による取引に関する事務を、日本銀行に取り扱わせることができる。

第四節 財政投融资特別会計

(目的)

第五十条 財政投融资特別会計は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資(出資及び貸付けをいう。第五十四条第三号及び第五十九条第一項において同じ。)に関する経理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第五十一条 財政投融资特別会計は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(勘定区分)

第五十二条 財政投融资特別会計は、財政融資資金勘定及び投資勘定に区分する。

(歳入及び歳出)

第五十三条 財政融資資金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 財政融資資金の運用利殖金

ロ 借入金及び公債の発行収入金

ハ 財政融資資金からの受入金

ニ 積立金からの受入金

ホ 第六十五条第一項の規定による取引に基づく収入金

ヘ 第六十六条第一項各号に係る措置に基づく収入金

ト 繰替金(第六十七条第二項ただし書に規定する返還することができない金額に係るものに限り。)

チ 附属雑収入

二 歳出

イ 財政融資資金預託金の利子

ロ 財政融資資金の運用損失金

ハ 運用手数料

ニ 事務取扱費

ホ 財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第九条第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子

ヘ 第五十八条第三項の規定による国債整理基金特別会計への繰入金

ト 借入金及び公債の償還金及び利子

チ 財政融資資金への繰入金

リ 第六十五条第一項の規定による取引に要する経費

ヌ 第六十七条第二項ただし書の規定による繰替金の返還金

ル 公債及び融通証券の発行及び償還に関する諸費

ヲ 附属諸費

2 投資勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 出資に対する配当金

ロ 出資の回収金

ハ 貸付金の償還金及び利子

ニ この勘定に帰属する納付金

ホ 投資財源資金からの受入金

ヘ 一般会計からの繰入金

ト 外貨債(外貨公債の発行に関する法律(昭和三十一年法律第六十三号)第一条第一項に規定する公債をいう。以下この節において同じ。)の発行による収入金

チ 附属雑収入

二 歳出

イ 出資の払込金

ロ 貸付金

ハ 一般会計への繰入金

ニ 一時借入金の利子

ホ 外貨債の償還金及び利子

ヘ 外貨債の発行及び償還に関する諸費

ト 附属諸費

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)
第五十四条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、財政投融资特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、次に掲げる書類(第三号及び第四号に掲げる書類については、投資勘定に係るものに限り。)を添付しなければならない。

一 前々年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三 前年度及び当該年度の投資の計画表

四 外貨債の発行を予定する年度にあつては、その発行及び償還の計画表

(一般会計からの繰入対象経費)

第五十五条 投資勘定における一般会計からの繰入対象経費は、同勘定における出資の払込金、貸付金、一時借入金の利子、外貨債の償還金及び利子並びに外貨債の発行及び償還に関する諸費に要する経費とする。

(資本並びに利益及び損失の処理)

第五十六条 財政融資資金勘定において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

2 第五十八条第三項の規定による繰入金に相当する金額は、前項の繰越利益の額から減額して整理するものとする。

第五十七条 投資勘定においては、附則第六十七条第一項第二号の規定により設置する産業投資特別会計の廃止の際における同会計の資本の額に相当する金額をもって資本とする。

2 投資勘定においては、第五十九条第一項に規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

3 第六条及び第五十五条の規定による一般会計からの繰入金並びに前項に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額は、投資勘定の資本に組み入れて整理するものとする。

4 投資勘定において、毎会計年度の損益計算上利益を生じた場合には、利益積立金に組み入れて整理し、損失を生じた場合には、利益積立金を減額して整理するものとする。

5 投資勘定においては、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れることができる。

6 第八条第二項及び前項の規定による一般会計への繰入金に相当する金額は、第四項の利益積立金の額から減額して整理するものとする。

(積立金)

第五十八条 財政融資資金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、当該年度の歳入の収納済額(次項において「収納済額」という。)から当該年度の歳出の支出済額と第七十条の規定による歳出金の翌年度への繰越額のうち支払義務が生じた歳出金であつて当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかったものの合計額(次項において「支出済額等」という。)を控除した金額に相当する金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 財政融資資金勘定の毎会計年度の決算上収納済額が支出済額等に不足する場合には、前項の積立金から補足するものとする。

3 第一項の積立金が毎会計年度末において政令で定めるところにより算定した金額を超える場

合には、予算で定めるところにより、その超える金額に相当する金額の範囲内で、同項の積立金から財政融資資金勘定の歳入に繰り入れ、当該繰り入れた金額を、同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れることができる。

4 財政融資資金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、第八条第二項の規定は、適用しない。

(投資財源資金)

第五十九条 投資勘定においては、投資の財源の一部を補足すべき原資の確保を図るために投資財源資金を置き、一般会計からの繰入金及び投資財源資金の運用による利益金をもってこれに充てる。

2 投資財源資金は、予算で定めるところにより、使用するものとする。

3 投資財源資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、投資勘定の歳入歳出外として経理するものとする。

4 投資勘定において第十二条の規定による運用により利益金を生じた場合には、当該利益金を、投資財源資金に編入するものとする。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第六十条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、財政投融資特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該年度末における運用資産明細表(財政融資資金勘定に係るものに限り)を添付しなければならない。

(借入金対象経費)

第六十一条 財政融資資金勘定における借入金対象経費は、財政融資資金の運用の財源に充てるために必要な経費とする。

(公債)

第六十二条 財政融資資金勘定において、財政融資資金の運用の財源に充てるために必要がある場合には、同勘定の負担において、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行の限度額について

ては、予算をもって、国会の議決を経なければならぬ。

3 第一項の規定により公債を発行する場合に、第三条第二項第一号から第五号まで並びに第五十四条第一号及び第二号に掲げる書類のほか、歳入歳出予算計算書等に、当該年度に発行を予定する公債の発行及び償還の計画表を添付しなければならない。

(借入金の借入限度及び公債の発行限度の繰越)

第六十三条 第十四条の規定にかかわらず、財政融資資金勘定において、第十三条第二項又は前条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入金の借入れ又は公債の発行をしなかつた金額がある場合には、当該金額を限度として、かつ、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)第三条の規定によりその翌年度において運用することができる金額の範囲内、当該翌年度において、第十三条第一項及び第六十一条の規定により借入金をし、又は前条第一項の規定により公債を発行することができる。

(財政融資資金への繰入れ等)

第六十四条 財政融資資金勘定において、借入金をし、又は公債を発行した場合に、当該借入金又は公債の発行収入金に相当する金額を、財政融資資金に繰り入れるものとする。

2 前項の借入金又は公債の償還金がある場合には、当該償還金に相当する金額を、財政融資資金から財政融資資金勘定の歳入に繰り入れるものとする。

(財政融資資金勘定の適切な管理のための金利スワップ取引)

第六十五条 財務大臣は、財政融資資金勘定の適切な管理のため、同勘定の負担において、金利スワップ取引を行うことができる。

2 前項の「金利スワップ取引」とは、財務大臣とその他の取引の相手方として財務大臣が定める要件

に該当する者(以下この項において「取引当事者」という。)が元本として定めた金額について取引当事者の一方が相手方と取り決めた利率又は約定した市場金利の期間における変化率(以下この項において「利率等」という。)に基づいて金銭を支払い、相手方が取引当事者の一方と取り決めた利率等に基づいて金銭を支払うことを相互に約束する取引をいう。

3 財務大臣は、第一項の規定による取引に関する事務を、日本銀行に取り扱わせることができる。

(財政融資資金の運用の財源に充てるための措置)

第六十六条 財務大臣は、財政融資資金において運用の財源に充てるために必要があるときは、財政融資資金の運用資産(以下この条において「運用資産」という。)を財政融資資金勘定に帰属させ、当該運用資産について、当該帰属させた年度内に、次に掲げる措置をとることができる。

一 信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関に信託し、当該信託受益権を譲渡すること。

二 資産対応証券(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第十一項に規定する資産対応証券をいう。)を当該年度内に発行する特定目的会社(同条第三項に規定する特定目的会社をいう。)に譲渡すること。

2 前項の規定に基づき運用資産を財政融資資金勘定に帰属させた場合には、当該運用資産の元本に相当する額を、同勘定から財政融資資金に繰り入れるものとする。

3 財務大臣は、第一項各号に掲げる措置をとった場合には、同項第一号の規定により信託した運用資産又は同項第二号の規定により譲渡した運用資産に係る元利金の回収その他回収に関する業務を受託することができる。

(財政融資資金の繰替使用)

第六十七条 財政融資資金勘定においては、財政融資資金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による繰替金を返還する場合に、当該年度の歳入(第五十八条第二項の規定による積立金からの補足を含む。以下この項において同じ。)をもって返還しなければならない。ただし、歳入不足のため返還することができない場合には、第十五条第六項の規定にかかわらず、その返還することができない金額を限り、繰替使用をしたときから一年内に返還することができる。

(財政投融資特別会計から国債整理基金特別会計への繰入れ)

第六十八条 外貨債及び公債の償還金及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、財政投融資特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2 財政融資資金勘定の借入金又は公債については、第四十六条第一項及び第四十七条の規定は、適用しない。

(利子の支払事務の委託)

第六十九条 財務大臣は、財政融資資金預託金の利子の支払を、日本銀行に取り扱わせることができる。

2 財務大臣は、前項の規定により財政融資資金預託金の利子の支払をさせる場合には、その利子の支払に必要な資金を、日本銀行に交付することができる。

(繰越し)

第七十条 財政融資資金勘定において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

第五節 外国為替資金特別会計

(目的)

第七十一条 外国為替資金特別会計は、政府の行う外国為替等の売買等を円滑にするために外国為替資金を置き、その運営に関する経理を明確

にすることを目的とする。

2 この節において「外国為替等」とは、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項に規定する対外支払手段及び外貨証券並びに外貨債権(外国において又は外貨をもって支払を受けることができる債権(同項第十三号に規定する債権をいう。)をいう。以下この節において同じ。)並びに特別引出権(国際通貨基金協定第十五条に規定する特別引出権をいう。以下この節において同じ。)並びに対外支払の決済に必要な金銀地金をいう。

3 第一項の「売買等」とは、売買(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号。以下この節において「加盟措置法」という。)第十七条の規定による取引を含む。以下この節において同じ。)及びこれに伴う取引(国際通貨基金とのその他の取引を含む。)をいう。

(管理)

第七十二条 外国為替資金特別会計は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第七十三条 外国為替資金特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 外国為替資金の運営に基づく収益金(外国通貨をもって表示されるもの又は特別引出権若しくは金地金によるものについてはその円貨代わり金とし、国際通貨基金協定第五条第九項の規定による報酬を含み、第七十八条第一項に規定する利益を除く。)

ロ 積立金から生ずる収入

ハ 第七十八条第一項の規定による利益の組入金

ニ 一般会計からの繰入金

ホ 第八十二条第二項の規定による一時借入金の借換え及び融通証券の発行による収入金

ヘ 附属雑収入

二 歳出

イ 外国為替資金の運営に要する経費(外国通貨をもって表示されるもの又は特別引出権若しくは金地金によるものについてはその円貨代わり金。以下この節において同じ。)

ロ 事務取扱費

ハ 事務委託費

ニ 第七十八条第一項の規定による損失の補てん金

ホ 一時借入金、融通証券及び基金通貨代用証券(加盟措置法第五条第一項に規定する基金通貨代用証券をいう。以下この節において同じ。)の利子

ヘ 第八十二条第二項の規定により借り換えた一時借入金及び発行した融通証券の償還金及び利子

ト 融通証券及び基金通貨代用証券の発行及び償還に関する諸費

チ 附属諸費

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第七十四条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、外国為替資金特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入対象経費)

第七十五条 外国為替資金特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、第七十三条第二号の経費とする。

2 第六条及び前項の規定により一般会計から繰入れをすることができる金額は、外国為替資金特別会計の歳入歳出の決算上の不足を第八十条第二項の規定により補足することができないう見込まれる場合における当該補足することができないう見込まれる金額に相当する金額を限度とする。

(外国為替資金の運営)

第七十六条 外国為替資金は、外国為替等の売買に運用するものとする。

2 財務大臣は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認める場合には、外国為替資金に属する外国為替等(特別引出権を除く。)を銀行等(外国為替及び外国貿易法第十六条の二に規定する銀行等をいう。)及び外国にある外国銀行(以下この節において「金融機関」という。)に対して預入し、若しくは貸し付け(貸越しの契約に基づく場合を含む。以下この項において同じ。)、又は外国為替資金に属する現金(本邦通貨たる現金をいう。以下この節において同じ。)を金融機関に預入し、若しくは貸し付けることができる。

3 財務大臣は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認める場合には、外国為替資金特別会計の負担において、金融機関から外国為替等(特別引出権を除く。以下この項において同じ。)の預入を受け、若しくは外国為替等を借り入れ(借越しの契約に基づく場合を含む。)、若しくは外国為替等(特別引出権を除く。以下この項において同じ。)の預入を受け、若しくは外国為替等を借り入れることができる。

4 財務大臣は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認める場合には、外国為替資金特別会計の負担において、金融機関から外国為替等(特別引出権を除く。以下この項において同じ。)の寄託を受け、又は金融機関に外国為替等を寄託することができる。

5 外国為替資金に属する外国為替等及び現金は、加盟措置法第二条の規定による国際通貨基金に対する出資及び基金通貨代用証券の償還に充てることができる。

6 外国為替資金に属する現金は、加盟措置法第十一条第二項に規定する貸付けに充てることができる。

7 外国為替資金は、予算で定めるところにより、一般会計からの繰入金をもってこれに充て

る。

(外国為替資金の運営の事務の委託)

第七十七条 財務大臣は、前条の規定による外国為替資金の運営に関する事務を、日本銀行に取り扱わせることができる。

2 日本銀行は、財務大臣の指示するところに従い、前項の規定により財務大臣から取扱いを委任された事務の一部を、金融機関に取り扱わせることができる。

(外国為替等の売買に伴う損益の処理)

第七十八条 外国為替等の売買に伴って生じた利益は、外国為替資金特別会計の当該年度の歳入に繰り入れ、外国為替等の売買に伴って生じた損失は、同会計の当該年度の歳出をもって補てんする。ただし、補てんのための同会計の当該年度の歳出予算額が当該補てん額に対して不足する場合には、当該不足額は、翌年度において補てんするものとする。

2 前項の規定による利益及び損失の計算の方法並びに当該利益の繰入れ及び当該損失の補てんの時期は、政令で定める。

(外国為替等の価額の改定及びこれに伴う損益の処理)

第七十九条 外国為替資金に属する外国為替等(特別引出権並びに特別引出権をもって表示される外貨証券及び外貨債権を除く。以下この項及び次項において同じ。)の価額は、外国為替相場(外国為替等のうち金銀地金以外のものについては外国為替及び外国貿易法第七条第一項の規定により財務大臣が定める基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいい、金銀地金については財務大臣の指定する価額とする。以下この項及び次条第一項において同じ。)に変更があった場合には、政令で定める場合を除き、変更後の外国為替相場により改定するものとする。

2 前項の規定による外国為替等の価額の改定に基づいて生ずる利益又は損失は、外国為替資金の評価益又は評価損として整理するものとする。

3 外国為替資金に属する特別引出権及び特別引出権以外の資産で特別引出権をもって表示されるものの価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。
(積立金)

第八十条 外国為替資金特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、外国為替相場の変動、市場金利の変動その他の要因を勘案し、同会計の健全な運営を確保するために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 外国為替資金特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合には、前項の積立金から補足するものとする。
(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第八十一条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、外国為替資金特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(融通証券等)

第八十二条 外国為替資金特別会計においては、融通証券を発行することができる。

2 第十五条第四項又は第六項の規定にかかわらず、外国為替資金特別会計において、歳入不足のために一時借入金若しくは融通証券を償還し、又は繰替金を返還することができない場合には、その償還し、又は返還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換えをし、又は融通証券を発行することができる。この場合における第十七条の規定の適用については、同条中「借入金の」とあるのは、「第八十二条第二項の規定により借り換えした一時借入金及び発行した融通証券の」とする。
3 前項の規定により借り換えた一時借入金又は発行した融通証券は、当該借換え又は発行をしたときから一年内に償還しなければならない。
4 基金通貨代用証券については、これを融通証券とみなして、第十六条及び第十七条の規定を適用する。

5 外国為替資金特別会計においては、同会計の積立金及び外国為替資金に属する現金を繰り替えて使用することができる。
(外国為替資金における一時借入金等)

第八十三条 外国為替資金に属する現金に不足がある場合には、外国為替資金特別会計の負担において、一時借入金をし、融通証券を発行し、又は国庫余剰金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定により、一時借入金をし、又は融通証券を発行している場合においては、国庫余剰金を繰り替えて使用して、支払期限の到来していない一時借入金又は融通証券を償還することができる。

4 第一項の規定によるほか、外国為替資金に属する現金に不足がある場合には、外国為替資金特別会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

5 第一項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金並びに第三項及び前項の規定による繰替金は、一年内に償還し、又は返還しなければならない。
(外国為替資金特別会計の運営に関する事務の委託)

第八十四条 財務大臣は、第七十七条第一項に規定する事務のほか、外国為替資金特別会計の運営に関する事務を、日本銀行に取り扱わせることができる。

2 前項の場合において、財務大臣は、外国為替資金の運営に要する経費の支払に必要な資金を、日本銀行に交付することができる。

第六節 エネルギー対策特別会計
(目的)
第八十五条 エネルギー対策特別会計は、燃料安

定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策及び電源利用対策の経理を明確にすることを目的とする。

2 この節において「燃料安定供給対策」とは、石油、可燃性天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることが緊要であることにかんがみ講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。

一 石油の備蓄の増強のために経済産業大臣が行う措置であつて、次に掲げるもの

イ 国家備蓄石油(石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号。以下この項において「備蓄法」という。)第二条第十項に規定する国家備蓄石油をいう。以下この節において同じ。)の取得、管理及び譲渡)

ロ 国家備蓄施設(備蓄法第三十一条に規定する国家備蓄施設をいう。第八十八条第一項第二号イ及び第九十四条第一項において同じ。)の設置及び管理

二 石油、可燃性天然ガス及び石炭資源の開発の促進、石油の備蓄の増強並びに石油、可燃性天然ガス及び石炭の生産及び流通の合理化のためにとられる施策で経済産業大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの

イ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対する出資金の出資又は交付金若しくは施設の整備のための補助金の交付

ロ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する交付金の交付

ハ 石油及び可燃性天然ガスの探鉱及びこれに必要な地質構造の調査又は石油及び可燃性天然ガス資源の開発に係る技術の振興を図るために行う事業に係る補助(交付金、補助金、補償金その他の給付金の交付を含む。以下この号及び次項において同じ。)で政令で定めるもの

ニ 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)第十一条第四号及び第五号の規定に基づき行う事業に係る補助

ホ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法平成十四年法律第九十四号)第十一条第一項第十二号の規定に基づき行う事業(石油の備蓄の増強に必要な資金の貸付けに限る。)に係る補助

ヘ 備蓄法第三十四条第一項の規定に基づく日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対する補助

進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)第十一条第四号及び第五号の規定に基づき行う事業に係る補助

ト 石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するために行う石油貯蔵施設の周辺の地域における公共用の施設の整備に係る経費に充てるための地方公共団体に対する補助で政令で定めるもの

チ 石油、可燃性天然ガス及び石炭の生産及び流通の合理化を図るために行う事業に係る補助で政令で定めるもの

三 前二号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置で政令で定めるもの(第八十八条第一項において「燃料安定供給対策に係る附帯事務等に関する措置」という。)

3 この節において「エネルギー需給構造高度化対策」とは、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることが緊要であることにかんがみ講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。

一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであつて政令で定めるもの(以下この号において「非化石エネルギー」という。)の開発及び利用の促進並びにエネルギーの利用の高度化の促進のためにとられる施策で経済産業大臣が行うもの並びに内外におけるエネルギー起源二酸化炭素(エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。)の排出の抑制(非化石エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの利用の高度化により行うもの)

二 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)第十一条第四号及び第五号の規定に基づき行う事業に係る補助

ホ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法平成十四年法律第九十四号)第十一条第一項第十二号の規定に基づき行う事業(石油の備蓄の増強に必要な資金の貸付けに限る。)に係る補助

ヘ 備蓄法第三十四条第一項の規定に基づく日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対する補助

ト 石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するために行う石油貯蔵施設の周辺の地域における公共用の施設の整備に係る経費に充てるための地方公共団体に対する補助で政令で定めるもの

チ 石油、可燃性天然ガス及び石炭の生産及び流通の合理化を図るために行う事業に係る補助で政令で定めるもの

限り、かつ、海外で行う場合にあつては、我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に資するものに限る。）のためにとられる施策で経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの

イ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する出資金の出資（可燃性天然ガス及び石炭の利用の促進若しくは非化石エネルギーの開発及び利用の促進に関する業務で政令で定めるもの又はエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第十条第一号に掲げる業務（同法第二条第七項第一号から第四号までに掲げる特定事業活動又は同条第八項第一号若しくは第二号に掲げる特定設備の設置若しくは改善に係るものに限る。）に係る出資に限る。）又は交付金の交付

ロ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）第十五条第一項第一号、第四号及び第五号並びに石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第十一条第一号の規定に基づき行う事業に係る補助

ハ 非化石エネルギーを利用する設備の設置又はエネルギーの利用の高度化に資する設備の設置若しくは建築材料の使用を促進するための事業及び非化石エネルギーの流通の合理化又はエネルギーの利用の高度化を図るための調査に係る補助で政令で定めるもの

ニ 非化石エネルギーを製造し、若しくは発生させ、若しくは利用するための技術又はエネルギーの利用の高度化のための技術の開発でその円滑な実施が困難なもののために行う事業に係る補助で政令で定めるもの

二 我が国のエネルギーの利用に対する著しい制約を回避しつつ気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下この号において

「京都議定書」という。）第三条の規定に基づく約束を履行するためにとられる施策（京都議定書第六条に規定する排出削減単位の取得、京都議定書第十二条三（b）に規定する認証された排出削減量の取得及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引への参加に係るものに限る。）で経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第二項の規定に基づき行う事業に係る補助

三 前二号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置で政令で定めるもの（第八十八条第一項において「エネルギー需給構造高度化対策に係る附帯事務等に関する措置」という。）

四 この節において「電源立地対策」とは、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条（同法第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく交付金（第九十二条第三項及び第五項において「周辺地域整備交付金」という。）の交付及び同法第二条に規定する発電用施設（次項において「発電用施設」という。）の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置（独立行政法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付を含む）、発電の用に供する施設の設置又は改造及び技術の開発を主たる目的とするものを除く。）で政令で定めるものをいう。

五 この節において「電源利用対策」とは、発電用施設（これと密接な関連を有する施設を含む。）以下この項において同じ。）の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置（前項の財政上の措置に該当するものを除く。）であつて、次に掲げるものをいう。

一 次に掲げる財政上の措置
イ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総

合開発機構に対する交付金の交付

ロ 独立行政法人日本原子力研究開発機構に対する出資（高速増殖炉の開発、核燃料物質の再処理技術の開発その他の業務で政令で定めるものに係る出資に限る。）又は交付金の交付

ハ 独立行政法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付

ニ 発電用施設の設置又は改造に係る補助（交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。ホにおいて同じ。）で政令で定めるもの

ホ 発電用施設の設置又は改造を促進するための技術の開発に係る補助で政令で定めるもの

二 発電用施設の安全を確保するために経済産業大臣が行う措置であつて、政令で定めるもの

三 前二号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置で政令で定めるもの（第八十八条第二項第二号へにおいて「電源利用対策に係る附帯事務等に関する措置」という。）（管理）

第八十六条 エネルギー対策特別会計は、文部科学大臣、経済産業大臣及び環境大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

二 エネルギー対策特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては経済産業大臣が、その他のものについてはエネルギー需給勘定又は電源開発促進勘定及び所掌事務の区分に応じ所管大臣の全部又は一部が行うものとす

（勘定区分）

第八十七条 エネルギー対策特別会計は、エネルギー需給勘定及び電源開発促進勘定に区分する。

（歳入及び歳出）

第八十八条 エネルギー需給勘定における歳入及

び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 借入金

ハ 証券の発行収入金

ニ 国家備蓄石油の譲渡代金

ホ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第十三条第三項及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十九条第三項の規定による納付金であつて、この勘定に帰属するもの

ヘ 石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第六十二号）第十九条第一項の規定による納付金であつて、この勘定から支出した補助金（交付金、補給金、補償金その他の給付金を含む。次号二、ヘ及びトにおいて同じ。）に係るもの

ト 燃料安定供給対策に係る附帯事務等に関する措置に基づく収入金

チ エネルギー需給構造高度化対策に係る附帯事務等に関する措置に基づく収入金

リ 附属雑収入

二 歳出

イ 国家備蓄石油の取得、管理及び譲渡し並びに国家備蓄施設の設置及び管理に要する費用

ロ 第八十五条第二項第二号イの出資金、交付金及び補助金

ハ 第八十五条第二項第二号ロの交付金

ニ 第八十五条第二項第二号ハからチまでの補助金

ホ 第八十五条第三項第一号イの出資金及び交付金

ヘ 第八十五条第三項第一号ロからニまでの補助金

ト 第八十五条第三項第二号の補助金

チ 燃料安定供給対策に係る附帯事務等に関する措置に要する費用

リ エネルギー需給構造高度化対策に係る附

帯事務等に関する措置に要する費用 又 借入金金の償還金及び利子 ル 証券の償還金及び利子 ヲ 一時借入金及び融通証券の利子 ワ 証券及び融通証券の発行及び償還に関する諸費 カ 事務取扱費 ヨ 附属諸費 2 電源開発促進勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 一般会計からの繰入金 ロ 周辺地域整備資金からの受入金 ハ 周辺地域整備資金から生ずる収入 ニ 一時借入金金の借換えによる収入金 ホ 独立行政法人原子力安全基盤機構法(平成十四年法律第七十九号)第十五条第三項、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十九条第三項及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法平成十六年法律第五十五号)第十九条第三項の規定による納付金であつて、この勘定に帰属するもの ヘ 附属雑収入 二 歳出 イ 第八十五条第四項の交付金及び財政上の措置に要する費用 ロ 第八十五条第五項第一号イからハまでの交付金 ハ 第八十五条第五項第一号ロの出資金 ニ 第八十五条第五項第一号二及びホの補助金(交付金、委託費その他の給付金を含む。) ホ 第八十五条第五項第二号の措置に要する費用 ヘ 電源利用対策に係る附帯事務等に関する措置に要する費用 ト 周辺地域整備資金への繰入金 チ 一時借入金金の利子	リ 借り換えた一時借入金金の償還金及び利子 又 事務取扱費 ル 附属諸費 (電源開発促進勘定の歳入及び歳出等の整理) 第八十九条 電源開発促進勘定においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を、政令で定めるところにより、電源立地対策及び電源利用対策の区分に従つて整理しなければならない。 (一般会計からエネルギー需給勘定への繰入れの特例) 第九十条 第六条の規定にかかわらず、燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、当該年度の石油石炭税の収入額の予算額及び当該年度の前年度以前の各年度の石油石炭税(所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)第九条の規定による改正前の石油税法(昭和五十二年法律第二十五号)の規定による石油税を含む。)の収入額の決算額(当該年度の前年度については、予算額。以下この条及び次条において同じ。)を合算した額から当該年度の前年度以前の各年度の一般会計からエネルギー需給勘定への繰入金の決算額を合算した額を控除した額(以下この条において「繰入相当額」という。)を、予算で定めるところにより、一般会計から同勘定に繰り入れるものとする。ただし、当該年度における燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の額と予算を作成するときに、第八十八条第一項の規定により当該年度の歳入に繰り入れるものとされる額の見込額その他の歳入の見込額(当該年度の一般会計からの繰入金を除く。)との差額に照らして繰入相当額の一部につき繰り入れる必要がないと認められる場合には、当該年度においては、当該一部の金額につき繰り入れないことができる。	発促進税の課税の目的を踏まえ、電源立地対策及び電源利用対策に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、当該年度の電源開発促進税の収入額の予算額及び当該年度の前年度以前で平成十九年度以降の各年度の電源開発促進税の収入額の決算額を合算した額から当該年度の前年度以前で平成十九年度以降の各年度の一般会計から電源開発促進勘定への繰入金の決算額を合算した額を控除した額に相当する金額(以下この項において「繰入相当額」という。)を、予算で定めるところにより、一般会計から同勘定に繰り入れるものとする。ただし、当該年度における電源立地対策及び電源利用対策に要する費用の額と予算を作成するときに、第八十八条第一項の規定により当該年度の歳入に繰り入れるものとされる額の見込額その他の歳入の見込額(当該年度の一般会計からの繰入金を除く。)との差額に照らして繰入相当額の一部につき繰り入れる必要がないと認められる場合には、当該年度においては、当該一部の金額につき繰り入れないことができる。 2 前項の規定による一般会計からの繰入金は、毎会計年度、電源立地対策及び電源利用対策に必要な費用を勘案して、予算で定めるところにより、それぞれの区分に従つて繰り入れるものとする。 (周辺地域整備資金) 第九十二条 電源開発促進勘定に周辺地域整備資金を置き、同勘定からの繰入金及び第三項の規定による組入金をもつてこれに充てる。 2 前項の電源開発促進勘定からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。 3 電源開発促進勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、周辺地域整備交付金及び第八十五条第四項の財政上の措置に要する費用(政令で定めるものに限る。)に係る歳出予算における支出残額に相当する金額を限度として政令で定める金額を、周辺地域整備資金に組み入れるものとする。 4 電源開発促進勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上電源立地対策に必要な費用に不足を生じた場合には、周辺地域整備資金から補足するものとする。 5 周辺地域整備資金は、周辺地域整備交付金及び第三項に規定する財政上の措置に要する費用を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、電源開発促進勘定の歳入に繰り入れることができる。 6 周辺地域整備資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、電源開発促進勘定の歳入歳出外として経理するものとする。 (剰余金の処理に係る整理) 第九十三条 電源開発促進勘定において、第八十八条第一項の規定により翌年度の歳入に繰り入れる金額は、電源立地対策及び電源利用対策に区分して整理するものとする。 (借入金対象経費等) 第九十四条 エネルギー需給勘定における借入金対象経費は、国家備蓄石油の購入及び国家備蓄施設の設置に要する費用とする。 2 エネルギー需給勘定において、国家備蓄石油の購入に要する費用の財源に充てるために必要がある場合には、同勘定の負担において、一年内に償還すべき証券を発行することができ、この場合における証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。 3 前項の規定により証券を発行する場合における第三条第二項第五号、第十六条及び第十七条の規定の適用については、第三条第二項第五号中「借入れ及び」とあるのは、「借入れ及び償還並びに当該年度に発行を予定する証券の発行及び」と、第十六条中「融通証券」とあるのは、「証券及び融通証券」と、第十七条中「借入金の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに融通証券」とあるのは、「借入金及び証券の償還
--	--	--

金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに証券及び融通証券」とする。

(融通証券等)

第九十五条 エネルギー需給勘定においては、融通証券を発行することができる。

2 第十五条第四項の規定にかかわらず、電源開発促進勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

3 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条に規定する借入金とみなして、同条の規定を適用する。

4 第二項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

5 電源開発促進勘定においては、周辺地域整備資金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

第七節 労働保険特別会計

(目的)

第九十六条 労働保険特別会計は、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による労働者災害補償保険事業(以下この節において「労働保険事業」という。)及び雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)による雇用保険事業(以下この節において「雇用保険事業」という。)に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第九十七条 労働保険特別会計は、厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(勘定区分)

第九十八条 労働保険特別会計は、労働勘定、雇用勘定及び徴収勘定に区分する。

(歳入及び歳出)

第九十九条 労働勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 徴収勘定からの繰入金

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 積立金からの受入金

ニ 積立金から生ずる収入

ホ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法(平成十一年法律第八十一号)第十三条第三項、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)第十六条第四項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法(平成十四年法律第六十九号)第十四条第三項及び独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成十四年法律第七十一号)第十三条第三項の規定による納付金

ヘ 附属雑収入

二 歳出

イ 労働保険事業の保険給付費及び労働福祉事業費

ロ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金

ハ 独立行政法人福祉医療機構への出資金及び交付金

ニ 徴収勘定への繰入金

ホ 一時借入金の利子

ヘ 労働保険事業の業務取扱費(第三項第二号ニに掲げる業務取扱費を除く。)

ト 附属諸費

2 雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 徴収勘定からの繰入金

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 積立金からの受入金

ニ 雇用安定資金からの受入金

ホ 積立金から生ずる収入

ヘ 雇用安定資金から生ずる収入

ト 一時借入金の借換えによる収入金

チ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

法(平成十四年法律第六十五号)第十四条第三項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法第十四条第三項及び独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第七十号)第十四条第三項の規定による納付金

リ 附属雑収入

二 歳出

イ 雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費、能力開発事業費及び雇用福祉事業費

ロ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人雇用・能力開発機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金

ハ 徴収勘定への繰入金

ニ 雇用安定資金への繰入金

ホ 一時借入金の利子

ヘ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ト 雇用保険事業の業務取扱費(次項第二号ニに掲げる業務取扱費を除く。)

チ 附属諸費

3 徴収勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下この節において「徴収法」という。)第十条第二項の労働保険料(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)第十九条第一項の特別保険料(以下この節において「労働保険の特別保険料」という。を含む。以下この節において「労働保険料」という。)

ロ 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四十二号)第三条

第三項の規定による納付金

ハ 労働勘定からの繰入金

ニ 雇用勘定からの繰入金

ホ 附属雑収入

二 歳出

イ 労働勘定への繰入金

ロ 雇用勘定への繰入金

ハ 労働保険料の返還金

ニ 労働保険料の徴収及び労働保険事務組合に関する事務に係る業務取扱費

ホ 附属諸費

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第一百条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、労働保険特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入対象経費)

第一百一条 労働勘定における一般会計からの繰入対象経費は、労働者災害補償保険法第三十二条に規定する労働者災害補償保険事業に要する費用で国庫が補助するものとする。

2 雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。

(他の勘定への繰入れ)

第一百二条 徴収法第十条第二項第一号の一般保険料(以下この節において「一般保険料」という。)の額のうち徴収法第十二条第二項の労働保険率に应ずる部分の額、徴収法第十条第二項第二号の第一種特別加入保険料の額、同項第三号の第二種特別加入保険料の額、同項第三号の第三種特別加入保険料の額及び労働保険の特別保険料の額並びに徴収勘定の附属雑収入の額は、ち政令で定める額の合計額に相当する金額は、

毎会計年度、徴収勘定から労災勘定に繰り入れるものとする。

2 一般保険料の額のうち徴収法第十二条第四項の雇用保険率(その率が同条第五項又は第七項の規定により変更された場合には、その変更された率)に應ずる部分の額、徴収法第二十三条第三項及び第二十五条第一項の規定に基づく印紙保険料の額、第九十九条第三項第一号の印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第三条第三項の規定による納付金の額並びに徴収勘定の附属雑収入の額のうち政令で定める額の合計額に相当する金額は、毎会計年度、徴収勘定から雇用勘定に繰り入れるものとする。

3 徴収勘定の歳出に係る労働保険料の返還金、業務取扱費及び附属諸費の額のうち労災保険事業又は雇用保険事業に係るものとして政令で定めるところにより算定した額に相当する金額は、毎会計年度、それぞれ労災勘定又は雇用勘定から徴収勘定に繰り入れるものとする。

(積立金)
第百三条 労災勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、労災保険事業の保険給付費及び労働福祉事業費(特別支給金に充てるためのものに限る。第五項において同じ。)に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 労災勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、同勘定の積立金から補足するものとする。

3 雇用勘定において、毎会計年度の歳入額(雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に係る歳入額、次条第三項及び第四項において「三事業費充当歳入額」という。)を控除した残りの額とする。から当該年度の歳出額(雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に係る歳出額(次条第三項及び第四項において「三事業費充当歳出額」という。))を控除した残りの額とす

る。を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

4 雇用勘定において、毎会計年度の前項に規定する歳入額から当該年度の同項に規定する歳出額を控除して不足がある場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、同勘定の積立金から補足するものとする。

5 労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び労働福祉事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに前条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金(労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。)を支弁するため必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

(雇用安定資金)
第百四条 雇用勘定に雇用安定資金を置き、同勘定からの繰入金及び第三項の規定による組入金をもつてこれに充てる。

2 前項の雇用勘定からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

3 雇用勘定において、毎会計年度の三事業費充当歳入額から当該年度の三事業費充当歳出額を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用安定事業費に充てるために必要な金額を、雇用安定資金に組み入れるものとする。

4 雇用勘定において、毎会計年度の三事業費充当歳入額から当該年度の三事業費充当歳出額を控除して不足がある場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、雇用安定資金から補足するものとする。

5 雇用安定資金は、雇用安定事業費及び第百二条第三項の規定による雇用勘定からの徴収勘定への繰入金(労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。)を支弁するために必要がある場合には、予算で定め

るところにより、使用することができる。

6 雇用安定資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、雇用勘定の歳入歳出外として経理するものとする。

(国庫負担金の過不足の調整)
第百五条 雇用勘定において、毎会計年度一般会計から受け入れた金額が、当該年度における雇用保険法第六十六条及び第六十七条の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度においてこれらの規定による国庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、なお残余があるときは翌々年度までに一般会計に返還し、当該不足額に相当する金額は、翌々年度までに一般会計から補てんするものとする。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)
第百六条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、労働保険特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(一時借入金の借換え等)
第百七条 第十五条第四項の規定にかかわらず、雇用勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条に規定する借入金とみなして、同条の規定を適用する。

3 第一項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

4 労災勘定又は雇用勘定においては、当該各勘定の積立金又は雇用安定資金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。

第八節 年金特別会計

(目的)

第百八条 年金特別会計は、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)による国民年金事業(以下この節において「国民年金事業」という。)、厚生年金保険法(昭和二十九法律第十五号)による厚生年金保険事業(以下この節において「厚生年金保険事業」という。)、健康保険法(大正十一年法律第七十号)による健康保険事業(老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による拠出金、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定による拠出金及び介護保険法(平成九年法律第二十三号)の規定による納付金の納付を含む。以下この節において「健康保険事業」という。及び児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第百九条 年金特別会計は、厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(勘定区分)

第百十条 年金特別会計は、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、福祉年金勘定、健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定に区分する。

(歳入及び歳出)

第百十一条 基礎年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 国民年金勘定及び厚生年金勘定からの繰入金

ロ 国民年金法第五条第十項に規定する年金保険者たる共済組合等(以下この節において「年金保険者たる共済組合等」という。)からの拠入金

ハ 一時借入金の借換えによる収入金

二 附属雑収入

二 歳出

イ 基礎年金給付費

口 国民年金勘定及び厚生年金勘定への繰入金 ハ 年金保険者たる共済組合等への交付金 ニ 一時借入金からの繰入金 ホ 借り換えた一時借入金からの償還金及び利子 ヘ 附属諸費 2 国民年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 国民年金事業の保険料 ロ 一般会計からの繰入金 ハ 基礎年金勘定からの繰入金 ニ 積立金からの受入金 ホ 積立金から生ずる収入 ヘ 年金積立金管理運用独立行政法人からの納付金 ト 厚生年金保険法第八十五条の三の規定による厚生年金基金又は企業年金連合会からの徴収金 チ 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第百十三条第一項の規定による解	散厚生年金基金等からの徴収金 リ 業務勘定からの繰入金 ヌ 附属雑収入 二 歳出 イ 厚生年金保険事業の保険給付費 ロ 基礎年金勘定への繰入金 ハ 業務勘定への繰入金 ニ 厚生年金基金及び企業年金連合会への負担金 ホ 附属諸費 4 福祉年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 一般会計からの繰入金 ロ 附属雑収入 二 歳出 イ 福祉年金給付費 ロ 附属諸費 5 健康勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 健康保険事業の保険料 ロ 一般会計からの繰入金 ハ 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第三条第三項の規定による納付金 ニ 健康保険法の規定による拠出金 ホ 事業運営安定資金からの受入金 ヘ 事業運営安定資金から生ずる収入 ト 附属雑収入 二 歳出 イ 健康保険事業の保険給付費 ロ 老人保健法の規定による拠出金 ハ 国民健康保険法の規定による拠出金 ニ 介護保険法の規定による納付金 ホ 事業運営安定資金への繰入金 ヘ 一時借入金からの繰入金 ト 業務勘定への繰入金 チ 附属諸費 6 児童手当勘定における歳入及び歳出は、次の	とおりとする。 一 歳入 イ 児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金 ロ 一般会計からの繰入金 ハ 積立金からの受入金 ニ 積立金から生ずる収入 ホ 一時借入金からの借換えによる収入金 ヘ 附属雑収入 二 歳出 イ 児童手当交付金 ロ 一時借入金からの繰入金 ハ 借り換えた一時借入金からの償還金及び利子 ニ 児童手当の業務取扱費 ホ 児童育成事業費 ヘ 業務勘定への繰入金 ト 附属諸費 7 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 一般会計からの繰入金 ロ 国民年金勘定からの繰入金 ハ 厚生年金勘定からの繰入金 ニ 健康勘定からの繰入金 ホ 児童手当勘定からの繰入金 ヘ 独立行政法人福祉医療機構法第十六条第四項の規定による納付金 ト 附属雑収入 二 歳出 イ 国民年金事業、厚生年金保険事業及び健康保険事業の業務取扱費並びに児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費 ロ 国民年金事業及び厚生年金保険事業の福祉施設に要する経費 ハ 独立行政法人福祉医療機構への交付金及び補助金 ニ 厚生年金勘定への繰入金 ホ 年金積立金管理運用独立行政法人への出	資金及び交付金 ヘ 健康保険事業の保健事業費及び福祉事業費 (歳入歳出予定計算書等の添付書類) 第百十二条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書(福祉年金勘定及び児童手当勘定に係るものを除く)並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書(福祉年金勘定及び児童手当勘定に係るものを除く)を添付しなければならない。 (一般会計からの繰入対象経費) 第百十三条 国民年金勘定における一般会計からの繰入対象経費は、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下この節において「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第三十四条第二項及び第三項並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号。以下この節において「平成十六年国民年金等改正法」という。)附則第十四条第一項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項(平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む)並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第一項(第九号を除く)に規定する国民年金事業に要する費用で国庫が負担するものとする。 2 厚生年金勘定における一般会計からの繰入対象経費は、厚生年金保険法第八十条第一項に規定する基礎年金拠出金及び昭和六十年国民年金等改正法附則第七十九条に規定する厚生年金保険事業に要する費用で国庫が負担するものとする。 3 福祉年金勘定における一般会計からの繰入対象経費は、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第一項第九号に規定する旧国民年金法による老齢福祉年金の給付に要する費用で国庫が負担するものとする。
---	---	---	---

4 健康勘定における一般会計からの繰入対象経費は、健康保険法第五十一条に規定する健康保険事業の事務の執行に要する費用で国庫が負担するものと並びに同法第五十三条第一項に規定する政府が管掌する健康保険事業の執行に要する費用、同条第二項に規定する医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する費用、同法第五十四条第一項に規定する健康保険事業の執行に要する費用並びに同条第二項に規定する医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する費用で国庫が補助するものとする。	二 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第二項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項第二号(平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。)に掲げる額 三 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第三項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項第三号に掲げる額 四 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第一項各号(第一号、第六号及び第九号を除く。)に掲げる額(同項第四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号に掲げる額を同号に掲げる数で除して得た数に掛け得た額の合計額及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相当する額を除く。)	年金積立金管理運用独立行政法人への出資金若しくは交付金又は独立行政法人福祉医療機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、厚生年金勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。 7 健康保険事業の業務取扱費、保健事業費又は福祉事業費に充てるために必要な額に相当する金額は、健康勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。 8 児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費に充てるために必要な額に相当する金額は、児童手当勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。 9 独立行政法人福祉医療機構法第十六条第四項の規定による納付金に相当する金額は、業務勘定から厚生年金勘定に繰り入れるものとする。	2 確定給付企業年金法第五十五条第五項に規定する有価証券の価額として算定した額は、政令で定めるところにより、厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。 3 厚生年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、第一項の積立金から補足するものとする。 4 第一項の積立金は、厚生年金保険事業の保険給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために必要な場合には、予算で定める金額を限り、厚生年金勘定の歳入に繰り入れることができる。
5 児童手当勘定における一般会計からの繰入対象経費は、児童手当法第十八条第一項及び第二項に規定する児童手当の支給に要する費用並びに同条第四項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用で国庫が負担するものとする。 6 業務勘定における一般会計からの繰入対象経費は、国民年金法第八十五条第二項に規定する国民年金事業の事務の執行に要する費用、厚生年金保険法第八十条第二項に規定する厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用及び健康保険法第五十一条に規定する健康保険事業の事務の執行に要する費用で国庫が負担するものとする。 (他の勘定への繰入れ) 第百十四条 次に掲げる額の合計額に相当する金額は、国民年金勘定から基礎年金勘定に繰り入れるものとする。 一 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第二項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項第一号に規定する保険料・拠出金算定対象額(次項において「保険料・拠出金算定対象額」という。)から当該額に厚生年金保険の管掌者たる政府又は各年金保険者たる共済組合等に係る同法第九十四条の三第一項に規定する政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額を合算した額を控除した額	2 保険料・拠出金算定対象額に厚生年金保険の管掌者たる政府に係る国民年金法第九十四条の三第一項に規定する政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額に相当する金額は、厚生年金勘定から基礎年金勘定に繰り入れるものとする。 3 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第四項の規定により基礎年金の給付に要する費用とみなされる費用に相当する金額は、基礎年金勘定から国民年金勘定に繰り入れるものとする。 4 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第一項の規定により国民年金の管掌者たる政府が負担する費用に相当する金額は、基礎年金勘定から厚生年金勘定に繰り入れるものとする。 5 国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金若しくは交付金又は独立行政法人福祉医療機構への補助金に充てるために必要な額に相当する金額は、国民年金勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。 6 厚生年金保険事業の福祉施設に要する経費、	第百十五条 国民年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、国民年金事業の給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。 2 国民年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。 3 第一項の積立金は、国民年金事業の給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために必要な場合には、予算で定める金額を限り、国民年金勘定の歳入に繰り入れることができる。 (厚生年金勘定の積立金) 第百十六条 厚生年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、厚生年金保険事業の保険給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。	(事業運営安定資金) 第百十七条 健康勘定に事業運営安定資金を置き、同勘定からの繰入金及び第三項の規定による組入金をもってこれに充てる。 2 前項の健康勘定からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。 3 健康勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、健康保険事業の財源(健康保険事業の保健事業費及び福祉事業費に充てるための業務勘定への繰入金を含む。第五項において同じ。)に充てるために必要な金額を、事業運営安定資金に組み入れるものとする。 4 健康勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、事業運営安定資金から補足するものとする。 5 事業運営安定資金は、健康保険事業の財源に充てるために必要な場合には、予算で定める金額を限り、健康勘定の歳入に繰り入れることができる。 6 事業運営安定資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、健康勘定の歳入歳出外として経理するものとする。 (児童手当勘定の積立金) 第百十八条 児童手当勘定において、毎会計年度

の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、児童手当交付金及び児童育成事業費の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 児童手当勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

3 第一項の積立金は、政令で定めるところにより、児童手当交付金及び児童育成事業費の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、児童手当勘定の歳入に繰り入れることができる。

(業務勘定における剰余金の処理)

第百十九条 業務勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合における第八條第一項の規定の適用については、同項中「において、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお剰余があるときは、これを当該特別会計」とあるのは、「は、政令で定めるところにより、国民年金勘定、厚生年金勘定及び児童手当勘定の積立金並びに事業運営安定資金に組み入れ、又は業務勘定」とする。

(受入金等の過不足の調整)

第百二十条 基礎年金勘定において、毎会計年度国民年金勘定、厚生年金勘定又は各年金保険者たる共済組合等(以下この項において「国民年金勘定等」という。)から受け入れた金額が、それぞれ、当該年度における第百十四條第一項、国民年金法第九十四條の二第二項又は第二項の規定により国民年金勘定等から受け入れるべき金額に対して超過し、又は不足する場合には、次に定めるところによる。

一 当該超過額に相当する金額は、翌年度において第百十四條第一項、国民年金法第九十四條の二第二項又は第二項の規定により基礎年金勘定において国民年金勘定等から受け入れ

る金額から減額し、なお剰余があるときは、翌々年度までに基礎年金勘定から国民年金勘定等に返還する。

二 当該不足額に相当する金額は、翌々年度までに国民年金勘定等から基礎年金勘定に繰り入れる。

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 毎会計年度一般会計から国民年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度における昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四條第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四條第一項において読み替えて適用する国民年金法第八十五條第一項平成十六年国民年金等改正法附則第十四條第二項において適用する場合を含む。並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四條第一項第九号を除く。の規定による国庫負担金の額に對して超過し、又は不足する場合

二 毎会計年度一般会計から厚生年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度における厚生年金保険法第八十條第一項及び昭和六十年国民年金等改正法附則第七十九條の規定による国庫負担金の額に對して超過し、又は不足する場合

三 毎会計年度一般会計から福祉年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度における昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四條第一項第九号の規定による国庫負担金の額に對して超過し、又は不足する場合

四 毎会計年度一般会計から児童手当勘定に繰り入れた金額が、当該年度における児童手当法第十八條第一項、第二項及び第四項の規定による国庫負担金の額に對して超過し、又は不足する場合

五 第百十四條第三項の規定により毎会計年度基礎年金勘定から国民年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度において昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五條第四項の規定によ

り基礎年金の給付に要する費用とみなされる費用に相当する金額に對して超過し、又は不足する場合

六 第百十四條第四項の規定により毎会計年度基礎年金勘定から厚生年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度において昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五條第一項の規定により国民年金の管掌者たる政府が負担する費用に相当する金額に對して超過し、又は不足する場合

(歳入歳出決定計算書の添付書類)
第百二十一條 第九條第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書(福祉年金勘定及び児童手当勘定に係るものを除く。)を添付しなければならない。

(積立金の預託の特例)
第百二十二條 第十二條の規定にかかわらず、国民年金勘定の積立金にあつては国民年金法第五章の規定の定めるところにより、厚生年金勘定の積立金にあつては厚生年金保険法第四章の二の規定の定めるところにより、それぞれ運用することができ、

(一時借入金金の借換え等)
第百二十三條 第十五條第四項の規定にかかわらず、基礎年金勘定又は児童手当勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、当該各勘定の負担において、一時借入金金の借換えをすることができる。

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七條に規定する借入金とみなして、同条の規定を適用する。

3 第一項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

4 国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定又は児童手当勘定においては、当該各勘定の積立金

又は事業運営安定資金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。

第九節 食料安定供給特別会計

(目的)

第百二十四條 食料安定供給特別会計は、農業経営基盤強化事業、農業経営安定事業及び食糧の需給及び価格の安定のために行う事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

2 この節において「農業経営基盤強化事業」とは、農業経営基盤の強化に資するための事業であつて次に掲げるものをいう。

一 自作農(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九號)第二條第四項に規定する自作農をいう。)の創設のため政府が行う土地、立木、工作物その他の物件又は権利(所有権を除く。)(以下この節において「農地等」という。)の買取、使用、売渡し、譲与及び貸貸並びにこれらの附帯業務

二 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五號)第四條第二項に規定する農地保有合理化事業その他の農地保有の合理化に関する事業に係る財政上の措置で政令で定めるもの

三 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第一百號)第三條の規定による貸付け

四 青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二號)第十九條第一項の規定による貸付け

3 この節において「農業経営安定事業」とは、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八號)第三條第一項及び第四條第一項の規定に基づく交付金の交付をいう。

4 この節において「食糧の需給及び価格の安定のために行う事業」とは、食糧の需給及び価格の安定のためにする事業であつて次に掲げるものをいう。

一 主要食糧(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三號)第三

条第一項に規定する主要食糧をいう。以下この節において同じ。及び輸入飼料(飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)第三条に規定する飼料需給計画に基づき政府の買い入れる輸入飼料をいう。以下この節において同じ。)の買入れ、売渡し、交換、貸付け、交付、加工、製造及び貯蔵並びにこれらに関する事業 二 米穀等(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三十条第一項に規定する米穀等をいう。第二百七条第五項第一号ロにおいて同じ。)及び麦等(同法第四十二条第一項に規定する麦等をいう。第二百七条第五項第一号ロにおいて同じ。)の輸入に係る納付金の受入れ (管理) 第二百二十五条 食料安定供給特別会計は、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。 (勘定区分) 第二百二十六条 食料安定供給特別会計は、農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、米管理勘定、麦管理勘定、業務勘定及び調整勘定に区分する。 (歳入及び歳出) 第二百二十七条 農業経営基盤強化勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 農地等の売渡代金及びその利子 ロ 農地等の賃貸料 ハ 第二百二十四条第二項第二号の財政上の措置として行われる貸付金の償還金 ニ 農業改良資金助成法第十四条第二項の規定による償還金(同法第十六条第一項及び第二項の規定による納付金を含む。) ホ 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十九条第三項の規定による償還金 ヘ 調整勘定からの繰入金	ト 附属雑収入 二 歳出 イ 農地等の買取代金 ロ 農地等の使用料 ハ 農地法の規定による補償金 ニ 農地等の管理及び売渡しその他の処分に要する費用 ホ 他の会計への繰入金 ヘ 第二百二十四条第二項第二号の財政上の措置に要する費用(貸付金を含む。) ト 農業改良資金助成法第三条の規定による都道府県に対する貸付金 チ 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十九条第一項の規定による都道府県に対する貸付金 リ 業務勘定への繰入金 ヌ 調整勘定への繰入金 ル 附属諸費 2 前項第一号ニに掲げる償還金の額に相当する金額は、同項第二号トに掲げる都道府県に対する貸付金の財源に充てるものとする。ただし、都道府県が行う農業改良資金助成法第三条に規定する事業の実施状況に照らしてその必要がないと認められる金額については、この限りでない。 3 第一項第一号ホに掲げる償還金の額に相当する金額は、同項第二号チに掲げる都道府県に対する貸付金の財源に充てるものとする。ただし、都道府県が行う青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十八条第一項に規定する事業の実施状況に照らしてその必要がないと認められる金額については、この限りでない。 4 農業経営安定勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 食糧管理勘定(米管理勘定及び麦管理勘定をいう。以下この節において同じ。)からの繰入金	ロ 調整勘定からの繰入金 ハ 独立行政法人農畜産業振興機構法(平成十四年法律第二百二十六号)第十一条の規定による納付金 ニ 附属雑収入 二 歳出 イ 第二百二十四条第三項に規定する交付金 ロ 業務勘定への繰入金 ハ 調整勘定への繰入金 ニ 附属諸費 5 食糧管理勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 主要食糧及び輸入飼料の売渡代金 ロ 米穀等及び麦等の輸入に係る納付金 ハ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第十七条第二項の規定による償還金 ニ 調整勘定からの繰入金 ホ 附属雑収入 二 歳出 イ 主要食糧及び輸入飼料の買入代金 ロ 主要食糧及び輸入飼料の買入れ、売渡し、交換、貸付け、交付、加工、製造、貯蔵及び運搬に関する諸費 ハ 倉庫の運営に関する諸費 ニ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第十七条第一項の規定による米穀安定供給確保支援機構に対する貸付金 ホ 農業経営安定勘定への繰入金 ト 業務勘定への繰入金 チ 調整勘定への繰入金 ニ 附属諸費 6 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定及び食糧管理勘定(以下この節において「他勘定」という。)からの繰入金 ロ 附属雑収入	二 歳出 イ 農業経営基盤強化事業、農業経営安定事業及び食糧の需給及び価格の安定のために行う事業の事務取扱費 ロ 附属諸費 7 調整勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 一般会計からの繰入金 ロ 他勘定からの繰入金 ハ 証券の発行収入金 ニ 一時借入金(の借換えによる収入金) ホ 附属雑収入 二 歳出 イ 証券の償還金及び利子 ロ 一時借入金及び融通証券の利子 ハ 借り換え一時借入金の償還金及び利子 ニ 他勘定への繰入金 ホ 附属諸費 (歳入歳出予定計算書等の添付書類) 第二百二十八条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、食料安定供給特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、次に掲げる書類(第五号及び第六号に掲げる書類については、農業経営基盤強化勘定に係るものに限る。)を添付しなければならない。 一 前々年度の貸借対照表及び損益計算書 二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書 三 前々年度の財産目録 四 前年度及び当該年度の予定財産目録 五 前々年度の農地等の売渡し及び買収に関する実績表 六 前年度及び当該年度の農地等の売渡し及び買収に関する計画表 (一般会計からの繰入対象経費) 第二百二十九条 調整勘定における一般会計からの繰入対象経費は、第二百二十四条第二項第二号に掲げる財政上の措置として行われる貸付け並び
--	--	--	---

に同項第三号及び第四号に掲げる貸付けに要する経費、農業経営基盤強化事業の事務取扱費、農業経営安定事業に要する経費、農業経営安定事業の事務取扱費並びに調整資金に充てられるための経費とする。

(他の勘定への繰入れ)

第百三十条 第百二十四条第三項に規定する交付金の財源に充てられるため、予算で定める金額を、毎会計年度、食糧管理勘定から農業経営安定勘定に繰り入れるものとする。

2 業務勘定における経費の財源に充てられるために必要な額に相当する金額は、毎会計年度、他勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

3 調整勘定から他勘定へ繰り入れられた繰入金金の返還金又は調整勘定における経費の財源に相当する金額は、毎会計年度、他勘定から調整勘定に繰り入れるものとする。

4 他勘定における経費の財源又は調整勘定における経費の財源として他勘定から繰り入れられた繰入金金の返還金に相当する金額は、毎会計年度、調整勘定から他勘定に繰り入れるものとする。

(他の会計への繰入れ)

第百三十一条 毎会計年度における農地等の売渡代金及び利子の合計額に相当する金額に、当該年度までに他の会計の所屬から農業経営基盤強化勘定の所屬に移した農地等売り渡したもの、受入価額の当該年度までに売り渡した農地等の受入価額に対する割合を乗じて得た額に相当する金額は、毎会計年度、同勘定から当該他の会計に繰り入れるものとする。

(利益及び損失の処理)

第百三十二条 食糧管理勘定及び業務勘定において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、政令で定めるところにより、調整勘定に移して整理しなければならない。

2 前項の規定による整理を行った後、調整勘定に利益又は損失が生じた場合には、その利益の額を、調整資金に組み入れ、又はその損失の額

を限度として、調整資金を減額して整理することができる。

(調整資金)

第百三十三条 調整勘定に調整資金を置き、一般会計からの繰入金のうち調整資金に充てられるために要する経費に相当する金額及び前条第二項の規定による組入金に相当する金額をもってこれに充てられる。

(農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、食糧管理勘定又は業務勘定における剰余金の処理)

第百三十四条 農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、食糧管理勘定又は業務勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合における第八条第一項の規定の適用については、同項中「これを当該特別会計」とあるのは、「これを調整勘定」とする。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第百三十五条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、食料安定供給特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、次に掲げる書類(第三号に掲げる書類については、農業経営基盤強化勘定に係るものに限り)を添付しなければならない。

- 一 当該年度の貸借対照表及び損益計算書
- 二 当該年度の財産目録
- 三 当該年度の農地等の売渡し及び買収に関する実績表

(証券)

第百三十六条 調整勘定において、主要食糧及び輸入飼料の買入代金の財源に充てられるために必要がある場合には、同勘定の負担において、一年内に償還すべき証券を発行することができる。この場合における証券の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならない。

2 前項の規定により証券を発行する場合における第三条第二項第五号、第十六条及び第十七条の規定の適用については、第三条第二項第五号

中「借入れ及び」とあるのは「借入れ及び償還並びに当該年度に発行を予定する証券の発行及び」と、第十六条中「融通証券」とあるのは「証券及び融通証券」と、第十七条中「借入金の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに融通証券」とあるのは「借入金及び証券の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに証券及び融通証券」とする。

(融通証券等)

第百三十七条 調整勘定においては、融通証券を発行することができる。

2 第十五条第四項の規定にかかわらず、調整勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができ

3 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条に規定する借入金とみなして、同条の規定を適用する。

4 第二項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

5 食料安定供給特別会計においては、同会計に属する現金を繰り替えて使用することができる。この場合において、第十五条第五項後段の規定にかかわらず、農林水産大臣は、財務大臣の承認を要しない。

第十節 農業共済再保険特別会計

(目的)

第百三十八条 農業共済再保険特別会計は、農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第百三十四条の規定による再保険事業及び同法第百四十一条の四の規定による保険事業に関する経理を明確にすることを目的とする。

2 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 再保険事業等 農業災害補償法第百三十四

条の規定による再保険事業及び同法第百四十一条の四の規定による保険事業をいう。

二 農作物共済 農業災害補償法第八十三条第一項第一号の農作物共済をいう。

三 家畜共済 農業災害補償法第八十三条第一項第三号の家畜共済をいう。

四 果樹共済 農業災害補償法第八十三条第一項第四号の果樹共済をいう。

五 畑作物共済 農業災害補償法第八十三条第一項第五号の畑作物共済をいう。

六 園芸施設共済 農業災害補償法第八十三条第一項第六号の園芸施設共済をいう。

七 農作物共済等再保険事業等 農作物共済及び畑作物共済に関する再保険事業等をいう。

八 家畜共済再保険事業等 家畜共済に関する再保険事業等をいう。

九 果樹共済再保険事業等 果樹共済に関する再保険事業等をいう。

十 園芸施設共済再保険事業等 園芸施設共済に関する再保険事業等をいう。

十一 再保険料等 農業災害補償法第百三十六條の再保険料及び同法第百四十一条の六の保険料をいう。

十二 再保険金等 農業災害補償法第百三十七條の再保険金及び同法第百四十一条の七の保険金をいう。

(管理)

第百三十九条 農業共済再保険特別会計は、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(勘定区分)

第百四十条 農業共済再保険特別会計は、再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定及び業務勘定に区分する。

(歳入及び歳出)

第百四十一条 再保険金支払基金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

- 一 歳入
- イ 一般会計からの繰入金

ロ 農業勘定、家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定からの繰入金 ハ イ及びロに掲げる繰入金の運用により生ずる収入 二 附属雑収入 一 歳入 イ 農業勘定、家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定への繰入金 ロ 附属諸費 2 農業勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 農作物共済等再保険事業等の再保険料等 ロ 一般会計からの繰入金 ハ 再保険金支払基金勘定からの繰入金 ニ 積立金から生ずる収入 ホ 借入金 ヘ 附属雑収入 二 歳出 イ 農作物共済等再保険事業等の再保険金等 ロ 農業災害補償法第十三条(同法第十三条の六において準用する場合を含む。)の規定による交付金 ハ 農作物共済等再保険事業等の再保険料等の還付金 ニ 借入金の償還金及び利子 ホ 一時借入金の利子 ヘ 附属諸費 3 家畜勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 家畜共済再保険事業等の再保険料等 ロ 一般会計からの繰入金 ハ 再保険金支払基金勘定からの繰入金 ニ 積立金から生ずる収入 ホ 借入金 ヘ 附属雑収入 二 歳出 イ 家畜共済再保険事業等の再保険金等	ロ 農業災害補償法第十三条の六において準用する同法第十三条の規定による交付金 ハ 家畜共済再保険事業等の再保険料等の還付金 ニ 借入金の償還金及び利子 ホ 一時借入金の利子 ヘ 附属諸費 4 果樹勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 果樹共済再保険事業等の再保険料等 ロ 一般会計からの繰入金 ハ 再保険金支払基金勘定からの繰入金 ニ 積立金から生ずる収入 ホ 借入金 ヘ 附属雑収入 二 歳出 イ 果樹共済再保険事業等の再保険金等 ロ 農業災害補償法第十三条の六において準用する同法第十三条の規定による交付金 ハ 果樹共済再保険事業等の再保険料等の還付金 ニ 借入金の償還金及び利子 ホ 一時借入金の利子 ヘ 附属諸費 5 園芸施設勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 園芸施設共済再保険事業等の再保険料等 ロ 一般会計からの繰入金 ハ 再保険金支払基金勘定からの繰入金 ニ 積立金から生ずる収入 ホ 借入金 ヘ 附属雑収入 二 歳出 イ 園芸施設共済再保険事業等の再保険金等 ロ 農業災害補償法第十三条の六において準用する同法第十三条の規定による交付金 ハ 園芸施設共済再保険事業等の再保険料等	の還付金 ニ 借入金の償還金及び利子 ホ 一時借入金の利子 ヘ 附属諸費 6 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 一般会計からの繰入金 ロ 附属雑収入 二 歳出 イ 農作物共済等再保険事業等、家畜共済再保険事業等、果樹共済再保険事業等及び園芸施設共済再保険事業等の業務取扱費 ロ 附属諸費 (歳入歳出予定計算書等の添付書類) 第百四十二条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、農業共済再保険特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書(再保険金支払基金勘定及び業務勘定に係るものを除く。)並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書(再保険金支払基金勘定及び業務勘定に係るものを除く。)を添付しなければならない。 (一般会計からの繰入対象経費) 第百四十三条 再保険金支払基金勘定における一般会計からの繰入対象経費は、農作物共済及び畑作物共済、家畜共済、果樹共済又は園芸施設共済に関する異常災害の発生に伴う農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定における再保険金等の支払財源の不足に充てるための財源として必要な経費とする。 2 農業勘定における一般会計からの繰入対象経費は、農作物共済等再保険事業等に関する費用で農業災害補償法第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条の四の規定により国庫が負担するものとする。 3 家畜勘定における一般会計からの繰入対象経費は、家畜共済再保険事業等に関する費用で農業災害補償法第十三条の二の規定により国庫が負担するものとする。 4 果樹勘定における一般会計からの繰入対象経費は、果樹共済再保険事業等に関する費用で農業災害補償法第十三条の三の規定により国庫が負担するものとする。 5 園芸施設勘定における一般会計からの繰入対象経費は、園芸施設共済再保険事業等に関する費用で農業災害補償法第十三条の五の規定により国庫が負担するものとする。 6 業務勘定における一般会計からの繰入対象経費は、農作物共済等再保険事業等、家畜共済再保険事業等、果樹共済再保険事業等及び園芸施設共済再保険事業等の業務取扱費で国庫が負担するものとする。 (再保険金支払基金勘定から他の勘定への繰入れ) 第百四十四条 異常災害の発生に伴い、農作物共済及び畑作物共済、家畜共済、果樹共済又は園芸施設共済の再保険金等の支払財源の不足に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、再保険金支払基金勘定から、それぞれ農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に繰り入れることができる。 (農業勘定等から再保険金支払基金勘定への繰入れ) 第百四十五条 農業勘定において、当該年度までに再保険金支払基金勘定から繰入金を受け入れた場合には、当該受入金の合計額に相当する金額(前年度までに農業勘定から再保険金支払基金勘定に繰り入れた金額があるときは、その繰り入れた金額の合計額を控除した金額に相当する金額)に達するまでの金額を、毎会計年度の決算において、同勘定に繰り入れるものとする。 2 前項の場合において、農業勘定から再保険金支払基金勘定に繰り入れた金額が当該年度までの同勘定からの繰入金の合計額に相当する金額(前年度までに農業勘定から再保険金支払基金
---	--	---

勘定に繰り入れた金額があるときは、その合計額を控除した金額に相当する金額に達しないときは、その差額に相当する金額に達するまでの金額を、農業勘定の積立金(当該年度の決算上次条第二項の規定により補正すべき金額があるときは、その金額を補正した後の積立金)から再保険金支払基金勘定に繰り入れるものとする。

3 前二項の規定は、家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定について準用する。

(積立金)

第百四十六条 農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各勘定における決算上剰余金から前条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により再保険金支払基金勘定に繰り入れる金額を控除した金額のうち、当該各号に定めるものに充てるために必要な金額を、それぞれ積立金として積み立てるものとする。

一 農業勘定 農作物共済等再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金金の償還金及び利子

二 家畜勘定 家畜共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金金の償還金及び利子

三 果樹勘定 果樹共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金金の償還金及び利子

四 園芸施設勘定 園芸施設共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金金の償還金及び利子

2 農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該各勘定の積立金から補正するものとする。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第百四十七条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、農業共済再保険特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書(再保険金支払基金勘定及び業務勘定に係るものを除く。)を添付しなければならない。

(借入金対象経費)

第百四十八条 農業共済再保険特別会計における借入金対象経費は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

一 農業勘定 農作物共済等再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金に充てられたるために必要な経費

二 家畜勘定 家畜共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金に充てられたるために必要な経費

三 果樹勘定 果樹共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金に充てられたるために必要な経費

四 園芸施設勘定 園芸施設共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金に充てられたるために必要な経費

2 第十三条第一項及び前項の規定により借入金をすることができる金額は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める金額を限度とする。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

一 農業勘定 農作物共済等再保険事業等の再保険料等をもって当該年度における農作物共済等再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金を支弁するに不足する金額

二 家畜勘定 家畜共済再保険事業等の再保険料等をもって当該年度における家畜共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金を支弁するに不足する金額

三 果樹勘定 果樹共済再保険事業等の再保険料等をもって当該年度における果樹共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金を支弁するに不足する金額

金を支弁するに不足する金額

四 園芸施設勘定 園芸施設共済再保険事業等の再保険料等をもって当該年度における園芸施設共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金を支弁するに不足する金額(再保険金支払基金勘定に属する現金等の繰替使用)

第百四十九条 農業共済再保険特別会計においては、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める現金を繰り替えて使用することができる。

一 農業勘定 再保険金支払基金勘定に属する現金及び農業勘定の積立金に属する現金

二 家畜勘定 再保険金支払基金勘定に属する現金及び家畜勘定の積立金に属する現金

三 果樹勘定 再保険金支払基金勘定に属する現金及び果樹勘定の積立金に属する現金

四 園芸施設勘定 再保険金支払基金勘定に属する現金及び園芸施設勘定の積立金に属する現金

第十一節 森林保険特別会計

(目的)

第百五十条 森林保険特別会計は、森林国営保険法(昭和十二年法律第二十五号)第一条の規定により政府が行う森林保険に係る事業(第百五十二条第一号イ及び第二号イにおいて「森林保険事業」という。)に関する経理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第百五十一条 森林保険特別会計は、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第百五十二条 森林保険特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 森林保険事業の保険料(以下この節において「保険料」という。)

ロ 積立金から生ずる収入

ハ 借入金

ニ 附属雑収入

二 歳出

イ 森林保険事業の保険金(以下この節において「保険金」という。)

ロ 保険料の還付金

ハ 借入金金の償還金及び利子

ニ 一時借入金の利子

ホ 事務取扱費

ヘ 附属諸費

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第百五十三条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、森林保険特別会計においては、歳入歳出決定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

(積立金)

第百五十四条 森林保険特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、保険金及び保険料の還付金並びに借入金金の償還金及び利子に充てられたるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 森林保険特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、同会計の積立金から補正するものとする。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第百五十五条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、森林保険特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(借入金対象経費)

第百五十六条 森林保険特別会計における借入金対象経費は、保険金及び保険料の還付金を支弁するために必要な経費とする。

2 第十三条第一項及び前項の規定により借入金をすることができる金額は、その借入れをする年度における保険料をもって当該年度における

保険金及び保険料の還付金を支弁するの不足する金額を限度とする。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

(積立金の繰替使用)

第百五十七條 森林保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

第十二節 国有林野事業特別会計

(目的)

第百五十八條 国有林野事業特別会計は、国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発達に資するため、国有林野事業等に関する経理を明確にすることを目的とする。

2 この節において「国有林野事業」とは、国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条に規定する国有林野(以下この節において「国有林野」という。)の管理経営の事業及びその附帯業務をいう。

3 第一項の「国有林野事業等」とは、国有林野事業及び次に掲げるものをいう。

一 治山事業で国が施行するもの(以下この節において「直轄治山事業」という。)

二 次項各号に掲げる事業に係る第五項各号に掲げる事業で国が施行するものの管理

4 この節において「治山事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条に規定する保安施設事業

二 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第五十一条第一項第二号に規定する地すべり地域又ははた山に關して同法第三条若しくは第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又ははた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又ははた山崩壊防止工事に関する事業

5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、治山事業に含まれないものとする。

一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の

暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第百六十九号)又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業

二 前号の事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行ふ新設又は改良に関する事業その他同号の事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの(管理)

第百五十九條 国有林野事業特別会計は、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(資本)

第百六十條 国有林野事業特別会計においては、附則第六十六條第八号の規定による国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の廃止の際における同法に基づく国有林野事業特別会計に属する土地、森林、原野、建物、工作物、機械その他の設備、貯蔵物品等の資産及び将来国有林野事業特別会計に所屬する資産の金額をもつて資本とする。

(経理原則)

第百六十一條 国有林野事業特別会計の経理は、現金の収納又は支払の事実にかかわらず、財産の増減及び異動の事実に基づいて行ふ。

(歳入及び歳出)

第百六十二條 国有林野事業特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 国有林野の産物及び製品その他この会計に属する物品の処分による収入

ロ 国有林野その他この会計に属する国有財産の管理又は処分による収入

ハ 一般会計からの繰入金

ニ 直轄治山事業に係る地方公共団体の負担金

ホ 第百七十一條の規定に基づき受託した業

務による収入

ヘ 借入金

ト 第百六十九條第二項の規定による一時借入金の借換え及び融通証券の発行による収入金

チ 附属雑収入

二 歳出

イ 国有林野の管理経営に関する経費

ロ 直轄治山事業に関する経費

ハ 第百五十八條第三項第二号の事業に関する事務取扱費

ニ 第百七十一條の規定に基づき受託した業務に関する経費

ホ 借入金の償還金及び利子

ヘ 一時借入金及び融通証券の利子

ト 第百六十九條第二項の規定により借り換えた一時借入金及び発行した融通証券の償還金及び利子

チ 融通証券の発行及び償還に関する諸費

リ 附属諸費

(歳入歳出予算計算書等の添付書類)

第百六十三條 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、国有林野事業特別会計においては、歳入歳出予算計算書等に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前々年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三 前々年度の財産目録

四 前々年度の直轄治山事業に係る事業実績表

五 前年度及び当該年度の直轄治山事業に係る事業計画表

(一般会計からの繰入対象経費)

第百六十四條 国有林野事業特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。

一 国有林野のうち森林法第二十五条第一項又は第二項の規定により保安林として指定された森林その他の公益的機能が高い森林(次号

において「公益林」という。)における松くい虫の駆除又はそのまん延の防止、標識の設置その他の森林保全に要する経費

二 前号に掲げるもののほか、国有林野における森林法第二十五条第一項又は第二項の規定による保安林の指定のための調査に要する経費その他の公益林の管理に関する事務に要する経費

三 森林法第七條の二第一項の規定に基づく森林計画の作成に要する経費

四 国有林野を利用して行ふ森林及び林業に関する知識の普及並びに林業技術の指導に要する経費

五 国有林野の管理経営上重要な林道の開設に要する経費その他の国有林野事業に係る事業施設費で政令で定めるもの

六 直轄治山事業に関する費用で国庫が負担するもの及び第百五十八條第三項第二号の事業に関する事務取扱費

(利益及び損失の処理)

第百六十五條 国有林野事業特別会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じた場合には、次項ただし書の規定により繰り越した損失をその利益の額をもつて補足し、なお残余があるときは、政令で定めるところにより、利益積立金及び特別積立金として積み立てるものとする。

2 国有林野事業特別会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じた場合には、利益積立金の額からその損失の額に相当する額を減額して整理するものとする。ただし、その損失の額が利益積立金の額を超過するときはその超過額を、利益積立金がないときはその損失の額を、それぞれ翌年度に繰り越して整理するものとする。

3 国有林野事業特別会計における前年度からの持越現金のうち歳出の財源に充てることができる金額(前年度から繰り越された歳出予算の財源に充てることができる金額を除く。)から次条第一項の

規定により特別積立金引当資金に組み入れられる金額を控除した金額の全部又は一部に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

(特別積立金引当資金)

第百六十六條 国有林野事業特別会計において、毎会計年度、前年度からの持越積立金(特別積立金引当資金に属するものを除く。)のうち歳出の財源に充てることができる金額(前年度から繰り越された歳出予算の財源に充てらるべき金額を除く。)がある場合には、当該金額のうち、特別積立金の残高に相当する金額から特別積立金引当資金の残高に相当する金額を控除した金額に達するまでの金額を、当該年度末までに、特別積立金引当資金に組み入れるものとする。

2 特別積立金引当資金は、国有林野事業特別会計から一般会計に繰り入れる場合に限り、予算で定めるところにより、使用することができる。

3 前項の規定により特別積立金引当資金を使用した場合には、特別積立金の額からその使用した額に相当する額を減額して整理するものとする。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第百六十七條 第九條第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、国有林野事業特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該年度の貸借対照表及び損益計算書
- 二 当該年度の財産目録
- 三 当該年度の直轄治山事業に係る事業実績表

(借入金対象経費)

第百六十八條 国有林野事業特別会計における借入金対象経費は、国有林野事業に係る事業施設費とする。

(融通証券等)

第百六十九條 国有林野事業特別会計においては、融通証券を発行することができる。

2 第十五條第四項の規定にかかわらず、国有林

野事業特別会計において、歳入不足のために一時借入金又は融通証券を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換え又は融通証券の発行をすることができ、この場合における第十七條の規定の適用については、同条中「借入金の」とあるのは、「借入金、第百六十九條第二項の規定により借り換えた一時借入金及び発行した融通証券の」とする。

3 前項の規定により借り換えた一時借入金又は発行した融通証券は、その借換え又は発行をしたときから一年内に償還しなければならない。

4 国有林野事業特別会計においては、特別積立金引当資金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(繰越し)

第百七十條 国有林野事業特別会計において、支払義務の生じた歳出金で当該年度内に支出済みとならなかったものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

(森林の管理経営等の受託)

第百七十一條 国有林野事業及び直轄治山事業の運営に妨げのない限り、国有林野事業特別会計の負担において、一般の委託により、森林の管理経営、木材の加工若しくは林業に関する機械施設の工作又は林業に関する試験、検査及び調査をすることができる。

第十三節 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計

(目的)

第百七十二條 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計は、普通保険等再保険事業、特殊保険再保険事業及び漁業共済保険事業に関する経理を明確にすることを目的とする。

2 この節において「普通保険等再保険事業」とは、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第二條第三号に規定する普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船

積荷保険再保険事業に係る再保険事業をいう。

3 この節において「特殊保険再保険事業」とは、漁船損害等補償法第二條第三号に規定する特殊保険再保険事業をいう。

4 この節において「漁業共済保険事業」とは、漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第二條に規定する漁業共済保険事業をいう。

(管理)

第百七十三條 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計は、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(勘定区分)

第百七十四條 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計は、漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁業共済保険勘定及び業務勘定に区分する。

(歳入及び歳出)

第百七十五條 漁船普通保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

- イ 普通保険等再保険事業の再保険料
- ロ 一般会計からの繰入金
- ハ 積立金から生ずる収入
- ニ 借入金
- ホ 附属雑収入

二 歳出

- イ 普通保険等再保険事業の再保険金
- ロ 漁船損害等補償法第百四十條の規定による交付金
- ハ 普通保険等再保険事業の再保険料の還付金

金

- 二 借入金の償還金及び利子
- ホ 一時借入金の利子
- ハ 附属諸費

2 漁船特殊保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

- イ 特殊保険再保険事業の再保険料
- ロ 積立金から生ずる収入

- ハ 借入金
- ニ 附属雑収入

二 歳出

- イ 特殊保険再保険事業の再保険金
- ロ 特殊保険再保険事業の再保険料の還付金
- ハ 借入金の償還金及び利子
- ニ 一時借入金の利子
- ホ 附属諸費

3 漁業共済保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

- 一 歳入
 - イ 漁業共済保険事業の保険料
 - ロ 一般会計からの繰入金
 - ハ 積立金から生ずる収入
 - ニ 借入金
 - ホ 附属雑収入
- 二 歳出
 - イ 漁業共済保険事業の保険金
 - ロ 漁業災害補償法第百九十六條第二項の規定による交付金
 - ハ 漁業共済保険事業の保険料の還付金
 - ニ 借入金の償還金及び利子
 - ホ 一時借入金の利子

業務勘定

- ハ 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
- 一 歳入
 - イ 一般会計からの繰入金
 - ロ 附属雑収入
- 二 歳出
 - イ 普通保険等再保険事業、特殊保険再保険事業及び漁業共済保険事業の業務取扱費
 - ロ 附属諸費

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第百七十六條 第三條第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計においては、歳入歳出決定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書(業務勘定に係るものを除く。)並びに前年度及

及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書(同勘定に係るものを除く。)を添付しなければならない。

(二)一般会計からの繰入対象経費

第百七十七条 漁船普通保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、普通保険等再保険事業に関する費用で漁船損害等補償法第百三十九条第一項から第三項まで及び第百三十九条の二第一項の規定により国庫が負担するものとする。

2 漁業共済保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、漁業共済保険事業に関する費用で漁業災害補償法第百九十五条第一項及び第百九十五条の二第一項の規定により国が補助するものとする。

3 業務勘定における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。

一 普通保険等再保険事業、特殊保険再保険事業及び漁業共済保険事業の業務取扱費で国庫が負担するもの

二 漁船損害等補償法第百四十一条第一項に規定する事務費交付金に要する費用で同項の規定により国が補助するもの

(積立金)

第百七十八条 漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又は漁業共済保険勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各勘定における決算上剰余金のうち、当該各号に定めるものに充てるために必要な金額を、それぞれ積立金として積み立てるものとする。

一 漁船普通保険勘定 普通保険等再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金並びに借入金金の償還金及び利子

二 漁船特殊保険勘定 特殊保険再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金並びに借入金金の償還金及び利子

三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金並びに借入金の償還

金及び利子

2 漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又は漁業共済保険勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該各勘定の積立金から補足するものとする。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第百七十九条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書(業務勘定に係るものを除く。)を添付しなければならない。

(借入金対象経費)

第百八十条 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計における借入金対象経費は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

一 漁船普通保険勘定 普通保険等再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金に充てるために必要な経費

二 漁船特殊保険勘定 特殊保険再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金に充てるために必要な経費

三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金に充てるために必要な経費

2 第十三条第一項及び前項の規定により借入金をすることができ金額は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める金額を限度とする。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

一 漁船普通保険勘定 普通保険等再保険事業の再保険料をもって当該年度における普通保険等再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金を支弁するのに不足する金額

二 漁船特殊保険勘定 特殊保険再保険事業の再保険料をもって当該年度における特殊保険再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金を支弁するのに不足する金額

を支弁するのに不足する金額

三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険料をもって当該年度における漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金を支弁するのに不足する金額

(積立金の繰替使用)

第百八十一条 漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又は漁業共済保険勘定においては、当該各勘定の積立金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。

第十四節 貿易再保険特別会計

(目的)

第百八十二条 貿易再保険特別会計は、貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)による政府の再保険に関する経理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第百八十三条 貿易再保険特別会計は、経済産業大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第百八十四条 貿易再保険特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 貿易保険法第五十七条の規定による再保険の再保険料(第百九十一条第二項において「再保険料」という。)

ロ 貿易保険法第六十一条第一項の規定により納付される回収金(第百九十一条第二項において「回収金」という。)

ハ 積立金からの受入金

ニ 積立金から生ずる収入

ホ 借入金

ヘ 第百九十二条第二項の規定による一時借入金の借換え及び融通証券の発行による収入金

ト 一般会計からの繰入金

チ 貿易保険法第十六条第一項及び第六十一条第二項の規定により納付される納付金

リ 附属雑収入

二 歳出

イ 貿易保険法第五十七条の規定による再保険の再保険金(以下この節において「再保険金」という。)

ロ 事務取扱費

ハ 借入金の償還金及び利子

ニ 一時借入金及び融通証券の利子

ホ 第百九十二条第二項の規定により借り換えた一時借入金及び発行した融通証券の償還金及び利子

ヘ 融通証券の発行及び償還に関する諸費

ト 一般会計への繰入金

チ 独立行政法人日本貿易保険への出資金

リ 附属諸費

(歳入歳出予定計算書の添付書類)

第百八十五条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、貿易再保険特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入対象経費)

第百八十六条 貿易再保険特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。

一 将来における再保険金の支払に係る債務の履行に必要な経費

二 当該年度における再保険金の支払財源の不足に充てるために必要な経費

三 貿易保険法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二十二号)による改正前の貿易保険法による政府の保険及び貿易保険法による政府の再保険に關して取得した債権又は回収金を受ける権利であつて、対外債務を履行することが著しく困難であると認められる国の政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者又は当該国の法人若しくは人に關するものについて、国際約束で定めるところにより、

免除又は放棄したために必要な経費

2 貿易再保険特別会計においては、附則第六十六條第十二号の規定による貿易再保険特別会計法(昭和二十五年法律第六十八号)の廃止の際における同法に基づく貿易再保険特別会計の資本の額に相当する金額並びに第六條及び前項の規定による一般会計からの繰入金に相当する金額をもって資本とする。

(一般会計への繰入れ)

第百八十七條 前條第一項第一号及び第二号に掲げる経費の財源に充てるために第六條及び前條第一項の規定により繰り入れられた繰入金については、後日、貿易再保険特別会計からその繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

2 前項の規定により一般会計に繰入れを行った場合には、その繰入金に相当する金額により貿易再保険特別会計の資本を減少するものとする。

(利益及び損失の処理)

第百八十八條 貿易再保険特別会計において、毎會計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

2 前項の規定によるほか、損益計算の方法については、政令で定める。

(積立金)

第百八十九條 貿易再保険特別会計において、毎會計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、歳出第百八十四條第二号ハからトまでの規定による費用を除く。第三項において同じ。の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 貿易再保険特別会計において、毎會計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

3 第一項の積立金は、貿易再保険特別会計の歳

出の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同會計の歳入に繰り入れることができる。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第百九十条 第九條第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、貿易再保険特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(借入金対象経費)

第百九十一条 貿易再保険特別会計における借入金対象経費は、再保険金を支弁するために必要な経費とする。

2 第十三條第一項及び前項の規定により借入金をすることができ金額は、その借入れをする年度における再保険料、回収金及び貿易再保険法第六十一条第二項の規定により納付される納付金をもって当該年度における再保険金を支弁するの不足する金額を限度とする。この場合においては、第十三條第二項の規定は、適用しない。

(融通証券等)

第百九十二条 貿易再保険特別会計においては、融通証券を発行することができる。

2 第十五條第四項の規定にかかわらず、貿易再保険特別会計において、歳入不足のために一時借入金又は融通証券を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同會計の負担において、一時借入金の借換え又は融通証券の発行をすることができ、この場合における第十七條の規定の適用については、同条中「借入金」とあるのは、「借入金、第百九十二条第二項の規定により借り換えた一時借入金及び発行した融通証券」とする。

3 前項の規定により借り換えた一時借入金又は発行した融通証券は、その借換え又は発行をしたときから一年内に償還しなければならない。

4 貿易再保険特別会計においては、同會計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することが

できる。

第十五節 特許特別会計

(目的)

第百九十三条 特許特別会計は、工業所有権特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。以下この節において同じ。に関する事務に係る政府の経理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第百九十四条 特許特別会計は、経済産業大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第百九十五条 特許特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第三條第三項の規定による納付金

ロ 現金をもつて納付された次に掲げる料金

(1) 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第百七條第一項の規定による特許料及び同法第百二十二條第二項の規定による割増特許料

(2) 実用新案法(昭和三十四年法律第二百一十三号)第三十一條第一項の規定による登録料その他工業所有権に関する登録料及び同法第三十三條第二項の規定による割増登録料その他工業所有権に関する割増登録料

(3) 特許法第百九十五条第一項から第三項までの規定による手数料その他工業所有権に関する事務に係る手数料

ハ 一般会計からの繰入金

ニ 一時借入金の借換えによる収入金

ホ 独立行政法人工業所有権情報・研修館法(平成十一年法律第二百一十一号)第十二條第三項の規定による納付金

ヘ 附属雑収入

二 歳出

イ 事務取扱費

ロ 施設費

ハ 独立行政法人工業所有権情報・研修館への交付金

ニ 一時借入金の利子

ホ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子へ 附属諸費

(一般会計からの繰入金対象経費)

第百九十六条 特許特別会計における一般会計からの繰入金対象経費は、工業所有権に関する事務並びに登録免許税の納付の確定並びに課税標準及び税額の認定の事務に要する経費とする。

(一時借入金の借換え)

第百九十七条 第十五條第四項の規定にかかわらず、特許特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同會計の負担において、一時借入金の借換えをすることができ、この場合における第十七條の規定は、適用しない。

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七條に規定する借入金とみなして、同条の規定を適用する。

3 第一項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

第十六節 社会資本整備事業特別会計

(目的)

第百九十八条 社会資本整備事業特別会計は、治水事業、道路整備事業、港湾整備事業、空港整備事業及び都市開発資金の貸付け並びに社会資本整備関係事業等の経理を明確にすることを目的とする。

2 この節において「治水事業」とは、次に掲げる事業で国が施行するものをいう。ただし、治水関係災害復旧事業関係事業(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける災害復旧事業(以下この節において「災害復旧事業」という。))並びに災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事

業であつて、再度災害を防止するため土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの及び地震による地盤の変動のために必要を生じた河川に関する政令で定める事業をいう。以下この節において同じ。を除く。

一 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第三十三条第一項に規定する河川(同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。)に関する事業(第四号に該当するもの及び独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号)第十二条第一項第一号若しくは第二号イ又は附則第四条第一項に規定する業務に該当するもの(治水関係災害復旧事業関係事業を除く。以下この節において「水資源開発等事業」という。を除く。)

二 砂防法(明治三十九年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備に関する事業

三 地すべり等防止法第五十一条第一項第一号若しくは第三号ロに規定する地すべり地域又ははた山に關して同法第三条若しくは第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又ははた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又ははた山崩壊防止工事に関する事業

四 特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)第二条第一項(沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第七十七条第六項において読み替へて適用する場合を含む。)に規定する多目的ダムの建設工事(以下この節において「多目的ダム建設工事」という。)に関する事業

3 この節において「道路整備事業」とは、道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第二条に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕(以下この節において「道路の整備」という。)に関する事業で国が施行するもの並びに道路の整備に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けをいう。

4 この節において「港湾整備事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設(以下この節において「港湾施設」という。)の建設又は改良の事業(災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う事業その他政令で定める事業を除く。及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚泥その他の公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うもの(以下この節において「港湾施設の建設等」という。))であつて、国土交通大臣が施行するもの

二 港湾法第四十三条の六の規定により国土交通大臣が施行する開発保全航路の開発及び保全の事業

三 港湾法第五十条の二第一項の規定による電子情報処理組織の設置及び管理の事業

5 この節において「空港整備事業」とは、空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるもの(これらと併せて設置すべき政令で定める施設を含む。以下この節において「空港」という。)の設置、改良及び災害復旧並びに維持その他の管理に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止その他の措置に関する事業並びにこれらの事業に要する費用についての国の出資金、負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けで国土交通大臣が行うものをいう。

6 この節において「都市開発資金の貸付け」とは、都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)第一条の規定による国の貸付けをいう。

7 第一項の「社会資本整備関係事業等」とは、次に掲げる事務又は事業をいう。
一 治水事業に密接な関連のある工事その他治

水のために特に必要のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの(以下この節において「治水関係受託工事」という。)

二 第二項第一号に規定する河川、同項第二号に規定する砂防設備(砂防法第三条ノ二の規定により砂防設備に関する規定が準用される天然の河岸を含む。又は同項第三号に規定する地すべり防止区域内にある地すべり防止施設に係る治水関係災害復旧事業等(災害復旧事業及び災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきものをいう。以下この号において同じ。)、海岸法(昭和三十一年法律第百一十号)第二条第一項に規定する海岸保全施設(港湾法第二条第三項に規定する港湾区域以下この節において「港湾区域」という。)、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域(以下この節において「港湾隣接地域」という。))及び同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域(以下この節において「公告水域」という。)に係る海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域(以下この節において「海岸保全区域」という。))内にあるものを除く。に關する工事で国土交通大臣が施行するもの及びこれらの事業又は工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの(以下この節において「治水関係受託工事」という。))

三 第二項第一号から第三号までに掲げる事業(治水関係災害復旧事業関係事業を除く。以下この節において「治水関係災害復旧事業関係事業」という。))

都道府県知事が施行するものに係る負担金、補助金又は交付金の交付及び同項第一号に掲げる事業(治水関係災害復旧事業関係事業を除く。))で市町村長が施行するものに係る負担金又は補助金の交付

四 水資源開発等事業であつて、独立行政法人水資源機構が施行するものに係る交付金の交付

五 第二項各号に掲げる事業(治水関係災害復旧事業関係事業を除く。及び水資源開発等事業(以下この節において「治水関係事業」という。))に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第十三条第一項の規定による無利子の貸付け

六 道路の整備に関する事業で国が施行するものに密接な関連のあるものであつて、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十八条第一項に規定する道路の占用に関する工事、同法第五十八条第一項に規定する道路に関する工事若しくは道路の維持又は同法第五十九条第一項に規定する他の工事に該当するもの(うち国以外の者がその費用の全額を負担し、国が施行するもの(以下この節において「道路関係附帯工事」という。))及び国が委託に基づき施行するもの(以下この節において「道路関係受託工事」という。))

七 港湾整備事業に密接な関連のある工事その他港湾の整備のために特に必要のある工事(以下この節において「港湾関係受託工事」という。))

八 一般会計所属港湾関係工事(港湾施設の災害復旧に関する工事、第四項第一号に規定する政令で定める事業の工事及び海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設(港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る海岸保全区域内にあるものに限る。))の新設、改良又は災害復旧に関する工事(以下この節において「港湾関係受託工事」という。))

るもの並びにこれらの工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するものをいう。以下この節において同じ。）の管理

九 港湾施設の建設等で港湾管理者が施行するものに係る負担金又は補助金の交付

十 広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）第十九条第一号の規定により広域臨海環境整備センターが施行する廃棄物埋立護岸の建設又は改良の事業に係る補助金の交付

十一 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した法人が施行する外貿埠頭の建設又は改良の事業に係る貸付け

十二 港湾法第五十五条の七第一項の規定による特定用途港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け

十三 港湾法第五十五条の八第一項の規定による特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け

十四 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項の規定による港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け

十五 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け

十六 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項の規定による港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け
十七 国土交通省設置法（平成十一年法律第九号）第四条第二十六号の政令で定める文教研修施設のうち航空保安業務に従事する職員に対しその業務を行うのに必要な研修を行う施設（以下この節において「航空保安職員研修施設」という。）の管理及び運営

十八 航空機を使用して行う航空保安施設（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第四項に規定する航空保安施設をいう。）の検査その他航空交通の安全の確保のための検査及び調査に関する業務（以下この節において「飛行検査業務等」という。）で国土交通大臣が行うもの

十九 前二号に掲げるもののほか、空港整備事業に関する次に掲げるもの
イ 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が施行するもの（以下この節において「空港関係工事」という。）

ロ 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下この節において「空港関係受託工事」という。）及び飛行検査業務等で国土交通大臣が委託に基づき行うもの（以下この節において「空港関係受託業務」という。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、空港整備事業を施行する地方航空局の事務所、国土交通省設置法第三十九条第一項に規定する地方航空局の事務所等空港に所在するものをいう。以下この節において同じ。）の所掌する事務（以下この節において「地方航空局事務所所掌事務」という。）
（管理）
第百九十九条 社会資本整備事業特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。
（勘定区分）
第二百条 社会資本整備事業特別会計は、治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定、空港整備勘定及び業務勘定に区分する。
（歳入及び歳出）
第二百一条 治水勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 河川法第五十九条、第六十条第一項若しくは第六十三条第一項、砂防法第十四条第二項（同法第三条ノ二において準用する場合を含む。）若しくは第十七条、特定多目的ダム法第三十三条、地すべり等防止法第二十八条又は沖縄振興特別措置法第七十七条第五項（同法第九項において準用する場合を含む。）の規定による負担金で治水事業に係るもの

ハ 第百九十八条第七項第四号に規定する事業に係る独立行政法人水資源機構法第二十一条第三項又は第二十二条第三項の規定による負担金及び同法第二十四条第二項の規定による納付金

二 河川法第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項若しくは第七十条の二第二項、特定多目的ダム法第七項第一項若しくは第九項第一項、砂防法第十六条又は水道原水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第十四条第一項の規定による負担金及び第百九十八条第二項第一号から第三号までに掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業を除く。）に係る公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第三十三号）第五条の規定による負担金
ホ 治水関係受託工事に係る納付金
ヘ 治水関係事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金の償還金

ト 附属雑収入
二 歳出
イ 治水事業及び治水関係受託工事に要する費用（これらの事業又は工事の業務取扱いに関する諸費及び社会資本整備に関する横断的な調査に要する費用を除く。）

ロ 第百九十八条第七項第三号に規定する事業に係る国の負担金、補助金及び交付金
ハ 第百九十八条第七項第四号に規定する事業に係る国の交付金
二 治水関係事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金
ホ 一般会計への繰入金
ヘ 業務勘定への繰入金
ト 特定多目的ダム法第十二条の規定による還付金
チ 附属諸費

道路整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
一 歳入
イ 一般会計からの繰入金
ロ 道路法第四十九条若しくは第五十条第一項、第二項本文若しくは第三項、道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二条第三項ただし書、高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第二十条第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十一年法律第八十一号）第二十二條第一項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第六条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第二十二條第一項若しくは第三項又は沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定による負担金
ハ 道路法第三十一条第五項、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十八條第一項、第五十九條第一項若しくは第三項若しくは第六十二条、高速自動車国道法第二十条の二若しくは第二十一条第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法第二十条第一項若しくは第二十一条又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法第七條第一項（同法第八條第三項において準用する場合を含む。）、第十三條第一項若しくは第十九

条の規定による負担金 二 道路法第六十一条第一項の規定により国土交通大臣が徴収する受益者負担金 ホ 道路関係受託工事に係る納付金 ヘ 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十条第一項、踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第九条第一項又は幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項の規定による貸付金の償還金及び道路整備事業に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項又は都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金の償還金 ト 道路整備事業に係る出資に対する配当金 チ この勘定に所属する株式の処分による収入 リ 附属雑収入 二 歳出 イ 道路整備事業、道路関係附帯工事及び道路関係受託工事に要する費用(これらの事業又は工事の業務取扱いに関する諸費及び社会資本整備に関する横断的な調査に要する費用を除く。) ロ 一般会計への繰入金 ハ 業務勘定への繰入金 ニ 附属諸費 三 港湾勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 一般会計からの繰入金 ロ 港湾法第四十三条の五第一項、同法第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三條の二、第四十三條の三第一項若しくは第四十三條の四第一項、同法第四十三條の十において準用する企業合理化促進法	(昭和二十七年法律第五号)第八条第二項、港湾法第五十二条第二項、同法第五十五条の六、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三条第二項において準用する同法第二条第一項、沖縄振興特別措置法第八十八条第四項、特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十四年法律第六十七号)第四条、企業合理化促進法第八条第四項又は公害防止事業費事業者負担法の規定による負担金で港湾整備事業に係るもの ハ 港湾関係受託工事に係る納付金 ニ 港湾法第五十五条の七第一項若しくは第五十五条の八第一項又は特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付金の償還金及び港湾施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項又は都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金の償還金 ホ 附属雑収入 二 歳出 イ 港湾整備事業及び港湾関係受託工事に要する費用(これらの事業又は工事の業務取扱いに関する諸費及び社会資本整備に関する横断的な調査に要する費用を除く。) ロ 港湾施設の建設等で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金 ハ 広域臨海環境整備センター法第二十六条第一項の規定による補助金 ニ 港湾法第五十五条の七第一項若しくは第五十五条の八第一項又は特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付金及び港湾施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第	十三条第一項又は都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金 ホ 一般会計への繰入金 ヘ 業務勘定への繰入金 ト 附属諸費 四 空港整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 国の空港(地方航空局の事務所が設置されているものに限り)の使用料収入 ロ 空港整備法第六条第一項若しくは第二項(同法第十条第二項(同法附則第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第四項において準用する場合を含む。、第十条第一項(同法附則第四項において準用する場合を含む。))又は附則第二項の規定による負担金 ハ 一般会計からの繰入金 ニ 借入金 ホ 空港関係受託工事及び空港関係受託業務に係る納付金 ヘ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)第三十三条、関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)第七条の四第二項若しくは第十条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)第九条又は成田国際空港株式会社法(平成十五年法律第二百二十四号)第八条若しくは附則第十二条第二項の規定による貸付金(この勘定に所属するものに限り)の償還金 ト 空港整備事業に係る出資に対する配当金 チ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二十九条第三項又は関西国際空港株式会社法第十三条第一項の規定による納付金(この勘定に帰属するものに限り)。 リ この勘定に所属する株式の処分による収入	入 又 附属雑収入 二 歳出 イ 空港整備事業、空港関係工事及び空港関係受託工事に要する費用(これらに係る工事の業務取扱いに関する諸費及び社会資本整備に関する横断的な調査に要する費用を除く。) ロ 航空保安職員研修施設の管理及び運営、飛行検査業務等、空港関係受託業務並びに地方航空局事務所所掌事務に要する費用 ハ 借入金の償還金及び利子 ニ 一時借入金の利子 ホ 一般会計への繰入金 ヘ 業務勘定への繰入金 ト 附属諸費 五 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 治水勘定からの繰入金 ロ 道路整備勘定からの繰入金 ハ 港湾勘定からの繰入金 ニ 空港整備勘定からの繰入金 ホ 都市開発資金の貸付けに係る貸付金の償還金及び利子 チ 一般会計からの繰入金 ト 借入金 二 歳出 イ 治水事業及び治水関係受託工事の業務取扱いに関する諸費(国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業又は工事に関する事務費を除く。以下この節において同じ。並びに第九十八条第七項第二号に掲げる事業若しくは工事又は管理に関する事務費(国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業若しくは工事又は管理に関する事務費を除く。以下この節において同じ。)) ロ 道路整備事業、道路関係附帯工事及び道
---	--	---	---

路関係受託工事の業務取扱に関する諸費（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業又は工事に関する事務費を除く。以下この節において同じ。）

ハ 港湾整備事業及び港湾関係受託工事の業務取扱に関する諸費（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業又は工事に関する事務費を除く。以下この節において同じ。）

ニ 空港整備事業、空港関係工事及び空港関係受託工事に関する諸費（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業又は工事に関する事務費を除く。以下この節において同じ。）

ホ 都市開発資金の貸付けの業務取扱に関する諸費

ト 都市開発資金の貸付けに係る貸付金借入金償還金及び利子

（歳入歳出予算計算書の添付書類）

二 前年度及び当該年度の都市開発資金の貸付けに係る予算貸借対照表及び予定損益計算書

三 前々年度の事業実績表

四 前年度及び当該年度の事業計画表

（一般会計からの繰入対象経費）

第二百三十三条 治水勘定における一般会計からの繰入対象経費は、治水事業に要する費用で国が負担するもの、第百九十八条第七項第二号に掲げる事業若しくは工事又は管理に要する事務費、同項第三号に掲げる事業に係る負担金、補助金及び交付金、同項第四号に掲げる事業に係る交付金で国が負担するもの並びに第二百一条第一項第二号に規定する貸付金に要する費用とする。

2 道路整備勘定における一般会計からの繰入対象経費は、道路整備事業に要する費用で国が負担するものとする。

3 港湾勘定における一般会計からの繰入対象経費は、港湾整備事業に要する費用で国が負担するもの、一般会計所属港湾関係工事に関する事務費、港湾施設の建設等で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金、広域臨海環境整備センター法第二十六条第一項の規定による補助金、港湾法第五十五条の七第一項及び第五十五条の八第一項並びに特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付けに要する費用並びに港湾施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五十一条及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付けに要する費用とする。

4 空港整備勘定における一般会計からの繰入対象経費は、空港整備事業に要する費用とする。

5 業務勘定における一般会計からの繰入対象経費は、都市開発資金の貸付けに要する費用とする。

（他の勘定への繰入れ）

第二百四十四条 治水事業及び治水関係受託工事の業務取扱に関する諸費並びに第百九十八条第七項第二号に掲げる事業若しくは工事又は管理に要する事務費の額に相当する金額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、治水勘定から

業務勘定に繰り入れるものとする。

2 道路整備事業、道路関係附帯工事及び道路関係受託工事の業務取扱に関する諸費の額に相当する金額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、道路整備勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

3 港湾整備事業及び港湾関係受託工事の業務取扱に関する諸費並びに一般会計所属港湾関係工事に関する事務費の額に相当する金額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、港湾勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

4 空港整備事業、空港関係工事及び空港関係受託工事に関する諸費の額に相当する金額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、空港整備勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備に関する横断的な調査に要する費用の額に相当する金額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定又は空港整備勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

（一般会計への繰入れ）

第二百五条 治水関係受託工事に係る納付金のうち、当該工事について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納した年度内において、治水勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

2 道路関係附帯工事に係る国以外の者の負担金及び道路関係受託工事に係る納付金のうち、これらの工事について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該負担金又は納付金を収納した年度内において、道路整備勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

3 港湾関係受託工事に係る納付金のうち、当該工事について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納した年度内において、港湾勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

4 空港関係受託工事に係る納付金のうち、当該工事について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納した年度内において、空港整備勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

（利益及び損失の処理）

第二百六条 業務勘定都市開発資金の貸付けに係るものに限る。において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

（歳入歳出決定計算書の添付書類）

第二百七条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、社会資本整備事業特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の都市開発資金の貸付けに係る貸借対照表及び損益計算書並びに当該年度の事業実績表（業務勘定に係るものを除く。）を添付しなければならない。

（借入金対象経費）

第二百八条 空港整備勘定における借入金対象経費は、空港整備事業に係る施設の整備に要する費用とする。

2 業務勘定における借入金対象経費は、都市開発資金の貸付けに係る貸付金を支弁し、又は当該貸付金の償還金を再貸付に充てたことにより一時的に不足する借入金の償還金を支弁するために要する費用とする。

（多目的ダム建設工事等及び特定港湾施設工事等に係る整理）

第二百九条 治水勘定においては、多目的ダム建設工事及びこれと密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下この節において「多目的ダム建設工事等」という。）に係る歳入及び歳出並びに資産及び負債を工事別その他の政令で定める区分（以下この節において「多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分」という。）に従って整理しなければならない。

2 港湾勘定においては、特定港湾施設工事等に

係る歳入及び歳出並びに資産及び負債を工事別その他の政令で定める区分(以下この節において「特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分」という。)に従つて整理しなければならない。

3 この条において「特定港湾施設工事等」とは、次に掲げる工事又は事業をいう。

一 特定港湾施設整備特別措置法第二条に規定する特定港湾施設工事

二 企業合理化促進法第八条第四項の規定に基づき事業者にその工事に要する費用の一部を負担させて国土交通大臣が施行する港湾工事

三 公害防止事業費事業者負担法第二条第二項に規定する公害防止事業で国土交通大臣が施行する港湾工事

四 港湾法第四十三条の十において準用する企業合理化促進法第八条第二項の規定に基づき事業者にその工事に要する費用の一部を負担させて国土交通大臣が施行する開発保全航路に関する工事

五 前各号の工事に関連して国土交通大臣が施行する港湾整備事業で政令で定めるもの

六 前各号の工事又は事業に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの

4 第三条第二項第一号から第五号まで及び第二百二条に規定する書類(当該年度の事業計画表を除く。)のうち多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて作成するものとする。

5 第二百三条第一項又は第三項に規定する経費を一般会計から繰り入れる場合には、多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行ふものとする。

6 第二百四条第一項又は第三項の規定により治

水勘定又は港湾勘定から業務勘定に繰り入れる場合には、多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行ふものとする。

7 第二百五条第一項又は第三項の規定により治水勘定又は港湾勘定から一般会計に繰り入れる場合には、多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行ふものとする。

8 社会資本整備事業特別会計の国庫債務負担行為のうち、多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行ふものとする。

9 多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等の予算で、その項又は目がそれぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分によつていないものの配賦は、財政法第三十一条第二項の規定によるほか、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行ふものとする。

10 多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に

に於ける収入金は、当該区分に於ける費用の財源に充てるものとする。この場合において、その収入金のうち当該費用の財源に充てる必要がない剰余を生じたときにおける当該剰余の処理について必要な事項は、政令で定める。

11 多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分による歳出予算の金額を支出するに、当該区分による歳入の収納済額(一時借入金をし、又

は国庫余剰金を繰り替えて使用している場合には、当該一時借入金又は繰替金を加算した額)を超えてはならない。

12 第八条第一項の規定により剰余金の処理を行う場合には、多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行ふものとする。

13 第九条第一項の規定により歳入歳出決定計算書を作成する場合には、多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行ふものとする。

14 第四項の規定は、第九条第二項第一号から第三号まで及び第二百七条に規定する書類のうち多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについて準用する。

15 第十一条の規定により余剰金を財政融資資金に預託する場合には、多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行ふものとする。

16 第十五条第一項の規定により、一時借入金をし、又は国庫余剰金を繰り替えて使用する場合

には、多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行ふものとする。

第十七節 自動車安全特別会計

(目的)

第二百十條 自動車安全特別会計は、自動車損害賠償保障事業及び自動車検査登録等事務に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

2 この節において「自動車損害賠償保障事業」とは、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第

九十七号。以下この節において「自賠法」という。)の規定による自動車損害賠償保障事業をいう。

3 この節において「自動車検査登録等事務」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の規定による自動車の検査及び登録並びに指定自動車整備事業の指定並びに自動車重量法(昭和四十六年法律第八十九号)の規定による自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務をいう。

(管理)

第二百十一條 自動車安全特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(勘定区分)

第二百十二條 自動車安全特別会計は、保障勘定及び自動車検査登録勘定に区分する。

(歳入及び歳出)

第二百十三條 保障勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 自賠法第七十八條の規定による自動車損害賠償保障事業賦課金及び自賠法第八十二条第一項の規定による自動車損害賠償保障事業賦課金に相当するもの

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 自賠法第七十六條の規定に基づく権利の行使による収入金

ニ 自賠法第七十九條の規定による過怠金

ホ 附属雑収入

二 歳出

イ 自賠法第七十二条第一項及び第二項の規定による支払金

ロ 自動車検査登録勘定への繰入金

ハ 一時借入金の利子

ニ 附属諸費

2 自動車検査登録勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 自動車検査登録印紙売渡収入
道路運送車両法第二百二条第二項ただし書の規定による手数料

ハ 一般会計からの繰入金

ニ 独立行政法人交通安全環境研究所法平成十一年法律第二百七号)第十六条第三項及び自動車検査独立行政法人法(平成十一年法律第二百十八号)第十五条第三項の規定による納付金

ホ 保障勘定からの繰入金

ヘ 借入金

ト 附属雑収入

二 歳出

イ 自動車損害賠償保障事業及び自動車検査登録等事務に係る業務取扱費

ロ 自動車検査登録等事務に係る施設費

ハ 独立行政法人交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人に対する出資金、交付金及び施設の整備のための補助金

ニ 一般会計への繰入金

ホ 借入金の償還金及び利子

ヘ 一時借入金の利子

ト 附属諸費

(歳入歳出予算計算書等の添付書類)
第二百十四条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、保障勘定においては、歳入歳出予算計算書並びに前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入対象経費)
第二百十五条 保障勘定における一般会計からの繰入対象経費は、自賠法第八十二条第二項の規定に基づく自動車損害賠償保障事業の業務の執行に要する経費とする。

2 自動車検査登録勘定における一般会計からの繰入対象経費は、自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務に要する経費とする。
(保障勘定から自動車検査登録勘定への繰入れ)

第二百十六条 自動車損害賠償保障事業に係る業務取扱費の財源に充てるため、当該業務取扱費に相当する金額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、保障勘定から自動車検査登録勘定に繰り入れるものとする。

(一般会計への繰入れ)

第二百十七条 自動車検査登録等事務で国が沖縄県において行うものに要する事務取扱費の財源に充てるため、当該事務取扱費に相当する金額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、自動車検査登録勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

(利益及び損失の処理)

第二百十八条 保障勘定において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第二百十九条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、保障勘定においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(借入金対象経費)

第二百二十条 自動車検査登録勘定における借入金対象経費は、自動車検査登録等事務のうち道路運送車両法第六条第二項の規定により国土交通大臣が管理する自動車登録ファイル及び電子情報処理組織の整備に要する経費とする。

(保障勘定に属する現金の繰替使用)

第二百二十一条 自動車検査登録勘定においては、保障勘定に属する現金を繰り替えて使用することができる。

第三章 雑則

(政令への委任)

第二百二十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、第二章第一項第四号、第十六号及び第十七号、第二章第四節、第十六節及び第十七節並びに附則第四十九条から第六十五条までの規定は、平成二十年度の予算から適用する。

一 附則第二百六十六条、第二百六十八条、第二百七十三条、第二百七十六条、第二百七十九号、第二百八十四条、第二百八十六条、第二百八十八号、第二百八十九号、第二百九十一条、第二百九十二条、第二百九十五条、第二百九十八号、第二百九十九号、第三百零一条、第三百零七条、第三百一十二条、第三百二十四条、第三百二十八号、第三百四十三号、第三百四十五号、第三百四十七号、第三百四十九号、第三百五十二号、第三百五十三号、第三百五十九号、第三百六十条、第三百六十二条、第三百六十五号、第三百六十八号、第三百六十九号、第三百八十条、第三百八十三条及び第三百八十六条の規定 平成二十年四月一日

二 附則第二百六十九号、第二百九十号及び第三百八十七号の規定 平成二十二年四月一日
三 附則第二百六十号、第二百六十二号、第二百六十四号、第二百六十五号、第二百七十条、第二百九十六号、第三百一十一号、第三百三十五号、第三百四十号、第三百七十二号及び第三百八十二条の規定 平成二十三年四月一日

(交付税特別会計における交通安全対策特別交付金の経理等)
第二条 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の交付に関する経理は、当分の間、第二十一条の規定にかかわらず、交付税特別会計同条に規定する交付税特別会計をいう。以下同じ。において行うものとする。

2 前項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を交付税特別会計において行う場合には、第二十二条の規定にかかわらず、交付税特別会計は、内閣総理大臣、総務大臣及び財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

3 前項の場合において、交付税特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、交付税特別会計全体の計算整理に関するものについては総務大臣が、その他のものについてはその他のもののうち交付税及び譲与税配付金勘定に係るものについては総務大臣及び財務大臣が、交通安全対策特別交付金勘定に係るものについては内閣総理大臣及び総務大臣が行うものとする。

4 第一項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を交付税特別会計において行う場合には、交付税特別会計は、交付税及び譲与税配付金勘定及び交通安全対策特別交付金勘定に区分する。

5 第一項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を交付税特別会計において行う場合における第二十三号及び第二十四条の規定の適用については、これらの規定中「交付税特別会計」とあるのは、「交付税及び譲与税配付金勘定」とする。

(交通安全対策特別交付金勘定の歳入及び歳出)
第三条 交通安全対策特別交付金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 道路交通法第二百二十八条第一項(同法第二百三十条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により納付された反則金及び同法第二百二十九条第一項の規定により納付された反則金に相当する金額(次号二において「反則金等」という。)の収入

ロ 附属雑収入

二 歳出

イ 道路交通法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金

口 道路交通法第二百二十九条第四項の規定による返還金
ハ 道路交通法第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金
ニ 過誤納に係る反則金等の返還金

ホ 附属諸費
2 交通安全対策特別交付金勘定については、第十五条及び第二十七条の規定は、適用しない。
(交付税及び譲与税配付金勘定における借入金の特例)
第四条 交付税及び譲与税配付金勘定において、

平成十九年度から平成三十八年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、五十二兆二千八百二十億五千三百九十八万七千円から次の表の年度の欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の控除額の

欄に定める額(同表の控除額の欄の第一欄から第四欄までに定める金額の合算額をいう。)を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、同勘定の負担において、借入金をすることができ。

年 度	控 除			そ の 他 の も の
	地方交付税法附則第四条第一項第七号の額に相当する借入金限度額に係るもの	地方交付税法附則第四条第一項第八号の額に相当する借入金限度額に係るもの	地方交付税法附則第四条第一項第九号の額に相当する借入金限度額に係るもの	
平成十九年度	一兆二千五百六十九億円	二千三百九十一億円	二兆三千二百八十一億円	
平成二十年度	一兆三千四百五十五億円	二千九百五十七億円	二兆七千七百一億円	
平成二十一年度	一兆五千三百五十一億円	三千七百四十九億円	三兆六百一十一億六千万円	
平成二十二年	一兆七千四百九十三億六千七百五十万円	四千六百五十一億二千万円	三兆六百二十二億四千万円	
平成二十三年	六千五百七十七億円	三千五百五十八億円	二兆九千三百五十二億五千万円	
平成二十四年	七千五百五十七億円	三千九百五十五億円	二兆九千六百五十八億円	
平成二十五年	七千六百十五億円	四千三百八十八億円	三兆三千三百五十五億千百万円	
平成二十六年	八千三百七十六億円	四千七百三十七億円	二兆九千四百三十三億七千万円	
平成二十七年	九千二百十六億円	五千二百八十八億円	二兆三千四百三十三億七千万円	
平成二十八年	一兆百三十五億三千五百七十九万九千円	五千七百二十九億二千九百九万九千円	一兆七千六百八十一億四千二百四十万八千円	
平成二十九年	七千五百九十三億三千三百五十万九千円	四千九百七十一億八千八百八万九千九百九十九円	一兆四千六百六十二億二千四百五十万九千九百九十九円	
平成三十年	五千九百九十八億円	四千二百二十二億四千四百万九千九百九十九円	一兆三千三百二十八億四千四百万九千九百九十九円	
平成三十一年	四千二百八十八億円	三千二百五十二億三千四百万九千九百九十九円	九千九百七十七億三千四百万九千九百九十九円	
平成三十二年	三千四百四十四億円	二千二百六十六億六千五百万九千九百九十九円	八千五百五十億円	
平成三十三年	千七百二十八億五千万円	千三百五十五億円	二千三百二十三億円	
平成三十四年			二千四百二十八億円	
平成三十五年			三千七百三十七億円	
平成三十六年			三千九百五十五億円	
平成三十七年			四千八十億二千百万円	
平成三十八年				

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。
3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定

に繰り入れることができる。
(交付税及び譲与税配付金勘定における一時借入金の利子の繰入れの特例)
第五条 平成十九年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定

にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることができる。
(交付税及び譲与税配付金勘定における借入金等の利子の繰入れの特例)
第六条 平成十九年度から平成三十二年までの

各年度に限り、第六条の規定にかかわらず、当該各年度における地方交付税法附則第四条の二第一項第四号に掲げる額のうち、次に掲げる一時借入金又は借入金に係る当該各年度における利子の支払に充てるために必要な額に相当する額を、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘

定に繰り入れるものとする。

一 次号の借入金に係る債務の弁済に起因する
当該年度の第十五条第一項の規定による一時
借入金

二 当該年度の前年度の附則第四条第一項の規
定による借入金のうち、地方交付税法附則第
四条の二第五項の規定に基づき当該年度から
平成三十三年までの各年度分の交付税の総
額に加算する額の合算額に相当する額の借入
金

三 当該年度の附則第四条第一項の規定による
借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二
第五項の規定に基づき当該年度の翌年度から
平成三十三年までの各年度分の交付税の総
額に加算する額の合算額に相当する額の借入
金（平成三十二年にあっては、同項の規定
に基づき平成三十三年度の交付税の総額に
加算する額に相当する額の借入金）

2 平成三十三年に限り、第六条の規定にか
かわらず、同年度における地方交付税法附則第
四の二第一項第四号に掲げる額のうち、次に掲
げる一時借入金又は借入金に係る同年度にお
ける利子の支払に充てるために必要な額に相当
する額を、一般会計から交付税及び譲与税配付金
勘定に繰り入れるものとする。

一 次号の借入金に係る債務の弁済に起因する
平成三十三年の第十五条第一項の規定によ
る一時借入金

二 平成三十二年の附則第四条第一項の規定
による借入金のうち、地方交付税法附則第四
条の二第五項の規定に基づき平成三十三年
度の交付税の総額に相当する額に相当する額
の借入金

第七条 平成十九年度から平成三十二年までの
各年度に限り、第六条の規定にかかわらず、当
該各年度における地方交付税法附則第四条の二
第一項第四号に掲げる額のうち、次に掲げる一
時借入金又は借入金に係る当該各年度における
利子の支払に充てるために必要な額に相当する

額を、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘
定に繰り入れるものとする。

一 次号の借入金に係る債務の弁済に起因する
当該年度の第十五条第一項の規定による一時
借入金

二 当該年度の前年度の附則第四条第一項の規
定による借入金のうち、地方交付税法附則第
四の二第六項の規定に基づき当該年度から
平成三十三年までの各年度分の交付税の総
額に相当する額の合算額に相当する額の借入
金

三 当該年度の附則第四条第一項の規定による
借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二
第六項の規定に基づき当該年度の翌年度から
平成三十三年までの各年度分の交付税の総
額に相当する額の合算額に相当する額の借入
金（平成三十二年にあっては、同項の規定
に基づき平成三十三年度の交付税の総額に
加算する額に相当する額の借入金）

2 平成三十三年に限り、第六条の規定にか
かわらず、同年度における地方交付税法附則第
四の二第一項第四号に掲げる額のうち、次に掲
げる一時借入金又は借入金に係る同年度にお
ける利子の支払に充てるために必要な額に相当
する額を、一般会計から交付税及び譲与税配付金
勘定に繰り入れるものとする。

一 次号の借入金に係る債務の弁済に起因する
平成三十三年の第十五条第一項の規定によ
る一時借入金

二 平成三十二年の附則第四条第一項の規定
による借入金のうち、地方交付税法附則第四
条の二第六項の規定に基づき平成三十三年
度の交付税の総額に相当する額に相当する額
の借入金

第八条 平成十九年度から平成二十九年までの
各年度に限り、第六条の規定にかかわらず、当
該各年度における地方交付税法附則第四条の二
第一項第四号に掲げる額のうち、次に掲げる一
時借入金又は借入金に係る当該各年度における

利子の支払に充てるために必要な額に相当する
額を、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘
定に繰り入れるものとする。

一 次号の借入金に係る債務の弁済に起因する
当該年度の第十五条第一項の規定による一時
借入金

二 当該年度の前年度の附則第四条第一項の規
定による借入金のうち、地方交付税法附則第
四の二第七項の規定に基づき当該年度から
平成三十三年までの各年度分の交付税の総額
に相当する額の合算額に相当する額の借入金

三 当該年度の附則第四条第一項の規定による
借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二
第七項の規定に基づき当該年度の翌年度から
平成三十三年までの各年度分の交付税の総額
に相当する額の合算額に相当する額の借入金
（平成二十九年にあっては、同項の規定に
基づき平成三十三年度の交付税の総額に
加算する額に相当する額の借入金）

2 平成三十三年に限り、第六条の規定にか
かわらず、同年度における地方交付税法附則第
四の二第一項第四号に掲げる額のうち、次に掲
げる一時借入金又は借入金に係る同年度にお
ける利子の支払に充てるために必要な額に相当
する額を、一般会計から交付税及び譲与税配付金
勘定に繰り入れるものとする。

一 次号の借入金に係る債務の弁済に起因する
平成三十三年の第十五条第一項の規定によ
る一時借入金

二 平成二十九年度の附則第四条第一項の規定

による借入金のうち、地方交付税法附則第四
条の二第七項の規定に基づき平成三十三年
度の交付税の総額に相当する額に相当する額の
借入金

（交付税及び譲与税配付金勘定における一般会
計からの繰入金の額の特例）

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの
繰入金の額（前三条の規定に基づき繰り入れら
れる額を含む。）は、平成十九年度及び平成二十
年度にあっては第二十四条の規定により算定し
た額に第一号から第三号まで、第五号及び第六
号に掲げる額の合算額を加算した額とし、平成
二十一年度以後は同条の規定により算定し
た額に次に掲げる額の合算額を加算した額と
し、平成二十二年度から平成三十三年までの各
年度にあっては同条の規定により算定した額に
第一号から第四号まで及び第六号に掲げる額の
合算額を加算した額とし、平成三十一年度から
平成三十三年までの各年度にあっては同条の
規定により算定した額に第一号から第三号まで
及び第六号に掲げる額の合算額を加算した額と
する。

一 前三条の規定に基づき、当該年度に一般会
計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入
れられる額

二 次表の上欄に掲げる当該各年度に
同表の下欄に定める地方交付税法附則第四
条の二第五項の規定により各年度分の交付税の
総額に加算する金額

年	度	金	額
平成十九年度			一兆二千五百六十九億円
平成二十年度			一兆三千四百五十五億円
平成二十一年度			一兆五千三百五十一億円
平成二十二年			六千五百七十七億円
平成二十三年			七千五百五十七億円
平成二十四年度			七千六百十五億円
平成二十五年度			

平成二十六年 度	八千三百七十六億円
平成二十七年 度	九千二百十六億円
平成二十八年 度	一兆百三十五億三千五百七十九万円
平成二十九年 度	七千五百九十三億三千三百五十万円
平成三十年 度	五千九百九十八億円
平成三十一年 度	四千二百八十八億円
平成三十二年 度	三千四百四十四億円
平成三十三年 度	千七百二十八億五千万円

三 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める地方交付税法附則第四条の二第六項の規定により各年度分の交付税の総額に加算する金額

平成十九年 度	二千三百九十一億円
平成二十年 度	二千九百五十七億円
平成二十一年 度	三千七百四十九億円
平成二十二年 度	四千六百五十一億二千万円
平成二十三年 度	三千五百五十八億円
平成二十四年 度	三千九百十五億円
平成二十五年 度	四千三百八十八億円
平成二十六年 度	四千七百三十七億円
平成二十七年 度	五千二百八十八億円
平成二十八年 度	五千七百二十九億二千九百万円
平成二十九年 度	四千九百七十一億八千八百万円
平成三十年 度	四千二百二十二億四千四百万円
平成三十一年 度	三千二百五十二億三千四百万円
平成三十二年 度	二千二百六十六億六千五百万円
平成三十三年 度	千三十五億円

四 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める地方交付税法附則第四条の二第七項の規定により各年度分の交付税の総額に加算する金額

平成二十一年 度	五十五億円
平成二十二年 度	六十一億円
平成二十三年 度	六十七億円
平成二十四年 度	七十三億円
平成二十五年 度	八十一億円
平成二十六年 度	八十九億円
平成二十七年 度	九十八億円
平成二十八年 度	百七億円

平成二十九年 度	百十八億円
平成三十年 度	百三十億円

五 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める地方交付税法附則第四条の二第八項の規定により各年度分の交付税の総額に加算する金額

平成十九年 度	二千六百億円
平成二十年 度	二千億円
平成二十一年 度	千四百億円

六 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

平成十九年 度	三千六百五十一億円
平成二十年 度	五千五百十七億千四百八十八万九千円
平成二十一年 度	七千二百七億円
平成二十二年 度	六千八百九十九億円
平成二十三年 度	六千四百七十五億円
平成二十四年 度	六千十六億円
平成二十五年 度	五千三百四十八億円
平成二十六年 度	四千六百六十四億円
平成二十七年 度	四千四十六億円
平成二十八年 度	三千三百七十八億円
平成二十九年 度	二千八百三十二億円
平成三十年 度	二千二百五十四億円
平成三十一年 度	千七百二十三億円
平成三十二年 度	千六百九十九億円
平成三十三年 度	五百八十八億円

(交付税及び譲与税配付金勘定における地方特例交付金に係る繰入れ)

第十條 第六條の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第三条に規定する地方特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

(交付税及び譲与税配付金勘定の歳入及び歳出の特例)

第十一條 第二十三條の規定によるほか、附則第

四條第一項の規定による借入金又は同条第三項、附則第五條若しくは前條の規定による一般会計からの繰入金はその繰入れをした年度又はその繰入れをした年度における交付税及び譲与税配付金勘定の歳入とし、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律による地方特例交付金又は附則第四條第一項の規定による借入金の償還金及び利子はその支出をした年度における同勘定の歳出とする。

(国債整理基金特別会計の歳出の特例)
第十二條 第四十條の規定によるほか、日本電信

号の規定による廃止前の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法

(平成五年法律第十七号)による改正前の石炭並

の金額に相当する金額に達するまでの金額を雇用安定資金に繰り入れなければならない。この

3 第十五条第五項の規定にかかわらず、基礎年金勘定において、支払上現金に不足がある場合

て使用することができる。この場合において、厚生労働大臣は、あらかじめ財務大臣の承認を経なければならない。

4 前項の規定による繰替金は、当該年度の出納の完結までに返還しなければならない。

(厚生年金勘定の歳入及び歳出の特例)

第二十三条 平成二十一年度の末日までの間、第百十一条第三項の規定によるほか、昭和六十年国民年金等改正法(第百三十三条第一項に規定する昭和六十年国民年金等改正法をいう。次項並びに附則第二十六条及び第二十七条において同じ。)附則第八十九条の規定による船員保険特別会計からの繰入金金は、厚生年金勘定の歳入とする。

2 第百二十条第一項の規定は、毎会計年度船員保険特別会計から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度において昭和六十年国民年金等改正法附則第八十九条の規定により船員保険の管掌する政府が負担する費用に相当する金額に対して超過し、又は不足する場合について準用する。

第二十四条 当分の間、第百十一条第三項の規定によるほか、厚生年金保険法附則第十八条第一項の規定による拠出金並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。次項第二号において「平成八年厚生年金等改正法」という。)附則第十九条及び第二十條の規定による納付金は、厚生年金勘定の歳入とする。

2 第百二十条第一項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 毎会計年度厚生年金保険法附則第十八条第一項の規定により同法第百条の三第一項に規定する年金保険者たる共済組合等から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度において同法附則第十八条第一項の規定による拠出金の金額に対して超過し、又は不足する場合二 毎会計年度平成八年厚生年金等改正法附則第二十條の規定により平成八年厚生年金等改

正法附則第三十二條第二項に規定する存続組合から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度において平成八年厚生年金等改正法附則第二十條の規定による納付金の金額に対して超過し、又は不足する場合

第二十五条 当分の間、第百十一条第三項の規定によるほか、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)附則第十七項の規定による年金特別会計の負担金は、厚生年金勘定の歳出とする。

(一般会計から厚生年金勘定への繰入れの特例)

第二十六条 第六條の規定にかかわらず、附則第六十六條第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号。以下この条から附則第三十四條までにおいて「旧厚生保険特別会計法」という。)第十八条ノ十一第一項の措置により将来にわたる厚生年金保険事業(第百八條に規定する厚生年金保険事業をいう。次条及び附則第三十五條において同じ。)の財政の安定が損なわれることのないよう、国の財政状況を勘案しつつ、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの間における各年度に係る昭和六十年国民年金等改正法附則第七十九條の規定による国庫負担金の額と同項の規定による繰入金金の額との差額に相当する額及び同項の規定による国庫負担金の繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に旧厚生保険特別会計法に基づく厚生保険特別会計の年金勘定(次条において「旧年金勘定」という。)及び厚生年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を、一般会計から同勘定に繰り入れなければならない。

第二十七条 第六條の規定にかかわらず、旧厚生保険特別会計法第十八条ノ十二第一項の措置により将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、国の財政状況を勘案しつつ、平成元年度に係る昭和六十年国民年金等改正法附則第七十九條の規定による国庫負担金の額と同項の規定による繰入金金の額と

の差額に相当する額及び同項の規定による国庫負担金の繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に旧年金勘定及び厚生年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を、一般会計から同勘定に繰り入れなければならない。

第二十八条 前二條の規定による繰入れがされた会計年度に一般会計から受け入れた金額に係る第百二十條第二項第二号の規定の適用については、同号中「金額」とあるのは、「金額(附則第二十六條又は第二十七條の規定により繰り入れた金額を除く。)」とする。

(年金特別会計における特別障害給付金の支給に関する経理)

第二十九条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第六十六号)による特別障害給付金の支給に関する政府の経理は、当分の間、第百八條の規定にかかわらず、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百十一条第四項第二号及び第七項第二号イ、第百十三条第三項及び第六項並びに第百二十條第二項第三号の規定の適用については、第百十一条第四項第二号中「ロ 附属諸費」とあるのは「ロ 特別障害給付金給付費」とあるのは「ロ 特別障害給付金給付費」と、同条第七項第二号イ中「及び健康保険事業」とあるのは「健康保険事業及び特別障害給付金」と、第百十三条第三項中「費用」とあるのは「費用及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第六十六号。第六項及び第百二十條第二項第三号において「特別障害給付金法」という。)第十九條第一項に規定する特別障害給付金の支給に要する費用」と、同条第六項中「及び健康保険法の執行に要する費用」とあるのは「健康保険法の執行に要する健康保険事業の事務の執行に要する費用及び特別障害給付金法第十九條

第二項の規定に基づく特別障害給付金に関する事務の執行に要する費用」と、第百二十條第二項第三号中「附則第三十四條第一項第九号」とあるのは「附則第三十四條第一項第九号又は特別障害給付金法第十九條第一項」とする。

(健康勘定における借入金の特例)

第三十條 当分の間、第十三條の規定にかかわらず、健康勘定においては、旧厚生保険特別会計法に基づく厚生保険特別会計の健康勘定(以下この項及び次条において「旧健康勘定」という。)の昭和四十八年度の末日における借入金、健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号。以下この項において「昭和五十九年改正法」という。)附則第三十三條第五項の規定により旧健康勘定に帰属する昭和五十九年改正法附則第三十二條の規定による改正前の厚生保険特別会計法に基づく厚生保険特別会計の日雇健康勘定の昭和五十九年度の末日における借入金及び旧健康勘定において生ずる昭和五十九年改正法附則第十八條の規定による廃止前の日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号。次条において「旧日雇労働者健康保険法」という。)に基づく日雇労働者健康保険事業に係る損失に相当する額として政令で定めるものに係る債務を弁済するために必要がある場合には、健康勘定の負担において、借入金をすることができ。

2 前項の規定により借入金をする場合に、第百十一条第五項の規定によるほか、借入金は、健康勘定の歳入とする。

3 健康勘定において、第一項の規定により借入金をする場合に、第三条第二項第五号に掲げる書類を添付することを要しない。

(一般会計から健康勘定への繰入れの特例)

第三十一條 当分の間、第六條の規定にかかわらず、昭和四十八年度以前に旧健康勘定において生じた損失の額及び旧日雇労働者健康保険法に基づく日雇労働者健康保険事業に係る損失に相当する額として政令で定めるものに対応する借

入金の償還並びに当該借入金に係る経費として政令で定めるものの支払の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、一般会計から健康勘定に繰り入れることができる。

2 前項の規定により一般会計から健康勘定に繰り入れる場合には、第百十一条第五項の規定によるほか、借入金の償還金及び利子は、同勘定の歳出とする。

(年金特別会計における特別保健福祉事業に関する経理)

第三十二条 特別保健福祉事業に関する経理は、当分の間、第百八条及び附則第二十九条の規定にかかわらず、年金特別会計において行うものとする。

2 前項の特別保健福祉事業(次項から附則第三十八条までにおいて「特別事業」という。)とは、国民保健の向上及び老人福祉の増進を目的として国民の老後における健康の保持及び適切な医療の確保を図るため、特別保健福祉事業資金の運用による利益金を財源として行う次に掲げるものをいう。

一 社会保険診療報酬支払基金が行う老人保健法第六十四条第三項に規定する老人保健関係業務に対する補助で政令で定めるもの

二 健康保険事業(第百八条に規定する健康保険事業をいう。第四号において同じ。)の管掌者たる政府が納付する老人保健法の規定による拠出金の一部に充てるために行う健康勘定への繰入れ

三 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による船員保険事業(老人保健法の規定による拠出金、国民健康保険法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付を含む。以下「船員保険事業」という。)の管掌者たる政府が納付する老人保健法の規定による拠出金の一部に充てるため及び船員保険事業の福祉事業費のうち政令で定めるものに充てるために行う船員保険特別会計への繰入れ

四 前三号に掲げるもののほか、健康保険事業

の保健事業、福祉事業その他の事業に係る財政上の措置であつて政令で定めるもの

3 第一項の規定により特別事業に関する経理を年金特別会計において行う場合には、同会計の業務勘定(次項から附則第三十七条までにおいて「業務勘定」という。)に特別保健福祉事業資金を置き、次条第二項の規定による繰入金、特別保健福祉事業資金の運用による利益金及び附則第三十七条第一項の規定による繰入金をもってこれに充てる。

4 第一項の規定により特別事業に関する経理を年金特別会計において行う場合には、第百十一条第七項の規定によるほか、特別保健福祉事業資金からの受入金及び特別事業に係る附属雑収入は業務勘定の歳入とし、特別保健福祉事業資金への繰入金、特別事業に要する経費及び一般会計への繰入金は業務勘定の歳出とする。

5 第一項の規定により特別事業に関する経理を年金特別会計において行う場合には、第百十一条第五項の規定によるほか、業務勘定からの繰入金は、健康勘定の歳入とする。

(一般会計から業務勘定への繰入れの特例)

第三十三条 特別保健福祉事業資金に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から業務勘定に繰り入れることができる。

2 前項の規定による一般会計からの繰入金に相当する金額は、業務勘定から特別保健福祉事業資金に繰り入れなければならない。

(特別保健福祉事業資金から業務勘定への繰入れ)

第三十四条 特別事業に要する経費に充てるため、予算で定める金額を限り、特別保健福祉事業資金から業務勘定の歳入に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金の額は、旧厚生保険特別会計法第十九条第三項の規定により特別保健福祉事業資金を設置した年度(以下この項において「設置年度」という。)から当該繰入れをする

年度までに生じた特別保健福祉事業資金の運用による利益金及び設置年度から当該繰入れをする年度の前年度までに附則第三十七条第一項又は旧厚生保険特別会計法第十九条ノ六第一項の規定により特別保健福祉事業資金へ組み入れた金額の合計額に相当する金額(設置年度から当該前年度までに前項若しくは旧厚生保険特別会計法第十九条ノ三第一項の規定により繰り入れた金額又は附則第三十七条第一項若しくは旧厚生保険特別会計法第十九条ノ六第一項の規定により組み入れた金額がある場合には、その合計額を控除した金額に相当する金額)を限度とする。

(業務勘定から厚生年金勘定への繰入れ)

第三十五条 厚生年金保険事業の長期的安定を確保するために必要がある場合には、特別事業の必要性を勘案しつつ、特別保健福祉事業資金の金額を限度として、予算で定める金額を限り、業務勘定から厚生年金勘定に繰り入れることができる。

2 前項の規定により繰入れをする場合には、当該繰入金に相当する金額を、特別保健福祉事業資金から業務勘定の歳入に繰り入れなければならない。

3 第一項の規定により繰入れをした場合には、当該繰入金額は、附則第二十六条又は第二十七条の規定により一般会計から厚生年金勘定に繰り入れられたものとみなす。

4 前項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

5 附則第二十六条及び第二十七条の規定により一般会計から厚生年金勘定に繰り入れるべき金額の合計額に相当する金額が一般会計から同勘定に繰り入れられた場合(第三項の規定により繰り入れられたものとみなされる場合を含む。)において、特別保健福祉事業資金に残額があるときは、特別事業の必要性を勘案して、当該残額を限度として、予算で定める金額を限り、業務勘定から一般会計に繰り入れることができる。

6 前項の規定により繰入れをする場合には、第二項の規定を準用する。

(業務勘定における特別保健福祉事業資金の受払いの経理)

第三十六条 特別保健福祉事業資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、業務勘定の歳入歳出外として経理するものとする。

(業務勘定における剰余金の処理の特例)

第三十七条 業務勘定において、毎会計年度の特別事業に係る歳入額から当該年度の特別事業に係る歳出額を控除して剰余金がある場合には特別保健福祉事業資金に組み入れ、不足がある場合には特別保健福祉事業資金から補足するものとする。

2 附則第三十二条第一項の規定により特別事業に関する経理を年金特別会計において行う場合における第百九条において読み替えて適用する第八條第一項の規定の適用については、同項中「歳入歳出の決算上剰余金を生じた」とあるのは、「歳入額(附則第三十二条第二項に規定する特別事業に係るものを除く。)から当該年度の歳出額(同項に規定する特別事業に係るものを除く。)を控除して剰余金がある」とする。

(年金特別会計において特別事業に関する経理を行う場合における船員保険特別会計の歳入の特例)

第三十八条 附則第三十二条第一項の規定により特別事業に関する経理を年金特別会計において行う場合における附則第九十三條第一号の規定の適用については、同号中「ホ 附属雑収入」とあるのは、「ホ 年金特別会計の業務勘定からの繰入金」とする。

(食料安定供給特別会計と一般会計との間における国有財産の使用の特例)

第三十九条 次に掲げる場合には、当分の間、食料安定供給特別会計と一般会計との間において無償として整理することができる。

三六

（国有林野事業特別会計における借入金の特例）
第四十二条 当分の間、第十三条の規定にかかわ

(国有林野事業特別会計の歳入及び歳出の特例)

二 漁船乗組員給与保険法第二十九条の規定による納付金

勘定 特殊保険再保険事業の再保険金及び再保
員給与保険勘定 漁船乗組員給与保険再保険事

除料の還付金に充てるために必要な経費
業の再保険金及び再保険料の還付金に充てるた
めに必要な経費」と、同条第二項中「二 漁船特

殊保険勘定 殊保険再保険事業の再保険料を
もつて当該年度における殊保険再保険事業の
再保険金及び再保険料の還付金を支弁するの
に不足する金額」とあるのは「二 漁船特殊保険勘

定 殊保険再保険事業の再保険料をもつて当
給与保険勘定 漁船乗組員給与保険再保険事業
該年度における殊保険再保険事業の再保険金
の再保険料をもつて当該年度における漁船乗組
員給与保険再保険事業の再保険金及び再保険料
金額

の還付金を支弁するのに不足する金額」と、第
百八十一条中「又は」とあるのは「漁船乗組員
給与保険勘定又は」とする。

(貿易再保険特別会計から一般会計への繰入れ
の特例)

第四十七条 一般会計から附則第六十六条第十二
号の規定による廃止前の貿易再保険特別会計法
に基づく貿易再保険特別会計に繰り入れた繰入
金のうち、将来における再保険金(第百八十四
条第二号イに規定する再保険金をいう。以下こ
の項において同じ。)及び保険金(貿易保険法の
一部を改正する法律(平成十一年法律第二百二
号)による改正前の貿易保険法に規定する保険
金をいう。以下この項において同じ。)の支払に
係る債務の履行に必要な経費並びに再保険金及
び保険金の支払財源の不足に充てるための経費
として繰り入れた金額に相当する金額について
は、貿易再保険特別会計の収入支出の状況等を
勘案し、平成二十二年度までを目途に、予算で
定めるところにより、同会計から一般会計に繰
り入れるものとする。

2 前項の規定により一般会計に繰入れをした場
合には、その繰入金金額により貿易再保険特

別会計の資本を減少するものとする。
(特許特別会計と一般会計との間における国有
財産の所管換等の特例)

第四十八条 附則第六十六条第三十一号の規定に
よる廃止前の特許特別会計法(昭和五十九年法
律第二十四号)附則第二条第一項の規定により
同法に基づく特許特別会計に帰属することと
なった国有財産で特許特別会計において使用す
るの必要がなくなったものについて、政令で定め
るところにより、一般会計に所管換又は所屬替
をする場合には、当分の間、特許特別会計と一
般会計との間において無償として整理すること
ができる。

(社会資本整備事業特別会計の治水勘定の歳入
及び歳出の特例等)

第四十九条 河川法附則第五項若しくは第六項、
砂防法第五十二条第一項若しくは第二項、地す
べり等防止法附則第八條第一項、独立行政法人
水資源機構法附則第六條の規定による廃止前の
水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十
八号。以下「旧水公団法」という。)附則第九條第
一項若しくは第十條第一項、独立行政法人水資
源機構法附則第五條第一項、土地区画整理法
(昭和二十九年法律第百十九号)附則第二項又は
民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第
十五條第一項の規定による無利子の貸付け(旧
水公団法附則第九條第一項の規定による無利子
の貸付けにあつては旧水公団法第十八條第一項
第一号及び第二号に掲げる事業(治水関係災害
復旧事業関係事業(第百九十八條第二項に規定
する治水関係災害復旧事業関係事業をいう。以
下同じ。))に該当するものを除く。)で旧水公団法
第五十五條第二号に規定する施設に係るものに
要する費用に係るものに、土地区画整理法附則
第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措
置法附則第十五條第一項の規定による無利子の
貸付けにあつては第百九十八條第二項第一号か
ら第三号までに掲げる事業(治水関係災害復旧
事業関係事業に該当するものを除く。)に要する

費用に係るものに限る。以下この条において同
じ。に關する経理は、当分の間、第百九十八條
第一項の規定にかかわらず、治水勘定において
行うものとする。

2 前項の規定により同項に規定する経理を治水
勘定において行う場合又は社会資本整備特別措
置法第七條第二項の規定により一般会計から同
勘定に繰入れを行う場合における第二百一十條第
一項及び第二百三條第一項の規定の適用につ
いては、第二百一十條第一項第一号イ中「一般会計
からの繰入金」とあるのは「第二百三條第一項若
しくは附則第四十九條第六項又は日本電信電話
株式会社の株式の売払収入の活用による社会資
本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十
二年法律第八十六号。第二百三條第一項におい
て「社会資本整備特別措置法」という。第七條第
一項若しくは第二項の規定による一般会計から
の繰入金」と、同号ホ中「納付金」とあるのは「納
付金及び河川法附則第五項若しくは第六項、砂
防法第五十二条第一項若しくは第二項、地すべ
り等防止法附則第八條第一項、独立行政法人水
資源機構法附則第六條の規定による廃止前の水
資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八
号)附則第九條第一項若しくは第十條第一項、
独立行政法人水資源機構法附則第五條第一項、
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)
附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特
別措置法附則第十五條第一項の規定による貸付
金の償還金」と、同項第二号ハ中「交付金」とあ
るのは「交付金及び河川法附則第五項若しくは
第六項、砂防法第五十二条第一項若しくは第二
項、地すべり等防止法附則第八條第一項、独立
行政法人水資源機構法附則第五條第一項、土地
区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進
に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定
による貸付金」と、同号ホ中「一般会計への繰入
金」とあるのは「第二百三條第一項又は附則第四
十九條第三項から第五項まで若しくは第七項の
規定による一般会計への繰入金」と、第二百三

条第一項中「治水事業に要する費用」とあるのは
「治水事業に要する費用(社会資本整備特別措
置法第七條第二項の規定により一般会計から同勘
定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを
除く。）」と、「事務費、同項第三号」とあるのは
「事務費(社会資本整備特別措置法第七條第二項
の規定により一般会計から同勘定に繰り入れら
れる金額をもつて充てるものを除く。」、第百九
十八條第七項第三号」とする。

3 治水勘定において河川法附則第五項若しくは
第六項、砂防法第五十二条第一項若しくは第二
項、地すべり等防止法附則第八條第一項、旧水
公団法附則第九條第一項若しくは第十條第一
項、独立行政法人水資源機構法附則第五條第一
項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開
発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一
項の規定による無利子の貸付金の償還(返還を
含む。以下この項において同じ。)を受けた場合
においては、当該償還の日の属する年度に、当
該貸付金の償還金(返還金を含む。)に相当する
金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるもの
とする。

4 社会資本整備特別措置法第七條第一項の規定
により一般会計から治水勘定に繰り入れられた
繰入金金額が、当該年度における河川法附則第
五項若しくは第六項、砂防法第五十二条第一項
若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條
第一項、旧水公団法附則第十條第一項、独立行
政法人水資源機構法附則第五條第一項、土地区
画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に
関する特別措置法附則第十五條第一項の規定に
よる無利子の貸付金の合計額を超過する場合に
おいては、当該超過額に相当する金額は、翌年
度において社会資本整備特別措置法第七條第一
項の規定による一般会計からの繰入金金額から減
額し、なお残余があるときは、翌々年度までに
同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。
5 社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定
により一般会計から治水勘定に繰入れを行った

場合においては、当該繰入金を同勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額(第七項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額)に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

6 第六条の規定にかかわらず、前項の規定により繰入れを行う場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から治水勘定に繰り入れるものとする。

7 社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から治水勘定に繰り入れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて同勘定において経理されるものの当該年度において要した費用(当該年度において国が負担した費用に限る)を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

(道路整備勘定の歳入及び歳出の特例等)
第五十條 道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三條第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十一号)附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第二項の規定による無利子の貸付け(土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による無

利子の貸付けについては、道路の整備(第百九十八條第三項に規定する道路の整備をいう。以下同じ)に関する事業に要する費用に係るものに限る。以下この条において同じ。及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する貸付金の貸付け並びに道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三條第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第八項の規定による国の補助又は負担(土地区画整理法附則第十三項から第十五項までの規定による国の補助又は負担については、道路の整備に関する事業に要する費用に係るものに限る。以下この条において同じ)に関する経理は、当分の間、第百九十八條第一項の規定にかかわらず、道路整備勘定において行うものとする。

2 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一十條第二項及び第二百三十三條第二項の規定の適用については、第二百一十條第二項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百三十三條第二項若しくは附則第五十條第四項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。第二百三十三條第二項において「社会資本整備特別措置法」という。)第七條第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ハ中「道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十條第一項」とあるのは「道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十條第一項若し

くは附則第七條第一項」と、「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五條第一項」とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五條第一項若しくは附則第十五條第一項」と、「又は都市再生特別措置法第三十條第一項」とあるのは「都市再生特別措置法第三十條第一項、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三條第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十一号)附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第二項」と、同項第二号ロ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五十五條第二項又は附則第五十條第三項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金及び道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三條第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第八項の規定による補助金又は負担金」と、第二百三十三條第二項中「道路整備事業」とあるのは「道路整備事業(道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三條第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関

する特別措置法附則第十五條第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第二項の規定による貸付け及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する貸付金の貸付け並びに社会資本整備特別措置法第七條第二項に規定する当該公共的建設事業で同項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつてその費用に充てるものを除く。」とする。

3 道路整備勘定において道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三條第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第二項の規定による無利子の貸付け及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する貸付金の償還(返還を含む。以下この項において同じ)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む)に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

4 第六條の規定にかかわらず、道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三條第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第八項の規定による

国の補助又は負担を行う場合には、当該国の補助又は負担を行う年度に、当該国の補助又は負担を行う金額に相当する金額を、一般会計から道路整備勘定に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から道路整備勘定に繰り入れられた繰入金金の額が、当該年度における道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三項第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七項第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第二項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

6 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から道路整備勘定に繰り入れを行った場合においては、当該繰入金金を同勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金金に相当する金額(第八項の規定により繰り入れを行った場合においては、当該繰入金金に相当する金額を控除した金額)に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

7 第六条の規定にかかわらず、前項の規定により繰り入れを行う場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から道路整備勘定に繰り

入れるものとする。

8 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から道路整備勘定に繰り入れられた繰入金金の額が、同項に規定する当該公共建設事業であつて同勘定において経理されるものの当該年度において要した費用(当該年度において国が負担した費用に限る。)を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による一般会計からの繰入金金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

9 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第百二二号)第三十七条第四号の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)附則第十四条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、当分の間、第百九十八条第一項及び第一項の規定にかかわらず、道路整備勘定において行うものとする。

10 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合における第二百一条第二項第一号への規定の適用については、同号へ「踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第九条第一項」とあるのは、「踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第九条第一項」とあるのは、「踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第九条第一項、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第百二二号)第三十七条第四号の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)附則第十四条第一項」とする。

11 民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第二項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、当分の間、第百九十八条第一項並びに第一項及び第九項の規定にかかわらず、道路整備勘定において行うものとする。

12 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合における第二百一条第二項第一号への規定の適用については、同号

へ「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項」とあるのは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項若しくは附則第十五条第二項」とする。

13 日本道路公団等民営化関係法施行法第五十六条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)第三条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、当分の間、第百九十八条第一項並びに第一項、第九項及び第十一項の規定にかかわらず、道路整備勘定において行うものとする。

14 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合における第二百一条第二項第一号への規定の適用については、同号へ「又は幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第十一条第一項(昭和五十五年法律第三十四号)第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項」とあるのは、「幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項又は日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第百二二号)第五十六条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)第三条第一項」とする。

(港湾勘定の歳入及び歳出の特例等)
第五十一条 当分の間、第二百一条第三項の規定によるほか、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第三十八号)附則第五条に規定する貸付金の償還金は、港湾勘定の歳入とする。

2 港湾法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)附則第七項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、当分の間、第百九十八条第一項の規定にかかわらず、港湾勘定において行うものと

する。

3 前項の規定により同項に規定する経理を港湾勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れを行う場合における第二百一条第三項及び第二百三条第三項の規定の適用については、第二百一条第三項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百三条第三項若しくは附則第五十一条第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二百三条第三項において「社会資本整備特別措置法」という。)第七条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号二中「第五十五条の八第一項」とあるのは「第五十五条の八第一項、附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)附則第七項、沖縄振興特別措置法附則第六条第一項」と、同項第二号二中「第五十五条の八第一項」とあるのは「第五十五条の八第一項、附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項、沖縄振興特別措置法附則第六条第一項」と、同号ホ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五条第三項又は附則第五十一条第四項から第六項まで若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金」と、第二百三条第三項中「負担するもの」とあるのは「負担するもの(社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。）」と、「事務費」とあるのは「事務費(社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。）」とする。

4 港湾勘定において港湾法附則第十五項から第

十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第一項の規定による無利子の貸付金の償還(返還を含む。以下この項において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む。)に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七條第一項の規定により一般会計から港湾勘定に繰り入れられた繰入金金の額が、当該年度における港湾法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七條第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

6 社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から港湾勘定に繰り入れを行った場合においては、当該繰入金金を同勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額(第八項の規定により繰り入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額)に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

7 第六條の規定にかかわらず、前項の規定により繰り入れを行う場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から港湾勘定に繰り入れるものとする。

8 社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から港湾勘定に繰り入れられた繰入金金の額が、同項に規定する当該公共建設

事業であつて同勘定において経理されるものの当該年度において要した費用(当該年度において国が負担した費用に限る。)を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

(社会資本整備事業特別会計と一般会計との間における国有財産の所管換等の特例)
第五十二條 社会資本整備事業特別会計に所属する国有財産で、空港(第九十八條第五項に規定する空港をいう。以下同じ。)における関税法(昭和二十九年法律第六十一号)その他の関税法規による関税の賦課徴収並びに輸出入貨物、航空機及び旅客の取締り並びに検査法(昭和二十六年法律第二百一十号)の規定による検査のためには、当分の間、政令で定めるところにより、各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)の所管に属する国有財産とするため、一般会計に所管換又は所屬替をするものとする。

2 次に掲げる場合には、当分の間、社会資本整備事業特別会計と一般会計との間において無償として整理することができる。

一 前項の規定により所管換又は所屬替をする場合

二 前項の規定により社会資本整備事業特別会計から一般会計に所管換又は所屬替をした国有財産で一般会計において使用する必要があるものその他の一般会計に所屬する国有財産のうち、空港整備勘定の業務の用に供するため必要があるものについて、政令で定めるところにより、社会資本整備事業特別会計に所管換又は所屬替をする場合
三 前項に規定する事務のために使用する場合は、その他政令で定める場合において、社会資本

整備事業特別会計に所屬する国有財産を一般会計において使用せるとき。

四 空港整備勘定の業務のために使用する必要がある場合において、一般会計に所屬する国有財産を、政令で定めるところにより、社会資本整備事業特別会計において使用せるとき。

五 空港整備勘定に所屬する株式で社会資本整備事業特別会計において保有する必要があるものについて、政令で定めるところにより、一般会計に所管換をする場合
六 社会資本整備事業特別会計と一般会計との間において、第一項の規定により所管換又は所屬替をする場合には、国有財産法第十二條本文及び第十四條本文の規定は、適用しない。

(空港整備勘定の歳入及び歳出の特例等)
第五十三條 当分の間、第六條の規定にかかわらず、毎会計年度、空港の緊急な整備等に資するため、次に掲げる額の合算額(当該年度の前々年度の航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額(以下この項において「航空機燃料税の収入額の予算額」という。))が、同年度の航空機燃料税の収入額の決算額の十三分の十一に相当する金額(第一号において「航空機燃料税の収入額の決算額」という。)を超える場合は、第一号に掲げる額から当該超える額を控除した額に相当する金額を、予算で定めるところにより、一般会計から空港整備勘定に繰り入れるものとする。

一 当該年度の航空機燃料税の収入額の予算額
二 当該年度の前々年度の航空機燃料税の収入額の予算額が当該前々年度の航空機燃料税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額
三 当分の間、第二百一十條第四項の規定によるほか、離島における空港の効率的な利用及び整備に資するため、国が当該離島への旅客の運送の用に供される飛行機(短い離着陸距離で発着す

ることが出来る政令で定める特別の性能を有するものに限る。)の購入に要する費用の一部を補助する場合における当該補助金は、空港整備勘定の歳出とする。

3 空港整備法附則第八項から第十一項まで若しくは中部国際空港の設置及び管理に關する法律附則第二條第一項の規定による無利子の貸付けに關する経理を空港整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れを行う場合における第二百一十條第四項及び第二百一十條第四項の第一号ハ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百一十條第四項若しくは附則第五十三條第一項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。第二百一十條第四項において「社会資本整備特別措置法」という。))第七條第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ハ中「公共用飛行機場周辺における航空機騒音による障害の防止等に關する法律(昭和四十二年法律第十号。第三十三條、関西国際空港株式會社法(昭和五十九年法律第五十三号)第七條の四第二項若しくは第十條、中部国際空港の設置及び管理に關する法律(平成十年法律第三十六号)第九條若しくは附則第二條第一項」と、同項第二号ホ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五條第四項又は附則第五十三條第四項から第六項まで若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金」と、第二百一十條第四項中「費用」とあるのは「費用(社

險關係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業（以下「自動車損害賠償責任再保険事業等」という。）並びに

自賠法(第二百十條第二項)に規定する自賠法をいう。以下同じ。附則第四項の自動車事故対策計画(以下「自動車事故対策計画」という。)に基づく自賠法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助(以下「自動車事故対

策計画に基づく交付等」という。)に関する経理は、当分の間、第二百十条第一項の規定にかかわらず、自動車安全特別会計において行うもの

とする。

② 前項の規定により自動車事故対策計画に基づく交付等に関する経理を自動車安全特別会計において行う場合においては、同会計は、保障勘

定、自動車検査登録勘定及び自動車事故対策勘定に区分する。

(保障勘定の基金)

第五十六条 前条第一項の規定により自動車損害

賠償責任再保険事業等に関する経理を自動車安全特別会計において行う場合において、同会計の保障勘定においては、附則第六十七条第一項の第八号の規定により設置する自動車損害賠償保

障事業特別会計（以下この項及び次条第一項において「暫定自動車損害賠償保障事業特別会計」という。）の廃止の際における暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保険料等充当交付金勘定

の基金の額に相当する金額をもつて基金とする。

② 前項の基金の金額は、附則第五十九条第一項又は第二項の規定による整理が行われることにより増減するものとする。

第五十七条 自動車事故対策勘定においては、暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の廃止の際における暫定自動車損害賠償保障事業特別会計

の自動車事故対策勘定の基金の額に相当する金額をもって基金とする。

② 前項の基金の金額は、附則第六十条第一項又は第二項の規定による整理が行われることによ

り増減するものとする。

(自動車事故対策勘定における歳入及び歳出)

第五十八条 自動車事故対策勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 積立金からの受入金

ロ 積立金から生ずる収入

ハ 自動車事故対策計画に基づく自賠法附則

第五項の規定による貸付金の償還金

ニ 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第百八十三号)第十五条第三

項の規定による納付金

ホ 附属雑収入

二 歳出

イ 自動車事故対策計画に基づく自賠法附則

第五項の規定による交付金並びに出資金及び貸付金並びに補助金

ロ 自動車検査登録勘定への繰入金

ハ 一時借入金の利子

ニ 附属諸費

(保障勘定における利益及び損失の処理の特例)

第五十九条 第二百十八条の規定にかかわらず、保障勘定において、毎会計年度の自動車損害賠償責任再保険事業等に係る損益計算上利益を生じた場合には、同勘定の基金に組み入れて整理するものとする。

2 第二百十八条の規定にかかわらず、保障勘定において、毎会計年度の自動車損害賠償責任再保険事業等に係る損益計算上損失を生じた場合には、同勘定の基金を減額して整理するものとする。

第六十条 自動車事故対策勘定において、毎会計年度の損益計算上利益を生じた場合には、同勘定の基金に組み入れて整理するものとする。

2 自動車事故対策勘定において、毎会計年度の損益計算上損失を生じた場合には、同勘定の基金を減額して整理するものとする。

第六十一条 附則第五十五条第一項の規定により自動車損害賠償責任再保険事業等に関する経理を自動車安全特別会計において行う場合において、保障勘定においては、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金のうち、自動車検査登録勘定への繰入金(自動車損害賠償責任再保険事業等に係るものに限る。)、なお効力を有する旧自賠法第四十条第一項の規定による再保険の再保険金及び同条第二項の規定による保険の保険金(以下「自動車損害賠償責任再保険金等」という。)、なお効力を有する旧自賠法第四十五条第二項(なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。))の規定による返還金並びに一時借入金の利子に充てるために将来必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、自動車検査登録勘定への繰入金(自動車損害賠償責任再保険事業等に係るものに限る。)、自動車損害賠償責任再保険金等、なお効力を有する旧自賠法第四十五条第二項(なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。))の規定による返還金及び一時借入金の利子の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、保障勘定の歳入に繰り入れることができる。

(自動車事故対策勘定の積立金)

第六十二条 自動車事故対策勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、自動車事故対策計画を安定的に実施するために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、自動車事故対策計画を実施するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、自動車事故対策勘定の歳入に繰り入れることができる。

(自動車安全特別会計において附則第五十五条第一項の規定による経理を行う場合における歳入及び歳出の特例等)

第六十三条 附則第五十五条第一項の規定による経理を自動車安全特別会計で行う場合における第二百十三条から第二百十六条まで及び第二百十九条の規定の適用については、第二百十三条第一項第一号中「ホ 附属雑収入」とあるのは、

「ホ 積立金からの受入金
「ロ 積立金から生ずる収入
「ハ 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特
チ 附属雑収入

別会計法の一部を改正する法律(平成十三年法律第八十三号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法(以下この節において「なお効力を有する旧自賠法」という。))第四十六条(なお効力を有する旧自賠法第五十条

第一項において準用する場合を含む。))の規定による納付金 と、同項第二号中「ハ 一時借入金の利子」とあるのは、

「ハ なお効力を有する旧自賠法第四十条第一項の規定による再保険の再保険金及び子」とあるのは、

「ハ 一時借入金の利子
「ロ 一時借入金の利子
「ニ 附属諸費

同条第二項の規定による保険の保険金
同条第一項において準用する場合を含む。))の規定による返還金 と、同条第二項第一号ホ中「保障勘

定」とあるのは「保障勘定及び自動車事故対策勘定」と、同項第二号イ中「及び自動車検査登録等事務」とあるのは「自動車検査登録等事務、なお効力を有する旧自賠法の規定に基づく再保険関係及び保障関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任再保険事業(以下この節において「自動車損害賠償責任再保険事業等」という。))並びに自賠法附則第四項の自動車事故対策計画に基づく自賠法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助(以下この節において「自動車事故対策計画に基づく交付等」という。))と、第二百十四条中「保障勘定」とあるのは「保障勘定及び自動車事故対策勘定」と、第二百十五条第一項中「の業務の執行に要する経費」とあるのは「及びなお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定に基づく自動車損害賠償責任再保険事業等の業務の執行に要する経費」と、第二百十六条の見出し中「保障勘定」とあるのは「保障勘定及び自動

車事故対策勘定」と、同条中「自動車損害賠償保障事業」とあるのは「自動車損害賠償保障事業及び自動車損害賠償責任再保険事業等」と、「金額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、保障勘定から」とあるのは「金額は保障勘定から、自動車事故対策計画に基づく交付等に係る業務取扱費の財源に充てるため、当該業務取扱費に相当する金額は自動車事故対策勘定から、それぞれ毎会計年度、予算で定めるところにより」と、第二百九十九条中「保障勘定」とあるのは「保障勘定及び自動車事故対策勘定」とする。

(自動車安全特別会計における保険料等充当交付金の交付の経理)

第六十四条 自賠法附則第七項の規定による保険料等充当交付金(以下「保険料等充当交付金」という。)の交付に関する経理は、保険料等充当交付金の交付が完了する年度までの間、第二百零一条第一項及び附則第五十五条第一項の規定にかかわらず、自動車安全特別会計において行うものとする。

第六十五条 前条の規定による経理を自動車安全特別会計で行う場合における附則第五十六条第一項、第五十九条、第六十一条及び第六十三条の規定の適用については、附則第五十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「前条第一項及び附則第六十四条」と、「自動車損害賠償責任再保険事業等」とあるのは「自動車損害賠償責任再保険事業等及び自賠法附則第七項の規定による保険料等充当交付金(以下「保険料等充当交付金」という。)の交付」と、附則第五十九条中「自動車損害賠償責任再保険事業等」とあるのは「自動車損害賠償責任再保険事業等及び保険料等充当交付金の交付」と、附則第六十一条第一項中「附則第五十五条第一項」とあるのは「附則第五十五条第一項及び第六十四条」と、「自動車損害賠償責任再保険事業等」とあるのは「自動車損害賠償責任再保険事業等及び保険料等充当交付金の交付」と、「返還金」とあるのは「返還金、保険料等充当交付金」と、同条第二項中「自動車損害賠償責任再保険事業等」とあるのは「自動車損害賠償責任再保険事業等及び保険料等充当交付金の交付」と、「返還金」とあるのは「返還金、保険料等充当交付金」と、附則第六十三条の見出し中「附則第五十五条第一項」とあるのは「附則第五十五条第一項及び第六十四条」と、同条中「附則第五十五条第一項」とあるのは「附則第五十五条第一項及び次条」と、
ホ 一時借入金の利子
ハ 附属諸費
ト 附属諸費
チ 一時借入金の利子
ツ 一時借入金の利子
テ 一時借入金の利子
ト 附属諸費
チ 一時借入金の利子
ツ 一時借入金の利子
テ 一時借入金の利子

と、「並びに自賠法附則第四項の自動車事故対策計画に基づく自賠法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助(以下この節において「自動車事故対策計画に基づく交付等」という。))とあるのは、「自賠法附則第四項の自動車事故対策計画に基づく自賠法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助(以下この節において「自動車事故対策計画に基づく交付等」という。))並びに保険料等充当交付金の交付」と、「及び自動車損害賠償責任再保険事業等」とあるのは、「自動車損害賠償責任再保険事業等及び保険料等充当交付金の交付」とする。

(法律の廃止)

第六十六条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 国債整理基金特別会計法(明治三十九年法

律第六号)

二 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十

七号)

三 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)

四 森林保険特別会計法(昭和十二年法律第二十六号)

五 厚生保険特別会計法

六 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第一号)

七 農業経営基盤強化措置特別会計法(昭和二十一年法律第四十四号)

八 国有林野事業特別会計法

九 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)

十 国庫余剰金の繰替使用に関する法律(昭和二十四年法律第六十三号)

十一 国立高度専門医療センター特別会計法(昭和二十四年法律第九十号)

十二 貿易再保険特別会計法

十三 外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)

十四 財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第一号)

十五 産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第二百二十二号)

十六 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三号)

十七 自動車損害賠償保障事業特別会計法(昭和三十年法律第三十四号)

十八 国営土地改良事業特別会計法(昭和三十一年法律第七十一号)

十九 特定国有財産整備特別会計法(昭和三十三年法律第十六号)

二十 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)

二十一 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)

二十二 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)

二十三 国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)

二十四 自動車検査登録特別会計法(昭和三十九年法律第四十八号)

二十五 都市開発資金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)

二十六 地震再保険特別会計法(昭和四十一年法律第七十四号)

二十七 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法

二十八 空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)

二十九 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)

三十 電源開発促進対策特別会計法(昭和四十九年法律第八十号)

三十一 特許特別会計法

三十二 登記特別会計法(昭和六十年法律第五十四号)

(暫定的に設置する特別会計)

第六十七条 次の各号に掲げる特別会計を、この法律の施行の日から当該各号に定める年度の末日までの期間に限り、設置する。

一 財政融資資金特別会計 平成十九年度

二 産業投資特別会計 平成十九年度

三 都市開発資金融通特別会計 平成十九年度

四 治水特別会計 平成十九年度

五 道路整備特別会計 平成十九年度

六 港湾整備特別会計 平成十九年度

七 空港整備特別会計 平成十九年度

八 自動車損害賠償保障事業特別会計 平成十九年度

經理については、次条から附則第二百六条までに定めるとおりとする。

3 第一項各号に掲げる特別会計(附則第二百三十一條第一項の規定による場合における食料安定供給特別会計及び附則第二百三十五條第一項の規定による場合における財政投融資特別会計を含む。)に対する第三條第二項第六号、第六條、第八條第一項、第九條第二項第四号、第十三條第一項、第十五條第一項ただし書及び第五項並びに第十八條第一項の規定の適用については、これらの規定中「次章」とあるのは、「附則第六十八條から第二百五十九條まで」とする。

(財政融資資金特別会計の設置の目的)

第六十八條 財政融資資金の運用に関する經理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第五十條の規定にかかわらず、財政融資資金特別会計において行うものとする。

(財政融資資金特別会計の管理)

第六十九條 財政融資資金特別会計は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(財政融資資金特別会計の歳入及び歳出)

第七十條 財政融資資金特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 財政融資資金の運用利殖金

ロ 借入金及び公債の発行収入金

ハ 財政融資資金からの受入金

ニ 積立金からの受入金

ホ 附則第七十九條第一項の規定による取引に基づく収入金

ヘ 附則第八十條第一項各号に係る措置に基づく収入金

ト 繰替金(附則第八十一條第二項ただし書に規定する返還することができない金額に係るものに限る。)

チ 附属雑収入

二 歳出

イ 財政融資資金預託金の利子

ロ 財政融資資金の運用損失金

ハ 運用手数料
ニ 事務取扱費

ホ 財政融資資金法第九條第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子

ヘ 附則第七十三條第三項の規定による国債整理基金特別会計への繰入金

ト 借入金及び公債の償還金及び利子

チ 財政融資資金への繰入金

リ 附則第七十九條第一項の規定による取引に要する経費

ヌ 附則第八十一條第二項ただし書の規定による繰替金の返還金

ル 公債及び融通証券の発行及び償還に関する諸費

ヲ 附属諸費

(財政融資資金特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第七十一條 第三條第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、財政融資資金特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

(財政融資資金特別会計における利益及び損失の処理)

第七十二條 財政融資資金特別会計において、平成十九年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

2 次条第三項の規定による繰入金に相当する金額は、前項の繰越利益の額から減額して整理するものとする。

(財政融資資金特別会計の積立金)

第七十三條 財政融資資金特別会計において、平成十九年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、同年度の歳入の収納済額(次項において「収納済額」という。)から同年度の歳出の支出済額と附則第八十四條の規定による歳出金の翌年度への繰越額のうち支払義務が生じた歳出金であつて平成十九年度の

出納の完結までに支出済みとならなかったものとの合計額(次項において「支出済額等」という。)を控除した金額に相当する金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 財政融資資金特別会計の平成十九年度の決算上収納済額が支出済額等に不足する場合には、前項の積立金から補足するものとする。

3 第一項の積立金が平成十九年度の末日において政令で定めるところにより算定した金額を超える場合には、予算で定めるところにより、その超える金額に相当する金額の範囲内で、同項の積立金から財政融資資金特別会計の歳入に繰り入れ、当該繰り入れた金額を、同会計から国債整理基金特別会計に繰り入れることができる。

4 財政融資資金特別会計において、平成十九年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、第八條第二項の規定は、適用しない。

(財政融資資金特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類)

第七十四條 第九條第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、財政融資資金特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該年度末における運用資産明細表を添付しなければならない。

(財政融資資金特別会計における借入金対象経費)

第七十五條 財政融資資金特別会計における借入金対象経費は、財政融資資金の運用の財源に充てるために必要な経費とする。

(財政融資資金特別会計における公債)

第七十六條 財政融資資金特別会計において、財政融資資金の運用の財源に充てるために必要がある場合には、同会計の負担において、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定により公債を発行する場合には、第三條第二項第一号から第五号まで及び附則第七十一條に規定する書類のほか、歳入歳出予定計算書等に、当該年度に発行を予定する公債の発行及び償還の計画表を添付しなければならない。

(財政融資資金特別会計における借入金の借入限度及び公債の発行限度の繰越し)

第七十七條 第十四條の規定にかかわらず、財政融資資金特別会計において、第十三條第二項又は前条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入金の借入れ又は公債の発行をしなかつた金額がある場合には、当該金額を限度として、かつ、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第三條の規定によりその翌年度において運用することができ金額の範囲内で、当該翌年度において適用する第十三條第三項において読み替えて適用する第十三條第一項(以下「読替後の第十三條第一項」という。)及び附則第七十五條の規定により借入金をし、又は前条第一項の規定により公債を発行することができる。

(財政融資資金特別会計における財政融資資金への繰入れ等)

第七十八條 財政融資資金特別会計において、借入金をし、又は公債を発行した場合に、当該借入金又は当該公債の発行収入金に相当する金額を、財政融資資金に繰り入れるものとする。

2 前項の借入金又は公債の償還金がある場合には、当該償還金に相当する金額を、財政融資資金から財政融資資金特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

(財政融資資金特別会計の適切な管理のための金利スワップ取引)

第七十九條 財務大臣は、財政融資資金特別会計の適切な管理のため、同会計の負担において、金利スワップ取引(第六十五條第二項に規定する金利スワップ取引をいう。)を行うことができる。

2 財務大臣は、前項の規定による取引に関する事務を、日本銀行に取り扱わせることができる。

(財政融資資金特別会計における財政融資資金の運用の財源に充てるための措置)

第八十条 財務大臣は、財政融資資金において運用の財源に充てるために必要があるときは、運用資産(第六十六条第一項に規定する運用資産をいう。以下この条において同じ。)を財政融資資金特別会計に帰属させ、当該運用資産について、当該帰属させた年度内に、次に掲げる措置をとることができる。

一 信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関に信託し、当該信託受益権を譲渡すること。

二 資産対応証券(資産の流動化に関する法律第二条第十一項に規定する資産対応証券をいう。)を当該年度内に発行する特定目的会社(同条第三項に規定する特定目的会社をいう。)に譲渡すること。

2 前項の規定に基づき運用資産を財政融資資金特別会計に帰属させた場合には、当該運用資産の元本に相当する額を、同会計から財政融資資金に繰り入れるものとする。

3 財務大臣は、第一項各号に掲げる措置をとった場合には、同項第一号の規定により信託した運用資産又は同項第二号の規定により譲渡した運用資産に係る元利金の回収その他回収に関する業務を受託することができる。

(財政融資資金特別会計における財政融資資金の繰替使用)

第八十一条 財政融資資金特別会計においては、財政融資資金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による繰替金を返還する場合に、当該年度の歳入(附則第七十三条第二項の規定による積立金からの補足を含む。以下この項において同じ。)をもって返還しなければなら

ない。ただし、歳入不足のため返還することができない場合には、第十五条第六項の規定にかかわらず、その返還することができない金額を限り、繰替使用をしたときから一年内に返還することができる。

(財政融資資金特別会計から国債整理基金特別会計への繰入れ)

第八十二条 平成十九年度の公債の償還金及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、同年度において、財政融資資金特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2 財政融資資金特別会計の借入金又は公債については、第四十六条第一項及び第四十七条の規定は、適用しない。

(財政融資資金特別会計における利子の支払事務の委託)

第八十三条 財務大臣は、財政融資資金預託金の利子の支払を、日本銀行に取り扱わせることができる。

2 財務大臣は、前項に規定する財政融資資金預託金の利子の支払をさせる場合には、その利子の支払に必要な資金を、日本銀行に交付することができる。

(財政融資資金特別会計における繰越し)

第八十四条 財政融資資金特別会計において、平成十九年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

(産業投資特別会計の設置の目的)

第八十五条 産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資(第五十条に規定する投資をいう。附則第八十八条第三号及び第九十一条第一項において同じ。)に関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第五十条の規定にかかわらず、産業投資特別会計において行うものとする。

(産業投資特別会計の管理)

第八十六条 産業投資特別会計は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(産業投資特別会計の歳入及び歳出)

第八十七条 産業投資特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 出資に対する配当金

ロ 出資の回収金

ハ 貸付金の償還金及び利子

ニ この会計に帰属する納付金

ホ 投資財源資金からの受入金

ヘ 一般会計からの繰入金

ト 外貨債(第五十三条第二項第一号トに規定する外貨債をいう。以下同じ。)の発行による収入金

チ 附属雑収入

二 歳出

イ 出資の払込金

ロ 貸付金

ハ 一般会計への繰入金

ニ 一時借入金の利子

ホ 外貨債の償還金及び利子

ヘ 外貨債の発行及び償還に関する諸費

ト 附属諸費

(産業投資特別会計の歳入歳出予算計算書等の添付書類)

第八十八条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、産業投資特別会計においては、歳入歳出予算計算書等に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前々年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三 前年度及び当該年度の投資の計画表

四 外貨債の発行を予定する年度にあつては、その発行及び償還の計画表

(産業投資特別会計における一般会計からの繰入対象経費)

第八十九条 産業投資特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、産業投資特別会計における出資の払込金、貸付金、一時借入金の利

子、外貨債の償還金及び利子並びに外貨債の発行及び償還に関する諸費に要する経費とする。

(産業投資特別会計における資本並びに利益及び損失の処理)

第九十条 産業投資特別会計においては、附則第六十六条第十五号の規定による産業投資特別会計法の廃止の際における同法に基づく産業投資特別会計の資本の額に相当する金額をもって資本とする。

2 産業投資特別会計においては、次条第一項に規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

3 第六条及び前条の規定による一般会計からの繰入金並びに前項に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額は、産業投資特別会計の資本に組み入れて整理するものとする。

4 産業投資特別会計において、平成十九年度の損益計算上利益を生じた場合には、利益積立金に組み入れて整理し、損失を生じた場合には、利益積立金を減額して整理するものとする。

5 産業投資特別会計においては、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れることができる。

6 第八条第二項及び前項の規定による一般会計への繰入金に相当する金額は、第四項の利益積立金の額から減額して整理するものとする。

(産業投資特別会計の投資財源資金)

第九十一条 産業投資特別会計においては、投資の財源の一部を補足すべき原資の確保を図るために投資財源資金を置き、一般会計からの繰入金及び投資財源資金の運用による利益金をもってこれに充てる。

2 投資財源資金は、予算で定めるところにより、使用するものとする。

3 投資財源資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、産業投資特別会計の歳入歳出外として経理するものとする。

4 産業投資特別会計において第十二条の規定による運用により利益金を生じた場合には、当該

利益金を、投資財源資金に編入するものとする。

(産業投資特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類)

第九十二条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、産業投資特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(産業投資特別会計から国債整理基金特別会計への繰入れ)

第九十三条 平成十九年度の外貨債の償還金及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、同年度において、産業投資特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(都市開発資金金融通特別会計の設置の目的)

第九十四条 都市開発資金の貸付けに関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第百九十八条第一項並びに附則第五十四条第一項及び第五項の規定にかかわらず、都市開発資金金融通特別会計において行うものとする。

2 この条から附則第百一条までにおいて「都市開発資金の貸付け」とは、都市開発資金の貸付けに関する法律第一条の規定による国の貸付けをいう。

(都市開発資金金融通特別会計の管理)

第九十五条 都市開発資金金融通特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(都市開発資金金融通特別会計の歳入及び歳出)

第九十六条 都市開発資金金融通特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

- 一 歳入
 - イ 都市開発資金の貸付けに係る貸付金の償還金及び利子
 - ロ 一般会計からの繰入金
 - ハ 借入金

二 附属雑収入

イ 都市開発資金の貸付けに係る貸付金
ロ 借入金の償還金及び利子
ハ 一時借入金の利子

ニ 事務取扱費
ホ 附属諸費

(都市開発資金金融通特別会計の歳入歳出予定計算書の添付書類)

第九十七条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、都市開発資金金融通特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

(都市開発資金金融通特別会計における一般会計からの繰入対象経費)

第九十八条 都市開発資金金融通特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、都市開発資金の貸付けに要する費用とする。

(都市開発資金金融通特別会計における利益及び損失の処理)

第九十九条 都市開発資金金融通特別会計において、平成十九年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

(都市開発資金金融通特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類)

第一百条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、都市開発資金金融通特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(都市開発資金金融通特別会計における借入金対象経費)

第一百一条 都市開発資金金融通特別会計における借入金対象経費は、都市開発資金の貸付けに係る貸付金を支弁し、又は当該貸付金の償還金を再貸付けに充てたことにより一時的に不足する借

入金の償還金を支弁するために要する費用とする。

(都市開発資金金融通特別会計の歳入及び歳出の特例等)

第一百二条 都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項、第三項又は第六項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第百九十八条第一項並びに附則第五十四条第一項及び第五項並びに第九十四条第一項の規定にかかわらず、都市開発資金金融通特別会計において行うものとする。

2

前項の規定により同項に規定する経理を都市開発資金金融通特別会計において行う場合における附則第九十六条及び第九十八条の規定の適用については、附則第九十六条第一号イ中「都市開発資金の貸付け」とあるのは「都市開発資金の貸付け及び都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項、第三項又は第六項の規定による無利子の貸付け」と、同号ロ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「附則第九十八条の規定による一般会計からの繰入金及び社会資本整備特別措置法第七条第五項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金」と、同条第二号イ中「都市開発資金の貸付け」とあるのは「都市開発資金の貸付け及び都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項、第三項又は第六項の規定による無利子の貸付け」と、同号ロ中「借入金の償還金及び利子」とあるのは「借入金

の償還金及び利子並びに附則第百二条第三項又は第四項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定への繰入金」と、附則第九十八条中「都市開発資金の貸付け」とあるのは「都市開発資金の貸付け及び都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項、第三項又は第六項の規定による無利子の貸付け」と、同条中「都市開発資金の貸付け」とあるのは「都市開発資金の貸付け及び都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項、第三項又は第六項の規定による無利子の貸付け」とする。

3 都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項又は第三項の規定による無利子の貸付金の償還を受けた場合においては、当該償還の日の属

する年度に、当該貸付金の償還金に相当する金額を、都市開発資金金融通特別会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

4 社会資本整備特別措置法第七条第五項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から都市開発資金金融通特別会計に繰り入れられた繰入金額が、当該年度における都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項又は第三項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同条第五項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに都市開発資金金融通特別会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

5 都市開発資金の貸付けに関する法律附則第四項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、第百九十八条第一項並びに附則第五十四条第一項及び第五項、第九十四条第一項並びに第一項の規定にかかわらず、都市開発資金金融通特別会計において行うものとする。

6 前項の規定により同項に規定する経理を都市開発資金金融通特別会計において行う場合における附則第九十六条及び第九十八条の規定の適用については、これらの規定中「都市開発資金の貸付け」とあるのは、「都市開発資金の貸付け及び都市開発資金の貸付けに関する法律附則第四項の規定による無利子の貸付け」とする。

(治水特別会計の設置の目的)

第一百三十三条 治水事業等に関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第百九十八条第一項及び附則第四十九条第一項の規定にかかわらず、治水特別会計において行うものとする。

2 この条から附則第百八条までにおいて「治水事業」とは、次に掲げる事業で国が施行するものをいう。ただし、治水関係災害復旧事業関係

事業を除く。

一 河川法第三條第一項に規定する河川（同法第百條の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）に関する事業（第四号に該当するもの及び水資源開発等事業（第百九十八條第二項第一号に規定する水資源開発等事業をいう。以下この条において同じ。）に該当するものを除く。）

二 砂防法第一條に規定する砂防設備に関する事業

三 地すべり等防止法第五十一條第一項第一号若しくは第三号に規定する地すべり地域又ははた山に關して同法第三條若しくは第四條の規定によつて指定された地すべり防止区域又ははた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又ははた山崩壊防止工事に関する事業

四 多目的ダム建設工事（第百九十八條第二項第四号に規定する多目的ダム建設工事をいう。以下同じ。）に関する事業

3 第一項の「治水事業等」とは、次に掲げる事務又は事業をいう。

一 治水事業

二 治水関係受託工事（第百九十八條第七項第一号に規定する治水関係受託工事をいう。以下同じ。）

三 前項第一号に規定する河川、同項第二号に規定する砂防設備（砂防法第三條ノ二の規定により砂防設備に関する規定が準用される天然の河岸を含む。）又は同項第三号に規定する地すべり防止区域内にある地すべり防止施設に係る治水関係災害復旧事業等（第百九十八條第七項第二号に規定する治水関係災害復旧事業等をいう。以下この号において同じ。）、海岸法第二條第一項に規定する海岸保全施設（港湾区域（第百九十八條第七項第二号に規定する港湾区域をいう。以下この号において同じ。）、港湾隣接地域（第百九十八條第七項第二号に規定する港湾隣接地域をいう。以下この号において同じ。）及び公告水域（第百九十

八條第七項第二号に規定する公告水域をいう。以下この号において同じ。）に係る海岸保全区域（第百九十八條第七項第二号に規定する海岸保全区域をいう。以下この号において同じ。）内にあるものを除く。）に関する工事で国土交通大臣が施行するもの及びこれらの事業又は工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するものの管理並びに河川法第九條第一項又は海岸法第三十七條の二の規定により国土交通大臣が行う一級河川又は海岸保全区域（港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る海岸保全区域を除く。）の管理（治水関係災害復旧事業等を除く。）に関する政令で定める事務

四 前項第一号から第三号までに掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業を除く。）で都道府県知事が施行するものに係る負担金又は補助金の交付及び同項第一号に掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業を除く。）で市町村長が施行するものに係る負担金又は補助金の交付

五 水資源開発等事業であつて、独立行政法人水資源機構が施行するものに係る交付金の交付

六 治水関係事業（第百九十八條第七項第五号に規定する治水関係事業をいう。附則第百六條第一項第一号ト及び第二号ホにおいて同じ。）に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三條第一項の規定による無利子の貸付け

七 前項第一号から第三号までに掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業を除く。）の施行に必要な土木に係る建設技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及で独立行政法人土木研究所が実施するものに係る出資金の出資又は交付金若しくは施設の整備のための補助金の交付
（治水特別会計の管理）
第百四條 治水特別会計は、国土交通大臣が、法

令で定めるところに従い、管理する。

（治水特別会計の勘定区分）

第百五條 治水特別会計は、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定に区分する。

（治水特別会計の歳入及び歳出）

第百六條 治水勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 特定多目的ダム建設工事勘定からの繰入金

ハ 河川法第五十九條、第六十條第一項若しくは第六十三條第一項、砂防法第十四條第二項（同法第三條ノ二において準用する場合を含む。）若しくは第十七條、特定多目的ダム法第三十三條、地すべり等防止法第二十八條又は沖繩振興特別措置法第七條第五項（同法第九項において準用する場合を含む。）の規定による負担金で治水事業（多目的ダム建設工事に関するものを除く。）に係るもの

ニ 附則第百三條第三項第五号に規定する事業に係る独立行政法人水資源機構法第二十一條第三項又は第二十二條第三項の規定による負担金及び同法第二十四條第二項の規定による納付金

ホ 河川法第六十六條から第六十八條まで、第七十條第一項若しくは第七十條の二第一項、砂防法第十六條又は水道原水水质保全事業の実施の促進に関する法律第十四條第三項の規定による負担金及び附則第百三條第二項第一号から第三号までに掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業を除く。）に係る公害防止事業費事業者負担法第五條の規定による負担金

ヘ 治水関係受託工事（多目的ダム建設工事に関するものを除く。）に係る納付金

ト 治水関係事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法

律第十三條第一項の規定による貸付金の償還金

チ 附則第百三條第三項第七号に規定する業務に係る独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第十四條第三項の規定による納付金

リ 附属雑収入

二 歳出

イ 治水事業（多目的ダム建設工事に関するものを除く。）及び治水関係受託工事（多目的ダム建設工事に関するものを除く。）に要する費用（国が北海道又は沖繩県で行うこれらの事業又は工事に関する事務費を除く。）

ロ 附則第百三條第三項第三号に掲げる事業若しくは工事又は管理並びに多目的ダム建設工事及び治水関係受託工事のうち多目的ダム建設工事に関するもの（以下「多目的ダム関係受託工事」という。）に関する事務費（国が北海道又は沖繩県で行うこれらの事業若しくは工事又は管理に関する事務費を除く。）

ハ 附則第百三條第三項第四号に規定する事業に係る国の負担金及び補助金

ニ 附則第百三條第三項第五号に規定する事業に係る国の交付金

ホ 治水関係事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三條第一項の規定による貸付金

ヘ 附則第百三條第三項第七号に規定する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及に係る国の出資金、交付金及び施設の整備のための補助金
ト 一般会計への繰入金
チ 附属諸費
2 特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
一 歳入
イ 一般会計からの繰入金

口 河川法第六十条第一項若しくは第六十三
条第一項又は沖繩振興特別措置法第七
条第五項の規定による負担金で多目的ダム建
設工事に係るもの

ハ 特定多目的ダム法第七條第一項又は第九
条第一項の規定による負担金及び河川法第
六十七條又は第六十八條の規定による負担
金で多目的ダム建設工事に係るもの

ニ 多目的ダム関係受託工事に係る納付金
ホ 附属雑収入

二 歳出

イ 多目的ダム建設工事及び多目的ダム関係
受託工事に要する費用(工事に關する事務
費を除く。)

ロ 治水勘定への繰入金

ハ 一般会計への繰入金

ニ 特定多目的ダム法第十二條の規定による
還付金

ホ 附属諸費

(治水特別会計の歳入歳出予算計算書等の添付
書類)

第百七条 第三條第二項第一号から第五号までに
掲げる書類のほか、治水特別会計においては、
歳入歳出予算計算書等に、前々年度の事業実績
表並びに前年度及び当該年度の事業計画表を添
付しなければならない。

(治水特別会計における一般会計からの繰入対
象経費)

第百八条 治水勘定における一般会計からの繰入
対象経費は、治水事業(多目的ダム建設工事に
關するものを除く。)に要する費用で国が負担す
るもの、附則第百三條第三項第三号に掲げる事
業若しくは工事又は管理に要する事務費、同項
第四号に掲げる事業に係る負担金及び補助金、
同項第五号に掲げる事業に係る交付金で国が負
担するもの並びに附則第百六條第一項第二号ホ
に規定する貸付金に要する費用とする。

2 特定多目的ダム建設工事勘定における一般会
計からの繰入対象経費は、多目的ダム建設工事

に要する費用で国が負担するものとする。
(特定多目的ダム建設工事勘定から治水勘定へ
の繰入れ)

第百九条 平成十九年度の多目的ダム建設工事又
は多目的ダム関係受託工事に關する事務費の額
に相当する金額は、同年度において、予算で定
めるところにより、特定多目的ダム建設工事勘
定から治水勘定に繰り入れるものとする。

(治水特別会計から一般会計への繰入れ)

第百十條 治水関係受託工事に係る納付金のう
ち、当該工事について一般会計において支弁し
た政令で定める経費の額に相当する金額は、当
該納付金を収納した年度内において、治水関係
受託工事(多目的ダム建設工事に關するものを
除く。)に係るものにあつては治水勘定から、多
目的ダム関係受託工事に係るものにあつては特
定多目的ダム建設工事勘定から、それぞれ一般
会計に繰り入れるものとする。

(治水特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書
類)

第百十一條 第九條第二項第一号から第三号まで
に掲げる書類のほか、治水特別会計において
は、歳入歳出決定計算書に、当該年度の事業実
績表を添付しなければならない。

(特定多目的ダム建設工事勘定に係る整理)

第百十二條 特定多目的ダム建設工事勘定にお
いては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を多目
的ダム建設工事等に係る工事別等の区分(第二
百九條第一項に規定する多目的ダム建設工事等
に係る工事別等の区分をいう。以下同じ。)に
従つて整理しなければならない。

2 第三條第二項第一号から第五号まで及び附則
第百七條に規定する書類(当該年度の事業計画
表を除く。)のうち特定多目的ダム建設工事勘定
に係るものについては、多目的ダム建設工事等
に係る工事別等の区分に従つて作成するものと
する。

3 附則第百八條第二項に規定する経費を一般会
計から繰り入れる場合には、多目的ダム建設工

事等に係る工事別等の区分に従つて行うものと
する。

4 附則第百九條の規定により特定多目的ダム建
設工事勘定から治水勘定に繰り入れる場合に
は、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区
分に従つて行うものとする。

5 附則第百十條の規定により特定多目的ダム建
設工事勘定から一般会計に繰り入れる場合に
は、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区
分に従つて行うものとする。

6 特定多目的ダム建設工事勘定の国庫債務負担
行為は、多目的ダム建設工事等に係る工事別等
の区分に従つて行うものとする。

7 特定多目的ダム建設工事勘定の予算で、その
項又は目が多目的ダム建設工事等に係る工事別
等の区分によつていないものの配賦は、財政法
第三十一條第二項の規定によるほか、多目的ダ
ム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて行
うものとする。

8 特定多目的ダム建設工事勘定の多目的ダム建
設工事等に係る工事別等の区分に應ずる収入金
は、当該区分に應ずる費用の財源に充てるもの
とする。この場合において、その収入金のうち
当該費用の財源に充てない必要がない剰余を生じ
たときにおける当該剰余の処理について必要な
事項は、政令で定める。

9 特定多目的ダム建設工事勘定において、多目
的ダム建設工事等に係る工事別等の区分による
歳出予算の金額を支出するには、当該区分によ
る歳入の収納済額(一時借入金をし、又は国庫
余剰金を繰り替へて使用している場合には、当
該一時借入金又は繰替金の額を加算した額)を
超えてはならない。

10 附則第六十七條第三項において読み替へて適
用する第八條第一項以下「読替後の第八條第
一項」というの規定により剰余金の処理を行
う場合には、特定多目的ダム建設工事勘定につ
いては、多目的ダム建設工事等に係る工事別等
の区分に従つて行うものとする。

11 第九條第一項の規定により歳入歳出決定計算
書を作成する場合には、特定多目的ダム建設工
事勘定については、多目的ダム建設工事等に係
る工事別等の区分に従つて行うものとする。

12 第二項の規定は、第九條第二項第一号から第
三号まで及び前条に規定する書類のうち特定多
目的ダム建設工事勘定に係るものについて準用
する。

13 第十一條の規定により剰余金を財政融資資金
に預託する場合には、特定多目的ダム建設工事
勘定については、多目的ダム建設工事等に係る
工事別等の区分に従つて行うものとする。

14 第十五條第一項の規定により、一時借入金を
し、又は国庫余剰金を繰り替へて使用する場合
には、特定多目的ダム建設工事勘定について
は、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区
分に従つて行うものとする。

(治水特別会計の歳入及び歳出の特例等)

第百十三條 河川法附則第五項若しくは第六項、
砂防法第五十二條第一項若しくは第二項、地す
べり等防止法附則第八條第一項、旧水公団法附
則第九條第一項若しくは第十條第一項、独立行
政法人水資源機構法附則第五條第一項、土地区
画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に
關する特別措置法附則第十五條第一項の規定に
よる無利子の貸付け(旧水公団法附則第九條第
一項の規定による無利子の貸付けにあつては旧
水公団法第十八條第一項第一号及び第二号に掲
げる事業(治水関係災害復旧事業関係事業に該
当するものを除く。))で旧水公団法第五十五條第
二号に規定する施設に係るものに要する費用に
係るものに、土地区画整理法附則第二項又は民
間都市開発の推進に關する特別措置法附則第十
五條第一項の規定による無利子の貸付けにあつ
ては附則第百三條第二項第一号から第三号まで
に掲げる事業(治水関係災害復旧事業関係事業
に該當するものを除く。))に要する費用に係るも
のに限る。以下この条において同じ。に關する
経理は、この法律の施行の日から平成十九年度

の末日までの間、第九十八条第一項並びに附則第四十九条第一項及び第九十三条第一項の規定にかかわらず、治水特別会計において行うものとする。

2 前項の規定により同項に規定する経理を治水特別会計において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から治水特別会計に繰り入れを行う場合における附則第六條及び第九十八條の規定の適用については、附則第六條第六項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「附則第九十八條第一項又は第九十三條第六項の規定による一般会計からの繰入金及び社会資本整備特別措置法第七條第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金」と、同号ハ中「納付金」とあるのは「納付金及び河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項、旧水公団法附則第九條第一項若しくは第十條第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五條第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による貸付金の償還金」と、同項第二号ニ中「交付金」とあるのは「交付金及び河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項、旧水公団法附則第九條第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五條第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による貸付金の償還金」と、同項第二号ニ中「交付金」とあるのは「交付金及び河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項、旧水公団法附則第九條第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五條第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合において、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

七條第六項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金」と、同項第二号ハ中「一般会計への繰入金」とあるのは「附則第九十三條の規定による一般会計への繰入金及び附則第九十三條第五項又は第七項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定への繰入金」と、附則第九十八條第一項中「に要する費用」とあるのは「に要する費用（社会資本整備特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から治水勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。）」と、「事務費、同項第四号」とあるのは「事務費（社会資本整備特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から治水勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。）」と、附則第九十三條第三項第四号」と、同条第二項中「費用」とあるのは「費用（社会資本整備特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。）」とする。

3 治水勘定において河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項、旧水公団法附則第九條第一項若しくは第十條第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五條第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合において、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

地すべり等防止法附則第八條第一項、旧水公団法附則第十條第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五條第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに治水勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れを行った場合においては、当該繰入金を治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（第七項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

6 附則第六十七條第三項において読み替えて適用する第六條（以下「読替後の第六條」という。）の規定にかかわらず、前項の規定により繰入れを行う場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れるものとする。

合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定の繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

（道路整備特別会計の設置の目的）
第九十四條 道路整備事業等に関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第九十八條第一項並びに附則第五十條第一項、第九項、第十一項及び第十三項の規定にかかわらず、道路整備特別会計において行うものとする。

2 この条から附則第九十九條までにおいて「道路整備事業」とは、道路整備費の財源等の特例に関する法律第三條第一項の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額をその実施に要する国が支弁する経費に充てることがされている道路の整備に関する事業で国が施行するもの並びに道路の整備に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けをいう。

3 第一項の「道路整備事業等」とは、道路整備事業並びに道路の整備に関する事業で国が施行するものに密接な関連のあるものであって、道路法第三十八條第一項に規定する道路の占用に関する工事、同法第五十八條第一項に規定する道路に関する工事若しくは道路の維持又は同法第五十九條第一項に規定する他の工事に該当するもののうち国以外の者がその費用の全額を負担し、国が施行するもの（附則第十六條第二号イ及び第二百十條において「道路関係附帯工事」という。）及び国が委託に基づき施行するもの（附則第十六條第六号及び第二百十條において「道路関係受託工事」という。）をいう。
（道路整備特別会計の管理）
第九十五條 道路整備特別会計は、国土交通大臣

が、法令で定めるところに従い、管理する。
(道路整備特別会計の歳入及び歳出)
第百十六条 道路整備特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 附則第百十八条の規定により地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てられる揮発油税の収入

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 道路法第四十九条若しくは第五十条第一項、第二項本文若しくは第三項、道路の修繕に関する法律第二十条第三項ただし書、高速自動車国道法第二十条第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法第二十二條第一項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第六條第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十二條第一項若しくは第三項又は沖縄振興特別措置法第百六条第五項の規定による負担金

ニ 道路法第三十一条第五項、第五十四條の二第一項、第五十五條第一項、第五十八條第一項、第五十九條第一項若しくは第三項若しくは第六十二條、高速自動車国道法第三十条の二若しくは第二十一條第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法第二十二條第一項若しくは第二十一條又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法第七條第一項(同法第八條第三項において準用する場合を含む)、第十三條第一項若しくは第十九條の規定による負担金

ホ 道路法第六十一條第一項の規定により国土交通大臣が徴収する受益者負担金

ヘ 道路関係受託工事に係る納付金
ト 道路整備特別措置法第二十条第一項、踏切道改良促進法第九條第一項又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第十一條第一項若しくは第十三條の四第一項の規定による貸付金の償還金及び道路整備事業に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五

条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三條第一項又は都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金の償還金
チ 道路整備事業に係る独立行政法人土木研究所法第十四條第三項の規定による納付金
リ 道路整備事業に係る出資に対する配当金
ヌ この会計に所属する株式の処分による収入
ル 附属雑収入
二 歳出
イ 道路整備事業、道路関係附帯工事及び道路関係受託工事に要する費用(国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業又は工事に關する事務費を除く。)
ロ 一般会計への繰入金
ハ 附属諸費
(道路整備特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類)
第百十七條 第三條第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、道路整備特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表を添付しなければならない。
(道路整備特別会計における揮発油税の収入の帰属)
第百十八條 揮発油税の収入のうち道路整備費の財源等の特例に関する法律第五條第二項に定める額に相当するものは、同項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てられるため、平成十九年度において、道路整備特別会計の歳入に組み入れるものとする。
(道路整備特別会計における一般会計からの繰入れの特例)
第百十九條 読替え後の第六條の規定にかかわらず、平成十九年度において、予算で定めるところにより、道路整備事業(道路整備費の財源等の特例に関する法律第五條第二項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付を除く。)に要する

費用で国が負担するものの金額は、一般会計から道路整備特別会計に繰り入れるものとする。
(道路整備特別会計から一般会計への繰入れ)
第百二十條 道路関係附帯工事に係る国以外の者の負担金及び道路関係受託工事に係る納付金のうち、これらの工事について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該負担金又は納付金を収納した年度内において、道路整備特別会計から一般会計に繰り入れるものとする。
(道路整備特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類)
第百二十一條 第九條第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、道路整備特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の事業実績表を添付しなければならない。
(道路整備特別会計の歳入及び歳出の特例等)
第百二十二條 道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三條第一項、土地地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第二項若しくは第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による無利子の貸付けについては、道路の整備に関する事業に要する費用に係るものに限る。以下この条において同じ。及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する貸付金の貸付け並びに道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三條第四項、土地地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第八項の規定による国の補助又は負担(土地地区画整理法附則第十三項から第十五項までの規定による国の補助又は負担について)は、道路の整備に関する事業に要する費用に係るものに限る。以下この条において同じ。に關する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第百九十八條第一項並びに附則第五十條第一項、第九項、第十一項及び第十三項並びに第百十四條第一項の規定にかかわらず、道路整備特別会計において行うものとする。
2 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備特別会計において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から道路整備特別会計に繰入れを行う場合における附則第百十六條及び第百十九條の規定の適用については、附則第百十六條第一号ロ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「附則第百十九條又は第百二十二條第四項若しくは第七項の規定による一般会計からの繰入金及び社会資本整備特別措置法第七條第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金」と、同号ト中「道路整備特別措置法第二十条第一項」とあるのは「道路整備特別措置法第二十条第一項若しくは附則第七條第一項」と、「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五條第一項」とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五條第一項若しくは附則第十五條第一項」と、「又は都市再生特別措置法第三十条第一項」とあるのは、「都市再生特別措置法第三十条第一項、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三條第一項、土地地区画

整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第二項と、同条第二号ロ中「一般会計への繰入金」とあるのは「附則第二百二十条の規定による一般会計への繰入金及び附則第二百二十二条第三項、第五項、第六項又は第八項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定への繰入金並びに道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三條第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第八項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第八項の規定による補助金又は負担金」と、附則第十九条中「の交付」とあるのは「の交付、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三條第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第二項の規定による貸付け及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する貸付金の貸付け並びに社会資本整備特別措置法第七條第六項に規定する当該公共的建設事業で同項の規定により産業投資特

別会計の社会資本整備勘定から道路整備特別会計に繰り入れられる金額をもってその費用に充てるもの」とする。

3 道路整備特別会計において道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三條第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第二項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を、同会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

4 読替え後の第六條の規定にかかわらず、道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三條第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第八項の規定による国の補助又は負担を行う場合には、当該国の補助又は負担を行う年度に、当該国の補助又は負担を行う金額に相当する金額を、一般会計から道路整備特別会計に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七條第五項の規定

により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から道路整備特別会計に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三條第三項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第二項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに道路整備特別会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

6 社会資本整備特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から道路整備特別会計に繰り入れた場合には、当該繰入金額を同会計に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額第八項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

7 読替え後の第六條の規定にかかわらず、前項の規定により繰入れを行う場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から道路整備特別会計に繰り入れるものとする。

8 社会資本整備特別措置法第七條第六項の規定

により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から道路整備特別会計に繰り入れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて同会計において経理されるものの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに道路整備特別会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

9 日本道路公団等民営化関係法施行法第三十七條第四号の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法附則第十四條第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、第九百九十八條第一項並びに附則第五十條第一項、第九項、第十一項及び第十三項、第一百四十條第一項並びに第一項の規定にかかわらず、道路整備特別会計において行うものとする。

10 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備特別会計において行う場合における附則第一百六條第一号一の規定の適用については、同号ト中「踏切道改良促進法第九條第一項」とあるのは、「踏切道改良促進法第九條第一項、日本道路公団等民営化関係法施行法第三十七條第四号の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法附則第十四條第一項」とする。

11 民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第二項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、第九百九十八條第一項並びに附則第五十條第一項、第九項、第十一項及び第十三項、第一百四十條第一項並びに第一項及び第九項の規定にかかわらず、道路整備特別会計において行うものとする。

法第五十一条とあるのは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五十一条若しくは附則第十五条第二項」とする。

13 日本道路公団等民営化関係法施行法第五十六条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第三条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、第九十八条第一項並びに附則第五十条第一項、第九項、第十一項及び第十三項、第一百四十条第一項並びに第一項、第九項及び第十一項の規定にかかわらず、道路整備特別会計において行うものとする。

14 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備特別会計において行う場合における附則第一百十六号第一号トの規定の適用については、同号ト中「又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第十一条第二項若しくは第十三条の四第一項」とあるのは、「幹線道路の沿道の整備に関する法律第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項又は日本道路公団等民営化関係法施行法第五十六条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第三条第一項」とする。

(港湾整備特別会計の設置の目的)

第二百二十三条 港湾整備事業等に関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第九十八条第一項及び附則第五十一条第二項の規定にかかわらず、港湾整備特別会計において行うものとする。

2 次項において「港湾整備事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 港湾施設の建設等(第九十八条第四項第一号に規定する港湾施設の建設等をいう。以下同じ。)であつて、国土交通大臣が施行するもの
- 二 港湾法第四十三条の六の規定により国土交通大臣が施行する開発保全航路の開発及び保全の事業
- 三 港湾法第五十条の二第一項の規定による電

3 子情報処理組織の設置及び管理の事業
第一項の「港湾整備事業等」とは、次に掲げる事務又は事業をいう。

一 港湾整備事業

二 港湾整備関係受託工事(直轄港湾整備事業(港湾整備事業のうち第二百九条第三項第一号から第五号までに掲げる工事又は事業以外のものをいう。附則第二百二十六条第一項及び第二百二十八条第一項において同じ。)に密接な関連のある工事その他港湾の整備のために特に必要のある工事)で国土交通大臣が委託に基づき施行するものをいう。附則第二百二十六条第一項及び第二百三十条において同じ。

三 特定港湾施設関係受託工事(第二百九条第三項第六号に規定する工事をいう。以下同じ。)

四 一般会計所属港湾関係工事(第九十八条第七項第八号に規定する一般会計所属港湾関係工事をいう。附則第二百二十六条第一項第二号ロ及び第二百二十八条第一項において同じ。)

五 空港整備特別会計所属空港関係工事(空港整備法第二条第一項に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるものの新設、改良又は災害復旧に関する工事で国土交通大臣が施行するもの及び当該工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの)のうち政令で定めるものをいう。附則第二百二十六条第一項第二号ロ及び第二百三十条において同じ。

六 港湾施設の建設等で港湾管理者が施行するものに係る負担金又は補助金の交付

七 広域臨海環境整備センター法第十九条第一号の規定により広域臨海環境整備センターが施行する廃棄物埋立護岸の建設又は改良の事業に係る補助金の交付
八 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した法人が施行する外貿埠頭の建設又は改良の事業に係る貸付け

九 港湾法第五十五条の七第一項の規定による特定用途港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け

十 港湾法第五十五条の八第一項の規定による特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設(第九十八条第四項第一号に規定する港湾施設をいう。以下同じ。)の建設又は改良の事業に係る国の貸付け

十一 民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項の規定による港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け

十二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け

十三 都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け

(港湾整備特別会計の管理)

第二百二十四条 港湾整備特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(港湾整備特別会計の勘定区分)
第二百二十五条 港湾整備特別会計は、港湾整備勘定及び特定港湾施設工事勘定に区分する。
(港湾整備特別会計の歳入及び歳出)
第二百二十六条 港湾整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

- 一 歳入
イ 一般会計からの繰入金
ロ 空港整備特別会計からの繰入金
ハ 特定港湾施設工事勘定からの繰入金
ニ 港湾法第四十三条の五第一項、同法第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三條の二、第四十三條の三第一項若しくは第四十三條の四第一項、同法第五十二条第二項、北海道開発のためにする港湾工事に係る法律第三条第二項において準用する同法第二条第一項又は沖繩振興特別措

置法第八十四条第四項の規定による負担金で直轄港湾整備事業に係るもの
ホ 港湾整備関係受託工事に係る納付金
ヘ 港湾法第五十五条の七第一項若しくは第五十五条の八第一項又は特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付金の償還金及び港湾施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項又は都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金の償還金

ト 附属雑収入
二 歳出
イ 直轄港湾整備事業及び港湾整備関係受託工事に要する費用(国が北海道又は沖繩県で行うこれらの事業又は工事に係る事務費を除く。)

ロ 一般会計所属港湾関係工事、空港整備特別会計所属空港関係工事及び特定港湾施設工事等(第二百九条第三項に規定する特定港湾施設工事等をいう。以下同じ。)に関する事務費(国が北海道又は沖繩県で行うこれらの工事に係る事務費を除く。)

ハ 港湾施設の建設等で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金
ニ 広域臨海環境整備センター法第二十六条第一項の規定による補助金
ホ 港湾法第五十五条の七第一項若しくは第五十五条の八第一項又は特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付金及び港湾施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項又は都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金
ヘ 一般会計への繰入金

ト 附属諸費

2 特定港湾施設工事勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

口 港湾法第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法第四十三条の十において準用する企業合理化促進法第八条第二項、港湾法第五十二条第二項、同法第五十五条の六、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三十二条第二項において準用する同法第二項第一項、沖繩振興特別措置法第八十四条第四項、特定港湾施設整備特別措置法第四条、企業合理化促進法第八条第四項又は公害防止事業費事業者負担法の規定による負担金で特定港湾施設工事等に係るもの

ハ 特定港湾施設関係受託工事に係る納付金
ニ 附属雑収入
二 歳出
イ 特定港湾施設工事等に要する費用（これらの工事に要する事務費を除く。）
ロ 港湾整備勘定への繰入金
ハ 一般会計への繰入金
ニ 附属諸費

（港湾整備特別会計の歳入歳出予算計算書等の添付書類）
第二百二十七条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、港湾整備特別会計においては、歳入歳出予算計算書等に、前々年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表を添付しなければならない。
（港湾整備特別会計における一般会計からの繰入対象経費）
第二百二十八条 港湾整備勘定における一般会計からの繰入対象経費は、直轄港湾整備事業に要する費用で国が負担するもの、一般会計所属港湾関係工事に要する事務費、港湾施設の建設等で

第五部 財政金融委員会会議録第五号（その二）

港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金、広域臨海環境整備センター法第二十六条

第一項の規定による補助金、港湾法第五十五条の七第一項及び第五十五条の八第一項並びに特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付けに要する費用並びに港湾施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付けに要する費用とする。

2 特定港湾施設工事勘定における一般会計からの繰入対象経費は、特定港湾施設工事等（特定港湾施設関係受託工事を除く。）に要する費用で国が負担するものとする。
（特定港湾施設工事勘定から港湾整備勘定への繰入れ）
第二百二十九条 平成十九年度の特定港湾施設工事等に関する事務費の額に相当する金額は、同年度において、予算で定めるところにより、特定港湾施設工事勘定から港湾整備勘定に繰り入れるものとする。

（港湾整備特別会計から一般会計への繰入れ）
第二百三十条 港湾整備関係受託工事又は特定港湾施設関係受託工事に係る納付金のうち、当該工事について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納した年度内において、港湾整備関係受託工事に係るものにあつては港湾整備勘定から、特定港湾施設関係受託工事に係るものにあつては特定港湾施設工事勘定から、それぞれ一般会計に繰り入れるものとする。
（港湾整備特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類）
第二百三十一条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、港湾整備特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の事業実績表を添付しなければならない。
（特定港湾施設工事勘定に係る整理）

平成十九年三月二十日 【参議院】

第三百三十二条 特定港湾施設工事勘定において

は、歳入及び歳出並びに資産及び負債を特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分（第二百九条第二項に規定する特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分をいう。以下同じ。）に従つて整理しなければならない。

2 第三条第二項第一号から第五号まで及び附則第二百二十七条に規定する書類（当該年度の事業計画表を除く。）のうち特定港湾施設工事勘定に係るものについては、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて作成するものとする。

3 附則第二百二十八条第二項に規定する経費を一般会計から繰り入れる場合には、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

4 附則第二百二十九条の規定により特定港湾施設工事勘定から港湾整備勘定に繰り入れる場合には、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

5 附則第二百三十条の規定により特定港湾施設工事勘定から一般会計に繰り入れる場合には、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

6 特定港湾施設工事勘定の国庫債務負担行為は、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

7 特定港湾施設工事勘定の予算で、その項又は目が特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分によつていないものの配賦は、財政法第三十一条第二項の規定によるほか、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

政令で定める。

9 特定港湾施設工事勘定において、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分による歳出予算の金額を支出するには、当該区分による歳入の収納済額（一時借入金をし、又は国庫余剰金を繰り替えて使用している場合には、当該一時借入金又は繰替金の額を加算した額）を超えてはならない。

10 読替え後の第八条第一項の規定により剰余金の処理を行う場合には、特定港湾施設工事勘定については、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

11 第九条第一項の規定により歳入歳出決定計算書を作成する場合には、特定港湾施設工事勘定については、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

12 第二項の規定は、第九条第二項第一号から第三号まで及び前条に規定する書類のうち特定港湾施設工事勘定に係るものについて準用する。

13 第十一条の規定により剰余金を財政融資資金に預託する場合には、特定港湾施設工事勘定については、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

14 第十五条第一項の規定により、一時借入金をし、又は国庫余剰金を繰り替えて使用する場合には、特定港湾施設工事勘定については、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

（港湾整備特別会計の歳入及び歳出の特例等）
第二百三十三条 附則第二百二十六条第一項の規定によるほか、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律附則第五条に規定する貸付金の償還金は、港湾整備勘定の歳入とする。

2 港湾法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に係る法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項又は沖繩振興特別措置法附則第六条第一項の規定による無利子の貸付け

に関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第九百九十八条第一項並びに附則第五十一條第二項及び第九百九十三條第一項の規定にかかわらず、港湾整備特別会計において行うものとする。

3 前項の規定により同項に規定する経理を港湾整備特別会計において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から港湾整備特別会計に繰入れを行う場合における附則第二百二十六條第一項及び第九百二十八條第一項の規定の適用については、附則第二百二十六條第一項第一号ロ中「空港整備特別会計からの繰入金」とあるのは「附則第二百三十九條の規定による空港整備特別会計からの繰入金及び社会資本整備特別措置法第七條第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金」と、同号へ及び同項第二号ホ中「第五十五條の八第一項」とあるのは「第五十五條の八第一項、附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に

ら第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項又は沖繩振興特別措置法附則第六條第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七條第五項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から港湾整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における港湾法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項又は沖繩振興特別措置法附則第六條第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに港湾整備勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

6 社会資本整備特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から港湾整備勘定に繰入れを行った場合においては、当該繰入金と同勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（第八項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

7 読替え後の第六條の規定にかかわらず、前項の規定により繰入れを行う場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から港湾整備勘定に繰り入れるものとする。

8 社会資本整備特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から港湾整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて同勘定において経理されるものの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに港湾整備勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

4 港湾整備勘定において港湾法附則第十五項か

入金に相当する金額を、一般会計から港湾整備勘定に繰り入れるものとする。

3 前二号に掲げるもののほか、空港整備事業に關する次に掲げるもの

イ 空港関係工事（第九百九十八條第七項第九号イに規定する空港関係工事を含む。附則第三百三十六條第二号イにおいて同じ。）

ロ 空港関係受託工事（第九百九十八條第七項第十九号ロに規定する空港関係受託工事をいう。附則第三百三十六條及び第四百十條において同じ。）及び空港関係受託業務（第九百九十八條第七項第十九号ロに規定する空港関係受託業務をいう。附則第三百三十六條において同じ。）

ハ 地方航空局事務所所掌事務（第九百九十八條第七項第十九号ハに規定する地方航空局事務所所掌事務をいう。附則第三百三十六條第二号ロにおいて同じ。）

（空港整備特別会計の管理）
第九百三十五條 空港整備特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従ひ、管理する。
（空港整備特別会計の歳入及び歳出）
第九百三十六條 空港整備特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入
イ 国の空港（地方航空局の事務所（第九百九十八條第七項第十九号ハに規定する地方航空局の事務所をいう。次号イにおいて同じ。）が設置されているものに限る。）の使用料収入
ロ 空港整備法第六條第一項若しくは第二項（同法第十條第二項（同法附則第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第四項において準用する場合を含む。）、第十條第一項（同法附則第四項において準用する場合を含む。）又は附則第二項の規定による負担金
ハ 一般会計からの繰入金
ニ 借入金
ホ 空港関係受託工事及び空港関係受託業務に係る納付金

二 飛行検査業務等（第九百九十八條第七項第十八号に規定する飛行検査業務等をいう。附則第三百三十六條第二号ロにおいて同じ。）で国土交通大臣が行うもの

三 前二号に掲げるもののほか、空港整備事業に關する次に掲げるもの
イ 空港関係工事（第九百九十八條第七項第九号イに規定する空港関係工事をいう。附則第三百三十六條第二号イにおいて同じ。）
ロ 空港関係受託工事（第九百九十八條第七項第十九号ロに規定する空港関係受託工事をいう。附則第三百三十六條及び第四百十條において同じ。）及び空港関係受託業務（第九百九十八條第七項第十九号ロに規定する空港関係受託業務をいう。附則第三百三十六條において同じ。）
ハ 地方航空局事務所所掌事務（第九百九十八條第七項第十九号ハに規定する地方航空局事務所所掌事務をいう。附則第三百三十六條第二号ロにおいて同じ。）
（空港整備特別会計の管理）
第九百三十五條 空港整備特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従ひ、管理する。
（空港整備特別会計の歳入及び歳出）
第九百三十六條 空港整備特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
一 歳入
イ 国の空港（地方航空局の事務所（第九百九十八條第七項第十九号ハに規定する地方航空局の事務所をいう。次号イにおいて同じ。）が設置されているものに限る。）の使用料収入
ロ 空港整備法第六條第一項若しくは第二項（同法第十條第二項（同法附則第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第四項において準用する場合を含む。）、第十條第一項（同法附則第四項において準用する場合を含む。）又は附則第二項の規定による負担金
ハ 一般会計からの繰入金
ニ 借入金
ホ 空港関係受託工事及び空港関係受託業務に係る納付金

へ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第三十三

条、関西国際空港株式会社法第七条の四第
二項若しくは第十条、中部国際空港の設置
及び管理に関する法律第九条又は成田国際
空港株式会社法第八条若しくは附則第十二
条第二項の規定による貸付金（この会計に
所属するものに限る。）の償還金

ト 空港整備事業に係る出資に対する配当金
チ この会計に所属する株式の処分による収
入

リ 附属雑収入

二 歳出

イ 空港整備事業、空港関係工事及び空港関
係受託工事に要する費用（国が北海道又は
沖縄県で行うこれらに係る工事に要する事
務費にあつては、地方航空局の事務所に係
るものに限る。）

ロ 航空保安職員研修施設の管理及び運営、
飛行検査業務等、空港関係受託業務並びに
地方航空局事務所所掌事務に要する費用

ハ 借入金金の償還金及び利子

ニ 一時借入金金の利子

ホ 一般会計への繰入金

ヘ 港湾整備特別会計の港湾整備勘定への繰
入金

ト 附属諸費

（空港整備特別会計の歳入歳出予算計算書等の
添付書類）

第百三十七条 第三条第二項第一号から第五号ま
でに掲げる書類のほか、空港整備特別会計にお
いては、歳入歳出予算計算書等に、前々年度の
事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計
画表を添付しなければならない。

（空港整備特別会計における一般会計からの繰
入対象経費）

第百三十八条 空港整備特別会計における一般会
計からの繰入対象経費は、空港整備事業に要す
る費用とする。

（空港整備特別会計から港湾整備特別会計の港
湾整備勘定への繰入れ）

第百三十九条 平成十九年度の港湾整備特別会計
において行う空港整備特別会計所属空港関係工
事の管理に要する事務費に相当する金額、政令
で定める額に相当する金額を除く。）は、同年度
において、空港整備特別会計から港湾整備特別
会計の港湾整備勘定に繰り入れるものとする。

（空港整備特別会計から一般会計への繰入れ）
第百四十条 空港関係受託工事に係る納付金のう
ち、当該工事について一般会計において支弁し
た政令で定める経費の額に相当する金額は、当
該納付金を収納した年度内において、空港整備
特別会計から一般会計に繰り入れるものとな
る。

（空港整備特別会計の歳入歳出決定計算書の添
付書類）
第百四十一条 第九条第二項第一号から第三号ま
でに掲げる書類のほか、空港整備特別会計にお
いては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の事
業実績表を添付しなければならない。

（空港整備特別会計における借入金対象経費）
第百四十二条 空港整備特別会計における借入金
対象経費は、空港整備事業に係る施設の整備に
要する費用とする。

（空港整備特別会計と一般会計との間における
国有財産の所管換等の特例）
第百四十三条 空港整備特別会計に所属する国有
財産で、空港における関税法その他の関税法規
による関税の賦課徴収並びに輸出入貨物、航空
機及び旅客の取締り並びに検査法の規定による
検査のために使用する必要があるものその他政
令で定めるものは、政令で定めるところにより
、各省各庁の長の所管に属する国有財産とす
るため、一般会計に所管換又は所屬替をするも
のとする。

2 次に掲げる場合には、空港整備特別会計と一
般会計との間において無償として整理すること
ができる。

一 前項の規定により所管換又は所屬替をする
場合

二 前項の規定により空港整備特別会計から一
般会計に所管換又は所屬替をした国有財産で
一般会計において使用する必要がなくなった
ものその他一般会計に所属する国有財産のう
ち、空港整備特別会計の業務の用に供するた
め必要があるものについて、政令で定めると
ころにより、同会計に所管換又は所屬替をす
る場合

三 前項に規定する事務のために使用する場合
その他政令で定める場合において、空港整備
特別会計に所属する国有財産を一般会計にお
いて使用させるとき。

四 空港整備特別会計の業務のために使用する
必要がある場合において、一般会計に所属す
る国有財産を、政令で定めるところにより、
空港整備特別会計において使用させるとき。

五 空港整備特別会計に所属する株式で同会計
において保有する必要がなくなったものにつ
いて、政令で定めるところにより、一般会計
に所管換をする場合

3 空港整備特別会計と一般会計との間におい
て、第一項の規定により所管換又は所屬替をす
る場合には、国有財産法第十二条本文及び第十
四条本文の規定は、適用しない。

（空港整備特別会計の歳入及び歳出の特例等）
第百四十四条 読替後の第六条の規定にかかわ
らず、空港の緊急な整備等に資するため、次に
掲げる額の合算額（平成十七年度の航空機燃料
税の収入見込額の十三分の十一に相当する額と
して同年度の一般会計の歳入予算に計上された
金額（以下この項において「航空機燃料税の収入
額の予算額」という。）が、同年度の航空機燃料
税の収入額の決算額の十三分の十一に相当する
金額（第二号において「航空機燃料税の収入額の
決算額」という。）を超える場合は、第一号に掲
げる額から当該超える額を控除した額に相当
する金額を、予算で定めるところにより、一般

会計から空港整備特別会計に繰り入れるものと
する。

一 平成十九年度の航空機燃料税の収入額の予
算額
二 平成十七年度の航空機燃料税の収入額の予
算額が同年度の航空機燃料税の収入額の決算
額に不足するときは、当該不足額

2 附則第三十六条の規定によるほか、離島に
おける空港の効率的な利用及び整備に資するた
め、国が当該離島への旅客の運送の用に供され
る飛行機（短い離着陸距離で発着することがで
きる政令で定める特別の性能を有するものに限
る。）の購入に要する費用の一部を補助する場合
における当該補助金は、空港整備特別会計の歳
出とする。

3 空港整備法附則第八項から第十一項まで若し
くは中部国際空港の設置及び管理に関する法律
附則第二条第一項の規定による無利子の貸付け
に関する経理を空港整備特別会計において行う
場合又は社会資本整備特別措置法第七条第六項
の規定により産業投資特別会計の社会資本整備
勘定から空港整備特別会計に繰入れを行う場合
における附則第三十六条及び第百三十八条の
規定の適用については、附則第百三十六條第一
号ハ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「附
則第百三十八条又は第百四十四条第一項若しく
は第七項の規定による一般会計からの繰入金及
び社会資本整備特別措置法第七条第五項又は第
六項の規定による産業投資特別会計の社会資本
整備勘定からの繰入金」と、同号ハ中「公共用飛
行場周辺における航空機騒音による障害の防止
等に関する法律第三十三条、関西国際空港株式
会社法第七条の四第二項若しくは第十条、中部
国際空港の設置及び管理に関する法律第九条」
とあるのは「空港整備法附則第八項から第十一
項まで、公共用飛行場周辺における航空機騒音
による障害の防止等に関する法律第三十三条、
関西国際空港株式会社法第七条の四第二項若し
くは第十条、中部国際空港の設置及び管理に関

する法律第九号若しくは附則第二条第一項」と、同条第二号ホ中「一般会計への繰入金」とあるのは「附則第四百四十条の規定による一般会計への繰入金及び附則第四百四十四条第四項から第六項まで又は第八項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定への繰入金」と、附則第三十八条中「費用」とあるのは「費用(社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から空港整備特別会計に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。)」とする。

4 空港整備特別会計において空港整備法附則第八項から第十一項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の償還(返還を含む。以下この項において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む。)に相当する金額を、同会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七条第五項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から空港整備特別会計に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における空港整備法附則第八項から第十一項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第五項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに空港整備特別会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

6 社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から空港整備特別会計に繰入れを行った場合においては、当該繰入金と同会計に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入

金に相当する金額(第八項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額)に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

7 読替後の第六条の規定にかかわらず、前項の規定により繰入れを行う場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から空港整備特別会計に繰り入れるものとする。

8 社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から空港整備特別会計に繰り入れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて同会計において経理されるものの当該年度において要した費用(当該年度において国が負担した費用に限る。)を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに空港整備特別会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

(自動車損害賠償保障事業特別会計の設置の目的)

第四百四十五条 自動車損害賠償保障事業(第二百十条第二項に規定する自動車損害賠償保障事業をいう。以下同じ。)、自動車損害賠償責任再保険事業等、自動車事故対策計画に基づく交付等及び保険料等充当交付金の交付に関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、同条第一項並びに附則第五十五条第一項及び第六十四条の規定にかかわらず、自動車損害賠償保障事業特別会計において行うものとする。

(自動車損害賠償保障事業特別会計の管理)
第四百四十六条 自動車損害賠償保障事業特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(自動車損害賠償保障事業特別会計の勘定区分)
第四百四十七条 自動車損害賠償保障事業特別会計は、保障勘定、自動車事故対策勘定及び保険料等充当交付金勘定に区分する。

(自動車損害賠償保障事業特別会計の基金)
第四百四十八条 自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定においては、附則第六十六条第十七号の規定による自動車損害賠償保障事業特別会計法の廃止の際における同法に基づく自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定の基金の額に相当する金額をもって、それぞれの基金とする。

2 前項の基金の金額は、附則第五百三十三条第二項又は第三項の規定による整理が行われることにより増減するものとする。

(自動車損害賠償保障事業特別会計の歳入及び歳出)
第四百四十九条 保障勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入
イ 自賠法第七十八条の規定による自動車損害賠償保障事業賦課金及び自賠法第八十二条第一項の規定による自動車損害賠償保障事業賦課金に相当するもの

ロ 一般会計からの繰入金
ハ 自賠法第七十六条の規定に基づく権利の行使による収入金

ニ 自賠法第七十九条の規定による過怠金
ホ 自動車事故対策勘定及び保険料等充当交付金勘定からの繰入金

ヘ 附属雑収入
二 歳出

イ 自賠法第七十二条第一項及び第二項の規定による支払金(附則第五百三十二条第二項において「保障金」という。)

ロ 自動車損害賠償保障事業、自動車損害賠償責任再保険事業等、自動車事故対策計画に基づく交付等及び保険料等充当交付金の

交付に係る業務取扱費
ハ 一時借入金の利子
ニ 附属諸費

2 自動車事故対策勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入
イ 積立金からの受入金
ロ 積立金から生ずる収入

ハ 自動車事故対策計画に基づく自賠法附則第五項の規定による貸付金の償還金
ニ 独立行政法人自動車事故対策機構法第十五条第三項の規定による納付金

ホ 附属雑収入
二 歳出

イ 自動車事故対策計画に基づく自賠法附則第五項の規定による交付金並びに出資金及び貸付金並びに補助金
ロ 保障勘定への繰入金

ハ 一時借入金の利子
ニ 附属諸費

3 保険料等充当交付金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入
イ 積立金からの受入金
ロ 積立金から生ずる収入

ハ なお効力を有する旧自賠法第四十条第一項の規定による再保険の再保険料及び同条第二項の規定による保険の保険料(附則第五百三十二条第二項において「自動車損害賠償責任再保険料等」という。)

ニ なお効力を有する旧自賠法第四十六条(なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による納付金

ホ 一般会計からの繰入金
ヘ 附属雑収入

イ 保険料等充当交付金
ロ 自動車損害賠償責任再保険金等

ハ なお効力を有する旧自賠法第四十五条（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による払戻金及び返還金

二 保障勘定への繰入金

ホ 一時借入金金の利子

ハ 附属諸費

（自動車損害賠償保障事業特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類）

第百五十条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、自動車損害賠償保障事業特別会計においては、歳入歳出予定計算書並びに、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

（自動車損害賠償保障事業特別会計における一般会計からの繰入対象経費）

第百五十一条 保障勘定における一般会計からの繰入対象経費は、自賠法第八十二条第二項の規定に基づく自動車損害賠償保障事業の執行に要する経費とする。

2 保険料等充当交付金勘定における一般会計からの繰入対象経費は、なお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定に基づく自動車損害賠償責任再保険事業等の業務の執行に要する経費とする。

（自動車損害賠償保障事業特別会計における他の勘定への繰入れ）

第百五十二条 平成十九年度の自動車事故対策計画に基づく交付等に係る業務取扱費の財源に充てるため、当該業務取扱費に相当する金額は、同年度において、予算で定めるところにより、自動車事故対策勘定から保障勘定に繰り入れるものとする。

2 平成十九年度の保障勘定における保障金の支払財源に充てるため、自動車損害賠償責任再保険料等のうち政令で定める金額並びに自動車損害賠償責任再保険事業等及び保険料等充当交付金の交付に係る業務取扱費の財源に充てられた

め、当該業務取扱費に相当する金額は、同年度において、予算で定めるところにより、保険料等充当交付金勘定から保障勘定に繰り入れるものとする。

（自動車損害賠償保障事業特別会計における利益及び損失の処理）

第百五十三条 保障勘定において、平成十九年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

2 自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定において、平成十九年度の損益計算上利益を生じた場合には、当該各勘定の基金に組み入れて整理するものとする。

3 自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定において、平成十九年度の損益計算上損失を生じた場合には、当該各勘定の基金を減額して整理するものとする。

（自動車損害賠償保障事業特別会計の積立金）

第百五十四条 自動車事故対策勘定において、平成十九年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、自動車事故対策計画を安定的に実施するために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 保険料等充当交付金勘定において、平成十九年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、保険料等充当交付金、自動車損害賠償責任再保険金等、なお効力を有する旧自賠法第四十五条第二項（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項）において準用する場合を含む。）の規定による返還金、保障勘定への繰入金及び一時借入金金の利子に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

3 自動車事故対策勘定の積立金は、自動車事故対策計画を実施するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

4 保険料等充当交付金勘定の積立金は、保険料等充当交付金、自動車損害賠償責任再保険金

等、なお効力を有する旧自賠法第四十五条（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による払戻金及び返還金、保障勘定への繰入金並びに一時借入金金の利子の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、保険料等充当交付金勘定の歳入に繰り入れることができる。

（自動車損害賠償保障事業特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類）

第百五十五条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、自動車損害賠償保障事業特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

（自動車検査登録特別会計の設置の目的）

第百五十六条 自動車検査登録等事務（第二百十条第三項に規定する自動車検査登録等事務をいう。以下同じ。）に関する政府の経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、同条第一項の規定にかかわらず、自動車検査登録特別会計において行うものとする。

（自動車検査登録特別会計の管理）

第百五十七条 自動車検査登録特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（自動車検査登録特別会計の歳入及び歳出）

第百五十八条 自動車検査登録特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 自動車検査登録印紙売渡収入

ロ 道路運送車両法第百二条第二項ただし書の規定による手数料

ハ 一般会計からの繰入金

二 独立行政法人交通安全環境研究所法第六条第三項及び自動車検査独立行政法人法第十五条第三項の規定による納付金

ホ 附属雑収入

二 歳出

イ 事務取扱費

ロ 自動車検査登録等事務に係る施設費

ハ 独立行政法人交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人に対する出資金、交付金及び施設の整備のための補助金

二 一般会計への繰入金

ホ 一時借入金金の利子

ハ 附属諸費

（自動車検査登録特別会計における一般会計からの繰入対象経費）

第百五十九条 自動車検査登録特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務に要する経費とする。

（自動車検査登録特別会計から一般会計への繰入れ）

第百六十条 平成十九年度の自動車検査登録等事務で国が沖縄県において行うものに要する事務取扱費の財源に充てるため、当該事務取扱費に相当する金額は、同年度において、予算で定めるところにより、自動車検査登録特別会計から一般会計に繰り入れるものとする。

（国営土地改良事業特別会計の設置の目的）

第百六十一条 土地改良工事等に関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、国営土地改良事業特別会計において行うものとする。

2 前項及び附則第百七十二条の「土地改良工事等」とは、次に掲げるものをいう。

一 土地改良工事（土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）により国が行う土地改良事業の工事（土地改良施設の管理を含む。附則第百六十三条から第百七十二条までにおいて同じ。）をいう。以下同じ。）

二 土地改良関係受託工事（土地改良工事の施行上密接な関連のある工事で国が委託に基づき施行するものをいう。以下同じ。）

三 土地改良関係直轄調査（土地改良法第二条第二項各号に掲げる事業に関する調査で国が行うものをいう。以下同じ。）

(国営土地改良事業特別会計の管理)
第百六十二条 国営土地改良事業特別会計は、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(国営土地改良事業特別会計の歳入及び歳出)
第百六十三条 国営土地改良事業特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

- イ 一般会計からの繰入金
- ロ 土地改良工事に係る土地改良法第九十条の規定による負担金及びその利息
- ハ 土地改良工事に係る土地改良法第九十条の二の規定による徴収金

- ニ 土地改良関係受託工事に係る納付金
- ホ 借入金

土地改良法の規定に基づき国が施行する埋立て又は干拓の工事によって生じた用地の売払代金及び貸付料

土地改良工事によって生じた土地改良施設に係る土地改良法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与の対価

二 歳出

イ 土地改良工事に要する費用(北海道又は沖縄県で行う工事に係る職員給与に要する費用その他の事務費を除く。)

ロ 土地改良関係受託工事及び土地改良関係直轄調査に要する費用(北海道又は沖縄県で行う工事又は調査に係る職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。)

- ハ 借入金の償還金及び利子

ニ 土地改良法の規定に基づき国が施行する埋立て又は干拓の工事によって生じた用地で売り払うものの同法第九十四条の規定による管理及び処分のために直接要する費用

ホ 土地改良工事によって生じた土地改良施設に係る土地改良法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与に伴う同条第三項の規定による交付金

へ 一般会計への繰入金

ト 附属諸費

(国営土地改良事業特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類の特例)

第百六十四条 第三条第二項第五号の規定にかかわらず、国営土地改良事業特別会計においては、同号に掲げる書類を添付することを要しない。

2 第三条第二項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、国営土地改良事業特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 前々年度の事業実績表
- 二 前年度及び当該年度の事業計画表
- 三 前々年度の借入金及び償還実績表
- 四 前年度及び当該年度の借入金の借入れ及び償還計画表
- 五 前々年度の受益者負担金に係る債権の発生及び回収実績表
- 六 前年度及び当該年度の受益者負担金に係る債権の発生予定及び回収計画表

(国営土地改良事業特別会計における一般会計からの繰入対象経費)

第百六十五条 国営土地改良事業特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、土地改良工事に要する費用(土地改良関係直轄調査に要する費用を含む。)で国庫が負担するもの及び当該土地改良工事に要する費用のうち土地改良法第九十条の規定により都道府県に負担させる費用とする。

(国営土地改良事業特別会計から一般会計への繰入れ)

第百六十六条 土地改良工事に係る土地改良法第九十条の規定による負担金及びその利息の額のうち、附則第六十六条第十八号の規定による廃止前の国営土地改良事業特別会計法第五条第一項の規定により一般会計から同法に基づく国営土地改良事業特別会計に繰り入れた金額並びに読替え後の第六条及び前条の規定により一般会計

計から国営土地改良事業特別会計に繰り入れた金額に対応するものは、当該負担金及びその利息の収納後、遅滞なく、政令で定めるところにより、同会計から一般会計に繰り入れるものとする。

2 附則第百六十九条第二号に規定する繰入金に相当する金額は、政令で定めるところにより、国営土地改良事業特別会計から一般会計に繰り入れるものとする。

3 土地改良関係受託工事に係る納付金の額のうち、土地改良関係受託工事について一般会計において支弁した経費の額のうち政令で定める額に相当する金額は、当該納付金の収納後、遅滞なく、国営土地改良事業特別会計から一般会計に繰り入れるものとする。

(国営土地改良事業特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類)

第百六十七条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、国営土地改良事業特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該年度の事業実績表
- 二 当該年度の借入金の借入れ及び償還実績表
- 三 当該年度の受益者負担金に係る債権の発生及び回収実績表

(国営土地改良事業特別会計における特別徴収金の使途)

第百六十八条 国営土地改良事業特別会計において、土地改良工事に係る土地改良法第九十条の二の規定による徴収金は、土地改良工事に要する費用で国庫が負担するものの財源に充てるものとする。

(国営土地改良事業特別会計における土地の売払代金等の使途)

第百六十九条 国営土地改良事業特別会計において、埋立て又は干拓の工事によって生じた用地の売払代金及び貸付料は、次の各号の順序に従い、当該各号に掲げる費用の財源に充て、なお残余がある場合には、土地改良工事に要する費用で国庫が負担するものの財源に充てるものとする。

一 当該用地の管理及び処分のために直接要する費用(当該費用の財源に充てるための借入金がある場合には、当該借入金の償還金及び利子)

二 借入金の償還金及び利子並びに一般会計への繰入金で政令で定めるもの

2 国営土地改良事業特別会計において、土地改良工事によって生じた土地改良施設に係る土地改良法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与の対価は、土地改良工事に要する費用で国庫が負担するもの及び当該共有持分の付与に伴う同条第三項の規定による交付金の財源に充てるものとする。

(国営土地改良事業特別会計における借入金対象経費)

第百七十条 国営土地改良事業特別会計における借入金対象経費は、土地改良工事に要する費用のうち土地改良法第九十条の規定により都道府県に負担させる費用で政令で定めるもの並びに埋立て又は干拓の工事によって生じた用地で売り払うべきものの管理及び処分のために直接必要な費用とする。

2 国営土地改良事業特別会計において、土地改良工事に係る土地改良法第九十条の規定による負担金及びその利息で借入金に対応するものは、当該借入金の償還金及び利子の財源に充てなければならない。

(国営土地改良事業特別会計における一時借入金の特例)

第百七十一条 国営土地改良事業特別会計において、第十五条第一項の規定により、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができ金額は、借入金を借り入れることができる金額に相当する金額(既に借り入れている借入金の額に相当する金額を除く。)を限度とする。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

用で国庫が負担するものの財源に充てるものとする。

一 当該用地の管理及び処分のために直接要する費用(当該費用の財源に充てるための借入金がある場合には、当該借入金の償還金及び利子)

二 借入金の償還金及び利子並びに一般会計への繰入金で政令で定めるもの

2 国営土地改良事業特別会計において、土地改良工事によって生じた土地改良施設に係る土地改良法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与の対価は、土地改良工事に要する費用で国庫が負担するもの及び当該共有持分の付与に伴う同条第三項の規定による交付金の財源に充てるものとする。

(国営土地改良事業特別会計における借入金対象経費)

第百七十条 国営土地改良事業特別会計における借入金対象経費は、土地改良工事に要する費用のうち土地改良法第九十条の規定により都道府県に負担させる費用で政令で定めるもの並びに埋立て又は干拓の工事によって生じた用地で売り払うべきものの管理及び処分のために直接必要な費用とする。

2 国営土地改良事業特別会計において、土地改良工事に係る土地改良法第九十条の規定による負担金及びその利息で借入金に対応するものは、当該借入金の償還金及び利子の財源に充てなければならない。

(国営土地改良事業特別会計における一時借入金の特例)

第百七十一条 国営土地改良事業特別会計において、第十五条第一項の規定により、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができ金額は、借入金を借り入れることができる金額に相当する金額(既に借り入れている借入金の額に相当する金額を除く。)を限度とする。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

2 国営土地改良事業特別会計において、一時借入金金の償還又は繰替金の返還の財源は、借入金をもって充てるものとする。

(国営土地改良事業特別会計における土地改良工事等に係る整理)

第百七十二条 国営土地改良事業特別会計においては、土地改良工事等に係る歳入及び歳出並びに資産及び負債を工事別(土地改良工事、土地改良関係受託工事その他の政令で定める区分の別をいう。以下この条、附則第二百三十条第七項及び第二百三十二条第五項において同じ。)の区分に従って整理しなければならない。

2 国営土地改良事業特別会計の第三条第二項第一号から第四号まで及び附則第百六十四条第二項各号に掲げる書類(当該年度に係るものを除く。)は、工事別の区分に従って作成するものとする。

3 国営土地改良事業特別会計において、附則第百六十五条に規定する費用を一般会計から繰り入れる場合には、工事別の区分に従って行うものとする。

4 国営土地改良事業特別会計の歳入歳出予算の配賦は、財政法第三十一条第二項の規定によるほか、工事別の区分に従って行うものとする。

5 国営土地改良事業特別会計の工事別の区分に応ずる収入金は、附則第百六十八条及び第百六十九条に定めるもののほか、当該区分に応ずる費用の財源に充てるものとする。この場合において、その収入金のうち当該費用の財源に充てなければならない剰余を生じたときにおける当該剰余の処理について必要な事項は、政令で定める。

6 国営土地改良事業特別会計において、工事別の区分に従って歳出の金額を支出するには、当該区分による歳入の収納済額(一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用している場合には、当該一時借入金又は繰替金の額を加算した額を超えてはならない。

7 国営土地改良事業特別会計において、読替え

後の第八条第一項の規定により剰余金の処理を行う場合には、工事別の区分に従って行うものとする。

8 第二項の規定は、国営土地改良事業特別会計の第九條第二項第一号から第三号まで及び附則第百六十七條各号に掲げる書類について準用する。

9 国営土地改良事業特別会計において、第十一条の規定により余裕金を財政融資資金に預託する場合には、工事別の区分に従って行うものとする。

10 国営土地改良事業特別会計において、読替え後の第十三條第一項及び附則第百七十條第一項の規定により借入金をする場合には、工事別の区分に従って行うものとする。

11 国営土地改良事業特別会計において、第十五條第一項の規定により、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用する場合には、工事別の区分に従って行うものとする。

12 借入金の償還金及び利子の額に相当する金額は、工事別の区分に従って、国営土地改良事業特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

(国営土地改良事業特別会計の歳入及び歳出の特例等)

第百七十三條 社会資本整備特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から国営土地改良事業特別会計に繰り入れを行う場合における附則第百六十三條、第百六十五條及び第百六十六條の規定の適用については、附則第百六十三條第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「附則第百六十五條又は第百七十三條第三項の規定による一般会計からの繰入金及び社会資本整備特別措置法第七條第六項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金」と、同条第二号ハ中「一般会計への繰入金」とあるのは「附則第百六十六條の規定による一般会計への繰入金及び附則第百七十三條第二項又は第四項の規定による

産業投資特別会計の社会資本整備勘定への繰入金」と、附則第百六十五條中「費用」とあるのは「費用(社会資本整備特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から国営土地改良事業特別会計に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）」と、附則第百六十六條第一項中「繰り入れられるものとする。」とあるのは「繰り入れられるものとする。社会資本整備特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から旧国営土地改良事業特別会計に基づき国営土地改良事業特別会計及び附則第六十七條第一項第十号の規定により設置する国営土地改良事業特別会計に繰り入れられた場合の当該繰入れの金額に対応するものも、同様とする。」とする。

2 社会資本整備特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から国営土地改良事業特別会計に繰り入れを行った場合においては、当該繰入金を同会計に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額(第四項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

3 読替え後の第六條の規定にかかわらず、前項の規定により繰入れを行う場合には、当該繰入金に相当する金額を、一般会計から国営土地改良事業特別会計に繰り入れるものとする。

4 社会資本整備特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から国営土地改良事業特別会計に繰り入れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共建設事業であつて同会計において経理されるものの当該年度において要した費用(当該年度において国が負担した費用に限る。)を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による産業投資特別会計

の社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに国営土地改良事業特別会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れられるものとする。

(特定国有財産整備特別会計の設置の目的)

第百七十四條 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和三十一年法律第百十五号)第五条に規定する特定国有財産整備計画(以下「特定国有財産整備計画」という。)の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理は、この法律の施行の日から平成二十一年度の末日までの間、特定国有財産整備特別会計において行うものとする。

(特定国有財産整備特別会計の管理)

第百七十五條 特定国有財産整備特別会計は、財務大臣及び国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

2 特定国有財産整備特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては財務大臣が、その他のものについては、所掌事務の区分に応じ、所管大臣の全部又は一部が行うものとする。

(特定国有財産整備特別会計の歳入及び歳出)

第百七十六條 特定国有財産整備特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 特定国有財産整備計画の実施により処分(他の会計に対し有償で行う所管換、所属替その他の所属の移動を含む。以下同じ。)をすべき国有財産その他この会計に所属する資産の処分による収入金

ロ 借入金

ハ 一時借入金の借換えによる収入金

ニ 附属雑収入

二 歳出

イ 特定国有財産整備計画の実施により取得すべき庁舎その他の施設の用に供する国有財産の取得に要する費用

口 借入金の償還金及び利子 ハ 一般会計への繰入金 ニ 一時借入金の利子 ホ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子 ヘ 事務取扱費 ト 附属諸費 2 前項の規定によるほか、国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第三十五号)附則第三條の規定によりなお従前の例によることとされる一般会計からの繰入金、特定国有財産整備特別会計の歳入とする。 (特定国有財産整備特別会計における借入金対象経費) 第百七十七條 特定国有財産整備特別会計における借入金対象経費は、特定国有財産整備計画による国有財産の取得に要する経費とする。 (特定国有財産整備特別会計における一時借入金金の借換え) 第百七十八條 第十五條第四項の規定にかかわらず、特定国有財産整備特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金金の借換えをすることができる。 2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七條に規定する借入金とみなして、同條の規定を適用する。 3 第一項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。 (特定国有財産整備特別会計と一般会計との間における国有財産の所管換等の特例) 第百七十九條 特定国有財産整備計画の実施により処分をすべき国有財産で一般会計に所属するものは、政令で定めるところにより、特定国有財産整備特別会計に所管換又は所屬替をするものとする。 2 特定国有財産整備特別会計において、特定国	有財産整備計画の実施により取得した国有財産のうち庁舎その他の施設の用に供すべきものは、各省各庁の長の所管に属する国有財産とするため、政令で定めるところにより、一般会計に所管換又は所屬替をするものとする。 3 次に掲げる場合には、特定国有財産整備特別会計と一般会計との間において無償として整理するものとする。 一 前二項の規定により所管換又は所屬替をする場合 二 第一項の規定により特定国有財産整備特別会計に所管換又は所屬替をした国有財産(附則第六十六條第九號の規定による廃止前の特定国有財産整備特別会計法第六條第一項の規定により同法に基づく特定国有財産整備特別会計に所管換又は所屬替をした国有財産で、附則第二百三十三條第三項の規定により特定国有財産整備特別会計に帰属したものを含む)をその処分が行われるまで引き続き一般会計において使用させる場合 三 特定国有財産整備計画を実施するために必要がある場合において、一般会計に所属する国有財産を特定国有財産整備特別会計において使用させるとき。 四 特定国有財産整備計画の変更その他当該計画の実施に関し政令で定める事情が生じた場合において、特定国有財産整備特別会計又は一般会計に所属する国有財産につき、政令で定めるところにより、それぞれ一般会計又は特定国有財産整備特別会計に所管換若しくは所屬替をし、又は使用をさせるとき。 4 一般会計と特定国有財産整備特別会計との間において所管換をする場合には、国有財産法第十二條本文の規定は、適用しない。 (国立高度専門医療センター特別会計の設置の目的) 第百八十條 国立高度専門医療センター(厚生労働省に置かれる国立高度専門医療センターをいう。以下同じ。)に関する経理は、この法律の施	行の日から平成二十一年度の末日までの間、国立高度専門医療センター特別会計において行うものとする。 (国立高度専門医療センター特別会計の管理) 第百八十一條 国立高度専門医療センター特別会計は、厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。 (国立高度専門医療センター特別会計の基金) 第百八十二條 国立高度専門医療センター特別会計においては、附則第六十六條第十一號の規定による国立高度専門医療センター特別会計法の廃止の際における同法に基づく国立高度専門医療センター特別会計の基金の額に相当する金額をもって基金とする。 2 国立高度専門医療センター特別会計の基金の金額は、附則第六十六條第一項又は第二項の規定による整理が行われることにより増減するものとする。 (国立高度専門医療センター特別会計の歳入及び歳出) 第百八十三條 国立高度専門医療センター特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 国立高度専門医療センターの病院収入 ロ 一般会計からの繰入金 ハ 積立金からの受入金 ニ 積立金から生ずる収入 ホ 借入金 ヘ 附属雑収入 二 歳出 イ 国立高度専門医療センターの経営費 ロ 国立高度専門医療センターの施設費 ハ 看護師養成費 ニ 借入金の償還金及び利子 ホ 一時借入金の利子 ヘ 附属諸費 (国立高度専門医療センター特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類)	第百八十四條 第三條第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、国立高度専門医療センター特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 前々年度の貸借対照表及び損益計算書 二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書 三 前々年度の財産目録 (国立高度専門医療センター特別会計における一般会計からの繰入対象経費) 第百八十五條 国立高度専門医療センター特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、附則第六十三條第二号の費用(借入金の償還金を除く)とする。 (国立高度専門医療センター特別会計における利益及び損失の処理) 第百八十六條 国立高度専門医療センター特別会計においては、毎会計年度の損益計算上利益を生じた場合には、同会計の基金に組み入れて整理するものとする。 2 国立高度専門医療センター特別会計においては、毎会計年度の損益計算上損失を生じた場合には、同会計の基金を減額して整理するものとする。 (国立高度専門医療センター特別会計の積立金) 第百八十七條 国立高度専門医療センター特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、国立高度専門医療センターの経営費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。 2 前項の積立金は、国立高度専門医療センターの経営費を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、国立高度専門医療センター特別会計の歳入に繰り入れることができる。 (国立高度専門医療センター特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類)
---	--	---	--

第百八十八条 第九条第二項第一号から第三号ま

でに掲げる書類のほか、国立高度専門医療セン
ター特別会計においては、歳入歳出決定計算書
に、当該年度の貸借対照表、損益計算書及び財
産目録を添付しなければならない。

(国立高度専門医療センター特別会計における
借入金対象経費)

第百八十九条 国立高度専門医療センター特別会
計における借入金対象経費は、国立高度専門医
療センターの施設費とする。

(国立高度専門医療センター特別会計における
積立金の繰替使用)

第百九十条 国立高度専門医療センター特別会計
においては、同会計の積立金に属する現金を繰
り替えて使用することができる。

(船員保険特別会計の設置の目的)

第百九十一条 船員保険事業に関する政府の経理
は、この法律の施行の日から平成二十一年度の
末日までの間、船員保険特別会計において行
うものとする。

(船員保険特別会計の管理)

第百九十二条 船員保険特別会計は、厚生労働大
臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(船員保険特別会計の歳入及び歳出)

第百九十三条 船員保険特別会計における歳入及
び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 船員保険事業の保険料

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 積立金からの受入金

ニ 積立金から生ずる収入

ホ 附属雑収入

二 歳出

イ 船員保険事業の保険給付費

ロ 老人保健法の規定による拠出金

ハ 国民健康保険法の規定による拠出金

ニ 介護保険法の規定による納付金

ホ 年金特別会計の厚生年金勘定への繰入金

ヘ 独立行政法人福祉医療機構への補助金

ト 一時借入金の利子

チ 業務取扱費

リ 船員保険事業の福祉事業費

ヌ 附属諸費

(船員保険特別会計の歳入歳出予定計算書等の
添付書類)

第百九十四条 第三条第二項第一号から第五号ま
でに掲げる書類のほか、船員保険特別会計にお
いては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の
貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当
該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を
添付しなければならない。

(船員保険特別会計における一般会計からの繰
入対象経費)

第百九十五条 船員保険特別会計における一般会
計からの繰入対象経費は、船員保険法第五十八
条に規定する保険給付及び船員保険事業の事務
の執行に要する費用で国庫が負担するもの、同
法第五十八条ノ二に規定する船員保険事業の執
行に要する費用で国庫が補助するもの並びに船
員保険法の一部を改正する法律(昭和二十二年
法律第百三十三号。附則第百九十八条において「昭
和二十二年船員保険法改正法」という。附則第
三条の規定によりなお従前の例によることとさ
れる国庫の負担すべき費用とする。

(船員保険特別会計から年金特別会計の厚生年
金勘定への繰入れ)

第百九十六条 昭和六十年国民年金等改正法(第
百三十三条第一項に規定する昭和六十年国民年
金等改正法をいう。附則第八十九条の規定により
船員保険の管掌者たる政府が負担する費用に相
当する金額は、船員保険特別会計から年金特別
会計の厚生年金勘定に繰り入れるものとする。

(船員保険特別会計の積立金)

第百九十七条 船員保険特別会計において、毎会
計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合
には、当該剰余金のうち、船員保険事業の財源
に充てるために必要な金額を、積立金として積
み立てるものとする。

2 船員保険特別会計において、毎会計年度の歳
入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で
定める場合には、政令で定めるところにより、
前項の積立金から補足するものとする。

3 第一項の積立金は、船員保険事業の財源に充
てるために必要がある場合には、予算で定める
金額を限り、船員保険特別会計の歳入に繰り入
れることができる。

(船員保険特別会計の受入金の過不足の調整)

第百九十八条 船員保険特別会計において、毎会
計年度一般会計から受け入れた金額(船員保険
法第五十八条ノ二の規定による補助金として受
け入れた金額を除く。)が、当該年度における同
法第五十八条の規定による国庫負担金の額及び
昭和二十二年船員保険法改正法附則第三条の規
定によりなお従前の例によることとされる国庫
の負担すべき費用の額の合計額に對して超過
し、又は不足する場合には、当該超過額に相当
する金額は、翌年度においてこれらの規定によ
る国庫負担金又は国庫の負担すべき費用として
一般会計から受け入れる金額から減額し、なお
残余があるときは翌々年度までに一般会計に返
還し、当該不足額に相当する金額は、翌々年度
までに一般会計から補てんするものとする。

(船員保険特別会計の歳入歳出決定計算書の添
付書類)

第百九十九条 第九条第二項第一号から第三号ま
でに掲げる書類のほか、船員保険特別会計にお
いては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸
借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(船員保険特別会計における積立金の繰替使用)

第二百条 船員保険特別会計においては、同会計
の積立金に属する現金を繰り替えて使用するこ
とができる。

(登記特別会計の設置の目的)

第二百一条 登記に関する事務その他の登記所に
係る事務の経理は、この法律の施行の日から平
成二十二年の末日までの間、登記特別会計に

おいて行うものとする。

(登記特別会計の管理)

第二百二条 登記特別会計は、法務大臣が、法令
で定めるところに従い、管理する。

(登記特別会計の歳入及び歳出)

第二百三条 登記特別会計における歳入及び歳出
は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 印紙をもつてする歳入金納付に関する法
律第三条第三項の規定による納付金

ロ 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十
五号)第十三条第二項ただし書及び不動産
登記法(平成十六年法律第百二十三号)第百
九条第四項ただし書の規定(他の法令に
おいて準用する場合を含む。)並びに電子情
報処理組織に関する登記事務処理の円滑化の
ための措置等に関する法律(昭和六十年法
律第三十三号)第三条第四項ただし書、動
産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法
の特例等に関する法律(平成十年法律第百
四号)第二十一条第二項ただし書、後見登
記等に関する法律(平成十一年法律第百五
十二号)第十一条第二項ただし書及び電気
通信回線による登記情報提供に関する法
律(平成十一年法律第百二十六号)第四条
第三項の規定による手数料

ハ 一般会計からの繰入金

ニ 一時借入金の借換えによる収入金

ホ 附属雑収入

二 歳出

イ 事務取扱費

ロ 施設費

ハ 一時借入金の利子

ニ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ホ 附属諸費

(登記特別会計における一般会計からの繰入対
象経費)

第二百四条 登記特別会計における一般会計から
の繰入対象経費は、登記所に係る事務のうち登

記の審査に関する事務及び登記所の管理に関する事務に要する経費とする。

(登記特別会計における一時借入金金の借換え)

第二百五条 第十五条第四項の規定にかかわらず、登記特別会計において、歳入不足のために一時借入金金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金金の借換えをすることが出来る。

2 前項の規定により借換えをした一時借入金金については、当該一時借入金金を第十七条に規定する借入金とみなして、同条の規定を適用する。

3 第一項の規定により借り換えた一時借入金金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

(登記特別会計と一般会計との間における国有財産の所管換等の特例)

第二百六条 次に掲げる場合には、登記特別会計と一般会計との間において無償として整理することが出来る。

一 附則第六十六条第三十二号の規定による廃止前の登記特別会計法附則第二条第一項の規定により同法に基づく登記特別会計に帰属することとなった国有財産で登記特別会計において使用する必要がなくなったものについて、政令で定めるところにより、一般会計に所管換又は所属替をする場合

二 法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所の事務(附則第二百一条に規定する事務を除く。)のために使用する場合その他政令で定める場合において、登記特別会計に所属する国有財産を一般会計において使用させるとき。

三 登記特別会計の事務のために使用する必要がある場合において、一般会計に所属する国有財産を、政令で定めるところにより、登記特別会計において使用させるとき。

(各特別会計の廃止に伴う長期運用予定額の繰越し)

第二百七条 財政融資資金において財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(次項において「長期運用法」という。)第二条の規定により国会の議決を受けた長期運用予定額のうち、平成十八年度において附則第六十六条各号の規定による廃止前の特別会計法に基づく特別会計(以下この項において「旧特別会計」という。)に貸付けをしなかったものがある場合には、当該貸付けをしなかった額に相当する金額を限度として、平成十九年度において、旧特別会計に相当する第二条第一項各号又は附則第六十七条第一項各号に掲げる特別会計に貸し付けることが出来る。

2 財政融資資金において長期運用法第二条の規定により国会の議決を受けた長期運用予定額のうち、平成十九年度以降において附則第六十七条第一項第一号から第九号までの規定により設置する各特別会計に貸付けをしなかったものがある場合には、当該貸付けをしなかった額に相当する金額を限度として、附則第六十七条第一項第一号から第九号までに定める年度の翌年度において、当該特別会計に相当する第二条第一項各号に掲げる特別会計に貸し付けることが出来る。

(国債整理基金特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百八条 附則第六十六条第一号の規定による廃止前の国債整理基金特別会計法(次項において「旧国債整理基金特別会計法」という。)に基づく「旧国債整理基金特別会計」というの条において「旧国債整理基金特別会計」というの平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧国債整理基金特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、国債整理基金特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧国債整理基金特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条た

だし書又は旧国債整理基金特別会計法第八条の規定による繰越しを必要とするものは、国債整理基金特別会計に繰り越して使用することが出来る。

3 旧国債整理基金特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧国債整理基金特別会計に所属する国債整理基金は、国債整理基金特別会計に所属する国債整理基金として組み入れられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧国債整理基金特別会計に所属する権利義務は、国債整理基金特別会計に帰属するものとする。

5 前項の規定により国債整理基金特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同会計の歳入及び歳出とする。

(食糧管理特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百九条 附則第六十六条第二号の規定による廃止前の食糧管理特別会計法(次項において「旧食糧管理特別会計法」という。)に基づく「旧食糧管理特別会計」というの条において「旧食糧管理特別会計」というの平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧食糧管理特別会計の国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定、輸入飼料勘定、業務勘定又は調整勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、政令で定めるところにより、食料安定供給特別会計の食糧管理勘定(米管理勘定及び麦管理勘定をいう。以下この条において同じ。)、業務勘定又は調整勘定の歳入に繰り入れるものとする。ただし、旧食糧管理特別会計の輸入飼料勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額のうち、農林水産大臣が財務大臣に協議して定める金額は、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧食糧管理特別会計の国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定、輸入飼料勘定、業務勘定又は調整勘定又は調整勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項

若しくは第四十二条ただし書又は旧食糧管理特別会計法第九条第一項の規定により繰越しを必要とするものは、政令で定めるところにより、食料安定供給特別会計の食糧管理勘定、業務勘定又は調整勘定に繰り越して使用することが出来る。

3 旧食糧管理特別会計の平成十八年度の末日において、旧食糧管理特別会計の輸入飼料勘定に所属する積立金又は調整勘定に所属する調整資金は、第三百三十二条第二項の規定により、食料安定供給特別会計の調整勘定に所属する調整資金として組み入れられたものとみなす。

4 旧食糧管理特別会計において、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第八十九号)附則第十三条第三項の規定により旧食糧管理特別会計の調整資金に帰属する額に相当する金額は、食料安定供給特別会計の調整勘定に繰り入れられたものとみなす。

5 この法律の施行の際、旧食糧管理特別会計の国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定、輸入飼料勘定、業務勘定又は調整勘定に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、食料安定供給特別会計の食糧管理勘定、業務勘定又は調整勘定に帰属するものとする。

6 前項の規定により食料安定供給特別会計の食糧管理勘定、業務勘定又は調整勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

7 この法律の施行の際、一般会計に所属する権利義務で第二百二十四条第三項に規定する農業経営安定事業に係るものは、政令で定めるところにより、食料安定供給特別会計に帰属するものとする。

8 この法律の施行の際、食料安定供給特別会計に帰属する国有財産のうち、旧食糧管理特別会計に所属していたものについては、地方農政局又は地方農政事務所の事務のために使用する場合その他政令で定める場合において、政令で定める

ところにより、各省各庁の長の所管に属する国有財産とするため、一般会計に所管換又は所屬替をするものとする。

9 前項の規定により一般会計に所管換又は所屬替をする場合には、食料安定供給特別会計と一般会計との間において無償として整理することができる。

(漁船再保険及漁業共済保険特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百十條 附則第六十六條第三号の規定による廃止前の漁船再保険及漁業共済保険特別会計法(次項において「旧漁船再保険及漁業共済保険特別会計法」という。)に基づく漁船再保険及漁業共済保険特別会計(以下この条において「旧漁船再保険及漁業共済保険特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

この場合において、旧漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定、漁業共済保険勘定又は業務勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、それぞれ漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定又は業務勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定又は業務勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条ただし書又は旧漁船再保険及漁業共済保険特別会計法第九條(旧漁船再保険及漁業共済保険特別会計法附則第六項において準用する場合を含む。)の規定による繰越しを必要とするものは、それぞれ漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定又は業務勘定の歳入に繰り越して使用することができる。

3 旧漁船再保険及漁業共済保険特別会計の平成

十八年度の出納の完結の際、旧漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定又は漁業共済保険勘定に所屬する積立金は、第七十八條第一項の規定により、それぞれ漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定又は漁業共済保険勘定に所屬する積立金として積み立てられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定、漁業共済保険勘定又は業務勘定に所屬する権利義務は、それぞれ漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定又は業務勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定により漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定、漁業共済保険勘定又は業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

(森林保険特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百十一條 附則第六十六條第四号の規定による廃止前の森林保険特別会計法(次項において「旧森林保険特別会計法」という。)に基づく森林保険特別会計(以下この条において「旧森林保険特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧森林保険特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、森林保険特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧森林保険特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条ただし書又は旧森林保険特別会計法第九條の規定による繰越しを必要とするものは、森林保険特別会計に繰り越して使用することができる。

3 旧森林保険特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧森林保険特別会計に所屬する積立金は、第七百五十四條第一項の規定により、森林保険特別会計に所屬する積立金として積み立てられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧森林保険特別会計に所屬する権利義務は、森林保険特別会計に帰属するものとする。

5 前項の規定により森林保険特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同会計の歳入及び歳出とする。

(厚生保険特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百十二條 附則第六十六條第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法に基づく厚生保険特別会計(以下この条において「旧厚生保険特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧厚生保険特別会計の年金勘定、健康勘定、児童手当勘定又は業務勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、それぞれ年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定、児童手当勘定又は業務勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧厚生保険特別会計の年金勘定、健康勘定、児童手当勘定又は業務勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四條の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、それぞれ年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定、児童手当勘定又は業務勘定に繰り越して使用することができる。

3 旧厚生保険特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧厚生保険特別会計の年金勘定若しくは児童手当勘定に所屬する積立金又は旧厚生保険特別会計の健康勘定に所屬する事業運営安定資金若しくは業務勘定に所屬する特別保健福祉事業資金は、第七百六十六條第一項、第七百六十八條第一項若しくは第七百六十九條第三項又は附則第三

十七條第一項の規定により、それぞれ年金特別会計の厚生年金勘定若しくは児童手当勘定に所屬する積立金として積み立て、又は同会計の健康勘定に所屬する事業運営安定資金若しくは業務勘定に所屬する特別保健福祉事業資金として組み入れられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧厚生保険特別会計の年金勘定、健康勘定、児童手当勘定又は業務勘定に所屬する権利義務は、それぞれ年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定、児童手当勘定又は業務勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定により年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定、児童手当勘定又は業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

(農業共済再保険特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百十三條 附則第六十六條第六号の規定による廃止前の農業共済再保険特別会計法(次項において「旧農業共済再保険特別会計法」という。)に基づく農業共済再保険特別会計(以下この条において「旧農業共済再保険特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧農業共済再保険特別会計の再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定又は業務勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、それぞれ農業共済再保険特別会計の再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定又は業務勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧農業共済再保険特別会計の農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条ただし書又は旧農業共済再保険特別会計法第十二條の規定による繰越しを必要とするものは、それぞれ農業共済再保険特別会計の農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に繰

り越して使用することができる。 3 旧農業共済再保険特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧農業共済再保険特別会計の農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に所屬する積立金は、第百四十六条第一項の規定により、それぞれ農業共済再保険特別会計の農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に所屬する積立金として積み立てられたものとみなす。 4 この法律の施行の際、旧農業共済再保険特別会計の再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定又は業務勘定に所屬する権利義務は、それぞれ農業共済再保険特別会計の再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定又は業務勘定に帰属するものとする。 5 前項の規定により農業共済再保険特別会計の再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定又は業務勘定に所屬する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。 (農業経営基盤強化措置特別会計法の廃止に伴う経過措置) 第二百四十四条 附則第六十六号第七号の規定による廃止前の農業経営基盤強化措置特別会計法(第六項において「旧基盤強化特別会計法」という。)に基づく農業経営基盤強化措置特別会計(以下この条において「旧基盤強化特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧基盤強化特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、食料安定供給特別会計の調整勘定の歳入に繰り入れるものとする。 2 旧基盤強化特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定に繰り越して使用することができる。	3 旧基盤強化特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧基盤強化特別会計に所屬する積立金は、食料安定供給特別会計の調整勘定に所屬する積立金として積み立てられたものとする。 4 この法律の施行の際、旧基盤強化特別会計に所屬する権利義務は、政令で定めるところにより、食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定又は業務勘定に帰属するものとする。 5 前項の規定により食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定又は業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。 6 旧基盤強化特別会計の所屬に移した農地等(旧基盤強化特別会計法第一条第二項第一号に掲げる農地等をいう。)は、第百三十一条に規定する農業経営基盤強化勘定の所屬に移した農地等とみなす。 (国有林野事業特別会計法の廃止に伴う経過措置) 第二百四十五条 附則第六十六号第八号の規定による廃止前の国有林野事業特別会計法(次項において「旧国有林野事業特別会計法」という。)に基づく国有林野事業特別会計(以下この条において「旧国有林野事業特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧国有林野事業特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、国有林野事業特別会計の歳入に繰り入れるものとする。 2 旧国有林野事業特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は旧国有林野事業特別会計法第十八条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、国有林野事業特別会計に繰り越して使用することができる。 3 旧国有林野事業特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧国有林野事業特別会計に所屬する特別積立金引当資金は、第百六十六条第一	項の規定により、国有林野事業特別会計に所屬する特別積立金引当資金として組み入れられたものとみなす。 4 この法律の施行の際、旧国有林野事業特別会計に所屬する権利義務は、国有林野事業特別会計に帰属するものとする。 5 前項の規定により国有林野事業特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同会計の歳入及び歳出とする。 (船員保険特別会計法の廃止に伴う経過措置) 第二百四十六条 附則第六十六号第九号の規定による廃止前の船員保険特別会計法に基づく船員保険特別会計(以下この条において「旧船員保険特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧船員保険特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第十三号の規定により設置する船員保険特別会計(以下この条及び次条において「暫定船員保険特別会計」という。)の歳入に繰り入れるものとする。 2 旧船員保険特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定船員保険特別会計に繰り越して使用することができる。 3 旧船員保険特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧船員保険特別会計に所屬する積立金は、附則第六十九号第七号第一項の規定により、暫定船員保険特別会計に所屬する積立金として積み立てられたものとみなす。 4 この法律の施行の際、旧船員保険特別会計に所屬する権利義務は、暫定船員保険特別会計に帰属するものとする。 5 前項の規定により暫定船員保険特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定船員保険特別会計の歳入及び歳出とする。 (暫定船員保険特別会計法の廃止に伴う経過措置)	第二百四十七条 暫定船員保険特別会計の廃止に關し必要な経過措置は、別に法律で定める。 (国立高度専門医療センター特別会計法の廃止に伴う経過措置) 第二百四十八条 附則第六十六号第十一号の規定による廃止前の国立高度専門医療センター特別会計法に基づく国立高度専門医療センター特別会計(以下この条において「旧国立高度専門医療センター特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧国立高度専門医療センター特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第十二号の規定により設置する国立高度専門医療センター特別会計(以下この条及び次条において「暫定国立高度専門医療センター特別会計」という。)の歳入に繰り入れるものとする。 2 旧国立高度専門医療センター特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定国立高度専門医療センター特別会計に繰り越して使用することができる。 3 旧国立高度専門医療センター特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧国立高度専門医療センター特別会計に所屬する積立金は、附則第六十七号第七号第一項の規定により、暫定国立高度専門医療センター特別会計に所屬する積立金として積み立てられたものとみなす。 4 この法律の施行の際、旧国立高度専門医療センター特別会計に所屬する権利義務は、暫定国立高度専門医療センター特別会計に帰属するものとする。 5 前項の規定により暫定国立高度専門医療センター特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定国立高度専門医療センター特別会計の歳入及び歳出とする。 (暫定国立高度専門医療センター特別会計の廃
--	--	--	---

止に伴う経過措置)

第二百十九条 暫定国立高度専門医療センター特別会計の廃止に関し必要な経過措置は、別に法律で定める。

(貿易再保険特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百二十条 附則第六十六條第十二号の規定による廃止前の貿易再保険特別会計法(次項において「旧貿易再保険特別会計法」という。)に基づく貿易再保険特別会計(以下この条において「旧貿易再保険特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧貿易再保険特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、貿易再保険特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧貿易再保険特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条ただし書又は旧貿易再保険特別会計法第十五条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、貿易再保険特別会計に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧貿易再保険特別会計に所属する権利義務は、貿易再保険特別会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により貿易再保険特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同会計の歳入及び歳出とする。

(外国為替資金特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百二十一条 附則第六十六條第十三号の規定による廃止前の外国為替資金特別会計法(次項において「旧外国為替資金特別会計法」という。)に基づく外国為替資金特別会計(以下この条において「旧外国為替資金特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。ただし、平成十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理については、当該剰余金から、積立金

に積み立てる金額を控除して、なお残余があるときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧外国為替資金特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条ただし書又は旧外国為替資金特別会計法第二十二條第一項の規定による繰越しを必要とするものは、外国為替資金特別会計に繰り越して使用することができる。

3 旧外国為替資金特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧外国為替資金特別会計に所属する外国為替資金又は積立金は、第七十六條第七項又は第八十條第一項の規定により、それぞれ外国為替資金特別会計に所属する外国為替資金として組み入れ、又は積立金として積み立てられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧外国為替資金特別会計に所属する権利義務は、外国為替資金特別会計に帰属するものとする。

5 前項の規定により外国為替資金特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同会計の歳入及び歳出とする。

(財政融資資金特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百二十二条 附則第六十六條第十四号の規定による廃止前の財政融資資金特別会計法(次項及び第六項において「旧財政融資資金特別会計法」という。)に基づく財政融資資金特別会計(以下この条において「旧財政融資資金特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧財政融資資金特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七條第一項第一号の規定により設置する財政融資資金特別会計(以下この条及び次条において「暫定財政融資資金特別会計」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧財政融資資金特別会計の平成十八年度の歳

出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条ただし書又は旧財政融資資金特別会計法第十八條第一項の規定による繰越しを必要とするものは、暫定財政融資資金特別会計に繰り越して使用することができる。

3 旧財政融資資金特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧財政融資資金特別会計に所属する積立金は、附則第七十三條第一項の規定により、暫定財政融資資金特別会計に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧財政融資資金特別会計に所属する権利義務は、暫定財政融資資金特別会計に帰属するものとする。

5 前項の規定により暫定財政融資資金特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定財政融資資金特別会計の歳入及び歳出とする。

6 旧財政融資資金特別会計において旧財政融資資金特別会計法第十一条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、平成十八年度において借入金(借入れ又は公債の発行をしなかつた金額がある場合には、暫定財政融資資金特別会計の負担において、当該金額を限度として、かつ、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第三條の規定において運用することができる金額の範囲内)で、同年度において、読替後の第十三條第一項及び附則第七十五條の規定により借入金をし、又は附則第七十六條第一項の規定により公債を発行することができる。

(暫定財政融資資金特別会計の廃止に伴う経過措置)

第二百二十三条 暫定財政融資資金特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、暫定財政融資資金特別会計の平成二十年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、財政投資特別会計の財政融資資金勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 暫定財政融資資金特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四條の第三項若しくは第四十二條ただし書又は附則第八十四條の規定による繰越しを必要とするものは、財政投資特別会計の財政融資資金勘定に繰り越して使用することができる。

3 暫定財政融資資金特別会計の平成十九年度の出納の完結の際、暫定財政融資資金特別会計に所属する積立金は、第五十八條第一項の規定により、財政投資特別会計の財政融資資金勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

4 平成十九年度の末日において、暫定財政融資資金特別会計に所属する権利義務は、財政投資特別会計の財政融資資金勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定により財政投資特別会計の財政融資資金勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同勘定の歳入及び歳出とする。

6 暫定財政融資資金特別会計において第十三條第二項又は附則第七十六條第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、平成十九年度において借入金(借入れ又は公債の発行をしなかつた金額がある場合には、財政投資特別会計の財政融資資金勘定の負担において、当該金額を限度として、かつ、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第三條の規定により平成二十年度において運用することができる金額の範囲内)で、同年度において、第十三條第一項及び第六十一條の規定により借入金をし、又は第六十二條第一項の規定により公債を発行することができる。

(産業投資特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百二十四条 附則第六十六條第十五号の規定による廃止前の産業投資特別会計法(次項において「旧産業投資特別会計法」という。)に基づく産業投資特別会計(以下この条において「旧産業投資特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関し

ては、なお従前の例による。この場合において、旧産業投資特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第二号の規定により設置する産業投資特別会計(以下この条及び次条において「暫定産業投資特別会計」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧産業投資特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条ただし書又は旧産業投資特別会計法第十五条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、暫定産業投資特別会計に繰り越して使用することができる。

3 旧産業投資特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧産業投資特別会計に所属する資金は、附則第九十一条第一項の規定により、暫定産業投資特別会計に所属する投資財源資金として組み入れられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧産業投資特別会計に所属する権利義務は、暫定産業投資特別会計に帰属するものとする。

5 前項の規定により暫定産業投資特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定産業投資特別会計の歳入及び歳出とする。

(暫定産業投資特別会計の廃止に伴う経過措置)
第二百二十五条 暫定産業投資特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、暫定産業投資特別会計の平成二十年年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、財政投融資特別会計の投資勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 暫定産業投資特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の第三項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、財政投融資特別会計の投資勘定に繰り越して使用することができる。

3 暫定産業投資特別会計の平成十九年度の出納の完結の際、暫定産業投資特別会計に所属する

投資財源資金は、第五十九条第一項の規定により、財政投融資特別会計の投資勘定に所属する投資財源資金として組み入れられたものとみなす。

4 平成十九年度の末日において、暫定産業投資特別会計に所属する権利義務は、財政投融資特別会計の投資勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同勘定の歳入及び歳出とする。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の廃止に伴う経過措置)
第二百二十六条 附則第六十六条第十六号の規定

による廃止前の交付税及び譲与税配付金特別会計法(次項において「旧交付税特別会計法」という。)に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計(以下この条において「旧交付税特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定又は交通安全対策特別交付金勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、それぞれ交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定又は交通安全対策特別交付金勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち旧交付税特別会計法第十五条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定又は交通安全対策特別交付金勘定に所属する権利義務は、それぞれ交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定又は交通安全対策特別交付金勘定に帰属するものとする。

4 前項の規定により交付税特別会計の交付税及び

び譲与税配付金勘定又は交通安全対策特別交付金勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

5 平成十九年度における附則第六十六条第一項第二号、第七條第一項第二号及び第八條第一項第二号の規定の適用については、これらの規定中「附則第四條第一項」とあるのは、「附則第六十六條第十六号の規定による廃止前の交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第五條第一項」とする。

(自動車損害賠償保障事業特別会計法の廃止に伴う経過措置)
第二百二十七条 附則第六十六条第十七号の規定

による廃止前の自動車損害賠償保障事業特別会計法(次項において「旧自動車損害賠償保障事業特別会計法」という。)に基づく自動車損害賠償保障事業特別会計(以下この条において「旧自動車損害賠償保障事業特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、旧自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、それぞれ附則第六十七條第一項第八号の規定により設置する自動車損害賠償保障事業特別会計(以下この条及び次条において「暫定自動車損害賠償保障事業特別会計」という。)の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の第三項若しくは第四十二條ただし書又は旧自動車損害賠償保障事業特別会計法第十六條第一項の規定による繰越しを必要とするものは、それぞれ暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定に繰り越して使用することができる。

2 暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定又は保険料等充当交付金勘定の平成十九年度の歳出予算の経費(附則第四百九十九條第一項第二号に掲げるものを除く。)の金額のうち財

して使用することができる。

3 旧自動車損害賠償保障事業特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定に所属する積立金は、附則第五百五十四條第一項又は第二項の規定により、それぞれ暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定に所属する権利義務は、それぞれ暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定により暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

(暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の廃止に伴う経過措置)
第二百二十八条 暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定又は保険料等充当交付金勘定の平成二十年年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、自動車安全特別会計の保障勘定の歳入に、暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定の平成二十年年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、自動車安全特別会計の保障勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定又は保険料等充当交付金勘定の平成十九年度の歳出予算の経費(附則第四百九十九條第一項第二号に掲げるものを除く。)の金額のうち財

2 暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定又は保険料等充当交付金勘定の平成十九年度の歳出予算の経費(附則第四百九十九條第一項第二号に掲げるものを除く。)の金額のうち財

政法第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、自動車安全特別会計の保障勘定に繰り越して使用することができる。

3 暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定の平成十九年度の歳出予算の経費(附則第百四十九条第一項第二号に掲げるものに限る。)の金額のうち政法第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定に繰り越して使用することができる。

4 暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち政法第四十二条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定に繰り越して使用することができる。

5 暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の平成十九年度の出納の完結の際、暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定に所属する積立金は、附則第六十二条第一項又は附則第六十五条において読み替えて適用する附則第六十一条第一項の規定により、それぞれ自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定又は保障勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

6 平成十九年度の末日において、暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定及び保険料等充当交付金勘定に所属する権利義務(附則第百四十九条第一項第二号に掲げる業務取扱費に係るものを除く。)は、自動車安全特別会計の保障勘定に帰属するものとする。

7 平成十九年度の末日において、暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定に所属する権利義務(附則第百四十九条第一項第二号に掲げる業務取扱費に係るものに限る。)は、自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定に帰属するものとする。

8 平成十九年度の末日において、暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定に所属する権利義務は、自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定に帰属するものとする。

9 前二項の規定により自動車安全特別会計の保障勘定、自動車検査登録勘定又は自動車事故対策勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

(国営土地改良事業特別会計法の廃止に伴う経過措置)
第二百二十九条 附則第六十六条第十八号の規定による廃止前の国営土地改良事業特別会計法(第五項において「旧国営土地改良事業特別会計」という。)に基づく国営土地改良事業特別会計(以下この条において「旧国営土地改良事業特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧国営土地改良事業特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第十号の規定により設置する国営土地改良事業特別会計(以下この条及び次条において「暫定国営土地改良事業特別会計」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧国営土地改良事業特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定国営土地改良事業特別会計に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧国営土地改良事業特別会計に所属する権利義務は、暫定国営土地改良事業特別会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により暫定国営土地改良事業特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定国営土地改良事業特別会計の歳入及び歳出とする。

5 旧国営土地改良事業特別会計において旧国営土地改良事業特別会計法第十四条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、平成十八年度において借入金の借入れをしなかった金額がある場合には、暫定国営土地改良事業特別会計の負担において、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額(附則第七十条第一項に規定する借入金対象経費に係るものに限る。)の財源として必要な金額の範囲内で、平成十九年度において、読替後の第十三条第一項及び附則第七十条第一項の規定により、借入金をすることができ、

年度において借入金の借入れをしなかった金額がある場合には、暫定国営土地改良事業特別会計の負担において、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額(附則第七十条第一項に規定する借入金対象経費に係るものに限る。)の財源として必要な金額の範囲内で、平成十九年度において、読替後の第十三条第一項及び附則第七十条第一項の規定により、借入金をすることができ、

(暫定国営土地改良事業特別会計の廃止に伴う経過措置)
第二百三十条 暫定国営土地改良事業特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、暫定国営土地改良事業特別会計の平成二十年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。ただし、当該金額のうち、借入事業(附則第二百六十六条の規定による改正前の土地改良法第八十八条の二及び附則第三百八十三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第八十八条の二の規定によりその工事(土地改良関係受託工事を含む。次条第三項を除き、以下この条及び次条において「未完了借入事業」という。)に係るものは、食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定(同条第二項を除き、以下この条から附則第二百三十二条までにおいて「国営土地改良事業経過勘定」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 暫定国営土地改良事業特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費(未完了借入事業の工事に係る経費を除く。)の金額のうち政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、一般会計に繰り

越して使用することができる。

3 暫定国営土地改良事業特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費(未完了借入事業の工事に係る経費に限る。)の金額のうち政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、国営土地改良事業経過勘定に繰り越して使用することができる。

4 平成十九年度の末日において、暫定国営土地改良事業特別会計に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。ただし、未完了借入事業の工事に係る権利義務(未完了借入事業によって生じた工作物及び未完了借入事業の用に供する施設(これらの用に供する土地を含む。)並びに未完了借入事業の工事に要する費用の財源に充てた借入金に係るものを除く。)は、政令で定めるところにより、国営土地改良事業経過勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定により一般会計又は国営土地改良事業経過勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ一般会計又は国営土地改良事業経過勘定の歳入及び歳出とする。

6 暫定国営土地改良事業特別会計において第十三条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、平成十九年度において借入金の借入れをしなかった金額がある場合には、国営土地改良事業経過勘定の負担において、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額(次条第六項において準用する附則第七十条第一項に規定する借入金対象経費に係るものに限る。)の財源として必要な金額の範囲内で、平成二十年度において、読替後の第十三条第一項及び次条第六項において準用する附則第七十条第一項の規定により、借入金をすることができ、

7 第四十二条第五項の規定によるほか、第四項の規定により一般会計に帰属する借入金の償還金及び利子の額に相当する金額は、予算で定めるところにより、工事別の区分に従って、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるも

のとする。

8 第四項の規定により一般会計に帰属する借入金に対応する土地改良工事に係る土地改良法第九十条の規定による負担金及びその利息は、当該借入金の償還金及び利子の財源に充てなければならない。

9 財政融資資金において財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第二条の規定により国会の議決を受けた長期運用予定額のうち、平成十九年度において暫定国営土地改良事業特別会計に貸付けをしなかったものがある場合には、当該貸付けをしなかった額に相当する金額を限度として、平成二十年度において、食料安定供給特別会計に貸し付けることができる。

第二百三十一条 未完了借入事業の工事に係る経理は、平成二十年度から工事完了年度未完了借入事業の工事の全部が完了する年度として政令で定める年度をいう。次条において同じ。

2 前項の規定により未完了借入事業の工事に係る経理を食料安定供給特別会計において行う場合においては、第二百二十六条の規定にかかわらず、同会計は、農業経営基盤強化助成、農業経営安定助成、米管理助成、麦管理助成、業務助成、調整助成及び国営土地改良事業助成に区分する。

3 国営土地改良事業経過勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

- 一 歳入
 - イ 一般会計からの繰入金
 - ロ 未完了借入事業の工事に係る土地改良法第九十条の規定による負担金及びその利息
 - ハ 未完了借入事業の工事に係る土地改良法第九十条の二の規定による徴収金
 - ニ 土地改良関係受託工事に係る納付金
 - ホ 借入金

ヘ 土地改良法の規定に基づき国が施行する埋立て又は干拓の工事によって生じた用地の売却代金及び貸付料

ト 未完了借入事業の工事によって生じた土地改良施設に係る土地改良法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与の対価

チ 附属雑収入

二 歳出

イ 未完了借入事業の工事に要する費用(北海道又は沖縄県で行う工事に係る職員給与に要する費用その他の事務費を除く。)

ロ 土地改良関係受託工事に要する費用(北海道又は沖縄県で行う工事に係る職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。)

ハ 借入金の償還金及び利子

ニ 土地改良法の規定に基づき国が施行する埋立て又は干拓の工事によって生じた用地で売り払うものの同法第九十四条の規定による管理及び処分のために直接要する費用

ホ 未完了借入事業の工事によって生じた土地改良施設に係る土地改良法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与に伴う同条第三項の規定による交付金

ヘ 一般会計への繰入金

ト 附属諸費

4 国営土地改良事業経過勘定における歳入歳出予定計算書の添付書類については、第二百二十八条の規定は適用せず、附則第六十四条の規定を準用する。

5 国営土地改良事業経過勘定における歳入歳出決定計算書の添付書類については、第二百三十五条の規定は適用せず、附則第六十七條の規定を準用する。

6 附則第六十五條、第六十六條及び第六十八條から第六十七條までの規定は、国営土地改良事業経過勘定について準用する。

7 附則第三十九條の規定によるほか、国営土地改良事業経過勘定の業務のために使用する必要

がある場合において、前条第四項の規定により一般会計に帰属した国有財産を、政令で定めるところにより、国営土地改良事業経過勘定において使用するときは、当分の間、食料安定供給特別会計と一般会計との間において無償として整理することができる。

8 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から国営土地改良事業経過勘定に繰入れを行う場合における第三項並びに第六項において準用する附則第六十五條及び第六十六條の規定の適用については、第三項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第六項において準用する附則第六十五條若しくは第十項又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同項第二号イ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第六項において準用する附則第六十六條、第九項又は第十一項の規定による一般会計への繰入金」と、第六項において準用する附則第六十五條中「費用」とあるのは「費用(社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から国営土地改良事業勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。)」と、同項において準用する附則第六十六條第一項中「繰り入れるものとする」とあるのは「繰り入れるものとする」とする。社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から国営土地改良事業勘定に繰入れがあった場合の当該繰入れの金額に対応するものについても、同様とする。」

9 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から国営土地改良事業経過勘定に繰入れを行った場合においては、当該繰入金を国営土地改良事業経過勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額(第十一項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額)に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、国営土地改良

事業経過勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

10 読替え後の第六條の規定にかかわらず、前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計から国営土地改良事業経過勘定に繰り入れるものとする。

11 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から国営土地改良事業経過勘定に繰り入れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共建設事業であつて国営土地改良事業経過勘定において経理されるものの当該年度において要した費用(当該年度において国が負担した費用に限る。)を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による一般会計からの繰入金金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに国営土地改良事業経過勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

(国営土地改良事業経過勘定の廃止に伴う経過措置)

第二百三十二条 国営土地改良事業経過勘定の工事完了年度の収入及び支出並びに工事完了年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、国営土地改良事業経過勘定の工事完了年度の翌年度の歳入に繰り入れられるべき金額があるときは、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 国営土地改良事業経過勘定の工事完了年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四條の三第一項又は第四十二條ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、一般会計に繰り越して使用することができる。

3 国営土地改良事業経過勘定の工事完了年度の末日において、国営土地改良事業経過勘定に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び

歳出とする。

5 第四十二条第五項の規定によるほか、第三項の規定により一般会計に帰属する借入金の償還金及び利子の額に相当する金額は、予算で定めるところにより、工事別の区分に従つて、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

6 第三項の規定により一般会計に帰属する借入金に対応する土地改良工事に係る土地改良法第九十条の規定による負担金及びその利息は、当該借入金の償還金及び利子の財源に充てなければならない。

(特定国有財産整備特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百三十三条 附則第六十六条第十九号の規定による廃止前の特定国有財産整備特別会計法に基づく特定国有財産整備特別会計(以下この条において「旧特定国有財産整備特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧特定国有財産整備特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第十一号の規定により設置する特定国有財産整備特別会計(以下この条、次条及び附則第二百三十七条において「暫定特定国有財産整備特別会計」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧特定国有財産整備特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定特定国有財産整備特別会計に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧特定国有財産整備特別会計に所属する権利義務は、暫定特定国有財産整備特別会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により暫定特定国有財産整備特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定特定国有財産整備特別会計の歳入及び

歳出とする。

(暫定特定国有財産整備特別会計の廃止に伴う経過措置)

第二百三十四条 暫定特定国有財産整備特別会計の平成二十一年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、暫定特定国有財産整備特別会計の平成二十二年年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。ただし、当該金額のうち、平成二十一年度の末日において定められていた特定国有財産整備計画(平成二十二年年度以後に変更された場合を含む。)に基づき実施される国有財産の取得及び処分に関する事業で同日において完了していないもの(以下この条及び次条において「未完了事業」という。)に係るものは、財政投融資特別会計の特定国有財産整備勘定(同条第三項及び第四項を除き、以下この条から附則第二百三十六条までにおいて「特定国有財産整備経過勘定」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 暫定特定国有財産整備特別会計の平成二十一年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、特定国有財産整備経過勘定に繰り越して使用することができる。

3 平成二十一年度の末日において、暫定特定国有財産整備特別会計に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。ただし、未完了事業に係る権利義務は、政令で定めるところにより、特定国有財産整備経過勘定に帰属するものとする。

4 前項の規定により一般会計又は特定国有財産整備経過勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ一般会計又は特定国有財産整備経過勘定の歳入及び歳出とする。

5 暫定特定国有財産整備特別会計において第三十二条第二項の規定により国会の議決を経た金額

のうち、平成二十一年度において借入金の借入れをしなかつた金額がある場合には、特定国有財産整備経過勘定の負担において、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額(次条第六項において準用する附則第七十七条に規定する借入金対象経費に係るものに限る。)の財源として必要な金額の範囲内で、平成二十二年年度において、読替後の第十三条第一項及び次条第六項において準用する附則第七十七条の規定により、借入金をすることができ。

6 財政融資資金において財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第二条の規定により国会の議決を受けた長期運用予定額のうち、平成二十一年度において暫定特定国有財産整備特別会計に貸付けしなかつたものがある場合には、当該貸付けをしなかつた額に相当する金額を限度として、平成二十二年年度において、財政投融資特別会計に貸し付けることができる。

第二百三十五条 未完了事業に関する経理は、平成二十二年年度から事業完了年度(未完了事業が完了する年度として政令で定める年度をいう。次条において同じ。)の末日までの間、第五十条の規定にかかわらず、財政投融資特別会計において行うものとする。

2 前項の規定により未完了事業に関する経理を財政投融資特別会計において行う場合においては、第五十一条の規定にかかわらず、同会計は、財務大臣及び国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

3 前項の場合において、財政投融資特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては財務大臣が、その他のものについては財政融資資金勘定、投資勘定又は特定国有財産整備勘定及び所掌事務の区分に応じ所管大臣の全部又は一部が行うものとする。

4 第一項の規定により未完了事業に関する経理を財政投融資特別会計において行う場合におい

ては、第五十二条の規定にかかわらず、同会計は、財政融資資金勘定、投資勘定及び特定国有財産整備勘定に区分する。

5 第一項の規定により未完了事業に関する経理を財政投融資特別会計において行う場合における第五十四条及び第六十条の規定の適用については、第五十四条中「書類」とあるのは「書類(第一号及び第二号に掲げる書類については、特定国有財産整備勘定に係るものを除き、」と、第六十条中「損益計算書」とあるのは「損益計算書(特定国有財産整備勘定に係るものを除く。)」とする。

6 附則第七十六条から第七十九条までの規定は、特定国有財産整備経過勘定について準用する。

(特定国有財産整備経過勘定の廃止に伴う経過措置)

第二百三十六条 特定国有財産整備経過勘定の事業完了年度の収入及び支出並びに事業完了年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、特定国有財産整備経過勘定の事業完了年度の翌年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 特定国有財産整備経過勘定の事業完了年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、一般会計に繰り越して使用することができる。

3 特定国有財産整備経過勘定の事業完了年度の末日において、特定国有財産整備経過勘定に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とする。

(暫定特定国有財産整備特別会計の廃止に伴う経過措置)

第二百三十七条 政府は、暫定特定国有財産整備

特別会計の廃止後の国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の規定の円滑な実施を図るため、特定国有財産整備計画の策定の状況等を踏まえ、同法の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(道路整備特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百三十八条 附則第六十六条第二十号の規定による廃止前の道路整備特別会計法に基づく道路整備特別会計(以下この条において旧道路整備特別会計という)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧道路整備特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七條第一項第五号の規定により設置する道路整備特別会計(以下この条及び附則第二百四十条において「暫定道路整備特別会計」という)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧道路整備特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二條ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定道路整備特別会計に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧道路整備特別会計に所属する権利義務は、暫定道路整備特別会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により暫定道路整備特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定道路整備特別会計の歳入及び歳出とする。

(社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定に関する検討)

第二百三十九条 政府は、この法律の施行後平成二十年三月三十一日までの間に、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第二十条第三項に基づく平成十八年十二月八日に閣議において決定された道路特定財源の見直しに関する具体策に基づき特定財源制度の見直しを行うと

ともに、社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定に関する規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(暫定道路整備特別会計の廃止に伴う経過措置)

第二百四十条 暫定道路整備特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、暫定道路整備特別会計の平成二十年の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、当該金額のうち、独立行政法人土木研究所に対して交付する交付金又は施設の整備のための補助金に係るものは一般会計の歳入に、第二百一条第五項第二号に規定するものに相当する金額は社会資本整備事業特別会計の業務勘定の歳入に、その他のものは社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 暫定道路整備特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二條ただし書の規定による繰越しを必要とするものであって、独立行政法人土木研究所に対して交付する交付金又は施設の整備のための補助金に係るものは一般会計に、第二百一条第五項第二号に規定するものは社会資本整備事業特別会計の業務勘定に、その他のものは社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定に、それぞれ繰り越して使用することができる。

3 平成十九年度の末日において、暫定道路整備特別会計に所属する権利義務は、独立行政法人土木研究所に対して交付する交付金又は施設の整備のための補助金に係るものは一般会計に、第二百一条第五項第二号に規定するものは社会資本整備事業特別会計の業務勘定に、その他のものは社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定に、それぞれ繰り越して使用することができる。

4 前項の規定により一般会計又は社会資本整備事業特別会計の業務勘定若しくは道路整備勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計又は当該各勘定の歳入及び歳出とする。

(治水特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百四十一条 附則第六十六条第二十一号の規定による廃止前の治水特別会計法に基づく治水特別会計(以下この条において「旧治水特別会計」という)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧治水特別会計の治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、旧治水特別会計の治水勘定に係るものは附則第六十七條第一項第四号の規定により設置する治水特別会計(以下この条及び次条において「暫定治水特別会計」という)の治水勘定の歳入に、旧治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に係るものは多目的ダム建設工事等に

係る工事別等の区分に従って暫定治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 旧治水特別会計の治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二條ただし書の規定による繰越しを必要とするものであって、旧治水特別会計の治水勘定に係るものは暫定治水特別会計の治水勘定に、旧治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に係るものは多目的ダム建設工事等に

係る工事別等の区分に従って暫定治水特別会計の特定多目的ダム建設工事等に

係る工事別等の区分に従って暫定治水特別会計の特定多目的ダム建設工事等に

係る工事別等の区分に従って暫定治水特別会計の特定多目的ダム建設工事等に

係る工事別等の区分に従って暫定治水特別会計の特定多目的ダム建設工事等に

係る工事別等の区分に従って暫定治水特別会計の特定多目的ダム建設工事等に

定又は特定多目的ダム建設工事勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

(暫定治水特別会計の廃止に伴う経過措置)

第二百四十二条 暫定治水特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、暫定治水特別会計の平成二十年の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、当該金額のうち、附則第二百三十三條第三項第七号に掲げるものは一般会計の歳入に、第二百一条第五項第二号に規定するもので、暫定治水特別会計の治水勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の業務勘定の歳入に、暫定治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に係るものは多目的ダム建設工事等に

係る工事別等の区分に従って社会資本整備事業特別会計の業務勘定の歳入に、その他のものは社会資本整備事業特別会計の治水勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 暫定治水特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二條ただし書の規定による繰越しを必要とするものであって、附則第二百三十三條第五項第二号に掲げるものは一般会計に、第二百一条第五項第二号に規定するものは社会資本整備事業特別会計の治水勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の業務勘定に、暫定治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に係るものは多目的ダム建設工事等に

係る工事別等の区分に従って社会資本整備事業特別会計の業務勘定の歳入に、その他のものは社会資本整備事業特別会計の治水勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の治水勘定に、暫定治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に係るものは多目的ダム建設工事等に

係る工事別等の区分に従って社会資本整備事業特別会計の業務勘定の歳入に、その他のものは社会資本整備事業特別会計の治水勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の治水勘定に、暫定治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に係るものは多目的ダム建設工事等に

係る工事別等の区分に従って社会資本整備事業特別会計の業務勘定の歳入に、その他のものは社会資本整備事業特別会計の治水勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の治水勘定に、暫定治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に係るものは多目的ダム建設工事等に

係る工事別等の区分に従って社会資本整備事業特別会計の治水勘定に、それぞれ繰り越して使用することができる。

3 平成十九年度の末日において、暫定治水特別会計に所属する権利義務は、附則第百三条第三項第七号に掲げるものは一般会計に、第二百一条第五項第二号イに規定するもので、暫定治水特別会計の治水勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の業務勘定に、暫定治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に係るものは多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に応じ社会資本整備事業特別会計の業務勘定に、その他のもので、暫定治水特別会計の治水勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の治水勘定に、暫定治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に係るものは多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に応じ社会資本整備事業特別会計の治水勘定に、それぞれ帰属するものとする。

4 前項の規定により一般会計又は社会資本整備事業特別会計の業務勘定若しくは治水勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計又は当該各勘定の歳入及び歳出とする。

(港湾整備特別会計法の廃止に伴う経過措置)
第二百四十三条 附則第六十六条第二十二号の規定による廃止前の港湾整備特別会計法に基づく港湾整備特別会計(以下この条において「旧港湾整備特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧港湾整備特別会計の港湾整備勘定又は特定港湾施設工事勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、旧港湾整備特別会計の港湾整備勘定に係るものは附則第六十七条第一項第六号の規定により設置する港湾整備特別会計(以下この条及び次条において「暫定港湾整備特別会計」という。)の港湾整備勘定の歳入に、旧港湾整備特別会計の特定港湾施設工事勘定に係るものは特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って社会資本整備事業特別会計の治水勘定に、それぞれ繰り越して使用することができる。

工事別等の区分に従って暫定港湾整備特別会計の特定港湾施設工事勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 旧港湾整備特別会計の港湾整備勘定又は特定港湾施設工事勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものであつて、旧港湾整備特別会計の港湾整備勘定に係るものは暫定港湾整備特別会計の港湾整備勘定に、旧港湾整備特別会計の特定港湾施設工事勘定に係るものは特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って暫定港湾整備特別会計の特定港湾施設工事勘定に、それぞれ繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧港湾整備特別会計の港湾整備勘定又は特定港湾施設工事勘定に所属する権利義務は、旧港湾整備特別会計の港湾整備勘定に係るものは暫定港湾整備特別会計の港湾整備勘定に、旧港湾整備特別会計の特定港湾施設工事勘定に係るものは特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に応じ暫定港湾整備特別会計の特定港湾施設工事勘定に、それぞれ帰属するものとする。

4 前項の規定により暫定港湾整備特別会計の港湾整備勘定又は特定港湾施設工事勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

(暫定港湾整備特別会計法の廃止に伴う経過措置)
第二百四十四条 暫定港湾整備特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、暫定港湾整備特別会計の平成二十年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、当該金額のうち、第二百一条第五項第二号ハに規定するもので、暫定港湾整備特別会計の港湾整備勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の業務勘定の歳入に、暫定港湾整備特別会計の特定港湾施設工事勘定に係るものは特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って社会資本整備事業特別会計の治水勘定に、それぞれ繰り越して使用することができる。

特別会計の業務勘定の歳入に、その他のもので、暫定港湾整備特別会計の港湾整備勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の港湾勘定の歳入に、暫定港湾整備特別会計の特定港湾施設工事勘定に係るものは特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って社会資本整備事業特別会計の港湾勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 暫定港湾整備特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものであつて、第二百一条第五項第二号ハに規定するもので、暫定港湾整備特別会計の港湾整備勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の業務勘定に、暫定港湾整備特別会計の特定港湾施設工事勘定に係るものは特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って社会資本整備事業特別会計の業務勘定に、その他のもので、暫定港湾整備特別会計の港湾整備勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の特定港湾施設工事勘定に係るものは特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って社会資本整備事業特別会計の港湾勘定の歳入に、それぞれ繰り越して使用することができる。

3 平成十九年度の末日において、暫定港湾整備特別会計に所属する権利義務は、第二百一条第五項第二号ハに規定するもので、暫定港湾整備特別会計の港湾整備勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の業務勘定に、暫定港湾整備特別会計の特定港湾施設工事勘定に係るものは特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って社会資本整備事業特別会計の港湾勘定の歳入に、それぞれ繰り越して使用することができる。

4 前項の規定により社会資本整備事業特別会計の業務勘定又は港湾勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

4 前項の規定により社会資本整備事業特別会計の業務勘定又は港湾勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

(国民年金特別会計法の廃止に伴う経過措置)
第二百四十五条 附則第六十六条第二十三号の規定による廃止前の国民年金特別会計法に基づく国民年金特別会計(以下この条において「旧国民年金特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧国民年金特別会計の基礎年金勘定、国民年金勘定、福祉年金勘定又は業務勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、それぞれ国民年金特別会計の基礎年金勘定、国民年金勘定、福祉年金勘定又は業務勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧国民年金特別会計の基礎年金勘定、国民年金勘定、福祉年金勘定又は業務勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、それぞれ国民年金特別会計の基礎年金勘定、国民年金勘定、福祉年金勘定又は業務勘定に繰り越して使用することができる。

3 旧国民年金特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧国民年金特別会計の基礎年金勘定に所属する積立金は、年金特別会計の基礎年金勘定に所属する積立金として積み立てられたものとする。

4 旧国民年金特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧国民年金特別会計の国民年金勘定に所属する積立金は、第百十五条第一項の規定により、年金特別会計の国民年金勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

5 この法律の施行の際、旧国民年金特別会計の基礎年金勘定、国民年金勘定、福祉年金勘定又は業務勘定に所属する権利義務は、それぞれ年

金特別会計の基礎年金勘定、国民年金勘定、福祉年金勘定又は業務勘定に帰属するものとする。

6 前項の規定により年金特別会計の基礎年金勘定、国民年金勘定、福祉年金勘定又は業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

(自動車検査登録特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百四十六条 附則第六十六条第二十四号の規定による廃止前の自動車検査登録特別会計法(次項において「旧自動車検査登録特別会計法」という。)に基づく自動車検査登録特別会計(以下この条において「旧自動車検査登録特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧自動車検査登録特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第九号の規定により設置する自動車検査登録特別会計(以下この条及び次条において「暫定自動車検査登録特別会計」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧自動車検査登録特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は旧自動車検査登録特別会計法第十四条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、暫定自動車検査登録特別会計に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧自動車検査登録特別会計に所属する権利義務は、暫定自動車検査登録特別会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により暫定自動車検査登録特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定自動車検査登録特別会計の歳入及び歳出とする。

(暫定自動車検査登録特別会計の廃止に伴う経過措置)

第二百四十七条 暫定自動車検査登録特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、暫定自動車検査登録特別会計の平成二十年の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 暫定自動車検査登録特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定に繰り越して使用することができる。

3 平成十九年度の末日において、暫定自動車検査登録特別会計に所属する権利義務は、自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定に帰属するものとする。

4 前項の規定により自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同勘定の歳入及び歳出とする。

(都市開発資金融通特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百四十八条 附則第六十六条第二十五号の規定による廃止前の都市開発資金融通特別会計法に基づく都市開発資金融通特別会計(以下この条において「旧都市開発資金融通特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧都市開発資金融通特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第三号の規定により設置する都市開発資金融通特別会計(以下この条及び次条において「暫定都市開発資金融通特別会計」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧都市開発資金融通特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定都市開発資金融通特別会計に繰り越して使用することができる。

金融通特別会計に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧都市開発資金融通特別会計に所属する権利義務は、暫定都市開発資金融通特別会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により暫定都市開発資金融通特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定都市開発資金融通特別会計の歳入及び歳出とする。

(暫定都市開発資金融通特別会計の廃止に伴う経過措置)

第二百四十九条 暫定都市開発資金融通特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、暫定都市開発資金融通特別会計の平成二十年の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、社会資本整備事業特別会計の業務勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 暫定都市開発資金融通特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、社会資本整備事業特別会計の業務勘定に繰り越して使用することができる。

3 平成十九年度の末日において、暫定都市開発資金融通特別会計に所属する権利義務は、社会資本整備事業特別会計の業務勘定に帰属するものとする。

4 前項の規定により社会資本整備事業特別会計の業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同勘定の歳入及び歳出とする。

(地震再保険特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百五十条 附則第六十六条第二十六号の規定による廃止前の地震再保険特別会計法(次項において「旧地震再保険特別会計法」という。)に基づく地震再保険特別会計(以下この条において「旧地震再保険特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合

において、旧地震再保険特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、地震再保険特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧地震再保険特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条ただし書又は旧地震再保険特別会計法第十六条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、地震再保険特別会計に繰り越して使用することができる。

3 旧地震再保険特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧地震再保険特別会計に所属する積立金は、第三十四条第一項の規定により、地震再保険特別会計に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧地震再保険特別会計に所属する権利義務は、地震再保険特別会計に帰属するものとする。

5 前項の規定により地震再保険特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同会計の歳入及び歳出とする。

(石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百五十一条 附則第六十六条第二十七号の規定による廃止前の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(次項において「旧石油特別会計法」という。)に基づく石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(以下この条において「旧石油特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧石油特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧石油特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち旧石油特別会計法第十六条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定

に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧石油特別会計に所属する権利義務は、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に帰属するものとする。

4 前項の規定によりエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同勘定の歳入及び歳出とする。

(空港整備特別会計法の廃止に伴う経過措置)
第二百五十二条 附則第六十六条第二十八号の規定による廃止前の空港整備特別会計法(第五項において「旧空港整備特別会計法」という。)に基づく空港整備特別会計(以下この条において「旧空港整備特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に

関しては、なお従前の例による。この場合において、旧空港整備特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第七号の規定により設置する空港整備特別会計(以下この条及び次条において「暫定空港整備特別会計」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧空港整備特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定空港整備特別会計に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧空港整備特別会計に所属する権利義務は、暫定空港整備特別会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により暫定空港整備特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定空港整備特別会計の歳入及び歳出とする。

5 旧空港整備特別会計において旧空港整備特別会計法第七条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、平成十八年度において借入金

の借入れをしなかった金額がある場合には、暫定空港整備特別会計の負担において、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額(附則

第四百四十二条に規定する借入金対象経費に係るものに限る。)の財源として必要な金額の範囲内

で、平成十九年度において、読替後の第十三条第一項及び附則第四百四十二条の規定により、借入金をすることができ。

(暫定空港整備特別会計の廃止に伴う経過措置)
第二百五十三条 暫定空港整備特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に

関しては、なお従前の例による。この場合において、暫定空港整備特別会計の平成二十年

度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、当該金額のうち、独立行政法人電子航法研究所及び独立行政法人航空大学校に対して交付する交付金又は施設の整備のための補助金(一般会計の負担によるもの(附則第四百四十四条第一項の規定に基づく一般会計からの繰入金

を財源とするものを除く。)に限る。以下この条において同じ。)に係るものは一般会計の歳入に、第二百一条第五項第二号に規定するものに相当する金額は社会資本整備事業特別会計の業務勘定の歳入に、その他のものは同会計の空港整備勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 暫定空港整備特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものであつて、独立行政法人電子航法研究所及び独立行政法人航空大学校に対して交付する交付金又は施設の整備のための補助金に係るものは一般会計に、第二百一条第五項第二号に規定するものは社会資本整備事業特別会計の業務勘定に、その他のものは同会計の空港整備勘定に、それぞれ繰り越して使用することができ。

3 平成十九年度の末日において、暫定空港整備特別会計に所属する権利義務は、独立行政法人電子航法研究所及び独立行政法人航空大学校に

業特別会計の業務勘定に、その他のものは同会計の空港整備勘定に、それぞれ帰属するものとする。

4 前項の規定により一般会計又は社会資本整備事業特別会計の業務勘定若しくは空港整備勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計又は当該各勘定の歳入及び歳出とする。

5 暫定空港整備特別会計において第十三条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、平成十九年度において借入金の借入れをしな

かった金額がある場合には、社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定の負担において、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額(第二百八条第一項に規定する借入金対象経費に係るものに限る。)の財源として必要な金額の範囲内で、平成二十年において、第十三条第一項及び第二百八条第一項の規定により、借入金をすることができ。

(労働保険特別会計法の廃止に伴う経過措置)
第二百五十四条 附則第六十六条第二十九号の規定による廃止前の労働保険特別会計法に基づく労働保険特別会計(以下この条において「旧労働保険特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に

関しては、なお従前の例による。この場合において、旧労働保険特別会計の労災勘定、雇用勘定又は徴収勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、それぞれ労働保険特別会計の労災勘定、雇用勘定又は徴収勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧労働保険特別会計の労災勘定、雇用勘定又は徴収勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、それぞれ労働保険特別会計の労災勘定、雇用勘定又は徴収勘定に繰り越して使用することができ。

3 旧労働保険特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧労働保険特別会計の労災勘定若し

くは雇用勘定に所属する積立金又は旧労働保険特別会計の雇用勘定に所属する雇用安定資金は、第二百八条第一項若しくは第三項又は第二百八条第三項の規定により、それぞれ労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定に所属する積立金として積み立て、又は同会計の雇用勘定に所属する雇用安定資金として組み入れられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧労働保険特別会計の労災勘定、雇用勘定又は徴収勘定に所属する権利義務は、それぞれ労働保険特別会計の労災勘定、雇用勘定又は徴収勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定により労働保険特別会計の労災勘定、雇用勘定又は徴収勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

(電源開発促進対策特別会計法の廃止に伴う経過措置)
第二百五十五条 附則第六十六条第三十号の規定による廃止前の電源開発促進対策特別会計法(次項において「旧電源特別会計法」という。)に基づく電源開発促進対策特別会計(以下この条において「旧電源特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に

関しては、なお従前の例による。この場合において、旧電源特別会計の電源立地勘定及び電源利用勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、電源立地対策(第八十五条第四項に規定する電源立地対策をいう。以下この条において同じ。)及び電源利用対策(第八十五条第五項に規定する電源利用対策をいう。以下この条において同じ。)の区分に従つて、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧電源特別会計法の電源立地勘定及び電源利用勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち旧電源特別会計法第十四条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、電源立地対

策及び電源利用対策の区分に従つて、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に繰り越して使用することができる。

3 旧電源特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧電源特別会計の電源立地勘定に所屬する周辺地域整備資金は、第九十二条第三項の規定により、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に所屬する周辺地域整備資金として組み入れられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧電源特別会計の電源立地勘定及び電源利用勘定に所屬する権利義務は、電源立地対策及び電源利用対策の区分に応じ、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定によりエネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、電源立地対策及び電源利用対策の区分に応じ、同勘定の電源立地対策及び電源利用対策の歳入及び歳出とする。

(特許特別会計法の廃止に伴う経過措置)
第二百五十六条 附則第六十六条第三十一号の規定による廃止前の特許特別会計法に基づく特許特別会計(以下この条において「旧特許特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧特許特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、特許特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧特許特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、特許特別会計に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧特許特別会計に所屬する権利義務は、特許特別会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により特許特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同会計の歳入及び

び歳出とする。

(登記特別会計法の廃止に伴う経過措置)
第二百五十七条 附則第六十六条第三十二号の規定による廃止前の登記特別会計法に基づく登記特別会計(以下この条において「旧登記特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧登記特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第十四号の規定により設置する登記特別会計(以下この条及び次条において「暫定登記特別会計」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧登記特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定登記特別会計に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧登記特別会計に所屬する権利義務は、暫定登記特別会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により暫定登記特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定登記特別会計の歳入及び歳出とする。

(暫定登記特別会計法の廃止に伴う経過措置)
第二百五十八条 暫定登記特別会計の平成二十二年の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

2 平成二十二年の暫定登記特別会計の歳出予算に係る経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、一般会計に繰り越して使用することができる。

3 平成二十二年の末日において、暫定登記特別会計に所屬する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び

(特別会計の平成十八年度の決算上の剰余金に係る一般会計への繰入れ)
第二百五十九条 附則第二百二十条第一項後段、第二百二十一条第一項ただし書、第二百二十四条第一項後段、第二百四十六条第一項後段、第二百四十八条第一項後段、第二百五十六條第一項後段及び第二百五十七條第一項後段の規定にかかわらず、附則第六十六条の規定による廃止前の同条第十二号、第十三号、第十五号、第二十四号、第二十五号、第三十一号及び第三十二号に掲げる法律に基づく特別会計の平成十八年度の歳入歳出の決算上の剰余金のうち、平成十九年度の歳入に繰り入れるものとされる金額の全部又は一部に相当する金額は、予算で定めるところにより、同年度の一般会計の歳入に繰り入れることができる。

(民法施行法の一部改正)
第二百六十条 民法施行法明治三十一年法律第十一号の一部を次のように改正する。
第八条第二項中「登記印紙」を「収入印紙」に改める。

(健康保険法の一部改正)
第二百六十一条 健康保険法の一部を次のように改正する。
第二百六十条第二項中「厚生保険特別会計」を「年金特別会計」に改める。
(抵当証券法の一部改正)
第二百六十二条 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
第三条第五項中「登記印紙」を「収入印紙」に改める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)
第二百六十三条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部を次のように改正する。
第三条第三項中「厚生保険特別会計」を「年金特別会計」に改める。
第二百六十四条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号を削り、同条第二項中「特許法」を「並びに特許法」に改め、「並びに民法施行法、不動産登記法、抵当証券法、商業登記法、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律、動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律及び後見登記等に関する法律に規定する登記印紙」を削る。

第三条第一項第六号を削り、同条第三項中「同項第六号の印紙にあつては法務大臣に」を削り、同条第五項中「同項第六号の印紙に係るものは登記特別会計に」を削る。
(郵便切手類販売所等に関する法律の一部改正)
第二百六十五条 郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第一条中「特許印紙及び登記印紙」を「及び特許印紙」に改める。
(土地改良法の一部改正)
第二百六十六条 土地改良法の一部を次のように改正する。

第八十八条の二を削る。
(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律の一部改正)
第二百六十七条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「電源開発促進対策特別会計」を削り、「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計、厚生保険特別会計」を「エネルギー対策特別会計、年金特別会計」に、「国民年金特別会計、食糧管理特別会計」を「食料安定供給特別会計」に、「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」を「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」に改める。
(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充

てゐるための特別会計からする一般会計への繰入
れに関する法律の一部改正)

第二百六十八条 退職職員に支給する退職手当支
給の財源に充てるための特別会計からする一般
会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法
律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「財政融資資金特別会計」を「財政投
融資特別会計」に改め、「国営土地改良事業特
別会計」及び「自動車損害賠償保障事業特別会
計、港湾整備特別会計、自動車検査登録特別会
計、空港整備特別会計」を削り、「治水特別会計
及び道路整備特別会計」を「社会資本整備事業特
別会計及び自動車安全特別会計」に改める。

第二百六十九条 退職職員に支給する退職手当支
給の財源に充てるための特別会計からする一般
会計への繰入れに関する法律の一部を次のよう
に改正する。

第一条中「船員保険特別会計、国立高度専
門医療センター特別会計」を削る。

第二百七十条 退職職員に支給する退職手当支給
の財源に充てるための特別会計からする一般会
計への繰入れに関する法律の一部を次のように
改正する。

第一条中「登記特別会計」を削る。

(地方交付税法の一部改正)

第二百七十一条 地方交付税法の一部を次のよう
に改正する。

附則第四条第一項第十五号中「平成十八年度
における」の下に「特別会計に関する法律(平成
十九年法律第 号)附則第六十六条第十六
号の規定による廃止前の」を加える。

附則第四条の二第二項第四号中「交付税及び
譲与税配付金特別会計法第十三条第一項の規定
による」を「特別会計に関する法律第十五条第一
項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会
計の」に、「附則第五条第一項」を「附則第四条第
一項」に改め、同条第二項中「交付税及び譲与税
配付金特別会計法附則第六条の二」を「特別会計
に関する法律附則第六条」に改め、同条第三項

中「交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第
六条の三」を「特別会計に関する法律附則第七
条」に改め、同条第四項中「交付税及び譲与税配
付金特別会計法附則第六条の四」を「特別会計に
関する法律附則第八條」に改め、同条第十一項
中「交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第
五条第一項」を「特別会計に関する法律附則第
四條第一項」に改める。

附則第四条の三第一項中「交付税及び譲与税
配付金特別会計法」を「特別会計に関する法律」
に改める。

(財政融資資金法の一部改正)

第二百七十二條 財政融資資金法の一部を次のよ
うに改正する。

第四條中「財政融資資金特別会計法(昭和二十
六年法律第一一〇号)第十四條第一項」を「特別会
計に関する法律(平成十九年法律第 号)附
則第七十八條第一項」に改める。

第五條中「厚生保険特別会計の年金勘定及
び国民年金特別会計の国民年金勘定」を「並びに
年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘
定」に改める。

第九條の見出し中「及び融通証券」を「及び融
通証券並びに繰替金」に改め、同条第一項に後
段として次のように加える。

この場合において、一時借入金又は融通証
券に代え、国庫余裕金を繰り替えて使用する
ことができる。

第九條第三項中「は、一年以内」を「並びに同
項及び前項の規定による繰替金は、一年以内」に
改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次
に次の一項を加える。

3 第一項の規定により、財政融資資金特別会
計の負担において、一時借入金をし、又は融
通証券を発行している場合においては、国庫
余裕金を繰り替えて使用して、支払期限の到
来していない一時借入金又は融通証券を償還
することができる。
第十條に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、財政融資資金
は、特別会計に関する法律附則第八十條第一
項各号に掲げる措置をとる必要があるとき
は、同項第一号に規定する信託の受益権又は
同項第二号に規定する資産対応証券に運用す
ることができる。

附則第十二項中「厚生保険特別会計法(昭和十
九年法律第十〇号)第十二條第一項及び国民年金
特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第十
五條」を「特別会計に関する法律第十一條」に、
「資金(厚生保険特別会計に係る資金)にあつては
年金勘定」を「年金特別会計に係る資金(厚生年
金勘定)」に、「に、国民年金特別会計に係る資金
にあつては国民年金勘定」を「及び国民年金勘
定」に改める。

第二百七十三條 財政融資資金法の一部を次のよ
うに改正する。

第一条中「財政融資資金特別会計の」を「財政
投融資特別会計の財政融資資金勘定の」に、「並
びに財政融資資金特別会計」を「並びに当該勘
定」に改める。

第四條中「財政融資資金特別会計」を「財政投
融資特別会計の財政融資資金勘定に」、「附則第
七十八條第一項」を「第六十四條第一項」に改め
る。

第五條、第六條第二項並びに第九條第一項及
び第三項中「財政融資資金特別会計」を「財政投
融資特別会計の財政融資資金勘定」に改める。

第十條第三項中「附則第八十條第一項各号」を
「第六十六條第一項各号」に改める。

第十二條第二項中「財政融資資金特別会計」を
「財政投融資特別会計の財政融資資金勘定」に改
める。

(旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の
一部の有効化等に関する法律の一部改正)

第二百七十四條 旧外貨債処理法による借換済外
貨債の証券の一部の有効化等に関する法律(昭
和二十六年法律第二百八十九号)の一部を次の
ように改正する。

第八條の見出し中「繰入」を「繰入れ」に改め、
同条第四項中「繰入」を「繰入れ」に、「国債整理
基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二
條第一項」を「特別会計に関する法律(平成十九
年法律第 号)第四十二條第一項」に改め
る。

(漁船損害等補償法の一部改正)

第二百七十五條 漁船損害等補償法の一部を次の
ように改正する。

第三百三十九條第四項、第四百十條第二項及び
第四百四十一條第二項中「漁船再保険及漁業共済
保険特別会計」を「漁船再保険及び漁業共済保険
特別会計」に改める。

第四百四十三條の見出し中「繰入」を「繰入れ」に
改め、同条中「漁船再保険及漁業共済保険特別
会計」を「漁船再保険及び漁業共済保険特別会
計」に改める。

(道路法施行法の一部改正)

第二百七十六條 道路法施行法(昭和二十七年法
律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四條の二中「道路整備特別会計の昭和三十
五年度」を「社会資本整備事業特別会計の道路整
備勘定又は業務勘定の平成二十年度」に、「昭和
三十四年度」を「特別会計に関する法律(平成十
九年法律第 号)附則第六十七條第一項第
五号の規定により設置する道路整備特別会計の
平成十九年度の予算」に、「除く」を「含む」に改
める。

(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟
に伴う措置に関する法律の一部改正)

第二百七十七條 国際通貨基金及び国際復興開
銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を
次のように改正する。

第九條を次のように改める。

(特別会計に関する法律の適用)

第九條 第五條第二項の規定により発行する基
金通貨代用証券については、特別会計に関す
る法律(平成十九年法律第 号)第四十六
條第一項及び第四十七條の規定は、適用しな

い。
第十條第七項を次のように改める。

7 第二項の規定により発行する国債については、特別会計に関する法律第四十二條第二項の規定は、適用しない。

(漁船乗組員給与保険法の一部改正)

第二百七十八條 漁船乗組員給与保険法の一部を次のように改正する。

第二十九條及び第三十三條第二項中「漁船再保険及漁業共済保険特別会計」を「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」に改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第二百七十九條 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「産業投資特別会計」を「財政投資特別会計の投資勘定」に改める。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第二百八十條 私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。

附則第十七項中「厚生保険特別会計」を「年金特別会計」に改める。

(国税収納金整理資金に関する法律の一部改正)

第二百八十一條 国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「電源開発促進対策特別会計」及び「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」を削る。

(厚生年金保険法の一部改正)

第二百八十二條 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項及び第七十九條の二中「厚生保険特別会計の年金勘定に係る」を「年金特別会計の厚生年金勘定の」に改める。

附則第二十條第四項第一号イ中「厚生保険特別会計の年金勘定に係る」を「特別会計に関する法律平成十九年法律第 号」附則第六十六條第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計

計法(昭和十九年法律第十号)に基づく厚生保険特別会計の年金勘定(次項において「旧厚生保険特別会計年金勘定」という。)又は年金特別会計の厚生年金勘定の」に改め、同条第五項中「厚生保険特別会計の年金勘定に係る」を「旧厚生保険特別会計年金勘定及び年金特別会計の厚生年金勘定の」に改める。

附則第三十三條第三項中「厚生保険特別会計の年金勘定に係る」を「年金特別会計の厚生年金勘定の」に改め、同条第七項中「厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第五條の規定にかかわらず」を「特別会計に関する法律第百一十一條第三項の規定によるほか」に、「同条の年金勘定」を「年金特別会計の厚生年金勘定」に改める。

附則第三十六條第二項中「厚生保険特別会計の年金勘定に係る」を「年金特別会計の厚生年金勘定の」に改める。

附則第三十八條第二項中「厚生保険特別会計の厚生年金勘定」を「年金特別会計の厚生年金勘定」に改める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第二百八十三條 自動車損害賠償保障法の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

3 前項の場合においては、特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第四百十九條第一項第一号ロ及び第五百一十一條第一項の規定は、適用しない。

附則第四項中「特別会計計法附則第十五項」を「特別会計に関する法律附則第六十六條第十七号の規定による廃止前の自動車損害賠償保障事業特別会計法(昭和三十年法律第百三十四号)附則第十五項」に、「特別会計計法附則第三項」を「同法附則第三項」に改め、「帰属した資産」の下に「で特別会計に関する法律附則第二百二十七條第四項の規定により自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定に帰属したもの」を加える。

第二百八十四條 自動車損害賠償保障法の一部を

次のように改正する。

第八十二條の見出し中「繰入」を「繰入れ」に改め、同条中「自動車損害賠償保障事業特別会計」を「自動車安全特別会計」に改める。

附則第三項中「附則第四百九十九條第一項第一号ロ及び第五百一十一條第一項」を「第二百一十三條第一項第一号ロ及び第二百一十五條第一項」に改める。

附則第四項中「帰属したものの」の下に「で同法附則第二百二十八條第八項の規定により自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定に帰属した資産」を加える。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第二百八十五條 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)」に改める。

(海岸法の一部改正)

第二百八十六條 海岸法の一部を次のように改正する。

附則第四項中「治水特別会計」を「社会資本整備事業特別会計の業務勘定」に、「第六條第二項第四号」を「第六條第一項第四号」に、「特別事業関係会計」を「特別事業関係特別会計」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二百八十七條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一條の十二第九項第一号中「国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五條第一項又は第五條ノ二」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第四十六條第一項又は第四十七條」に改め、同項第二号中「食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)第三條又は第四條」を「特別会計に関する法律第百三十六條第一項又は第百三十七條第一項」に改

め、同項第四号中「国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)第六條第一項又は第二項ただし書を」特別会計に関する法律第百六十九條第一項又は第二項に改め、同項第五号中「外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第四條第一項又は第十八條第一項若しくは第二項ただし書を」特別会計に関する法律第八十二條第一項若しくは第二項又は第八十三條第一項に改め、同項第七号中「財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第百一十一號)第十一條第一項又は第十二條」を「特別会計に関する法律附則第七十六條第一項」に改め、同項第八号中「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)第十二條第二項又は第十三條第一項」を「特別会計に関する法律第九十四條第二項又は第九十五條第一項」に改める。

第二百八十八條 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第四十一條の十二第九項第七号中「附則第七十六條第一項」を「第六十二條第一項」に改める。

(公営企業金融公庫法の一部改正)

第二百八十九條 公営企業金融公庫法(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「産業投資特別会計」を「財政投資特別会計の投資勘定」に改める。

(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部改正)

第二百九十條 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第五條中「特定国有財産整備特別会計以外の」を削る。

第六條を次のように改める。

(特定国有財産整備計画に係る事業の実施)
第六條 特定国有財産整備計画による庁舎等その他の施設の用に供する国有財産の取得に関する事業のうち、官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第八十一号)第十

条の規定により国土交通大臣が行うものの以外
のものは、政令で定めるところにより、財務
大臣が行う。

(地すべり等防止法の一部改正)

第二百九十一条 地すべり等防止法の一部を次の
ように改正する。

附則第四条の二中「治水特別会計」を「社会資
本整備事業特別会計の治水勘定若しくは業務勘
定」に改める。

(経済基盤強化のための資金及び特別の法人の
基金に関する法律の一部改正)

第二百九十二条 経済基盤強化のための資金及び
特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年
法律第六十九号)の一部を次のように改正す
る。

第七条第一項中「産業投資特別会計への繰入」
を「財政投融资特別会計の投資勘定への繰入れ」
に改める。

(国民年金法の一部改正)

第二百九十三条 国民年金法の一部を次のよう
に改正する。

第十六条の二第一項中「国民年金特別会計の
国民年金勘定に係る」を「年金特別会計の国民年
金勘定」に改める。

(外貨公債の発行に関する法律の一部改正)

第二百九十四条 外貨公債の発行に関する法律の
一部を次のように改正する。

第四条中「国債整理基金特別会計法(明治三十
九年法律第六号)第五条第一項及び第五号ノ二
を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第
百一十号)第四十六条第一項及び第四十七号」に、

「財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第
百一十号)第十一号第一項及び第十二号」を「同法
附則第七十六条第一項」に改める。

第二百九十五条 外貨公債の発行に関する法律の
一部を次のように改正する。

第一条第一項中「産業投資特別会計」を「財政
投融资特別会計の投資勘定」に、「同会計」を「同
勘定」に改める。

第四条中「附則第七十六条第一項」を「第六十
二条第一項」に改める。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項
とする。

(商業登記法の一部改正)

第二百九十六条 商業登記法の一部を次のよう
に改正する。

第十三条第二項中「登記印紙」を「収入印紙」に
改める。

(漁業災害補償法の一部改正)

第二百九十七条 漁業災害補償法の一部を次のよ
うに改正する。

第九十五条第二項、第九十六条第二項及び
第九十六条の二中「漁船再保険及漁業共済保
険特別会計」を「漁船再保険及び漁業共済保険
特別会計」に改める。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改
正)

第二百九十八条 都市開発資金の貸付けに関する
法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「都市開発資金融通特別会計
(以下「都市会計」を「社会資本整備事業特別会計
の業務勘定(以下「業務勘定」に、「都市会計」に」
を「業務勘定」に改める。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)

第二百九十九条 情報処理の促進に関する法律
(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のよう
に改正する。

第二十一条第一号及び第二十五条第一項中
「産業投資特別会計」を「財政投融资特別会計の
投資勘定」に改める。

(児童手当法の一部改正)

第三百条 児童手当法の一部を次のように改正す
る。

附則第六条第三項中「厚生保険特別会計法(昭
和十九年法律第十号)を「特別会計に関する法
律(平成十九年法律第 号)」に改める。

附則第七条第五項及び第八条第五項中「厚生
保険特別会計法」を「特別会計に関する法律」に

改める。

(財政融資資金の長期運用に対する特別措置に
関する法律の一部改正)

第三百一条 財政融資資金の長期運用に対する特
別措置に関する法律の一部を次のように改正す
る。

第六条第二項第二号を次のように改める。

二 特別会計に関する法律(平成十九年法律
第 号)附則第八十五条の投資(歳出予
算の金額のうち財政法(昭和二十二年法律
第三十四号)第十四条の三第一項又は第四
十二条ただし書の規定により使用すること
ができるものを除き、貸付けにあつては、
貸付けの期間が五年以上にわたる場合に限
る。)

第三百二条 財政融資資金の長期運用に対する特
別措置に関する法律の一部を次のように改正す
る。

第四条第二項中「財政融資資金特別会計」を
「財政投融资特別会計の財政融資資金勘定」に改
める。

第五条第二項第二号中「附則第八十五条」を
「第五十条」に改める。

(経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴
う措置に関する法律の一部改正)

第三百三条 経済協力開発機構金融支援基金への
加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十一年法
律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。
2 特別会計に関する法律(平成十九年法律
第 号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条の二の次に次の一条を加え
る。

(外国為替資金特別会計の歳入及び歳出の
特例等)

第十二条の三 外国為替資金に属する実際上
交換可能通貨(経済協力開発機構金融支援
基金への加盟に伴う措置に関する法律(昭
和五十一年法律第三十八号。以下この条に

において「加盟措置法」という。第二条第二号
に規定する実際上交換可能通貨をいう。以
下この項において同じ。は、加盟措置法第
三条第一号に掲げる貸付け(同号に規定す
る貸付予約の履行を含む。)及び譲受けのた
めに充てることができるものとし、同条第
二号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条
の規定による預入の受入れ及び借入れに係
る実際上交換可能通貨は、外国為替資金に
受け入れられるものとする。

2 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並び
に加盟措置法第四条の規定による預入の受
入れ及び借入れに係る利子又は手数料の収
入又は支出は、外国為替資金特別会計の歳
入又は歳出とする。

3 外国為替資金特別会計の負担に属する加
盟措置法第三条第二号に掲げる借入れ及び
加盟措置法第四条の規定による借入れに係
る利子の支出に必要な金額は、毎会計年
度、国債整理基金特別会計に繰り入れな
ければならない。

4 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並び
に加盟措置法第四条の規定による預入の受
入れ及び借入れにより発生する加盟措置法
第二条第一号に規定する特別引出権をもつ
て表示される債権又は債務の価額並びに当
該価額の改定及びこれに伴う損益の処理に
ついては、政令で定める。

(農業共済再保険特別会計における農作物共済
及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足
に充てするための一般会計から繰入金等に関
する法律の一部改正)

第三百四条 農業共済再保険特別会計における農
作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財
源の不足に充てするための一般会計から繰入金
金等に関する法律(昭和五十一年法律第一号)の
一部を次のように改正する。

第一条第二項中「農業共済再保険特別会計法
(昭和十九年法律第十一号)第六条第二項」を「特

別会計に関する法律(平成十九年法律第
号)第四百四十五条第一項に改める。

(農業共済再保険特別会計における果樹共済に
係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済保険特
別会計における漁業共済に係る保険金の支払財
源の不足に充てるための一般会計から繰入
金に関する法律の一部改正)

第三百五十五条 農業共済再保険特別会計における果
樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共
済保険特別会計における漁業共済に係る保険金
の支払財源の不足に充てるための一般会計から
繰入金に関する法律(昭和五十五年法律第
三三三号)の一部を次のように改正する。

第二項中「農業共済再保険特別会計法(昭和十
九年法律第十一号)第六條第三項において準用
する同条第二項」を「特別会計に関する法律(平
成十九年法律第 号)第四百四十五條第三項
において準用する同条第一項」に、「同項」を「同
法第四百四十六條第一項」に改める。

第三項中「同勘定」を「漁船再保険及び漁業共
済保険特別会計の漁業共済保険勘定」に、「漁船
再保険及漁業共済保険特別会計法(昭和十二年
法律第二十四号)第三條ノ五第一項」を「特別会
計に関する法律第七十八條第一項」に改める。
(農業共済再保険特別会計における農作物共済
畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払
財源の不足に充てるための一般会計から繰入
入金等に関する法律の一部改正)

第三百六条 農業共済再保険特別会計における農
作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保
険金の支払財源の不足に充てるための一般会計
から繰入金等に関する法律(昭和五十六年
法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「農業共済再保険特別会計法
(昭和十九年法律第十一号。次条において「法」
という。第六條第二項)を「特別会計に関する法
律(平成十九年法律第 号)第四百四十五條第
一項」に改め、「。以下この項において同じ」を
削り、「同条第二項」を「同法第四百四十六條第

項」に改める。

第二条中「農業共済再保険特別会計」を「特別
会計に関する法律附則第六十六條第六号の規定
による廃止前の農業共済再保険特別会計法(昭
和十九年法律第十一号)に基づく農業共済再保
険特別会計」に、「法第六條第二項」を「同法第六
條第二項」に改める。

(農業共済再保険特別会計における農作物共済、
畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払
財源の不足に充てるための一般会計から繰入
入金に関する法律の一部改正)

第三百七条 農業共済再保険特別会計における農
作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保
険金の支払財源の不足に充てるための一般会計
から繰入金に関する法律(昭和五十七年法
律第二号)の一部を次のように改正する。

第二項中「農業共済再保険特別会計法(昭和十
九年法律第十一号)第六條第二項」を「特別会計
に関する法律(平成十九年法律第 号)第四百
四十五條第一項」に改め、「。以下同じ」を削り、
「同条第二項」を「同法第四百四十六條第一項」に改
める。

(国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの
平準化を図るための一般会計から繰入れの
特例に関する法律の一部改正)

第三百八条 国民年金特別会計への国庫負担金の
繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入
繰入れの特例に関する法律(昭和五十八年法律
第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「国民年金特別会計」を「年
金特別会計」に改め、同条第一項中「国民年金特
別会計」を「年金特別会計(特別会計に関する法
律(平成十九年法律第 号)附則第六十六條
第二十三号の規定による廃止前の国民年金特別
会計法(昭和三十六年法律第六十三号)に基づく
国民年金特別会計を含む。に、「同特別会計」
を「年金特別会計」に改め、同条第二項中「前項」
を「特別会計に関する法律第百一十一條第二項の
規定によるほか、前項」に、「国民年金特別会計

国民年金勘定」を「年金特別会計の国民年金勘
定」に改める。

第五条を次のように改める。

(特別会計に関する法律の規定の読替へ)
第五条 年金特別会計の国民年金勘定におい
て、前条第一項の規定による繰入れがされた
会計年度に一般会計から受け入れた金額に係
る特別会計に関する法律第百二十條第二項第
一号の規定の適用については、同号中「金額」
とあるのは、「金額(国民年金特別会計への国
庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般
会計から繰入れの特例に関する法律(昭和
五十八年法律第四十六号)第四條第一項の
規定により繰り入れた金額を除く。とする。
(昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確
保を図るための特別措置等に関する法律の一部
改正)

第三百九条 昭和五十九年度の財政運営に必要な
財源の確保を図るための特別措置等に関する法
律(昭和五十九年法律第五十二号)の一部を次の
ように改正する。

第六條第一項中「国債整理基金特別会計法第
五條第一項及び第五條ノ二」を「特別会計に関
する法律(平成十九年法律第 号)第四十六條
第一項及び第四十七條」に改め、同条第二項中
「国債整理基金特別会計法第五條第一項又は第
五條ノ二」を「特別会計に関する法律第四十六條
第一項又は第四十七條」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改
正)

第三百十條 健康保険法等の一部を改正する法律
(昭和五十九年法律第七十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

附則第三十三條第三項中「厚生保険特別会計」
を「年金特別会計」に改める。
(電子情報処理組織による登記事務処理の円滑
化のための措置等に関する法律の一部改正)
第三百十一條 電子情報処理組織による登記事務
処理の円滑化のための措置等に関する法律の一

部を次のように改正する。

第三條第四項中「登記印紙」を「収入印紙」に改
める。
(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改
正)

第三百十二條 国民年金法等の一部を改正する法
律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

附則第三十八條の二第一項中「国民年金特別
会計(国民年金勘定)」を「特別会計に関する法律
(平成十九年法律第 号)附則第六十六條第
二十三号の規定による廃止前の国民年金特別会
計法(昭和三十六年法律第六十三号)に基づく
国民年金特別会計の国民年金勘定」に、「同法」を
「旧国民年金法」に改め、同条第三項中「国民年
金特別会計(国民年金勘定)」を削る。
(昭和六十年年度の財政運営に必要な財源の確保
を図るための特別措置に関する法律の一部改
正)

第三百十三條 昭和六十年年度の財政運営に必要な
財源の確保を図るための特別措置に関する法律
(昭和六十年法律第八十四号)の一部を次のよう
に改正する。

第二条第四項中「国債整理基金特別会計法(明
治三十九年法律第六号)第五條第一項及び第五
條ノ二」を「特別会計に関する法律(平成十九年
法律第 号)第四十六條第一項及び第四十七
條」に改め、同条第五項中「国債整理基金特別
会計法第五條第一項又は第五條ノ二」を「特別会
計に関する法律第四十六條第一項又は第四十七
條」に改める。

(昭和六十一年年度の財政運営に必要な財源の確
保を図るための特別措置に関する法律の一部改
正)

第三百十四條 昭和六十一年年度の財政運営に必要
な財源の確保を図るための特別措置に関する法
律(昭和六十一年法律第六十一号)の一部を次の
ように改正する。
第二条第四項中「国債整理基金特別会計法(明

治三十九年法律第六号)第五条第一項及び第五
条ノ二を「特別会計に関する法律(平成十九年
法律第 号)第四十六条第一項及び第四十
七条」に改め、同条第五項中「国債整理基金特別
会計法第五條第一項又は第五條ノ二」を「特別会
計に関する法律第四十六條第一項又は第四十七
条」に改める。

(昭和六十二年年度の財政運営に必要な財源の確
保を図るための特別措置に関する法律の一部改
正)

第三百十五條 昭和六十二年年度の財政運営に必要
な財源の確保を図るための特別措置に関する法
律(昭和六十二年法律第五十一号)の一部を次の
ように改正する。

第二條第四項中「国債整理基金特別会計法(明
治三十九年法律第六号)第五條第一項及び第五
条ノ二」を「特別会計に関する法律(平成十九年
法律第 号)第四十六條第一項及び第四十
七条」に改め、同条第五項中「国債整理基金特別
会計法第五條第一項又は第五條ノ二」を「特別会
計に関する法律第四十六條第一項又は第四十七
条」に改める。

(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活
用による社会資本の整備の促進に関する特別措
置法の一部改正)

第三百十六條 日本電信電話株式会社の株式の売
払収入の活用による社会資本の整備の促進に関
する特別措置法の一部を次のように改正する。

第七條の見出し中「産業投資特別会計法」を
「特別会計に関する法律」に改め、同条第一項中
「産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第百二
十二号)第一條」を「特別会計に関する法律(平成
十九年法律第 号)附則第八十五條」に改
め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定により、同項に規定する経理
を産業投資特別会計で行う場合においては、
特別会計に関する法律附則第八十七條、第八
十九條、第九十條第一項から第三項まで及び
第五項並びに第九十一條第一項、第三項及び

第四項中「産業投資特別会計」とあるのは、
「産業投資特別会計の産業投資勘定」とする。
第七條第十項を次のように改める。

10 第一項の規定により、同項に規定する経理
を産業投資特別会計で行う場合においては、
特別会計に関する法律附則第八十八條中「次
に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類
(第三号及び第四号に掲げる書類については、
産業投資勘定に係るものに限る。)」と、同法
附則第九十條第四項中「産業投資特別会計」と
あるのは「産業投資特別会計の各勘定」と、
「利益積立金」とあるのは「当該各勘定の利益
積立金」とする。

第三百十七條 日本電信電話株式会社の株式の売
払収入の活用による社会資本の整備の促進に関
する特別措置法の一部を次のように改正する。

第六條及び第七條を次のように改める。
(繰入規定)

第六條 政府は、当分の間、次に掲げる財源に
充てるため、各会計年度における国債の償還
等国債整理基金の運営に支障の生じない範囲
内で、日本電信電話株式会社の株式の売払取
入金に相当する金額の一部を、予算で定める
ところにより、国債整理基金特別会計から一
般会計に繰り入れることができる。

一 別に法律で定めるところにより第二條第
一項又は第二條の二第一項の規定による貸
付けに関する経理を行う特別会計(以下「特
別融資関係特別会計」という。)への繰入れ
の財源

二 第二條第一項又は第二條の二第一項の規
定による貸付け(特別融資関係特別会計に
おいて経理されるものを除く。)の財源

三 第三條第一項又は第二項の規定による日
本政策投資銀行等への貸付けの財源

四 次條第二項に規定する当該公共的建設事
業の費用に充てるための財源及び当該公共
的建設事業に関する経理を行う場合の特別
会計(次條において「特別事業関係特別会

計」という。)への同項の規定による繰入れ
の財源

2 政府は、後日、前項の規定により国債整理
基金特別会計から一般会計に繰り入れられた
金額に達するまでの金額を、予算で定めると
ころにより、一般会計から国債整理基金特別
会計に繰り入れるものとする。

(特別融資関係特別会計及び特別事業関係特
別会計への繰入れ)

第七條 前條第一項の規定により、国債整理基
金特別会計から一般会計に繰り入れられたと
きは、第二條第一項又は第二條の二第一項の
規定による貸付けの財源に充てるため、特別
融資関係特別会計の当該貸付金に相当する金
額を特別融資関係特別会計に、予算で定める
ところにより、繰り入れるものとする。

2 前條第一項の規定により、国債整理基金特
別会計から一般会計に繰り入れられたとき
は、国が実施する公共的建設事業であつて民
間投資の拡大又は地域における就業機会の増
大に寄与すると認められる社会資本を整備す
るもののうち緊急に実施する必要のあるもの
の財源に充てるため、当該公共的建設事業に
要する費用(国が負担すべき費用に限る。)に
相当する金額を特別事業関係特別会計に、予
算で定めるところにより、繰り入れるものと
する。

3 財務大臣は、他の各省各庁の長の同意を得
て、当該各省各庁に置かれた官職を指定する
ことにより、その官職にある者に第二條第一
項又は第二條の二第一項の規定による貸付金
(特別融資関係特別会計において経理される
ものを除く。)に係る支出負担行為に関する事
務を委任するものとする。

(漁船再保険及漁業共済保険特別会計における
漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充て
るための一般会計から繰入金に関する法律
の一部改正)

第三百十八條 漁船再保険及漁業共済保険特別会

計における漁業共済に係る保険金の支払財源の
不足に充てるための一般会計から繰入金に
関する法律(昭和六十三年法律第三号)の一部を
次のように改正する。

第二項中「漁船再保険及漁業共済保険特別会
計」を「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計
の」に、「漁船再保険及漁業共済保険特別会計
(昭和十二年法律第二十四号)第三條ノ五第一
項」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律
第 号)第七十八條第一項」に改める。

(昭和六十二年年度の財政運営に必要な財源の確
保を図るための特別措置に関する法律の一部改
正)

第三百十九條 昭和六十三年年度の財政運営に必要
な財源の確保を図るための特別措置に関する法
律(昭和六十三年法律第五十一号)の一部を次の
ように改正する。

第二條第四項中「国債整理基金特別会計法(明
治三十九年法律第六号)第五條第一項及び第五
条ノ二」を「特別会計に関する法律(平成十九年
法律第 号)第四十六條第一項及び第四十
七条」に改め、同条第五項中「国債整理基金特別
会計法第五條第一項又は第五條ノ二」を「特別会
計に関する法律第四十六條第一項又は第四十七
条」に改める。

(平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を
図るための特別措置に関する法律の一部改正)

第三百二十條 平成元年度の財政運営に必要な財
源の確保を図るための特別措置に関する法律
(平成元年法律第四十二号)の一部を次のように
改正する。

第二條第四項中「国債整理基金特別会計法(明
治三十九年法律第六号)第五條第一項及び第五
条ノ二」を「特別会計に関する法律(平成十九年
法律第 号)第四十六條第一項及び第四十
七条」に改め、同条第五項中「国債整理基金特別
会計法第五條第一項又は第五條ノ二」を「特別会
計に関する法律第四十六條第一項又は第四十七
条」に改める。

会計法(昭和三十年法律第百三十四号)附則第二項を「特別会計に関する法律附則第百四十五条」に改める。

第三百二十八条 平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第五項を削り、同条第六項中「前二項」を「前項」に、「第六条第二項第一号」を「第六条第一項第一号」に改め、同項を同条第五項とする。

第十条第二項中「又は自動車損害賠償保障事業特別会計を、自動車損害賠償保障事業特別会計又は自動車安全特別会計の保障勘定」に、「同特別会計を「自動車安全特別会計の保障勘定」に改め、同条第三項中「自動車損害賠償保障事業特別会計」を「自動車安全特別会計の保障勘定」に、「同特別会計の歳入」を「当該勘定の歳入」に改める。

附則第二項中「附則第百四十五条」を「附則第五十五条第一項」に、「経理を自動車損害賠償保障事業特別会計を「経理を自動車安全特別会計」に、「自動車損害賠償保障事業特別会計」とあるのは「自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定」を「自動車損害賠償保障事業特別会計又は自動車安全特別会計」とあるのは「自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定又は自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定若しくは」に、「から同特別会計」とあるのは「を」から自動車安全特別会計の保障勘定」とあるのは「に」、「から自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定」を「から自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定」に、「自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定」を「自動車安全特別会計の保障勘定」に、「への繰入金金は、同特別会計」を「の保障勘定への繰入金は、当該勘定」に改める。

発行の特例等に関する法律の一部改正
第三百二十九条 平成八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成八年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「厚生保険特別会計年金勘定」を「年金特別会計の厚生年金勘定(特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第十六条第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)に基づく厚生保険特別会計の年金勘定を含む。)」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 特別会計に関する法律第百十一条第三項の規定によるほか、前項の規定による一般会計から年金特別会計の厚生年金勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。

4 年金特別会計の厚生年金勘定において、第二項の規定による繰入れがされた会計年度に一般会計から受け入れた金額に係る特別会計に関する法律第百二十条第二項第二号の規定の適用については、同号中「金額」とあるのは、「金額(平成八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成八年法律第四十一号)第三條第二項の規定により繰り入れた金額を除く。)」とする。

(林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正)
第三百三十条 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第九条中「国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)第一条第二項」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第百五十八条第二項」に改める。

(木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正)
第三百三十一条 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)第一条第二項」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第百五十八条第二項」に改める。

(平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律の一部改正)
第三百三十二条 平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「厚生保険特別会計年金勘定」を「年金特別会計の厚生年金勘定(特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第十六条第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)に基づく厚生保険特別会計の年金勘定を含む。)」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 特別会計に関する法律第百十一条第三項の規定によるほか、前項の規定による一般会計から年金特別会計の厚生年金勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。

4 年金特別会計の厚生年金勘定において、第二項の規定による繰入れがされた会計年度に一般会計から受け入れた金額に係る特別会計に関する法律第百二十条第二項第二号の規定の適用については、同号中「金額」とあるのは、「金額(平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成九年法律第二十七号)第三條第二項の規定により繰り入れた金額を除く。)」とする。

(財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部改正)
第三百三十三条 財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第一項」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第四十二条第一項」に、「交付税及び譲与税配付

金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)第四条」を「同法第二十四条」に改める。

第二十八条中「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」を「エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定」に、「同特別会計」を「当該勘定」に、「電源開発促進対策特別会計」を「同特別会計の電源開発促進勘定」に改める。

(平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律の一部改正)
第三百三十四条 平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成十年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「厚生保険特別会計年金勘定」を「年金特別会計の厚生年金勘定(特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第十六条第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)に基づく厚生保険特別会計の年金勘定を含む。)」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 特別会計に関する法律第百十一条第三項の規定によるほか、前項の規定による一般会計から年金特別会計の厚生年金勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。

4 年金特別会計の厚生年金勘定において、第二項の規定による繰入れがされた会計年度に一般会計から受け入れた金額に係る特別会計に関する法律第百二十条第二項第二号の規定の適用については、同号中「金額」とあるのは、「金額(平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成十年法律第三十五号)第三條第二項の規定により繰り入れた金額を除く。)」とする。

(動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正)
第三百三十五条 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「登記印紙」を「収入印紙」

に改める。

(国有林野事業の改革のための特別措置法の一部改正)

第三百三十六条 国有林野事業の改革のための特別措置法(平成十年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「国有林野事業特別会計法」を「特別会計に関する法律」に改める。

第一条中「国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)第一条第二項」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第百五十八号)第二項」に改める。

第十条第一項中「国有林野事業特別会計法第一条第三項第一号」を「特別会計に関する法律第百五十八号第三項第一号」に改める。

第十五条第一項中「改正前の国有林野事業特別会計法」の下に「(昭和二十二年法律第三十八号)」を加える。

「第二節 国有林野事業特別会計法の特例」を「第二節 特別会計に関する法律の特例」に改める。

第十八条第一項中「国有林野事業特別会計法」を「特別会計に関する法律」に改め、同条第二項を削る。

第二十条中「国有林野事業特別会計法第十四条第二項」を「特別会計に関する法律第百六十五条第二項」に改める。

(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正)

第三百三十七条 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条 削除

(一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ)

第六条 政府は、次に掲げる債務の償還を確実にするため、特別会計に関する法律(平成十九年法律第百五十八号)の規定による繰入れを

適切に行うものとする。

一 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律第二条第一項の規定により政府が承継した債務

二 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(平成二年法律第四十五号)第二条第二項の規定により政府が承継した債務

三 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律第三条の規定債務に係る債務

(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正)

第三百三十八条 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」を「交付税及び譲与税配付金特別会計、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」を「交付税及び譲与税配付金特別会計、国債整理基金特別会計」に改める。

第二十六条中「国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第一項」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第百四十二条第一項)」に改める。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正)

第三百三十九条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第八条の見出し中「交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第七条の二」を「特別会計に関する法律附則第十条」に改め、同条中「交付税

及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)附則第七条の二」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第百五十八号)附則第十条」に改める。

(後見登記等に関する法律の一部改正)

第三百四十条 後見登記等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「登記印紙」を「収入印紙」に改める。

(貿易保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第三百四十一条 貿易保険法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第六項中「貿易再保険特別会計法(昭和二十五年法律第六十八号)第一条」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第百五十八号)第一条」に、「同法第四条第二項」を「同法第百八十二条」に、「同法第百八十四条第一号イ及び第二号イ中「再保険の」とあるのは「再保険及び貿易保険法の一部を改正する法律附則第十條第一項の再保険の」と、同条第一号ロに、「第六十一条第二項」を「同条中「第六十一条第二項」に、「同法第百八十二条」の二第二項中「及び法」を「同法第百八十六条第一項第三号中「及び貿易保険法による政府の再保険」とあるのは「並びに貿易保険法による政府の再保険及び貿易保険法の一部を改正する法律附則第十條第一項の再保険」と、同法第百九十一条第二項中「及び貿易保険法」に、「並びに法」を「並びに貿易保険法」に改める。

(独立行政法人土木研究所法の一部改正)

第三百四十二条 独立行政法人土木研究所法の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「治水特別会計法(昭和三十三年法律第四十号)第一条第二項第六号」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第百五十八号)附則第百三十三号第三項第七号」に改める。

第三百四十三条 独立行政法人土木研究所法の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

(独立行政法人電子航法研究所法の一部改正)

第三百四十四条 独立行政法人電子航法研究所法(平成十一年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)第一条第一項」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第百五十八号)附則第百三十四号第二項」に改める。

第三百四十五条 独立行政法人電子航法研究所法の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

(独立行政法人航空大学校法の一部改正)

第三百四十六号 独立行政法人航空大学校法(平成十一年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)第一条第一項」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第百五十八号)附則第百三十四号第二項」に改める。

第三百四十七号 独立行政法人航空大学校法の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三百四十八号 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三十七号第一項中「年金積立金(」の下に「特別会計に関する法律(平成十九年法律第百五十八号)附則第六十六号第二十三号の規定による廃止前の国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)に基づく」を、「及び」の下に「同条第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)に基づく」を加え、「以下同じ」を削り、「財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第百一十一号)第十一条第

一項又は第十二条を「特別会計に関する法律附則第七十六条第一項」に改め、同条第二項中の「年金積立金を」の年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定の積立金に改める。

第三百四十九条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三十七条第一項中「附則第七十六条第一項を」第六十二条第一項に改める。
(郵便貯金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三百五十条 郵便貯金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第百一十一号)第一条第一項又は第十二条を」特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第七十六条第一項に改める。

附則第六条第二項中「財政融資資金特別会計法第十一条第一項又は第十二条を」特別会計に関する法律附則第七十六条第一項に改める。
(自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律の一部改正)

第三百五十一条 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「第四十条及び第四十六条(なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。)」の下に、「同条」とあるのは「第七十八条」とを加え、「法第七十六条」とあるのは「法第七十六条」と、特別会計法附則第十三項中「納付金、なお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは「納付金」と、特別会計法附則第十六項中「なお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定による一般会計からの繰入金及び附属雑収入」とあるのは「及び附

属雑収入」と、特別会計法附則第十八項中「納付金、なお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは「納付金」を「第百五十一条第一項」とあるのは「第三項第一号ホ並びに第百五十一条」に改める。

第三百五十二条 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「自動車損害賠償保障事業特別会計を」自動車安全特別会計に、「第百五十一条第一項」とあるのは「第三項第一号ホ並びに第百五十一条」を「第二百三十三条第一項第一号ロ」とあるのは「附則第六十三条中」第二百三十五条第一項中「の業務の執行に要する経費」とあるのは「及びなお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定に基づく自動車損害賠償責任再保険事業等の業務の執行に要する経費」と、第二百六条の見出し中「とあるのは」第二百六条の見出し中とし、同法第二百三十三条第一項第二号ロに改める。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)
第三百五十三条 沖縄振興特別措置法の一部を次のように改正する。

第三百五十五条第八項ただし書中「同法第八十八条の二第一項の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもってその財源とする」を「当該事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる」に、「当該借入金についての利息の額を」当該消費税及び地方消費税に相当する額に改める。
(平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律の一部改正)

第三百五十四条 平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成十四年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「国債整理基金特別会計法」を

「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)」に改める。
(石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律の一部改正)

第三百五十五条 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第二項を除く。」、国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)第六条及び第八条を除く。を「国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)第六条及び第八条を除く。」を「第六号及び第八号を除く。」、特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)に改める。
(日本郵政公社法施行法の一部改正)

第三百五十六条 日本郵政公社法施行法(平成十四年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第百一十一号)第一条第一項又は第十二条を」特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第七十六条第一項に改める。
(独立行政法人緑資源機構法の一部改正)

第三百五十七条 独立行政法人緑資源機構法の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第五号中「国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)第一条第二項を」特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第百五十八号第二項に改める。
(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正)

第三百五十八条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「電源開発促進対策特別会計法(昭和四十九年法律第八十号)第一条第三項を」特別会計に関する法律(平成十九年法律

第 号)第八十五条第五項に改め、同条第二号中「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)第一条第二項を」特別会計に関する法律第八十五条第二項に、「石油及びエネルギー需給構造高度化対策に」を「燃料安定供給対策及び同条第三項に規定するエネルギー需給構造高度化対策に」に改める。

第三百五十九条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を次のように改正する。

附則第十五条第二項中「産業投資特別会計を」財政融資特別会計の投資勘定に改める。
(中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の一部改正)

第三百六十条 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第十五項第一号ロ及び同項第二号中「産業投資特別会計を」財政融資特別会計の投資勘定に改める。
(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第三百六十一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第三号中「産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第百一十二号)第一条第一項を」特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第八十五条に改める。

第三百六十二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第三号中「附則第八十五条」を「第五十条」に改める。

附則第五条第五項並びに第九条第三項及び第五項中「産業投資特別会計を」財政融資特別会計の投資勘定に改める。
(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第三百六十三条 独立行政法人福祉医療機構法の

一部を次のように改正する。

附則第五号の二第六項及び第九項中「厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び国民年金特別会計」を「年金特別会計及び船員保険特別会計」に改め、同条第十三項から第十五項までを次のように改める。

13 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第百一十一條第三項の規定によるほか第六項の規定による納付金は年金特別会計の厚生年金勘定の歳入とし、同条第七項第一号へ及び第百十四條第九項中「第十六條第四項」とあるのは「附則第五号の二第十一項の規定により読み替へて適用する同法第十六條第四項」とする。

14 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律附則第九十三條の規定によるほか、第六項の規定による納付金は、船員保険特別会計の歳入とする。

15 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律第百一十一條第二項の規定によるほか、第六項の規定による納付金は、年金特別会計の国民年金勘定の歳入とする。

(独立行政法人原子力安全基盤機構法の一部改正)
第三百六十四條 独立行政法人原子力安全基盤機構法の一部を次のように改正する。

第十四條第一号中「電源開発促進対策特別会計法(昭和四十九年法律第八十号)第二條の二に規定する電源立地勘定からの」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第八十七條の電源開発促進勘定からの電源立地対策に要する」に改め、同条第二号中「電源開発促進対策特別会計法第一條の二に規定する電源利用勘定

からの」を「特別会計に関する法律第八十七條の電源開発促進勘定からの電源利用対策に要する」に改める。

(独立行政法人水資源機構法の一部改正)
第三百六十五條 独立行政法人水資源機構法の一部を次のように改正する。

第十四條第五項中「治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定又は国営土地改良事業特別会計を」特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第六十六條第十八號の規定による廃止前の国営土地改良事業特別会計法(昭和三十一年法律第七十一号)に基づく国営土地改良事業特別会計、特別会計に関する法律附則第六十七條第一項第十號の規定により設置する国営土地改良事業特別会計及び同法附則第二百三十一條第二項に規定する食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定」に改める。

(社会資本整備重点計画法の一部改正)
第三百六十六條 社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第四條第六項中「国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)第一條第四項を」特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第百五十八條第四項」に改める。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)
第三百六十七條 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第四十四條第二項を次のように改める。

2 国が前項の規定により機構に対する貸付けを行う場合における特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第九十四條第二項の規定の適用については、同項中「第一條とあるのは、」第一條及び独立行政法人都市再生機構法附則第四十四條第一項」とする。

第三百六十八條 独立行政法人都市再生機構法の一部を次のように改正する。

附則第四十四條第二項中「附則第九十四條第二項を」第百九十八條第六項」に改める。

(東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法の一部改正)
第三百六十九條 東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「空港整備特別会計を」社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)
第三百七十條 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

附則第十三條第六項中「第五十六條を」第五十六條第二項」に改める。

附則第五十六條の見出し中「国民年金特別会

計法」を「廃止前の国民年金特別会計法及び特別会計に関する法律」に改め、同条中「平成十六年度から特定年度の前年度」を「平成十六年度から平成十八年度」に、「国民年金特別会計法」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第二百四十五條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法附則第六十六條第二十三號の規定による廃止前の国民年金特別会計法」に改め、同条の表平成十八年度(附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日の属する月以後の期間に限る。から特定年度の前年度までの各年度の項中「から特定年度の前年度までの各年度」を削り、同条に次の一項を加える。

2 平成十九年度から特定年度の前年度までの各年度における特別会計に関する法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百十三條第一項	附則第十四條第一項において読み替へて適用する国民年金法第八十五條第一項(平成十六年国民年金等改正法附則第十四條第二項において適用する場合を含む。)	附則第十三條第六項において読み替へて適用する国民年金法第八十五條第一項
第百十三條第二項	厚生年金保険法	平成十六年国民年金等改正法附則第三十二條第五項において読み替へて適用する厚生年金保険法
第百十四條第一項第一号	附則第三十四條第二項	附則第三十四條第二項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三條第六項
第百十四條第二項第二号	において読み替へて適用する国民年金法第八十五條第一項第二号(平成十六年国民年金等改正法附則第十四條第二項において適用する場合を含む。)	及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三條第六項において読み替へて適用する国民年金法第八十五條第一項第二号

第百十四条第一項第三号	において	及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第六項において
第百二十条第二項第一号	附則第十四条第一項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項（平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）	附則第十三条第六項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項
第百二十条第二項第二号	における	における平成十六年国民年金等改正法附則第三十二條第五項において読み替えて適用する

（年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正）
 第三百七十一條 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二十五條第四項中「厚生保険特別会計年金勘定又は国民年金特別会計国民年金勘定を」を「年金特別会計の厚生年金勘定又は国民年金勘定」に改める。

（不動産登記法の一部改正）
 第三百七十二條 不動産登記法の一部を次のように改正する。

第百十九條第四項中「登記印紙」を「収入印紙」に改める。

（独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部改正）
 第三百七十三條 独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を次のように改正する。

第十八條第一号中「電源開発促進対策特別会計法昭和四十九年法律第八十号」第一条第三項を「特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）第八十五条第五項」に改める。

（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部改正）
 第三百七十四條 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）

第五部 財政金融委員会会議録第五号（その二）

平成十九年三月二十日【参議院】

の一部分を次のように改正する。
 第十五條第一項中「厚生保険特別会計年金勘定、国民年金特別会計国民年金勘定又は厚生保険特別会計健康勘定を」を「年金特別会計の厚生年金勘定、国民年金勘定又は健康勘定」に改め、同条第三項を次のように改める。
 3 機構が第一項の規定による納付金を年金特別会計の厚生年金勘定に納付する場合には特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）第百十一條第三項の規定によるほか当該納付金は当該勘定の歳入とし、同特別会計の健康勘定に納付する場合には同条第五項の規定によるほか当該納付金は当該勘定の歳入とする。
 （郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）
 第三百七十五條 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二二號）の一部を次のように改正する。
 第五條を次のように改める。
 （特別会計に関する法律の一部改正）
 第五條 特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。
 第九十九條第三項第一号口、第百二二條第二

項、第百十一條第五項第一号ハ、第百九十五條第一号イ及び附則第二百三十三條第一号イ中「第三條第三項」を「第三條第五項」に改める。
 附則第十二條の次に次の一條を加える。
 （日本郵政株式会社株式の株式の国債整理基金特別会計への所屬替）
 第十二條の二 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七號）第三十八條第五項の規定により政府に無償譲渡された日本郵政株式会社株式の株式の総数の三分の二に当たる株式は、国債の償還に充てるべき資金の充実に資するため、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所屬替をするものとする。
 第九條を次のように改める。
 第九條 削除
 第八十五條を次のように改める。
 第八十五條 削除
 第九十四條を次のように改める。
 第九十四條 削除
 第九十七條を次のように改める。
 第九十七條 削除
 （石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正）
 第三百七十六條 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を次のように改正する。
 第六十九條第三項中「労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八號）」を「特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）」に、「同法第四條第二項第一号」を「同法第九十九條第一項第二号イ」に改める。
 （国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律の一部改正）
 第三百七十七條 国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九號）の一部を次のように改正する。
 附則第四條を次のように改める。
 第四條 削除
 （平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律の一部改正）

第三百七十八條 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一號）の一部を次のように改正する。
 第三條第二項中「同特別会計の電源立地勘定又は電源利用勘定」を「エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定」に、「それぞれ同特別会計の電源立地勘定又は電源利用勘定の歳入」を「電源立地対策又は電源利用勘定の区分に従って同特別会計の電源開発促進勘定の歳入」に改める。
 （海上物流の基盤強化のための港灣法等の一部を改正する法律の一部改正）
 第三百七十九條 海上物流の基盤強化のための港灣法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
 附則第三條第二項を次のように改める。
 2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧外貿法第六條の規定による政府の貸付けについては、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第二百二十三條第三項第八號の貸付けとみなして同法の規定を適用する。この場合において、同法附則第二百二十六條第一項第一号ハ及び第二号ホ並びに第二百二十八條第一項中「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六條第一項」とあるのは、「海上物流の基盤強化のための港灣法等の一部を改正する法律附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二條の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第六條」とする。
 附則第三條第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
 3 旧外貿法第二條第三項の規定による貸付金の償還金は、港灣整備特別会計の港灣整備勘

八五

項を「同条第五項」に改め、「の事務の執行に要する費用」の下に「のうち健康保険に関し政府が行う業務に係るもの」を加える。

附則第三十二条第二項第一号中「高齢者の

医療の確保に関する法律」の下に「昭和五十七年法律第八十号」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「介護保険法」の下に「平成九年法律第二百二十三号」を加え、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前二号」を「前二号」に、「健康保険事業」を「健康保険法の規定による健康保険事業」に改め、同号を同項第三号とし、同条第五項を削る。

附則第三十八條の二及び第三十八條の三を削る。
附則第二百條の二中「国民健康保険法」の下に「昭和三十三年法律第九十二号」を加える。

附則第八十一條の前の見出し及び同条中「厚生保険特別会計法」を「特別会計に関する法律」に改める。
附則第八十二條を次のように改める。

第八十二條 附則第八十條の規定による改正後の特別会計に関する法律第百十一條第五項及び第七項、第百十三條第五項、第百十四條第七項並びに附則第二十九條の規定は、平成二十一年度の予算から適用し、平成二十年度の予算に関する附則第八十條の規定による改正前の同法第百十一條第五項第一号イ及び第二号イ並びに第七項第二号イ、第百十四條第七項並びに附則第二十九條の規定の適用については、同法第百十一條第五項第一号イ中「健康保険事業の保険料」とあるのは「健康保険法の規定による社会保険庁長官が徴収する保険料」と、同項第二号イ中「健康保険事業の保険給付費」とあるのは「健康保険事業の保険給付費及び全国健康保険協会への交付金」と、同条第七項第二号イ中「及び健康保険事業」とあるのは「健康保険事業及び健康保険に関し政府が行う業務」と、同法第百十四條第七項中「又は福祉事業費」とあるのは「若しくは福祉事業費又は健康保険に関し政府が行う業務の業務取扱費」と、附則第二十九條中「健康保険事業及び特別障害給付金」とあるのは「健康保険事業及び特別障害給付金」とあるのは「健康保険事業、健康保険に関し政府が行う業務及び特別障害給付金」とする。

健康保険事業、健康保険に関し政府が行う業務及び特別障害給付金」とする。

附則第八十四條及び第八十五條を次のように改める。

第八十四條及び第八十五條 削除
附則第七十七條中独立行政法人年金・健康保険福祉施設整備機構法第十五條第三項の改正規定を削る。

附則第八十八條を次のように改める。

附則第八十八條 削除
（登記印紙の廃止に伴う経過措置）

第三百八十二條 附則第二百六十條の規定による改正後の民法施行法第八條第二項、附則第二百六十二條の規定による改正後の抵当証券法第三條第五項（同法第二十二條において準用する場合を含む。）、附則第二百九十六條の規定による改正後の商業登記法第十三條第二項本文（同法第四十九條第七項（同法第九十五條、第百十一條及び第百十八條において準用する場合を含む。）、及び他の法令において準用する場合を含む。）、附則第三百十一條の規定による改正後の電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律第三條第四項本文、附則第三百三十五條の規定による改正後の不動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第二十一條第二項本文、附則第三百四十條の規定による改正後の後見登記等に関する法律第十一條第二項本文又は附則第三百七十二條の規定による改正後の不動産登記法第百十九條第四項本文（同法第百二十條第三項、第百二十一條第三項及び第百四十九條第三項並びに他の法令において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、手数料を納付するときは、収入印紙又は登記印紙をもってすることができ。

（土地改良法の一部改正に伴う経過措置）
第三百八十三條 附則第一條第一号に掲げる規定の施行の際、現に附則第二百六十六條の規定による改正前の土地改良法第八十八條の二第一項

の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもってその財源としている土地改良事業については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）
第三百八十四條 附則第二百八十二條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第三十六條第二項の規定は、平成二十一年以後の各年の同条第二項の利率について適用し、平成十九年及び平成二十年の同項の利率については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）
第三百八十五條 附則第二百八十七條の規定による改正後の租税特別措置法第四十一條の十二第九項第一号、第二号、第四号、第五号、第七号及び第八号の規定は、附則第二百八十七條の規定の施行の日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用し、同日前に発行された同条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一條の十二第九項に規定する特定短期公社債については、なお従前の例による。

第三百八十六條 附則第二百八十八條の規定による改正後の租税特別措置法第四十一條の十二第九項第七号の規定は、附則第二百八十八條の規定の施行の日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用し、同日前に発行された同条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一條の十二第九項に規定する特定短期公社債については、なお従前の例による。

（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）
第三百八十七條 附則第二百三十四條第一項に規定する未完了事業については、附則第二百九十九條の規定による改正前の国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第六條の規定は、なおその効力を有する。

（日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三百八十八條 附則第三百十六條の規定による改正前の日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法に基づく産業投資特別会計の社会資本整備勘定（以下この条において「旧社会資本整備勘定」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧社会資本整備勘定の平成十九年度の収入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第三百十六條の規定による改正後の日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法に基づく産業投資特別会計の社会資本整備勘定（以下この条及び次条において「暫定社会資本整備勘定」という。）の収入に繰り入れるものとする。

2 旧社会資本整備勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四條の三第一項若しくは第四十二條ただし書又は附則第六十六條第十五號の規定による廃止前の産業投資特別会計法第十五條第一項の規定による繰越しを必要とするものは、暫定社会資本整備勘定に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧社会資本整備勘定に所属する権利義務は、暫定社会資本整備勘定に帰属するものとする。

4 前項の規定により暫定社会資本整備勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定社会資本整備勘定の歳入及び歳出とする。

第三百八十九條 暫定社会資本整備勘定の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、暫定社会資本整備勘定の平成二十年度の収入に繰り入れるべき金額があるときは、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 暫定社会資本整備勘定の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四條の三第一項又は第四十二條ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、一般会計に繰り越して

使用することができる。

3 附則第三百十七条の規定による改正後の日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の施行の際、暫定社会資本整備勘定に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

(一般会計からの繰入れに関する他の法令の適用)

第三百九十条 第六条の規定は、この法律の施行前に他の法令において定められた一般会計から特別会計への繰入れに関する規定の適用を妨げるものではない。

(罰則に関する経過措置)

第三百九十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三百九十二条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。